

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2023年8月



インテグラル株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式10,869,375千円（見込額）の募集及び株式2,092,500千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2023年8月17日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

インテグラル株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

経営理念・行動規範

経営陣・従業員と一体となって経営に関与する日本型プライベートエクイティ(PE)により、世界に通用する企業改革を実現し、あらゆる産業のStakeholders' Capitalistを目指す



- ① **ハートのある信頼関係を事業のすべての基礎とします。**
企業は人です。信頼関係があれば、企業は潜在能力を最大限に発揮して発展できると考えております。

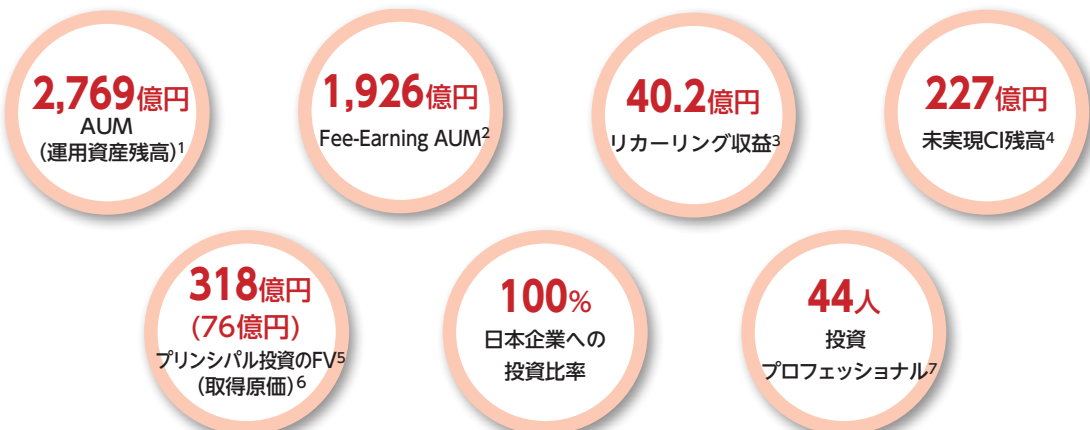
行動規範

- ② **長期的な企業価値の向上を愚直に追求します。**
同じ目線に立ち、時間をかけて挑戦し続ける事で改革を着実に進めるよう行動します。

- ③ **最高の英知を結集し、「新しい何か」の創造に挑戦します。**
『業界並』では競争に勝てません。革新への積極果敢なチャレンジをサポートします。

Integral Overview

インテグラルは日本特化型PE Fundのリーディングカンパニーを目指しています



1. 2023年6月末時点、投資期間中のファンド又は投資期間の定めのないファンドは出資約束金額により、投資期間終了後のファンドは投資ポートフォリオのFVにより集計。またAUM(運用資産残高)は、当社が管理報酬を受領するファンドのみを対象としており、個別案件において共同投資家が出資を行っているものの当社が管理報酬を受領しないファンドは対象外。なお、投資期間とは、組合契約上で当社グループによる新たな投資先への投資実行が許容される期間であり、ファンド開始後約5年間

2. 2023年6月末時点、ファンドの管理報酬の計算基礎となる運用資産残高であり、投資期間中のファンド又は投資期間の定めのないファンドは出資約束金額により、投資期間終了後のファンドは投資ポートフォリオの取得原価残高により集計

3. 2022年12月期、リカーリング収益＝経営支度料+受取管理報酬

4. 2023年6月末時点、未実現キャリドインテラレスト残高を指す。ファンドの未実現キャリドインテラレストは、当該期末時点で投資先企業をその時点のFair Valueで売却したと仮定した場合に、当社グループが受領することが出来ると見込まれるキャリドインテラレストの金額(当該期末時点での累計分配額とポートフォリオの時価評価増益を純資産に合算した金額から出資履行金額を控除した金額に20%を乗じた金額)と計算される。なお、本表に掲載の未実現キャリドインテラレストは、上記の計算により算出される未実現キャリドインテラレストの内、役員によるGP出資分(2023年6月末時点で2号ファンド19%、3号ファンド21%、4号ファンド39%)を除いた当社グループに帰属すると見込まれる金額である。

5. 2023年6月末時点、IFRSに基づく公正価値(FV:Fair Value)

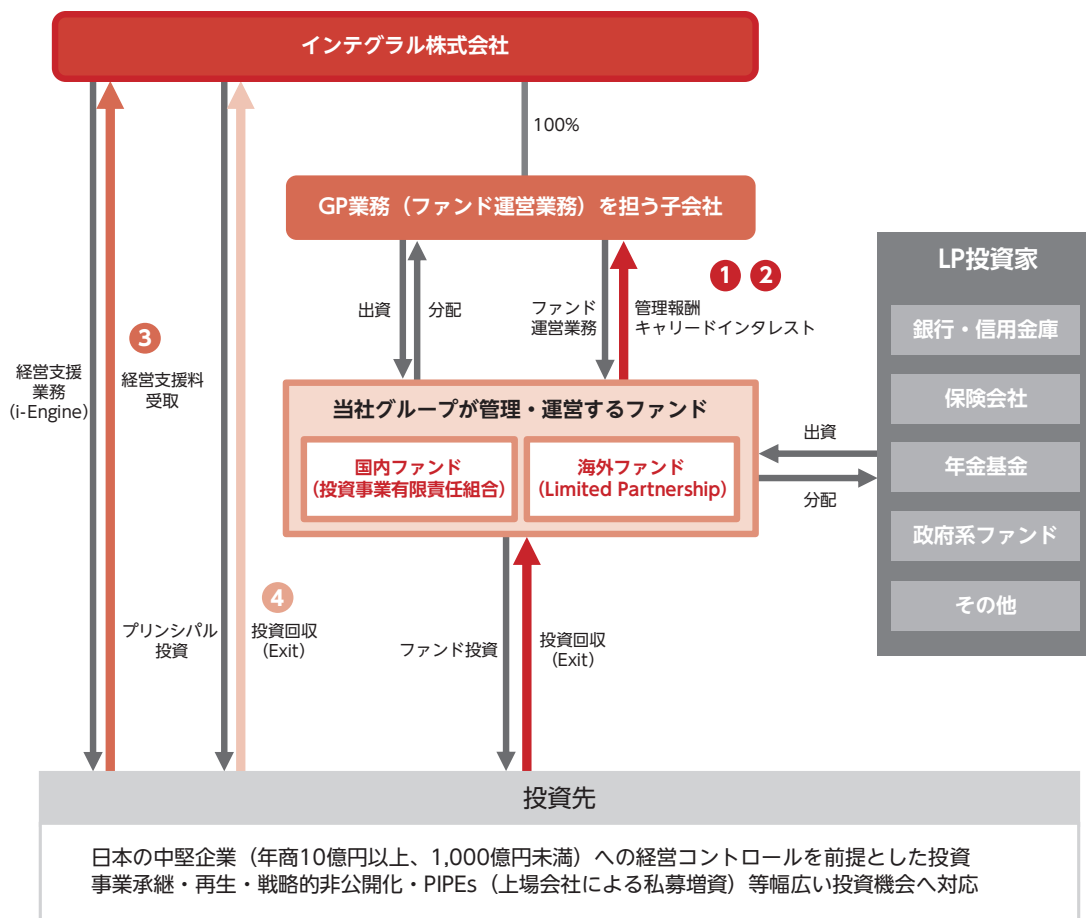
6. 2023年6月末時点、株式及び債券についてはIFRSに基づく取得原価、ファンド出資金については、出資履行金額から出資の返還として分配された金額を控除した額を取得原価として集計

7. 2023年7月末時点、当社役職員のうち、投資・助言チームに所属する投資プロフェッショナル36名(ディレクター、ヴァイスプレジデント、マネジメントオフィサー、シニアアソシエイト及びアソシエイト)とパートナー8名の合計44名を記載

事業内容・ビジネスモデル概要

当社グループは、主として非公開株式会社への投資を目的とする「投資事業有限責任組合」及び「リミテッド・パートナーシップ」等を組成し、運用しております。当社グループが運営するファンドは、投資事業有限責任組合契約に関する法律及び外国法制に基づくプライベートエクイティ・ファンド（以下「PEファンド」という。）であり、PEファンドを通じて対象企業への投資を行います。当社グループは、PEファンドのゼネラル・パートナー（無限責任組合員のこと。以下「GP」という。）として管理運用を行い、管理報酬を得ると共に、投資先企業への経営支援等を提供し、その経営に積極的に関与することで企業価値を高め、株式上場やトレードセール等のEXITによってキャピタルゲインを得ております。

当社グループの投資スキームの概要及び収益の源泉は以下のとおりです。



1 管理報酬

- ファンド運用の対価として、ファンドの投資残高又は出資約束金額の一定割合（2%程度）を収益として計上

3 経営支援料

- 投資先に対して直接コンサルティングや経営支援を行う場合、投資先より報酬を受領するケースも存在

2 キャリードインタレスト





- ファンド投資先企業から稼得した収益から投資額及び組合費用等を除いたファンド利益が、組合契約上定められたハードルレート（出資履行金額に対して年率8%）を超過した際にそれまでのファンド利益累計額の20%を受領（但し、当社は役員によるGP出資分を除く。）

4 プリンシパル投資の売却益

- インテグラルの自己資金をファンド投資と同時に出資し、当該持分の売却に伴う利益は全額をインテグラルが収受

当社グループ運営ファンドの概要

・当社は現在2～4号ファンドの3つのファンドを運用しています

	2号ファンド	3号ファンド	4号ファンド
国内フラッグシップファンド	インテグラル2号投資事業有限責任組合	インテグラル3号投資事業有限責任組合	インテグラル4号投資事業有限責任組合
海外フラッグシップファンド	Integral Fund II (A) L.P.	Innovation Alpha L.P.	Innovation Alpha IV L.P. Initiative Delta IV L.P.
出資約束金額 (国内・海外合算)	442億円	730億円	1,238億円
ファンド組成時期 ¹	2013年9月	2016年10月	2020年7月
投資先(投資中) ²			
投資先(Exit済) ²			-

1. ファンド組成時期(ファーストクローズ)は、国内フラッグシップファンドの組成時期を記載

2. 2023年7月末現在の当社ファンドの投資先ステータス。ファンド投資はExitしたもののプリンシパル投資のみが残存する投資先はExit済として記載

日本のPE市場環境

日本のPE市場環境は以下の理由から今後さらなる拡大を期待しております

- 1 高齢経営者の**事業承継**ニーズの高まり
- 2 上場意義の見直しによる非公開化の増加
- 3 大企業の選択と集中で加速する**事業カーブアウト**
- 4 アクティビストの活発化と非友好的TOBの増加

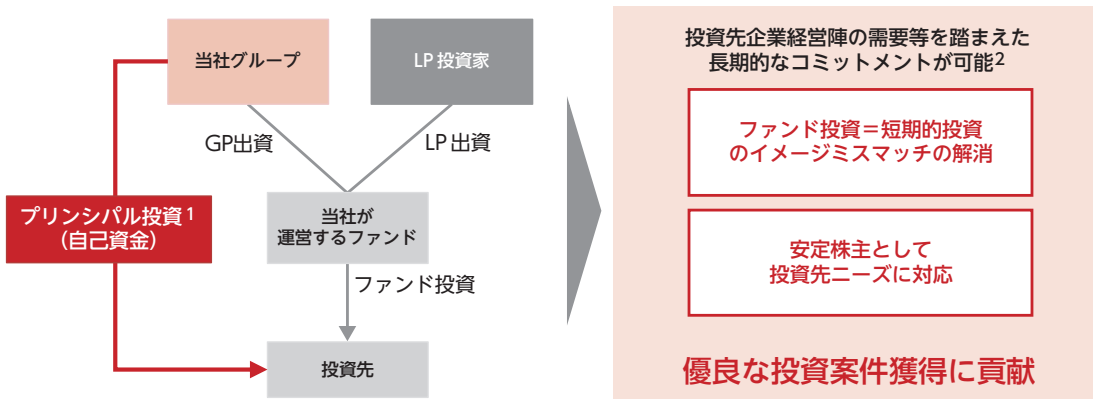
上記環境により資金力及び企業価値向上に向けた経営支援能力を持つPEファンドに対する株式・経営権の譲渡ニーズが高まっており、当社グループの投資機会の増加に繋がると考えております

インテグラルの強み

① 自己資金による投資（プリンシパル投資）

- ・当社グループはファンド投資と合わせて、当社グループの自己資金によるプリンシパル投資を行っています
- ・プリンシパル投資は、ファンド期間を超えた長期コミットメントを示し、投資先の株主基盤の安定化にもつながる投資先へのメリットも大きく、投資案件獲得に寄与するとともに、当社の収益機会の獲得につながると考えています

投資スキーム（ファンド投資と同時に同条件で実行）



1. ファンドによる投資額及びプリンシパル投資に係る投資額の合計額の一定割合（3%以上34%以下）に対し投資を実施
2. プリンシパル投資のExitは、ファンド投資と同時又はそれ以降に実施。ファンド投資と同時Exitの場合は同条件でのExit

② 当社投資プロフェッショナルによる常駐支援（i-Engine）

- ・当社は投資先の企業価値向上を目指し、当社の投資担当チームが投資先に常駐し、経営支援を実行します（i-Engine）
- ・常駐型の経営支援は当社独自の機能として、当社の投資パフォーマンス向上のみならず、優良案件の獲得にも寄与しています

当社グループ

当社に在籍する投資担当チームが経営支援を実施

（金融機関（証券・銀行）、コンサルティングファーム、総合商社、官公庁や会計士・弁護士等の多様なバックグラウンドのチーム）

経営支援の実行（i-Engine）

事業成長面のサポート

- ・新規事業の立ち上げ支援
- ・戦略的提携／企業買収等の実行支援
- ・海外事業展開の実行支援

経営体制のサポート

- ・経営者の派遣
- ・役員人材の招聘
- ・次世代の役員の検討支援

管理体制面のサポート

- ・計数管理の「見える化」
- ・法令順守・内部管理体制の整備・強化
- ・ITシステムの改良（業務・財務効率の向上）

財務面のサポート

- ・新キャッシュフロー改善施策推進
- ・リファイナンス等の財務政策の実行
- ・上場準備支援

投資プロフェッショナルが常駐で深く経営支援することで
社内体制強化を迅速に実行

投資成果指標

当社グループは、ファンド投資に加えて自己資金も活用したハイブリッド投資により、多様な収益機会を持つビジネスモデルを確立しております。その中で保有株式価値を増大させることによって、AUMを中長期的に拡大させ、収益成長率を継続的に上昇させること、また、投資利益の実現によって受領するキャリートインタレストの最大化を図っていくこと、プリンシパル投資のFVについては継続的に成長させることを目指しております。

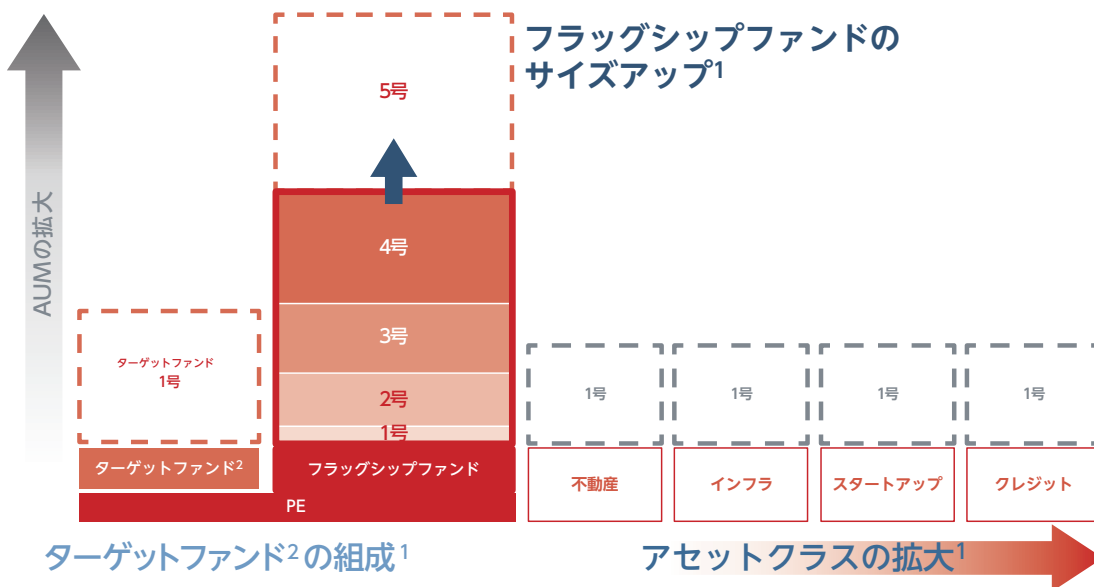
当社グループでは、AUM・プリンシパル投資の価値及び、将来のキャリートインタレストを示唆する指標として、以下の指標を管理しております。

	2021年12月期末	2022年12月期末	2023年6月末
AUM ¹	2,598億円	2,464億円	2,769億円
Fee-Earning AUM ²	1,944億円	1,940億円	1,926億円
プリンシパル投資のFV	256億円	284億円	318億円
プリンシパル投資の取得原価 ³	63億円	76億円	76億円
ファンド投資のFV	1,557億円	1,790億円	2,395億円
未実現キャリートインタレスト ⁴			
2号ファンド	60億円	64億円	58億円
3号ファンド	92億円	74億円	135億円
4号ファンド	-	-	33億円

- 投資期間中のファンド又は投資期間の定めのないファンドは出資約束金額により、投資期間終了後のファンドは投資ポートフォリオのFV (Fair Value: 公正価値、適正価格) により集計しております。またAUM (運用資産残高) は、当社が管理報酬を受領するファンドのみを対象としており、個別案件において共同投資家が出資を行っているもの当社が管理報酬を受領しないファンドは対象外としています。なお、投資期間とは、組合契約上で当社グループによる新たな投資先への投資実行が許容される期間であり、ファンド開始後約5年間となります。
- ファンドの管理報酬の計算基礎となる運用資産残高であり、投資期間中のファンド又は投資期間の定めのないファンドは出資約束金額により、投資期間終了後のファンドは投資ポートフォリオの取得原価残高により集計しております。
- プリンシパル投資の取得原価は、株式及び債券についてはIFRSに基づく取得原価、ファンド出資金については、出資履行金額から出資の返還として分配された金額を控除した額により集計しております。
- ファンドの未実現キャリートインタレストは、当該期末時点で投資先企業をその時点のFair Value で売却したと仮定した場合に、当社グループが受領することが出来る見込まれるキャリートインタレストの金額 (当該期末時点での累計分配額とポートフォリオの時価評価増益を純資産に合算した金額から出資履行金額を控除した金額に20%を乗じた金額) と計算されます。なお、本表に掲載の未実現キャリートインタレストは、上記の計算により算出される未実現キャリートインタレストの内、役員によるGP出資分を除いた当社グループに帰属すると見込まれる金額です。また、2号ファンドはインテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A) L.P.の総称、3号ファンドはインテグラル3号投資事業有限責任組合及びInnovation Alpha L.P.の総称、4号ファンドはインテグラル4号投資事業有限責任組合、Innovation Alpha IV L.P.及びInitiative Delta IV L.P.の総称です。

今後の成長戦略

当社グループは、設立から日本市場特有のニーズを正確に捉え、「世界に通用する日本型企业改革の実現」を目指し、ハイブリッド投資、i-Engine等、インテグラル特有の仕組みを確立し、日本市場においてユニークな存在としての地位を確立してまいりました。今後の中長期的な成長戦略として、次号ファンド以降でのAUMの拡大、比較的大型な案件に投資するターゲットファンドの組成、不動産・インフラ・スタートアップ企業・クレジットといったこれまでとは異なるアセットクラスへ投資するファンド組成を行うことで、さらなるAUMの拡大を図っていくことを構想しております。



- 各ファンドの点線の枠の大きさはイメージ
- 特定の投資対象に投資することを念頭にLP投資家を募るファンドを指す。

業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

(単位:千円)

回次 決算年月	国際会計基準		
	第16期 2021年12月	第17期 2022年12月	第18期第2四半期 2023年6月
投資収益総額	646,109	1,415,411	4,416,970
収益	3,863,263	5,435,371	6,397,475
税引前(四半期)利益	1,681,366	2,913,377	5,047,377
親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益	1,173,314	2,021,338	3,508,758
親会社の所有者に帰属する当期(四半期)包括利益	1,173,314	2,021,338	3,508,758
親会社の所有者に帰属する持分	17,357,338	19,405,537	22,914,440
総資産額	32,120,170	34,918,907	39,962,790
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円) 649.48	712.78	-
基本的1株当たり当期(四半期)利益	(円) 44.04	74.52	128.81
希薄化後1株当たり当期(四半期)利益	(円) 40.39	68.48	119.54
親会社所有者帰属持分比率	(%) 54.0	55.6	57.3
親会社所有者帰属持分当期利益率	(%) 7.0	11.0	16.6
株価収益率	(倍) -	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,717,586	383,049	635,953
投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,637	△684	△1,426
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,962,359	△382,114	89,720
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	2,309,342	2,309,593	3,033,841
従業員数	(人) 58	63	67

- (注) 1. 第16期より、IFRSにより連結財務諸表を作成しております。
 2. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 3. 第16期及び第17期のIFRSに基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。また、第18期第2四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。
 4. 千円未満を切り捨てて記載しております。
 5. 2023年7月7日付で、普通株式1株につき、10株の割合で株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算出しています。

(2) 提出会社の経営指標等

(単位:千円)

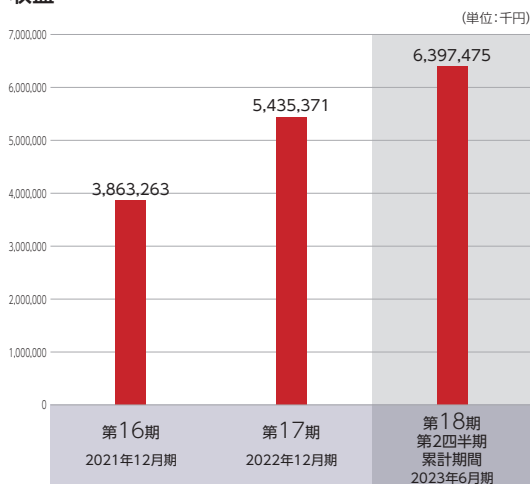
回次 決算年月	日本基準				
	第13期 2018年12月	第14期 2019年12月	第15期 2020年12月	第16期 2021年12月	第17期 2022年12月
売上高	2,664,962	954,362	1,159,756	2,637,880	2,776,720
経常利益(△は損失)	1,574,407	△226,492	203,229	1,228,827	1,152,962
当期純利益(△は損失)	1,092,869	△166,303	153,412	845,993	784,720
資本金	1,077,750	1,077,750	1,077,750	1,077,750	1,077,750
発行済株式総数					
普通株式	(株) -	-	2,910,000	2,910,000	2,910,000
B種普通株式	2,910,000	2,910,000	-	-	-
純資産額	3,076,144	3,291,784	4,077,846	5,452,589	6,531,845
総資産額	6,676,959	9,590,465	9,876,030	13,824,631	14,712,142
1株当たり純資産額	(円) 1,169.63	1,251.62	1,532.45	203.97	239.88
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円) (-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益(△は損失)	(円) 415.53	△63.23	58.11	31.76	28.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円) -	-	-	-	-
自己資本比率	(%) 46.1	34.3	41.3	39.4	44.4
自己資本利益率	(%) 44.9	-	4.2	17.8	13.1
株価収益率	(倍) -	-	-	-	-
配当性向	(%) -	-	-	-	-
従業員数	(人) 38	41	50	58	63

- (注) 1. 第16期及び第17期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けていますが、第13期、第14期及び第15期の財務諸表については、会社計算規則(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けていません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 千円未満を切り捨てて記載しております。
 4. 2020年12月22日開催の臨時株主総会決議及び2020年12月22日開催の取締役会決議により、すべてのB種普通株式を普通株式に変更し、種類株式を廃止しております。
 5. 2023年7月7日付で普通株式1株につき、10株の割合で株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しています。
 6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
 7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 8. 第14期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
 9. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 10. 当社は、2023年7月7日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」の作成上の留意点について(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第13期、第14期及び第15期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けていません。

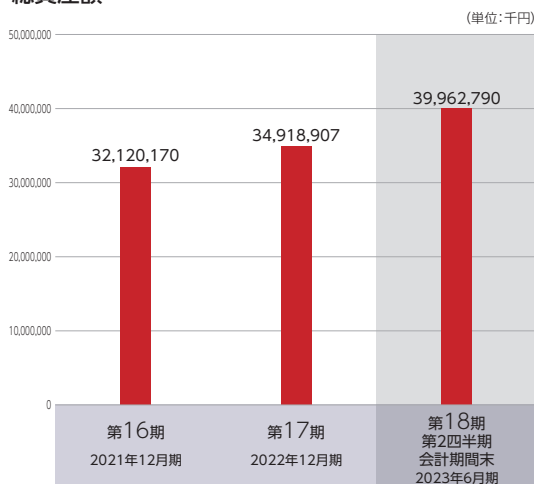
回次 決算年月	第13期 2018年12月	第14期 2019年12月	第15期 2020年12月	第16期 2021年12月	第17期 2022年12月
1株当たり純資産額	(円) 116.96	125.16	153.25	203.97	239.88
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円) (-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益(△は損失)	(円) 415.53	△63.23	58.11	31.76	28.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円) -	-	-	-	-

主要な連結指標等の推移 (IFRSに基づく数値)

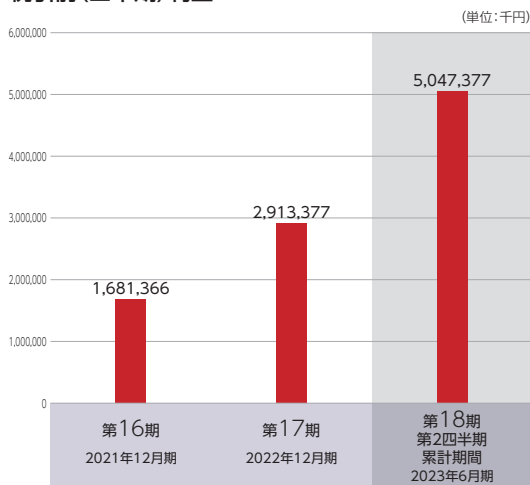
収益



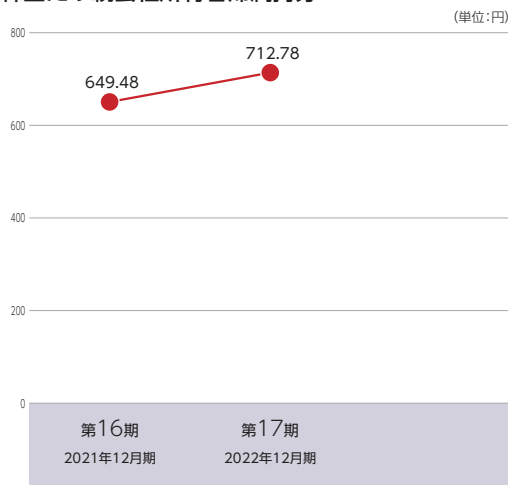
総資産額



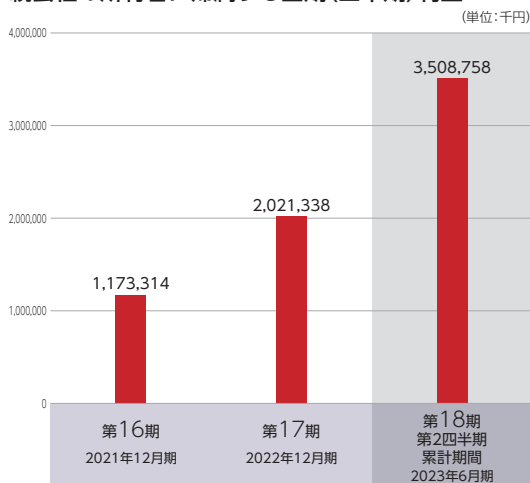
税引前(四半期)利益



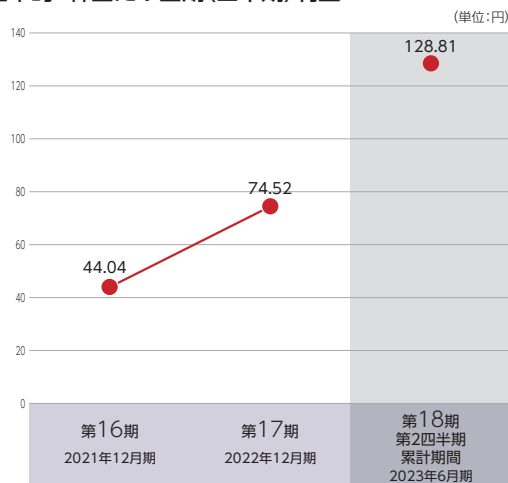
1株当たり親会社所有者帰属持分



親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益



基本的1株当たり当期(四半期)利益



(注) 2023年7月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	3
3. 募集の条件	4
4. 株式の引受け	5
5. 新規発行による手取金の使途	6
第2 売出要項	7
1. 売出株式（オーバーアロットメントによる国内売出し）	7
2. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる国内売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	16
1. 主要な経営指標等の推移	16
2. 沿革	19
3. 事業の内容	20
4. 関係会社の状況	27
5. 従業員の状況	30
第2 事業の状況	31
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	31
2. 事業等のリスク	34
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	47
4. 経営上の重要な契約等	52
5. 研究開発活動	52
第3 設備の状況	53
1. 設備投資等の概要	53
2. 主要な設備の状況	53
3. 設備の新設、除却等の計画	53
第4 提出会社の状況	54
1. 株式等の状況	54
2. 自己株式の取得等の状況	96
3. 配当政策	97
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	98

第5	経理の状況	114
1.	連結財務諸表等	115
(1)	連結財務諸表	115
(2)	その他	193
2.	財務諸表等	194
(1)	財務諸表	194
(2)	主な資産及び負債の内容	207
(3)	その他	207
第6	提出会社の株式事務の概要	208
第7	提出会社の参考情報	210
1.	提出会社の親会社等の情報	210
2.	その他の参考情報	210
第四部	株式公開情報	211
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	211
第2	第三者割当等の概況	213
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	213
2.	取得者の概況	215
3.	取得者の株式等の移動状況	219
第3	株主の状況	220
	〔監査報告書〕	223

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月17日
【会社名】	インテグラル株式会社
【英訳名】	Integral Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役パートナー 山本 礼二郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【電話番号】	03-6212-6100
【事務連絡者氏名】	CF0&コントローラー 澄川 恭章
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【電話番号】	03-6212-6100
【事務連絡者氏名】	CF0&コントローラー 澄川 恭章
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 10,869,375,000円 売出金額 (オーバーアロットメントによる国内売出し) ブックビルディング方式による売出し 2,092,500,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	4,125,000（注）3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

（注）1 2023年8月17日付の取締役会決議によっております。

- 2 当社は、2023年7月18日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

- 3 上記発行数は、2023年8月17日付の取締役会において決議された募集による新株式発行の募集株式総数5,200,000株のうち、日本国内における募集（以下、「国内募集」という。）に係るものであります。なお、募集株式総数については、2023年9月4日に予定される取締役会決議において変更される可能性があります。

募集株式総数のうち、残余の1,075,000株について、国内募集と同時に、米国及び欧州を中心とする海外市場における募集（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。以下、「海外募集」といい、国内募集と併せて「本件募集」という。）を行う予定であります。

なお、国内募集株式数4,125,000株及び海外募集株式数1,075,000株を目処として募集を行う予定であります。その最終的な内訳は、募集株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、後記「2 募集の方法」に記載の発行価格等決定日に決定される予定であります。

本件募集と同時に、当社株主である佐山展生（以下、「貸株人」という。）が所有する当社普通株式

2,300,000株の米国及び欧州を中心とする海外市場における売出し（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。以下、「引受人の買取引受による海外売出し」という。）が行われる予定であります。

更に、後記「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる国内売出し）」に記載のとおり、国内募集にあたっては、その需要状況等を勘案し、675,000株を上限として、大和証券株式会社が貸株人から借受ける当社普通株式の日本国内における売出し（以下、「オーバーアロットメントによる国内売出し」という。）を追加的に行う場合があります。

また、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 海外募集及び引受人の買取引受による海外売出し並びにオーバーアロットメントによる海外売出しについて」に記載のとおり、海外募集及び引受人の買取引受による海外売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、450,000株を上限として、Daiwa Capital Markets Europe Limitedが貸株人から大和証券株式会社を経由して借受ける当社普通株式の米国及び欧州を中心とする海外市場における売出し（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。以下、「オーバーアロットメントによる海外売出し」という。）を追加的に行う場合があります。

また、本件募集及び引受人の買取引受による海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

海外募集及び引受人の買取引受による海外売出しの内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 海外募集及び引受人の買取引受による海外売出し並びにオーバーアロットメントによる海外売出しについて」をご参照ください。

- 4 本件募集、引受人の買取引受による海外売出し、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出し（これらを併せて、以下、「グローバル・オフERING」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、大和証券株式会社及び野村証券株式会社（アルファベット順により記載。以下、「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。）であり、コ・グローバル・コーディネーターはBofA証券株式会社であります。

国内募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しの共同主幹事会社は、大和証券株式会社及び野村証券株式会社（アルファベット順により記載。以下、「共同主幹事会社」という。）であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、共同主幹事会

社が行います。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、共同主幹事会社及びBofA証券株式会社が共同で行います。

- 5 上記とは別に、オーバーアロットメントによる国内売出しに関連して、2023年8月17日付の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする日本国内における当社普通株式675,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資と国内シンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 6 グローバル・オファリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5. ロックアップについて」をご参照ください。

2【募集の方法】

2023年9月11日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。

引受価額は発行価額（2023年9月4日に予定される取締役会決議において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	4,125,000	10,869,375,000	6,393,750,000
計（総発行株式）	4,125,000	10,869,375,000	6,393,750,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受により募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、2023年8月17日付の取締役会決議に基づき、2023年9月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定仮条件（2,800円～3,400円）の平均価格（3,100円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は12,787,500,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2023年9月12日(火) 至 2023年9月15日(金)	未定 (注) 4	2023年9月19日(火)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2023年9月4日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2023年9月11日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 発行価額は、会社法上の払込金額であり、2023年9月4日に予定される取締役会決議において決定される予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額と2023年9月11日に決定される予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金の額であります。なお、2023年8月17日付の取締役会において、増加する資本金の額は、2023年9月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、2023年9月20日(水) (以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 申込み在先立ち、2023年9月5日から2023年9月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、オーバーアロットメントによる国内売出し、本件第三者割当増資、海外募集、引受人の買取引受による海外売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しも中止いたします。また、海外募集又は引受人の買取引受による海外売出しが中止された場合にも、国内募集、オーバーアロットメントによる国内売出し、本件第三者割当増資及びオーバーアロットメントによる海外売出しを中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 本店	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	1 買取引受によります。 2 引受人は新株式払込金として、2023年9月19日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町一丁目4番地		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
計	—		

- (注) 1 引受株式数は、2023年9月4日に予定される取締役会決議において決定する予定ではありますが、需要状況等を勘案した結果、国内募集と海外募集の内訳の最終的な決定等に伴って、2023年9月11日付で変更される可能性があります。
- 2 当社は、上記引受人と発行価格等決定日（2023年9月11日）に国内募集に関する元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後払込期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、国内募集を中止いたします。
- 3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。
- 4 引受人の記載にあたっては、共同主幹事会社である2社をアルファベット順により記載し、次いで機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分を共同主幹事会社と共同で実施する引受人を記載、続く3社をアルファベット順により記載し、さらには残りの7社をアルファベット順によりそれぞれ記載しております。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
12,787,500,000	154,000,000	12,633,500,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定仮条件（2,800円～3,400円）の平均価格（3,100円）を基礎として算出した見込額であります。2023年9月4日に予定される取締役会決議で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額は、国内募集における株式の新規発行に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の国内募集における差引手取概算額12,633,500千円及び「1 新規発行株式」の（注）5に記載の本件第三者割当増資の手取概算額上限2,082,500千円に、海外募集における差引手取概算額3,032,500千円を併せた、差引手取概算額合計上限17,748,500千円については、GP出資、プリンシパル投資、i-Bridgeによるブリッジ・ファイナンス資金に充当する予定であります。GP出資については、近い将来に次号ファンド設立を行う可能性が高く、2024年から当該資金を充当する見込みであり、プリンシパル投資及びi-Bridgeによるブリッジ・ファイナンス資金は投資案件次第になりますが、2023年下期から個別案件毎に充当を行う予定です。当該資金活用により、ファンドサイズの拡大、優良投資案件の獲得、投資実行時の早期クロージング等の効果が得られることを期待しております。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる国内売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	675,000	2,092,500,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	675,000	2,092,500,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる国内売出しは、国内募集に伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる国内売出しそのものを全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる国内売出しに関連して、当社は、2023年8月17日付の取締役会において、本件第三者割当増資の決議を行っております。また、大和証券株式会社は、2023年9月20日から2023年10月13日までの期間（以下、「国内シンジケートカバー取引期間」という。）、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、野村証券株式会社と協議のうえ、取引所においてオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「国内シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資と国内シンジケートカバー取引について」をご参照ください。
- また、オーバーアロットメントによる海外売出しに関連して、Daiwa Capital Markets Europe Limitedは、Merrill Lynch International 及びNomura International plc（アルファベット順により記載）と協議のうえ、2023年9月20日から2023年10月13日までの期間（以下、「海外シンジケートカバー取引期間」という。）、大和証券株式会社を経由して、取引所においてオーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「海外シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. グリーンシュエアオプションと海外シンジケートカバー取引について」をご参照ください。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 国内募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる国内売出し及び本件第三者割当増資も中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定仮条件（2,800円～3,400円）の平均価格（3,100円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる国内売出し）】

(1)【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2023年 9月12日(火) 至 2023年 9月15日(金)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、前記「第1 募集要項 3 募集の条件」において決定される発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、発行価格等決定日（2023年9月11日）において決定される予定であります。但し、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 オーバーアロットメントによる国内売出しに必要な条件については、発行価格等決定日（2023年9月11日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（2023年9月20日（水））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社普通株式は、前記「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社及び野村證券株式会社を共同主幹事会社として、2023年9月20日に東京証券取引所グロース市場へ上場される予定であります。

2. 海外募集及び引受人の買取引受による海外売出し並びにオーバーアロットメントによる海外売出しについて

国内募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しと同時に、米国及び欧州を中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集及び売出し（海外募集及び引受人の買取引受による海外売出し）が、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Merrill Lynch International及びNomura International plcを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受により行われる予定であります（共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーの記載はアルファベット順によります。）。

本件募集による新株式発行の募集株式総数は5,200,000株の予定であり、国内募集株式数4,125,000株及び海外募集株式数1,075,000株を目処に募集を行う予定ですが、その最終的な株式数の内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定されます。また、引受人の買取引受による海外売出しに係る売出株式数は、2,300,000株の予定であります。また、海外募集及び引受人の買取引受による海外売出しに伴い、その需要状況を勘案し、Daiwa Capital Markets Europe Limitedが貸株人から450,000株を上限として大和証券株式会社を経由して借受ける当社普通株式の米国及び欧州を中心とする海外市場における売出し（但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）（オーバーアロットメントによる海外売出し）が追加的に行われる場合があります。上記のオーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる海外売出しが全く行われない場合があります。

なお、海外募集及び引受人の買取引受による海外売出し並びにオーバーアロットメントによる海外売出しに際し、海外投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

3. 第三者割当増資と国内シンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる国内売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる国内売出しのために、大和証券株式会社が貸株人より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2023年8月17日付の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 675,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2023年10月16日
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 株式会社みずほ銀行 本店

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる国内売出しのために貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記の国内シンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日から2023年10月13日までの間、野村證券株式会社と協議の上、オーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、国内シンジケートカバー取引を行う場合があります。

大和証券株式会社は、国内シンジケートカバー取引により取得した株式数については、貸株人からの借入株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、国内シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、野村證券株式会社と協議の上、国内シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくとも国内シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. グリーンシュエーション及び海外シンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる海外売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる海外売出しのためにDaiwa Capital Markets Europe Limitedが貸株人から大和証券株式会社を経由して借受ける株式であります。これに関連して、貸株人はDaiwa Capital Markets Europe Limitedのために行為する大和証券株式会社に対して、450,000株を上限として、2023年10月13日（金）を行使期限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を付与する予定であります。

また、Daiwa Capital Markets Europe Limitedは、大和証券株式会社を経由して、貸株人から借受ける当社普通株式の返却を目的として、海外シンジケートカバー取引期間中（2023年9月20日から2023年10月13日まで）、Merrill Lynch International及びNomura International plc（アルファベット順により記載。）と協議の上で、取引所において、Daiwa Capital Markets Europe Limitedのために行為する大和証券株式会社に委託し、オーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出株式数を上限とする海外シンジケートカバー取引を行う場合があります、海外シンジケートカバー取引で買い付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。

なお、海外シンジケートカバー取引期間内においても、Daiwa Capital Markets Europe Limitedは、Merrill Lynch International及びNomura International plc（アルファベット順により記載。）と協議の上で、海外シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数がオーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出株式数に至らない株式数で海外シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。海外シンジケートカバー取引により買付けられ返却に充当される当社普通株式の株式数が、貸株人から借り入れる当社普通株式の株式数に満たない場合、不足する株式数についてはDaiwa Capital Markets Europe Limitedのために行為する大和証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより貸株人への返却に代えることといたします。

なお、大和証券株式会社は、海外シンジケートカバー取引を国内シンジケートカバー取引に優先して行い、本件第三者割当増資による当社普通株式の取得を、グリーンシュエーションの行使による当社普通株式の取得に優先して行う予定です。その結果としてグリーンシュエーションは行使されず本件第三者割当増資のみ実施される、又はグリーンシュエーションの行使により大和証券株式会社が取得する当社普通株式の数が本件第三者割当増資により大和証券株式会社が取得する当社普通株式の数と比べて著しく僅少になる可能性があります。

5. ロックアップについて

グローバル・オフリングに関連して、引受人の買取引受による海外売出しに係る売出人かつ貸株人である佐山展生は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から株式受渡期日（当日を含む。）の5年後の日（2028年9月20日）までの期間（以下、「ロックアップ期間①」という。）、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（但し、引受人の買取引受による海外売出し、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しのために大和証券株式会社に対して行われる当社普通株式の貸付け、株式受渡期日（当日を含む。）の1年後の日以降に行われる当社普通株式の担保提供、株式受渡期日（当日を含む。）の3年後の日から株式受渡期日（当日を含む。）の4年後の日の前日（2027年9月19日）までの期間（以下、「ロックアップ期間②」という。）において、2023年10月19日の午前0時の時点で保有する当社の普通株式の数（以下、「本件保有株式数①」という。）の4分の1を上限として行われる当社普通株式の売却又は譲渡、株式受渡期日（当日を含む。）の4年後の日から株式受渡期日（当日を含む。）の5年後の日の前日（2028年9月19日）までの期間（以下、「ロックアップ期間③」という。）において、本件保有株式数①の2分の1を上限として行われる当社普通株式の売却又は譲渡（但し、ロックアップ期間②中に売却又は譲渡される当社普通株式の総数が本件保有株式数①の4分の1を超えない場合に限り、かつ、ロックアップ期間②及びロックアップ期間③の間に売却又は譲渡される当社普通株式の総数が本件保有株式数①の2分の1を超えない場合に限り。）等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、当社の株主である山本礼二郎、水谷謙作、辺見芳弘、長谷川聡子、後藤英恒、仲田真紀子、山崎壯、竹内弘高、豊田伸恵、榎田正昭、本林徹及び他従業員1名、株主かつ新株予約権者である片倉康就及び岸孝達、当社役職員を含む新株予約権者58名は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間①中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（但し、株式受渡期日（当日を含む。）の1年後の日以降に行われる当社普通株式の担保提供、ロックアップ期間②において、株式受渡期日の午前0時の時点で保有する当社の普通株式の数及び当該時点において保有する当社の新株予約権が行使された場合に発行される当社普通株式の総数の合計数（以下、「本件保有株式数②」という。）の4分の1を上限として行われる当社普通株式の売却又は譲渡、ロックアップ期間③において、本件保有株式数②の2分の1を上限として行われる当社普通株式の売却又は譲渡（但し、ロックアップ期間②中に売却又は譲渡される当社普通株式の総数が本件保有株式数②の4分の1を超えない場合に限り、かつ、ロックアップ期間②及びロックアップ期間③の間に売却又は譲渡される当社普通株式の総数が本件保有株式数②の2分の1を超えない場合に限り。）等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から株式受渡期日（当日を含む。）の後180日間（2024年3月17日）までの期間はジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、本件募集、本件第三者割当増資及び株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

上記の各ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、後記「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

本有価証券届出書における関係会社の範囲

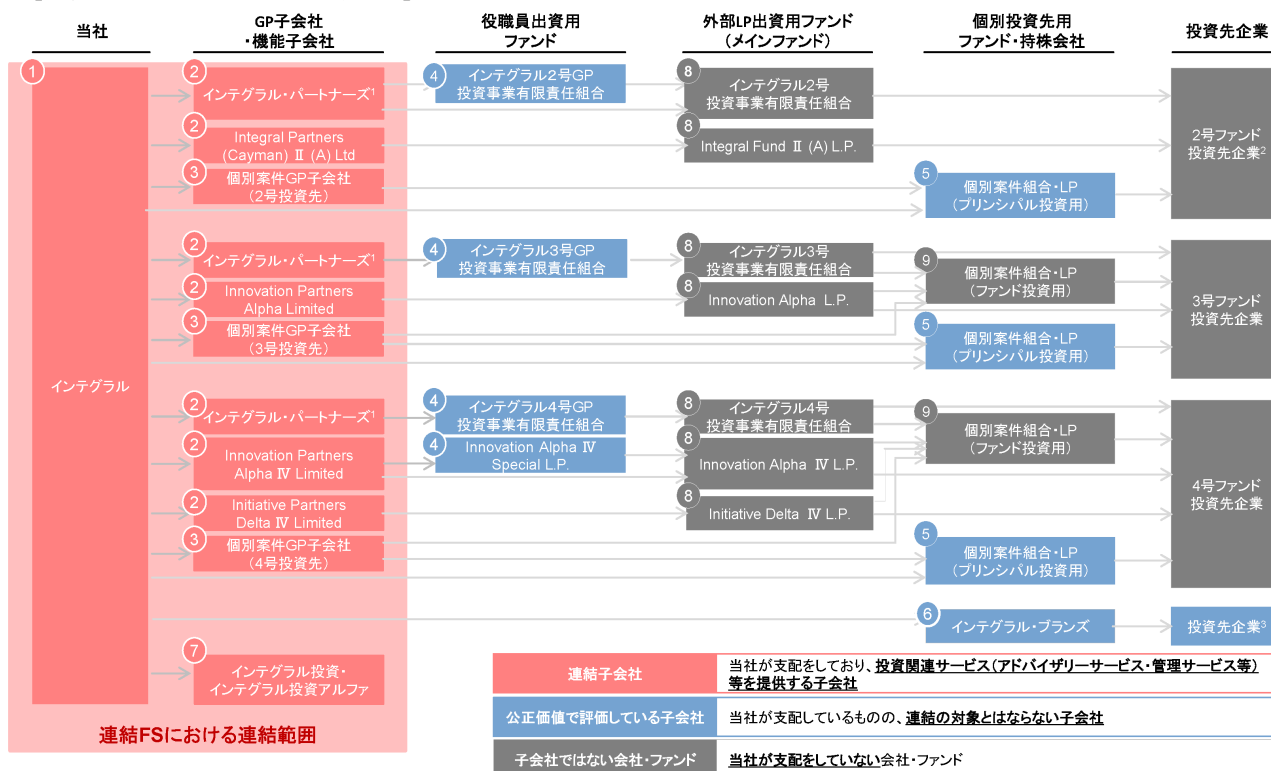
当社は、日本国内の上場企業・未公開企業等を対象とした独立系プライベートエクイティ投資会社として2007年9月に創業し、以来自己資金・ファンド資金の両方を用いた独自のハイブリッド投資により、長期的視野に立ったエクイティ投資を行っております。当社は、プライベートエクイティ投資会社として、外部の投資家が出資する組合、当社の役員が出資する組合及び投資案件のストラクチャー上個別の投資先に出資するために設立した組合等、複数の投資事業有限責任組合、リミテッド・パートナーシップの管理・運用を行っております。

当社の連結財務諸表は2021年1月1日を移行日として国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しており、連結の範囲についてIFRSに準拠して決定しておりますが、当社はIFRS第10号が定める投資企業に該当いたしません。投資企業の定義を満たす企業は、IFRS第10号により、投資関連サービス（アドバイザーサービス、管理サービス等）を提供する投資企業ではない子会社を除くすべての子会社に対する投資を、純損益を通じ公正価値で評価することが要求されています。従って、当社が過半数以上の株式や持分を保有するなどで支配している子会社であっても、当社の連結財務諸表上では連結の対象とはせず純損益を通じ公正価値で評価を行っている子会社が複数存在しております。

当社の連結財務諸表における連結対象となる子会社及び純損益を通じ公正価値で評価する子会社の範囲は下記の「グループストラクチャー図」及び「当社の子会社及び当社が管理・運用する投資事業有限責任組合の一覧」をご参照ください。

また個別投資先のうち、当社グループが20%以上の議決権を保有する会社は株式会社ヨウジヤマモトとイトキン株式会社の2社となります。当社はイトキン株式会社に対し議決権の所有割合20%の直接投資を行っており、当社の子会社であるインテグラル・ブランズ株式会社を通じて株式会社ヨウジヤマモトに対し、議決権の所有割合87.9%の投資を行っております。当社はIAS第28号に定める関連会社及び共同支配企業に対する投資についての持分法の適用免除を選択し、イトキン株式会社を公正価値で測定し連結財務諸表へ計上しております。また、インテグラル・ブランズ株式会社はIFRS第10号に定める投資企業に該当する子会社であるため、インテグラル・ブランズ株式会社及び投資先である株式会社ヨウジヤマモトを公正価値で測定し連結財務諸表へ計上しております。なお、投資を実行するにあたって組成した子会社に該当する一部の投資ビークル及び役員出資ビークルにつきましても同様に、公正価値で測定し連結財務諸表へ計上しております。

【当社のグループストラクチャー図】



注1: インテグラル・パートナーズは2~4号ファンドのGPを務めて出資をしているため、上記図内では複数記載しているものの、一つの株式会社となっております

注2: 投資先の内、イトキン社は当社グループの議決権保有割合が20%のため関連会社となり、純損益を通じ公正価値で評価しております

注3: 投資先であるヨウジヤマモト社は当社グループの議決権保有比率が87.9%のため当社が支配していると判断しており、純損益を通じ公正価値で評価している子会社となっております

また、当社（図内の①）はインテグラル・ブランズ株式会社（図内の⑥）からグループ内借入を行っております。日本基準に基づく連結財務諸表では連結子会社からの借入金は相殺消去されるため、連結財務諸表上に当該借入金は計上されませんが、上記の通り、当社の連結財務諸表はIFRSに準拠して作成されており、またインテグラル・ブランズ株式

会社は公正価値で評価している子会社に該当するため、当社及びインテグラル・ブランド株式会社間のグループ内借入金について相殺消去を行っておらず、当社の連結財政状態計算書上では「公正価値で評価している子会社からの借入金」として計上されております。

	会社名	連結財務諸表における位置づけ	グループ会社・組合の役割
①	インテグラル (株)	提出会社	-
②	インテグラル・パートナーズ (株)	連結子会社	投資を行うファンド等のGP (ゼネラルパートナー・無限責任組合員) となり、ファンドの管理・運営を行うとともに、GP出資を行う子会社
	Integral Partners(Cayman) II (A) Ltd.		
	Innovation Partners Alpha Limited		
	Innovation Partners Alpha IV Ltd.		
③	Initiative Partners Delta IV Ltd.	連結子会社	外部の投資先への投資実行にあたり、シェアファイナンスの利用や共同投資を受け入れること等を目的とする組合 (SPV) のGPを務めることを目的に設立した子会社
	インテグラル・オーエス (株)		
	インテグラルTeam (株)		
	イーストパートナーズ (株)		
	SDRS1インテグラル (株)		
	SDRS2インテグラル (株)		
	プリモ・インテグラル1 (株)		
	プリモ・インテグラル2 (株)		
	Northインテグラル1 (株)		
	Northインテグラル2 (株)		
	Iceインテグラル1 (株)		
	Iceインテグラル2 (株)		
	Tokyo-1 GP (株)		
	Tokyo-2 GP (株)		
	IAT Partners Ltd.		
	West Partners Ltd.		
	IA SDRS Partners Ltd.		
	IA Primo Partners Ltd.		
	IA North Partners Ltd.		
	IA Ice Partners Ltd.		
IB Ice Partners Ltd.			
ID Ice Partners Ltd.			
IG Ice Partners Ltd.			
Tokyo-3 GP Ltd.			
Tokyo-4 GP Ltd.			
④	インテグラル2号GP投資事業有限責任組合	公正価値で測定する子会社	当社グループの役職員が出資し、投資利益の一部を役職員に配分することにより、役職員にインセンティブを付与することを目的として設立した組合
	インテグラル3号GP投資事業有限責任組合		
	インテグラル4号GP投資事業有限責任組合		
	Innovation Alpha IV Special L.P.		
⑤	SDRS1投資事業有限責任組合	公正価値で測定する子会社	③の子会社がGPとなり、主として①からの資金を集め、最終的な投資先企業に投資する組合
	SDRSインテグラル1投資事業有限責任組合		
	プリモ1投資事業有限責任組合		
	プリモ・インテグラル1投資事業有限責任組合		
	North1投資事業有限責任組合		
	Northインテグラル1投資事業有限責任組合		
	Ice1投資事業有限責任組合		
	Iceインテグラル1投資事業有限責任組合		
	TCS-1投資事業有限責任組合		
インテグラル2号SS投資事業有限責任組合			
⑥	インテグラル・ブランズ (株)	公正価値で測定する子会社	個別投資先の株式を保有するための子会社
⑦	インテグラル投資 (株)	連結子会社	役職員出資の手続き上必要となり設立した子会社
	インテグラル投資アルファ (株)	連結子会社	特定の投資先の手続き上必要となり設立した子会社

	会社名	連結財務諸表における位置づけ	グループ会社・組合の役割
⑧	インテグラル2号投資事業有限責任組合	子会社ではない組合	当社グループが無限責任組合員（GP）となり、外部の投資家である有限責任組合員（LP）から資金を集め、複数の最終的な投資先企業に投資する組合
	インテグラル3号投資事業有限責任組合		
	インテグラル4号投資事業有限責任組合		
	Integral Fund II (A) L.P.		
	Innovation Alpha L.P.		
	Innovation Alpha IV L.P.		
	Initiative Delta IV L.P.		
⑨	Team投資事業有限責任組合	子会社ではない組合	③の子会社がGPとなり、主として⑧の組合や共同投資家からの資金を集め、最終的な投資先企業に投資する組合
	インテグラルTeam投資事業有限責任組合		
	イースト投資事業有限責任組合		
	SDRS2-HD-A投資事業有限責任組合		
	SDRS2-HD-B投資事業有限責任組合		
	SDRS2投資事業有限責任組合		
	SDRSインテグラル2投資事業有限責任組合		
	プリモ2投資事業有限責任組合		
	プリモ・インテグラル2投資事業有限責任組合		
	North2投資事業有限責任組合		
	Northインテグラル2投資事業有限責任組合		
	Ice2投資事業有限責任組合		
	Iceインテグラル2投資事業有限責任組合		
	TCS-2投資事業有限責任組合		
	IAT L.P.		
	Innovation Alpha Team L.P.		
	West L.P.		
	IA SDRS L.P.		
	Innovation Alpha SDRS L.P.		
	IA Primo L.P.		
	Innovation Alpha Primo L.P.		
	IA North L.P.		
	Innovation Alpha North L.P.		
	IA Ice L.P.		
	Innovation Alpha Ice L.P.		
	IB Ice L.P.		
	Insight Beta Ice L.P.		
	ID Ice L.P.		
	Initiative Delta Ice L.P.		
IG Ice L.P.			
Infinity Gamma Ice L.P.			
TCS-3 L.P.			
TCS-4 L.P.			

なお、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」において、2022年12月31日現在の連結子会社及び公正価値で測定している子会社及び関連会社の詳細な情報を記載しております。

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		国際会計基準（注）1	
		第16期	第17期
決算年月		2021年12月	2022年12月
投資収益総額（注）2	（千円）	646,109	1,415,411
収益（注）2	（千円）	3,863,263	5,435,371
税引前利益（注）2	（千円）	1,681,366	2,913,377
親会社の所有者に帰属する 当期利益（注）2	（千円）	1,173,314	2,021,338
親会社の所有者に帰属する 当期包括利益（注）2	（千円）	1,173,314	2,021,338
親会社の所有者に帰属する 持分（注）2	（千円）	17,357,338	19,405,537
総資産額（注）2	（千円）	32,120,170	34,918,907
1株当たり親会社所有者帰属 持分（注）3	（円）	649.48	712.78
基本的1株当たり当期利益 （注）3	（円）	44.04	74.52
希薄化後1株当たり当期利益 （注）3	（円）	40.39	68.48
親会社所有者帰属持分比率	（%）	54.0	55.6
親会社所有者帰属持分当期利 益率	（%）	7.0	11.0
株価収益率（注）4	（倍）	—	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー（注）2	（千円）	△1,717,586	383,049
投資活動によるキャッシュ・ フロー（注）2	（千円）	△21,637	△684
財務活動によるキャッシュ・ フロー（注）2	（千円）	1,962,359	△382,114
現金及び現金同等物の期末残 高（注）2	（千円）	2,309,342	2,309,593
従業員数	（人）	58	63

（注）1. 第16期より、IFRSにより連結財務諸表を作成しております。また、第16期及び第17期のIFRSに基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

2. 千円未満を切り捨てて記載しております。

3. 2023年7月7日付で、普通株式1株につき、10株の割合で株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算出しています。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		日本基準 (注) 1				
		第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月		2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (注) 2	(千円) (注) 3	2,664,962	954,362	1,159,756	2,637,880	2,776,720
経常利益 (△は損失)	(千円) (注) 3	1,574,407	△226,492	203,229	1,228,827	1,152,962
当期純利益 (△は損失)	(千円) (注) 3	1,092,869	△166,303	153,412	845,993	784,720
資本金	(千円) (注) 3	1,077,750	1,077,750	1,077,750	1,077,750	1,077,750
発行済株式総数						
普通株式	(株)	-	-	2,910,000	2,910,000	2,910,000
B種普通株式 (注) 4		2,910,000	2,910,000	-	-	-
純資産額	(千円) (注) 3	3,076,144	3,291,784	4,077,846	5,452,589	6,531,845
総資産額	(千円) (注) 3	6,676,959	9,590,465	9,876,030	13,824,631	14,712,142
1株当たり純資産額 (注) 5	(円)	1,169.63	1,251.62	1,532.45	203.97	239.88
1株当たり配当額 (注) 6 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (△は損失) (注) 5	(円)	415.53	△63.23	58.11	31.76	28.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (注) 7	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	46.1	34.3	41.3	39.4	44.4
自己資本利益率 (注) 8	(%)	44.9	-	4.2	17.8	13.1
株価収益率 (注) 9	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (注) 6	(%)	-	-	-	-	-
従業員数	(人)	38	41	50	58	63

- (注) 1. 第16期及び第17期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けていますが、第13期、第14期及び第15期の財務諸表については、会社計算規則(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けていません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 千円未満を切り捨てて記載しております。
4. 2020年12月22日開催の臨時株主総会決議及び2020年12月22日開催の取締役会決議により、すべてのB種普通株式を普通株式に変更し、種類株式を廃止しております。
5. 2023年7月7日付で普通株式1株につき、10株の割合で株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しています。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
8. 第14期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
9. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
10. 当社は、2023年7月7日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第13期の期首に

当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第13期、第14期及び第15期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けていません。

回次		第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月		2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
1株当たり純資産額	(円)	116.96	125.16	153.25	203.97	239.88
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (△は損失)	(円)	41.55	△6.32	5.81	31.76	28.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

当社は2006年1月12日、インテグラル株式会社の商号をもって東京都千代田区に設立されました。資本金10百万円にて、プライベートエクイティ投資を主たる目的として設立しています。

2006年1月	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号にインテグラル株式会社を設立
2007年1月	本店を東京都千代田区丸の内一丁目11番1号に移転
2008年9月	インテグラル1号投資事業有限責任組合を組成（出資金112億円）（注）
2008年10月	貸金業者 東京都知事（1）第31154号 登録
2012年1月	国内ファンドの運用会社として、インテグラル・パートナーズ株式会社を設立
2012年5月	金融商品取引業者（第二種業・投資助言・代理業）関東財務局長（金商）第2640号 登録
2013年8月	本店を東京都千代田区丸の内一丁目11番1号から東京都千代田区丸の内二丁目1番1号に移転
2013年9月	インテグラル2号投資事業有限責任組合を組成（出資金398億円）（注）
2014年8月	Integral Fund II (A) L.P.を組成（出資金44億円）（注）
2016年7月	Innovation Alpha L.P.を組成（出資金100億円）（注）
2016年10月	インテグラル3号投資事業有限責任組合を組成（出資金630億円）（注）
2019年5月	本店を東京都千代田区丸の内二丁目1番1号から千代田区丸の内一丁目9番2号に移転
2020年7月	Innovation Alpha IV L.P.を組成（出資金260億円）（注）
2020年7月	インテグラル4号投資事業有限責任組合を組成（出資金681億円）（注）
2020年9月	Initiative Delta IV L.P.を組成（出資金297億円）（注）

（注）出資金額は、各投資組合又は各L.P.の最終の出資約束金額であります。

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社31社、公正価値で評価されている子会社20社、及び関連会社1社により構成されております（2023年6月30日時点）。

当社グループは、主として未公開株式会社への投資を目的とする「投資事業有限責任組合」及び「リミテッド・パートナーシップ」（注1）等を組成し、運用しております。当社グループが運営するファンドは、投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下、「投資事業有限責任組合契約法」という。）及び外国法制に基づくプライベートエクイティ・ファンド（以下、「PEファンド」という。）であり、PEファンドを通じて対象企業への投資を実行します。当社グループは、PEファンドのゼネラル・パートナー（以下、「GP」という。）（注2）として管理運用を行い、管理報酬を得ると共に、投資先企業への経営支援等を提供し、その経営に積極的に関与することで企業価値を高め、株式上場やトレードセール等のEXITによってキャピタルゲインを得ております。

また、当社グループは、一定のルールの下にPEファンドを通じての投資と併せてプリンシパル投資（注3）も行うことにより、当社の収益機会の拡大を図っております。

当社グループの事業は、投資事業の単一セグメントからなっております。

当社グループの特徴は以下のとおりです。

① 中堅企業への特化

当社グループは、日本の中堅企業へのコントロール投資（注4）を主なターゲットにしており、この市場セグメントに位置する約117,000社（年商10億円以上1,000億円未満）（※1）を投資対象とすることを原則としており、本書提出日現在の国内投資比率は100%となっております。同セグメントの中堅企業は、資金ニーズに加えて経営上のノウハウと支援を必要とする難易度の高い案件であることが多く、PEファンドは、高い専門性と実績を有することが必須となっております。当社グループは、同セグメント内をターゲットとする同業他社に比して、多くの実績を有している独立系PEファンドとしての地位を確立しております。

2016年から2022年における各国の名目GDPに占めるPEファンドの関与案件の割合（平均）をみると、日本はわずか0.3%であり、米国の1.3%、英国の1.8%、ドイツの0.7%に比べて低い状況です（※2）。2021年末時点における各国・地域の名目GDPに対するバイアウト・ファンドの運用額の割合は、米国8.0%、欧州2.1%に対し、日本は0.6%となっております（※3）。

また、国内の取引金額50億円以上300億円未満のバイアウト案件数は、2012年から2016年の平均12件に対し、2017年から2022年の平均で28件/年となっており、豊富な案件数があると認識しております。

これに対して、各国・地域で活動するPEファンド数をみると、米国：約3,100、欧州：約1,700、日本を除くアジア：約1,300に対して、日本では約140にとどまっております（※4）。

（※1）出所：帝国データバンク（2023年6月）

（※2）出所：Bain & Company（2022年時点）

（※3）出所：世界銀行、Preqin

（※4）出所：Preqin（2023年7月末時点）

② ハイブリッド投資（注5）

PEファンドによる投資は、短期間の投資とみられることが多いことから、日本の企業経営者は、一般的にPEファンドと関わりを持ちたがらない傾向があります。この状況を改善するため、当社はプリンシパル投資とファンド投資を並行して行うハイブリッド投資を開発しました。ハイブリッド投資を行うにあたり、プリンシパル投資部分の投資期間を、ファンド投資部分の投資期間よりも長期に設定することにより、投資先企業の経営者、起業家又はオーナーに対して、当社グループが安定株主として、より長期のコミットメントを示すことを企図しております。具体的には、主なファンドによる投資先企業に対する投資（ファンド投資。なお、ファンド投資の原資となるファンド資金には、原則として2%相当の当社グループによるGP出資が含まれます。）に加えて、プリンシパル投資として、ファンド投資に係る投資額及びプリンシパル投資に係る投資額の合計額の一定割合（案件毎に原則として3%以上34%以下。また当該ファンドの全投資先に対するプリンシパル投資の総額はファンド投資及びプリンシパル投資による投資総額の20%以下。）を当社グループの自己資金（借入金を含む。）により投資先企業に対して投資することをハイブリッド投資の仕組みとしております。今後は、手元資金の活用により、プリンシパル投資の割合の拡大を目指したいと考えております。

③ i-Engine（注6）による常駐型経営支援

中堅企業の経営資源は一般的に限られており、多くの場合、オーナー企業としての企業カルチャー、親会社による人的・資金的な投資の不足や全体的なマネジメント力の不足などの制約に直面しており、経営・オペレーションの方法を改善するために具体的な業務支援を求めています。当社グループとしては、このように中堅企業が経営上のリソースの不足という問題を抱えていること自体が、当社グループによる価値創造の重要な機会となり得ると考えております。そこで、経営上のリソース不足に起因する課題の解決手段として、投資実

行後に投資先企業から要請のあった場合には当社グループのメンバー（当社では投資プロフェッショナルと呼称）を派遣し、当該課題の解決を図る当社グループ特有の機能を開発しました。役員派遣を始めとして、様々な方法で投資先企業の経営課題の解決を図ろうとするハンズオン型（注7）のファンドは珍しくないものの、当社のように役員派遣だけでなく、実務スタッフとして多様なバックグラウンドを持つ投資プロフェッショナルを一定期間、投資先企業に常駐させる手法を取るPEファンドは稀であると認識しております。なお、i-Engineの仕組みの概要図は以下の通りです。



**投資プロフェッショナルが常駐で深く経営支援することで
社内体制強化を迅速に実行**

④ 幅広い投資機会への対応力

当社グループは、日本の中堅企業が抱える課題への対応力、幅広い投資機会への対応力を備えております。投資経験豊富なパートナーと投資プロフェッショナルで構成される、多種多様なバックグラウンドを有する経験豊富なチームが、個々の企業が抱える課題に対して、i-Engine機能を活用することにより積極的に経営に関与し、課題解決に取り組みます。また、当社グループは投資時点から多様なEXIT手法を想定し、柔軟に実行することができると考えております。

a. 事業承継

2022年11月時点において、日本の中小企業経営者の最多の年齢群は70～74歳であり、また70歳以上の中小企業経営者の割合は全体の4分の1を超えています（※1）。また、2025年には後継者不在・未定の会社数が127万社に上ると推計されています（※2）。さらに、日本の事業承継M&A案件（未完了案件を含む。）の件数についてみると、2022年は748件であり、2017年の321件の約2.3倍となっています（※3）。これらの数字は、経営者の高齢化により、事業承継を課題とする多くの企業が経営資源の充実や経営権変更による支援を必要としていることを示すものといえます。こうした企業は長期的視点を持つパートナーを求めていることが多く、当社グループが独立系のPEファンドであることや、当社グループによるファンド投資とプリンシパル投資を組み合わせた長期的投資のアプローチは、当社がこれまで投資を行ってきた投資先企業の経営者から高く評価されています。

（※1）出所：中小企業白書（2023年）

（※2）出所：総務省：「個人企業経済調査」内の「2025年時点で70歳以上の経営者の内後継者が不在・未定の人数」を参照（平成28年度）

（※3）出所：レコフ（2022年12月時点）

b. 再成長

中堅企業の中には、強固なビジネスモデルを持ちながらも事業領域の拡大を図ると共に、更なる売上の拡大を目指す企業があります。当社グループはこのようなニーズにも十分に応えられる実績とノウハウを有しております。

c. 再生

強固なビジネスモデルと市場ポジションを持ちながらも、過去の戦略や財務的失敗のために企業再生を要する企業が少なからず存在します。そうした企業に対して当社グループが資本参画の上i-Engineを通じた経営支援を行うことで、時間的にも経済的にも効率の高い方法で企業価値を拡大することに寄与できると考えております。再生企業への投資にあたっては価値を創造するスキルと十分な経験が求められますが、当社グループは創業以来、再生案件においても実績を残しております。

d. カーブアウト

大企業による集中と選択の中で、既存事業の売却（カーブアウト）を図る場合においても、幅広い分野での投資経験を有し、様々なバックグラウンドを持つ投資プロフェッショナルを擁する当社グループが当該事業を取得の上、経営サポートを行うことで、売主である企業及びカーブアウトされた企業双方にとって望ましい企業価値の最大化に寄与できるものと考えております。

e. 戦略的株式非公開化

一部の中堅上場企業においては、上場維持のメリットよりも、アクティビスト（注8）等の外部株主からの影響を遮断することによる経営の自由化等のメリットの重視により上場の是非を検討する場合があります。アクティビスト株主の活動は活発化しており、株主提案数は2017年の46件から2022年には293件に増加し、非友好的TOBの件数も2017年の1件から2021年には8件に増加（ただし、2022年は1件に減少）しており、いずれも増加傾向（※1）にあります。日本の上場企業の54.1%（2022年12月31日時点）がPBR1倍以下となっている状況において（※2）、上場意義の見直しに至り、戦略的に非公開化の可能性を求めている企業が増加しているものと認識しております。こうした中で、PEファンドが非上場化の有効なパートナーとして求められており、当社グループはこのようなニーズにも対応しております。

（※1）Activist Insight及びRefinitivによる集計

（※2）出所：FactSet PBR=2022年12月末を基準日とした6ヶ月平均株価÷2022年12月末時点のBPS（1株当たり純資産）

f. セカンダリーバイアウト（注9）

世界のPEファンドの運用残高は、2017年の3兆670億ドルから2021年には6兆8340億ドルとなり、年平均成長率22.2%で増加しているのに対し、日本のプライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルファンドの運用残高は2017年の304億ドルから2021年には900億ドルとなり、この間の成長率は31.2%となっています

（※）。今後日本のプライベートエクイティ業界の成熟に伴い、ファンドの投資案件を対象とした二次バイアウトの機会が今後生じてくると予想されます。当社グループは、このようなニーズにも対応しております。

（※）出所：“PREQIN日本特集：日本経済の転換と国内PE・VC市場の展望（2022年10月）”、“アジア太

g. PIPEs（注10）

取引関係を重視した銀行借入れはこれまで広く普及しており、数多くの企業がそうした状況の下で借入過多となるなか、財務状況を改善し、長期的な持続可能性を獲得するための資本構成の再構築を図り、本業回帰を目指す企業が存在します。このような企業は、資本基盤を強化し、成長のための資金と支援を獲得すべく、市場を通じた資金調達に難しい状況であっても、PEファンドによる上場会社からの第三者割当の引き受けにより、機動的な資金調達を求めていると考えております。当社グループはこのようなニーズにも対応しております。

h. i-Bridge

当社グループは、機動的な投資実行の実現のため、自己資金をブリッジ・ファイナンスとして用いるi-Bridge（注11）機能を有しております。これにより、投資実行前の資金調達が不要となり、投資検討から実行までのリードタイムの大幅な短縮、投資案件情報の秘匿維持効果が期待できます。その結果、競争力及び機動力のある投資スキームを構築することができ、大型の投資案件や共同投資を活用した投資案件等への対応も可能としています。

⑤ ファンドの概要

当社グループが本書提出日現在管理・運用を行う主なファンド（フラッグシップファンド）の概要は以下のとおりです。

以下表内の出資約束金額とは、組合契約においてLP投資家が当社ファンドに出資を行うことを約束した金額を指しています。

	2号ファンド	3号ファンド	4号ファンド
国内フラッグシップファンド	インテグラル2号投資事業有限責任組合	インテグラル3号投資事業有限責任組合	インテグラル4号投資事業有限責任組合
海外フラッグシップファンド	Integral Fund II (A) L.P.	Innovation Alpha L.P.	Innovation Alpha IV L.P. Initiative Delta IV L.P.
出資約束金額 (国内・海外合算)	442億円	730億円	1,238億円
ファンド組成時期 ¹	2013年9月	2016年10月	2020年7月
投資先(投資中) ²			
投資先(Exit済) ²			-

1. ファンド組成時期(ファーストクローズ)は、国内フラッグシップファンドの組成時期を記載

2. 2023年7月末現在の当社ファンドの投資先ステータス。ファンド投資はExitしたもののプリンシパル投資のみが残存する投資先はExit済として記載

2号ファンドはインテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A) L.P.の総称、3号ファンドはインテグラル3号投資事業有限責任組合及びInnovation Alpha L.P.の総称、4号ファンドはインテグラル4号投資事業有限責任組合、Innovation Alpha IV L.P.及びInitiative Delta IV L.P.の総称です。また投資事業有限責任組合は、日本国内で組成されたファンドで主に国内のLP投資家が出資を行い、L.P.（リミテッド・パートナーシップ）はケイマン諸島で組成されたファンドで主に海外のLP投資家が出資を行っております。

⑥ ファンドの収益の概要

当社グループの主な収益は以下のとおりです。当社グループの収益としては、下記のファンド収益の他に当社グループの自己資金による投資持分の売却に伴う利益であるプリンシパル投資収益があります。

a. 管理報酬

管理報酬は、GPとしてファンドの運用を行うことに対する対価であり、ファンドの投資残高又は出資約束金額に対して一定の割合（1.85%～2.0%/年）を管理報酬として毎四半期毎に受領することが出来ます。

b. キャリドインタレスト

キャリドインタレストは、ファンドのリターンのうち、当社がGPとして分配を受けることが出来るものであり、ファンドが投資先企業から稼得した収益（投資先企業の株式譲渡の対価等）から投資額及び組合費用（管理報酬及びファンド運営にかかる専門家費用等）等を除いたファンドにおける利益がハードルレート（出資履行金額に対して年率8%）を超過した際に、それまでのファンド利益累計額の20%を受領（但し、役職員によるGP出資分を除く。）することが出来ます。

c. 経営支援料

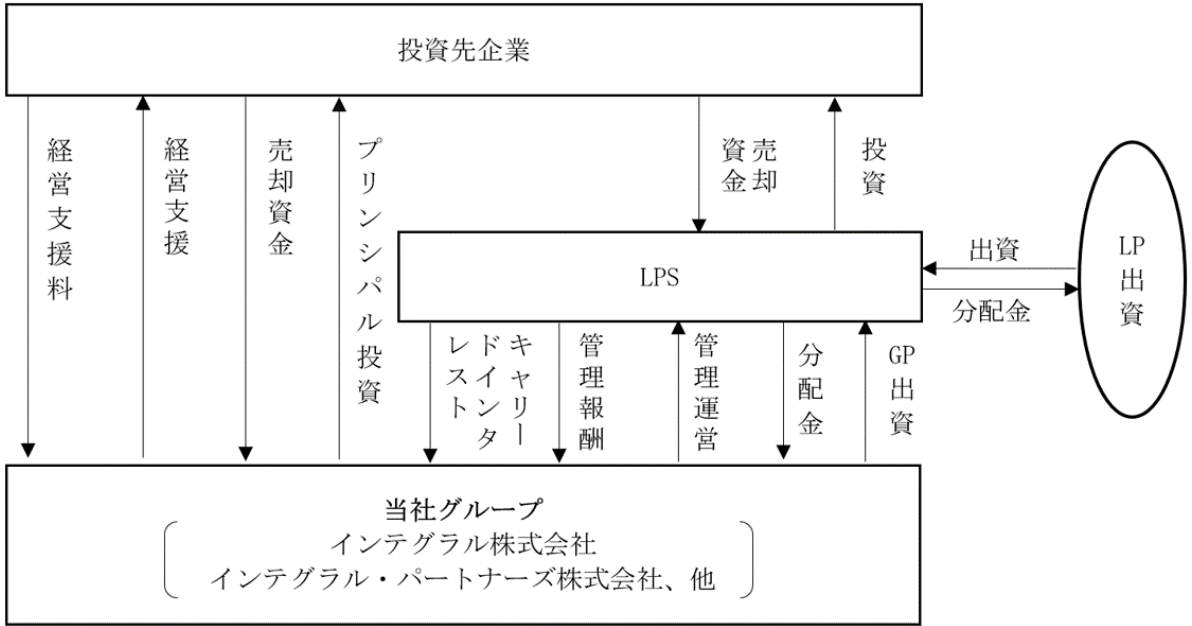
経営支援料は、当社の役職員が投資先に常駐して経営支援活動を行うことに対する対価であり、投資先企業毎に一定金額を当社グループが受領することが出来ます。

[用語解説]

「第1. 企業の概況 3. 事業の内容」にて使用している用語の定義は、以下のとおりです。

注		
1	投資事業有限責任組合 (リミテッド・パートナーシップ)	投資事業有限責任組合とは、投資事業有限責任組合契約法に基づいて設立される、投資家が出資金の範囲で責任を負う事業組織のことであり、いわゆる“ファンド”を指します。有限責任組合員となる投資家（以下、下記のリミテッド・パートナーシップに出資をするリミテッド・パートナーと共に「LP」という。）には出資額に応じた収益が分配され、損失が生じた場合の負担に上限があります。 リミテッド・パートナーシップは、ケイマン諸島で設立される投資事業有限責任組合と類似する事業組織であり、当社グループが投資事業有限責任組合と共に運用を行うものです。
2	ゼネラル・パートナー	無限責任組合員を意味し、ファンドの運営に対して無限責任を負う組合員のことであり、当社ファンドにおいては、投資・EXIT等の意思決定を行い、ファンド運営に関する一切の権限を有しており、ファンド運営の対価として、組合から管理報酬を受領します。当社ファンドにおけるゼネラル・パートナーは、当社の子会社又は役職員が出資を行う投資事業有限責任組合が務めております。
3	プリンシパル投資	自己資金（借入金を含む。）によって投資を行うことです。当社グループにおいては、主にLPから集めてきたファンド資金によるファンド経由の投資（ファンド投資）ではなく、当社グループの自己資金による投資を「プリンシパル投資」と呼称しています。
4	コントロール投資	資本構成上マジョリティの維持、又は取締役の派遣等を通じて、当社グループによって経営をコントロールできる形で投資するスキームについて、「コントロール投資」と呼称しています。
5	ハイブリッド投資	主にLPから集めてきたファンド資金によるファンド経由の投資（ファンド投資）に加え、当社グループの自己資金による投資（プリンシパル投資）も並行して実行するスキームを「ハイブリッド投資」と呼称しています。
6	i-Engine	当社グループによるハンズオン型経営支援を「i-Engine」と呼称しています。
7	ハンズオン型	出資者であるPEファンドが投資先企業の経営に直接参画することを指します。
8	アクティビスト	株式を一定程度取得した上で、その保有株式を裏付けに、投資先企業の経営に関して役員交代や大幅な増配等の過激なコーポレートアクションに係る提言を積極的に行い、比較的短期での自己利益の最大化を目指す投資家のことを指します。
9	セカンダリーバイアウト	ファンドの投資先企業を別のファンドが買収する二次買収を指します。
10	PIPEs	「Private Investments in Public Equities」の略称であり、PEファンドが上場企業の第三者割当を引き受けることを指します。
11	i-Bridge	当社グループの自己資金を投資先企業への投資のためのブリッジ・ファイナンスに用いる投資スキームを「i-Bridge」と呼称しています。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

当社の連結子会社は下記の通りとなります。

(2022年12月31日時点)

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%) (注) 1	関係内容
(連結子会社) インテグラル・パートナーズ 株式会社 (注) 2	東京都千代田区	10,000	投資関連サービ ス	100.0	役員の兼任 従業員の出向 国内ファンドの運用
インテグラル投資 株式会社	東京都千代田区	5,000	投資関連サービ ス	100.0	役員の兼任 投資業務
インテグラル投資 アルファ株式会社	東京都千代田区	4,750	投資関連サービ ス	100.0	役員の兼任 投資業務
インテグラル・オーエス 株式会社	東京都千代田区	1,500	投資関連サービ ス	100.0 (100.0)	役員の兼任 投資ビークル
インテグラルTeam 株式会社	東京都千代田区	12,025	投資関連サービ ス	100.0	投資ビークル
イーストパートナーズ 株式会社	東京都千代田区	5,500	投資関連サービ ス	100.0	投資ビークル
SDRS 1 インテグラル 株式会社	東京都千代田区	4,000	投資関連サービ ス	100.0	投資ビークル
SDRS 2 インテグラル 株式会社	東京都千代田区	5,000	投資関連サービ ス	100.0	投資ビークル
プリモ・インテグラル1 株式会社	東京都千代田区	3,000	投資関連サービ ス	100.0	投資ビークル
プリモ・インテグラル2 株式会社	東京都千代田区	3,000	投資関連サービ ス	100.0	投資ビークル
Iceインテグラル1 株式会社	東京都千代田区	2,500	投資関連サービ ス	100.0	投資ビークル
Northインテグラル1 株式会社	東京都千代田区	2,500	投資関連サービ ス	100.0	投資ビークル
Northインテグラル2 株式会社	東京都千代田区	2,500	投資関連サービ ス	100.0	投資ビークル
Iceインテグラル2 株式会社	東京都千代田区	2,500	投資関連サービ ス	100.0	投資ビークル
Integral Partners (Cayman) II (A) Limited	Cayman Islands	0 (注) 4	投資関連サービ ス	100.0	海外ファンドの運用
Innovation Partners Alpha Limited	Cayman Islands	0 (注) 4	投資関連サービ ス	100.0	海外ファンドの運用
Innovation Partners Alpha IV Ltd. (注) 3	Cayman Islands	0 (注) 4	投資関連サービ ス	100.0	海外ファンドの運用
Initiative Partners Delta IV Ltd. (注) 3	Cayman Islands	60,000 (注) 4	投資関連サービ ス	100.0	海外ファンドの運用
IAT Partners Ltd.	Cayman Islands	1,000 (注) 4	投資関連サービ ス	100.0	投資ビークル
West Partners Ltd.	Cayman Islands	1,000 (注) 4	投資関連サービ ス	100.0	投資ビークル
IA SDRS Partners Ltd.	Cayman Islands	1,000 (注) 4	投資関連サービ ス	100.0	投資ビークル

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%) (注) 1	関係内容
IA Primo Partners Ltd.	Cayman Islands	1,000 (注) 4	投資関連サー ビス	100.0	投資ビークル
IA North Partners Ltd.	Cayman Islands	0 (注) 4	投資関連サー ビス	100.0	投資ビークル
ID Ice Partners Ltd.	Cayman Islands	0 (注) 4	投資関連サー ビス	100.0	投資ビークル
IA Ice Partners Ltd.	Cayman Islands	0 (注) 4	投資関連サー ビス	100.0	投資ビークル
IB Ice Partners Ltd.	Cayman Islands	0 (注) 4	投資関連サー ビス	100.0	投資ビークル
IG Ice Partners Ltd.	Cayman Islands	0 (注) 4	投資関連サー ビス	100.0	投資ビークル

- (注) 1. 議決権の所有割合又は被所有割合の()は、間接所有割合又は間接被所有割合を内数で表記しています。
2. インテグラル・パートナーズ株式会社については、営業者として帰属する投資収益総額の連結投資収益総額に占める割合が10%を超えております。2022年12月期の日本基準に基づいて作成された財務諸表における主要な損益情報等は以下のとおりであります。
- 主要な損益情報等
インテグラル・パートナーズ株式会社
- ① 売上高 2,809,400千円
② 経常利益 1,684,958千円
③ 当期純利益 11,811千円
④ 純資産額 423,847千円
⑤ 総資産額 2,828,430千円
3. 連結財務諸表上の収益に重要な影響を与えているInnovation Partners Alpha IV Ltd.及びInitiative Partners Delta IV Ltd.は、主にファンド設立時の費用計上により、債務超過の状況にある会社となります。2022年12月期のIFRSに基づいて作成された財務情報における債務超過の額は2022年12月末時点で、それぞれ25,997千円及び160,682千円であります。
4. 外貨建ての資本金については円換算をしております。外貨建ての資本金の金額は僅少であり、換算レートは重要性が乏しいため記載を省略しております。

当社の子会社であるものの、連結財務諸表上では連結の対象とせず、純損益を通じ公正価値で評価を行っている子会社及び関連会社は下記の通りとなります。

(2022年12月31日時点)

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%) (注) 1	関係内容
(子会社) インテグラル・ブランズ 株式会社	東京都千代田区	1,000	投資事業	100.0	投資ビークル
インテグラル2号GP 投資事業有限責任組合	東京都千代田区	395,256	投資事業	65.4 (60.4)	役職員出資ビークル
インテグラル3号GP 投資事業有限責任組合	東京都千代田区	1,489,579	投資事業	76.8 (74.1)	役職員出資ビークル
インテグラル4号GP 投資事業有限責任組合	東京都千代田区	686,000	投資事業	43.9 (40.3)	役職員出資ビークル
Innovation Alpha IV Special L.P.	Cayman Islands	294,000	投資事業	83.3	役職員出資ビークル
SDRS 1 投資事業有限責任組合	東京都千代田区	1,204,391	投資事業	100.0 (0.5)	投資ビークル
SDRSインテグラル1 投資事業有限責任組合	東京都千代田区	1,695,028	投資事業	100.0 (100.0)	投資ビークル
プリモ1 投資事業有限責任組合	東京都千代田区	183,139	投資事業	100.0 (2.4)	投資ビークル
プリモ・インテグラル1 投資事業有限責任組合	東京都千代田区	264,614	投資事業	100.0 (100.0)	投資ビークル
North 1 投資事業有限責任組合	東京都千代田区	382,967	投資事業	100.0 (0.9)	投資ビークル
Northインテグラル1 投資事業有限責任組合	東京都千代田区	363,785	投資事業	100.0 (100.0)	投資ビークル
インテグラル2号SS 投資事業有限責任組合	東京都千代田区	1,012,125	投資事業	100.0 (0.5)	投資ビークル
Ice 1 投資事業有限責任組合	東京都千代田区	432,707	投資事業	100.0 (0.8)	投資ビークル
Iceインテグラル1 投資事業有限責任組合	東京都千代田区	616,874	投資事業	100.0 (100.0)	投資ビークル
株式会社ヨウジヤマモト (注) 2	東京都品川区	93,462	アパレル事業	87.9 (87.9)	役員の兼任 純投資先
(関連会社) イトキン株式会社	東京都渋谷区	100,000	アパレル事業	20.0	役員の兼任 純投資先

(注) 1. 議決権の所有割合又は被所有割合の()は、間接所有割合又は間接被所有割合を内数で表記しています。

2. 株式会社ヨウジヤマモトは4社の海外子会社(Y's France SARL、Y'S GB LIMITED、Y's Asia Limited、YOJJI YAMAMOTO AMERICA INC.)を有しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年7月31日現在

	従業員数（人）
投資事業	40
全社（共通）	27
合計	67

- (注) 1. 投資事業の従業員数は、当社の投資助言チーム所属人員数であり、当社では当該人員に取締役パートナー4名を加えた合計44名を投資プロフェッショナルと呼称しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 当社は、投資事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2023年7月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
67	37.9	4.6	17,779

	従業員数（人）
投資事業	40
全社（共通）	27
合計	67

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
4. 当社は、投資事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は、日本国内の上場企業・未公開企業等を対象とした独立系プライベートエクイティ投資会社であります。当社グループは、売上・利益の成長のポテンシャルが見込まれる日本の中堅企業に、適切なバリュエーションで投資し、投資家に優れたリターンを提供することを目指しております。

以下の文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営理念

「積分、積み重ね」を意味する社名インテグラルは、「ハートのある信頼関係と最高の英知の積み重ね」の象徴であります。その積み重ねの結果、経営理念である『Trusted Investor＝信頼できる資本家』として、世界に通用する日本型企业改革、すなわち資本家たるファンドと経営者が強い信頼の下に協力し合う変革の実現に貢献することをミッションとしております。

21世紀、日本企業が大きな改革を進めていくには、資本家と経営者が、お互いに深く信頼し合うことが必要不可欠であります。歴史を振り返ってみても、産業革命、明治維新、戦後の高度経済成長等、経済社会の大きな変革期には、必ずと言って良いほど、資本家（キャピタル）と経営者（イノベーター）が強い信頼関係の下、共通の目標を持ち、時代の変化に立ち向かい続けることで、企業を発展に導いてきております。

グローバル資本主義の進化、グローバル競争の激化、人口構造の変化、社会貢献の必要性等、日本企業の経営を取り巻く環境がよりチャレンジングになる中、当社グループは、下記3つの行動規範を掲げて活動しております。

① ハートのある信頼関係を事業すべての基礎とします。

企業は人です。信頼関係があれば、企業は潜在能力を最大限に発揮して発展できると考えております。

② 長期的な企業価値の向上を愚直に追求します。

同じ目線に立ち、時間をかけて挑戦し続ける事で改革を着実に進めるよう行動します。

③ 最高の英知を結集し、「新しい何か」の創造に挑戦します。

『業界並』では競争に勝てません。革新への積極果敢なチャレンジをサポートします。

当社グループは、投資先の経営陣との信頼関係を礎にし、長期的視野に立ってエクイティ投資を行うことを標榜しております。投資後は『経営陣と同じ目線・時間軸』をもって投資先企業と共に歩み、企業価値向上に向けて経営・財務の両面でのサポートを行ってまいります。

(2) 目標とする重要な経営指標

当社グループは、自己資金を活用したハイブリッド投資により、多様な収益機会を持つビジネスモデルを確立しております。当社の子会社・関連会社及び投資先を投資ポートフォリオとして統括し、当体制のもと、管理報酬、経営支援料、キャリートインタレストを得ております。その中で保有株式価値を増大させることによって、AUM（Assets under management：運用資産残高）を中長期的に拡大させることで、収益成長率を継続的に上昇させること、また、投資利益の実現によって受け取るキャリートインタレストの最大化を図っていくこと、プリンシパル投資のFV（Fair Value：公正価値、適正価格）については継続的に成長させることを目指しております。

（単位：百万円）

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期 第2四半期 連結累計期間
AUM（運用資産残高）（注）1	259,826	246,467	276,942
Fee-Earning AUM（注）2	194,424	194,044	192,673
プリンシパル投資のFV（注）4	25,699	28,481	31,888
プリンシパル投資の取得原価（注）3	6,382	7,643	7,606
ファンド投資のFV（注）4	155,748	179,033	239,562
未実現キャリートインタレスト（注）5			
2号ファンド	6,004	6,467	5,860
3号ファンド	9,255	7,449	13,538
4号ファンド	-	-	3,327

- (注) 1. 投資期間中のファンド又は投資期間の定めのないファンドは出資約束金額により、投資期間終了後のファンドは投資ポートフォリオのFVにより集計しております。またAUM（運用資産残高）は、当社が管理報酬を受領するファンドのみを対象としており、個別案件において共同投資家が出資を行っているものの当社が管理報酬を受領しないファンドは対象外としています。なお、投資期間とは、組合契約上で当社グループによる新たな投資先への投資実行が許容される期間であり、ファンド開始後約5年間となります。
2. ファンドの管理報酬の計算基礎となる運用資産残高であり、投資期間中のファンド又は投資期間の定めのないファンドは出資約束金額により、投資期間終了後のファンドは投資ポートフォリオの取得原価残高により集計しております。
3. プリンシパル投資の取得原価は、株式及び債券についてはIFRSに基づく取得原価、ファンド出資金については、出資履行金額から出資の返還として分配された金額を控除した額により集計しております。
4. FVは、IFRSに基づく公正価値（Fair Value）を指しております。
5. ファンドの未実現キャリドインタレストとは、当該期末時点で投資先企業をその時点のFVで売却したと仮定した場合に当社グループが受領することが出来ると見込まれるキャリドインタレストの金額（当該期末時点での累計分配額とポートフォリオの時価評価損益を純資産に合算した金額から出資履行金額を控除した金額に20%を乗じた金額）になります。なお、本表に掲載の未実現キャリドインタレストは、上述の計算により算出される未実現キャリドインタレストのうち、役員によるGP出資分（2023年6月末時点で2号ファンド19%、3号ファンド21%、4号ファンド39%）を除いた当社グループ取得見込み分であり、「第5 経理の状況」で記載している「当社グループによる獲得見込のキャリドインタレスト」と同義になります。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な課題は以下のとおりです。

① 良質なポートフォリオへの投資戦略

当社グループの戦略的投資により、良質なポートフォリオを積み上げていくことが、ファンドパフォーマンスの向上につながると考えております。中堅企業にフォーカスし、独自ネットワークによりソーシングの多様化を図り、豊富な投資形態で検討可能な案件数を増やしております。また、プリンシパル投資を加えたハイブリッド投資を実行することで、長期コミットメントの提示が可能となっております。これにより相対案件や入札案件における優位性、低価格での投資機会を創出しております。

今後もこの投資戦略を堅持し、投資対象マーケットの拡大と投資運用能力を合致させながら、運用資産の拡大を図っていきます。

当社ファンドの既存の組合契約では、基本的にファンドの投資実行額が出資約束金額の75%相当額を超えた場合に次号ファンドの組成を開始できるとされています。2021年に投資活動を開始した4号ファンドは、2023年7月末時点で出資約束金額の約70%相当額の出資履行（キャピタル・コール実施後で投資実行前の金額を含む）を行っており、近い将来に5号ファンドの組成を開始することを目指しています。

② 投資先価値向上の追求

当社グループは、自己資金をファンドに出資し、他の出資者とともにファンドからの収益を享受しています。長期にわたるファンドパフォーマンスの持続的な向上が、当社グループの最大の責務です。中堅企業向けプライベートエクイティ投資において、戦略構築及び業務オペレーションでの価値創造のための実践的な支援が不可欠であると確信しております。当社グループは、中堅企業の大多数が事業改善のための日常的かつ実践的な支援を求めており、経営管理機能の充足、改善が重要な価値創造の機会になると考えております。そのため、短期・長期の双方で支援すべく、当社グループのプロフェッショナルの常駐による支援で、独自の経営支援「i-Engine」（当社グループの投資プロフェッショナルを投資先企業の役職員として派遣し、戦略、管理及び財務等の多方面での支援すること）を実行することにより、当社グループのファンドパフォーマンスは大きく伸長しており、今後も継続してパフォーマンス向上に努めていきます。

③ 人材の確保、育成

当社グループでは、単なる投資家としてではなく事業の構想段階から経営に関与していく人材の育成を重視しています。当社グループでは、人材育成プログラムとして「インテグラル道場」という、OJTを中心に勉強会や事例検討会、知見交換会を開催し、その育成に取り組んでおります。Off JTとしては、「i-Source」（当社グループの教育プログラム）という社内独自のデータベースを導入し、これまでの案件で培ってきた社内のノウハウや、資料の共有を行っております。丁寧な採用戦略と独自の教育プログラムにより、早期人材育成と定着化を図っており、プロフェッショナル人材不足が投資事業のボトルネックになることはないようインターンシップからの採用や、中途採用を積極的に行っていきます。

④ 長期的な成長機会の追求

当社グループは、設立から日本市場特有のニーズを正確に捉え、「世界に通用する日本型企业改革の実現」を目指し、ハイブリッド投資、i-Engine等、インテグラル特有の仕組みを確立し、日本市場においてユニークな存在としての地位を確立してまいりましたが、中長期的な成長戦略として、アセットクラス、展開地域の拡大を通じたさらなるAUM成長を企図しております。具体的には、インフラ、不動産、スタートアップ企業及びクレジットに対する投資に向けたファンド組成等を構想しております。

⑤ ESGへの取り組みの構築

当社グループは、社会の持続的な発展と、当社グループの中長期的な成長の両立を実現するために、企業活動においてサステナビリティを考慮することの重要性を認識し、環境・社会・ガバナンス（ESG）に関わるリスクに対処するとともに、ESGに関わる課題への対応が新たな企業価値創出の契機になると考えています。こうした背景から、2016年には国際連合が公表ESGに関する投資原則であるPRI (Principles for Responsible Investment) 憲章に署名しており、また当社グループ独自のESG投資方針を作成の上、投資プロセスの検討・投資実施・売却各段階においてその遵守に努めております。

今後は、投資活動において、投資先のサステナビリティを促進することが投資リターンのさらなる向上に繋がるとの考えの下、ガバナンスだけでなく環境・社会の要素を投資先選定や投資後のモニタリングプロセスに組み込むことを明文化するとともに、投資判断の迅速性を損なうことなくリターン向上を確保するための当社のベストプラクティスを確立することについて、継続的によりよい姿の検討を行っています。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のようなものがあります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び対策に努めてまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

また、発生確度及びその影響度に関する評価は、現時点における発行会社の主観的判断に基づいており、発生確度が低いと評価するリスクが現実には発生しないことや、影響が低いと評価するリスクの影響が現実には低いことを保証するものではありません。

(1) 外部要因について

① 経営環境について（発生確度：中、影響度：中）

当社グループは主に当社グループが管理運営するファンドの資金を使って、国内で非上場・上場企業へのエクイティ投資を行っており、これらの投資先企業は、国内外において幅広い事業に携わっています。当社グループはファンドからの管理報酬及びキャリドインタレストに加え、ファンドに自己資金を出資することにより、投資成果であるキャピタルゲインをファンドの他の出資者とともに享受しております。ファンド及び投資先企業のパフォーマンスは、ファンド及び投資先企業が主要なターゲットとする市場の景気減速、為替レート・金利の変動、戦争や貿易摩擦などの地政学リスクの高まり、失業率の増加、設備投資の減少、貿易・財政・税制・金融政策の変更やその可能性の予測、グローバル・サプライチェーンの変化などを含む経済・政治情勢や株式市場・金融市場の動向に影響を受けます。とりわけ、当社グループは主に日本の中規模企業への投資を行っているため、日本の経済情勢に強い影響を受けます。

そこで、当社グループでは、投資対象業界の制約を設けず、様々な業種、業態の企業や、成長企業、上場企業、事業承継等あらゆるステージの企業に投資を行うことによりリスクの分散を図っております。また、当社グループが運用するファンドは、通常5年の期間をかけて投資先企業の組入れを行うため、時間的にも一定期間に亘る分散が行われることになり、当社グループの収益基盤へ与える影響を低減できるように努めております。

しかしながら、世界経済が不況に陥った場合には投資先企業の業績不振につながる可能性があり、また、経営環境の悪化や株式市場の悪化により当社グループの投資対象となりうる投資先企業の数が減少する可能性や、投資先企業の公正価値算定の前提となる業績、事業計画及び経営指標並びに株式の市場価格に影響を受ける可能性があります。このような場合、投資先企業の公正価値やファンドのパフォーマンスに影響し、ひいては当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループは、上場企業における株主重視の姿勢やカーブアウト取引需要の増加、アクティビズムの増加、オーナー企業経営者の高齢化に伴う事業承継ニーズの高まり等により、日本のプライベートエクイティ市場の成長余地は大きいと考えております。しかしながら、日本の人口減少や上記傾向の変化により、日本経済や株式市場に悪影響を及ぼし、投資先企業の減少を招くなどして、日本のプライベートエクイティ市場が当社グループの想定したように成長しない可能性があり、そのような場合、ファンドのパフォーマンスに影響し、ひいては当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、本書提出日現在において、「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」の投資事業有限責任組合契約の契約期間及び注記に記載の通り、2号ファンドに係る契約期間は当初契約より1年延長し、2024年8月31日までとなっております。そのため、再度延長されない限りは、当該期限にて2号ファンドは解散することとなりますので、当社グループとしてはそれまでに2号ファンドによる投資のEXIT（株式上場を含めた保有株式の売却）を図る所存です。EXITが完了した場合にはキャリドインタレストが発生することで、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。2号ファンドのEXITについては上述の経済・政治情勢や株式市場・金融市場の動向などにより売却の成否及び売却金額は大きく変動する可能性があります。

② 投資活動について（発生確度：中、影響度：大）

当社グループ及びファンドの投資プロセスは創業以来、強化・改善してきたベストプラクティスの集大成であります。当社グループのチームメンバーの持つ幅広い経験を活用し、案件組成、投資評価・選別、経営とモニタリング、最終的にはEXITの実現といった各段階で価値を最大化していくことを掲げております。

当社グループにおける投資判断は、「投資委員会規程」及び組合契約の定めに従い当社の取締役及び従業員で構成される投資委員会において行っております。当該委員会では、投資検討先が対象とする市場の成長性、製品／サービスの革新性や競争力といった事業性、マネジメントチームの評価、投資採算や投資条件、想定する投資後の企業価値向上策やEXIT戦略、さらにはリスクなどの観点から議論を行った上で投資の可否を決定しております。

また投資実行後は、投資先企業ごとの成長ステージなどの状況に応じて、当社グループが培ってきた豊富なリソースとネットワークの蓄積を活用し、人材採用、営業・マーケティング、大手企業との資本・業務提携、管理体制整備・上場準備、といった面でのサポートを積極的に提供しております。当社グループでは、このように、投資先の事業の成長と企業価値の向上を図るとともにキャピタルゲインと投資倍率の向上に努めております。

しかしながら、収集した投資検討先情報の中から適切な投資機会を特定できない場合や、他のPEファンドとの競合、契約上または法令諸規則上の投資制限等により候補企業への投資実行に至らない場合があるほか、投資実行後も、投資先企業の事業が当初の計画どおりに進捗せず、財務状況が悪化した場合には、株式上場や他社への事業売却を含むM&A等によるEXITができないまま倒産等に至り、投資資金の回収が困難となる場合もあります。また、株式上場やM&A等によるEXITを実現した場合においても、投資先企業の株式や事業等を、投資コストを十分上回る価格その他の当社グループにとって望ましい条件で売却できる保証はありません。さらに、当社グループの主たる投資対象である非上場企業は、上場企業に比べ、一般的に経営体制・管理体制が未整備であることが多く、事業の不確実性が高い傾向にあるほか、経営情報の正確性を担保する仕組みが乏しく、また、株式の流動性が著しく劣る等の制約があるため、非上場段階で投資先企業の株式や事業等の売却を行う場合には、その価格が投資コストを下回ることがあります。非上場企業への投資に係るこうしたリスクが現実化した場合には、ファンドのパフォーマンスに影響し、ひいては当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ プリンシパル投資について（発生確度：中、影響度：大）

当社グループは、ファンドによる投資の基盤を構築し又はその他かかる投資に助力することを目的として、ファンドと共同して、自己の計算で投資先企業に対して投資をしております。プリンシパル投資は、投資先企業に対するファンドによる投資額並びにプリンシパル投資に係る投資額の合計額の3%以上34%以下としております。

一般的なファンド投資案件のEXITは3～5年であるのに対し、プリンシパル投資の場合は、ファンド投資のEXIT後も長期に亘る投資も可能となります。国内の株主や経営陣の多くはプライベートエクイティ投資に対し、短期間の投資とのイメージが強く受け入れに消極的ではあると考えていますが、当社グループとしては、この意識を緩和するためプリンシパル投資を実施することで、長期的なパートナーを必要としている投資先企業と短期的投資家というイメージのミスマッチの解消や、株主構成の安定化が図られると考えており、今後、ファンド規模全体に占めるプリンシパル投資の比率を高めていく計画です。

プリンシパル投資においては、比較的多額かつ長期の投資を行う場合があり、投資先企業の業績に関するリスクを負うと共に、投資資金が負債により調達されている場合には資金調達コストを支払い続ける必要性が生じます。また、投資先企業の業績が悪化した場合に、ファンドによる追加投資を実行できないときには、当社がプリンシパル投資を行う可能性があり、その場合、当社は追加的なリスクにさらされることとなります。さらに、当社はi-Bridge機能を用いて自己資金をブリッジ・ファイナンスとして用いていますが、これは投資先に対するリスク・エクスポージャーを増大させます。ブリッジ・ファイナンスについては、迅速に借換えを行いますが、適時に、希望する条件で、又は全くそのような借換えを行えない可能性があり、その場合、i-Bridgeのための資金が不足する可能性があります。

プリンシパル投資に係る潜在的な利益相反、予防策及びリスクについては、「(2)⑪当社のプライベートエクイティ投資事業及びプリンシパル投資に内在する利益相反関係について」を参照下さい。

④ ファンドについて（発生確度：中、影響度：大）

当社グループは、主に当社グループが組成したファンドの資金を使って投資を行っております。ファンドの出資者とは、ファンドパフォーマンスの状況、投資先企業の概況その他ファンド運用に係る情報を、当社グループ担当者による訪問その他の方法で定期的かつ必要に応じ随時提供すること等を通じて、信頼関係の醸成に努めております。また、金融機関等のいわゆる機関投資家等と当社グループ担当者が接触し、当社グループの投資活動に係る理解を深めてもらうこと等を通じて、潜在的なファンド出資者の開拓を行っております。さらに、当社グループにおいても、自らファンド出資を含む投資活動を継続するための自己資本の充実と財務基盤の強化に取り組んでおります。

しかしながら、こうした取り組みにもかかわらず、経済環境その他ファンド資金の募集に係る環境の悪化（海外の出資者については現地の法令による出資規制の強化なども含みます。）、ファンドパフォーマンスの低迷、及び当社グループが設定するファンド資金の募集条件や当社グループによるファンドの管理運営手法とファンド出資者のニーズとの乖離といった要因により、今後のファンド資金の募集においてファンド出資者から十分な資金を集めることができず、投資活動に支障をきたす可能性があるほか、資金を集めることができた場合であっても、既存ファンドにおける募集条件よりも当社グループに不利な条件となる可能性があります。

このような場合、ファンドから受領する管理報酬やキャリドインタレストが減少し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、既存の組合契約では、投資期間を原則として5年間としており、当該期間中に投資先企業を選定し、投資を実行することが企図されるとともに、ファンドの存続期間を原則として10年間としており、当該期間中のEXITが企図されております。このような投資期間及び存続期間の定め又は当該存続期間内に組合契約の定める解散事由の発生等により、投資実行及びEXITのタイミングは制約される結果、より有利な時期の投資実行又はEXITができず、投資リターンを損ない、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす潜在的な可能性があります。

⑤ 投資先企業の評価について（発生確度：中、影響度：大）

当社グループの投資先企業の評価は、IFRSに基づき四半期ごとに公正価値で評価しております。上場企業については株式の市場価格に基づき評価しますが、非上場株式の評価については、恣意性を排除するため、当社が属する業界において標準的に利用されるInternational Private Equity and Venture Capital Valuation Guidelines（以下、「IPEVガイドライン」という。）並びにIFRS第13号「公正価値測定」及びIFRS第9号「金融商品」に準拠して実施し、また投資先を担当する投資助言チームだけでなく管理部門であるコントローラー室が各投資先の公正価値評価のプロセスに関与しております。しかしながら、当該手法により算定した公正価値は将来の不確実な経済条件の変動による影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローや割引率が見積りと異なった場合には、投資先企業の売却による実際の実現価額に重要な差異が発生し、それにより当社グループの業績及び純資産の状況に重要な影響を与える可能性があります。また、上記IPEVガイドライン等の変更などにより、公正価値の評価方法の変更が必要となった場合には、当社の投資先企業の公正価値に重要な変更もたらされる可能性があります。加えて、公正価値の算出要素となる投資先企業の事業計画は、一般的に、主に投資先企業の経営陣が自らの判断に基づいて作成されますが、当該事業計画はあくまで作成時の仮定に基づくものであり、実際のパフォーマンスが事業計画を下回る可能性があります。市況や経営環境の悪化などにより投資先企業の公正価値が下落した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 法令・規制・制度について（発生確度：低、影響度：大）

当社グループは、ファンドの運営管理、その活動にあたっては、種々の法的規制（会社法、独占禁止法、外為法、租税法、金融商品取引法、投資事業有限責任組合契約法、犯罪収益移転防止法、貸金業法、個人情報保護法、財務会計関連法令、マネー・ローダリング対策関連法令、ケイマン諸島法規制等）及び自主規制機関による規制を受けることとなります。当社グループでは、専門の法律事務所と連携し、関係部署が業務に係る法的規制の導入・改廃に関する情報収集と対応を行っております。しかしながら、法的規制が及ぶことにより当社グループの活動が制限される場合及びこれらの規制との関係で費用が増加する場合があります。当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでのコンプライアンスに係る情報は、コンプライアンスへの取組み全般を統括するコンプライアンス推進委員会に集約されております。コンプライアンス推進委員会は、四半期に一度定例会を開催し、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを中心に日常におけるコンプライアンスを推進し、その取組みを支援・管理するとともに、内容の検討をしており、それを内部監査部門が監査しております。コンプライアンス推進委員会には常勤監査役及び内部監査責任者がオブザーバーとして出席し、適時に情報共有がなされる体制とするとともに、監査役監査及び内部監査ではコンプライアンス違反がないことを定期的に確認しています。これらに加えて、管理部門は法令等の制定・改廃に関する役員への情報発信や、コンプライアンスに係る研修や勉強会を実施しております。万が一、法令や社内規則等に抵触する事案や事務事故等が発生した場合は、コンプライアンス推進委員会に情報を集約した上で、当面の善後策の検討・実施と再発防止の徹底を図ります。

こうした取り組みにもかかわらず、当社グループ及びその役員が、投資活動における関連法規や各種の契約等への違反、ファンドの無限責任組員としての善管注意義務違反、又は業務上の過誤や不祥事等により、投資先企業、ファンド出資者その他の第三者に損害を与えた場合は、当社グループが当該損害に対する賠償責任を負う可能性があります。さらには、こうした法令違反等による社会的信用の低下や監督当局の行政処分等により、当社グループの業務運営の前提となる許認可等の取り消しが生じる場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社が取得している許認可等の内容は下記のとおりであり、現時点でこれらの届出・認可の継続に問題となるような事象は生じておりません。

取得年月	2011年11月28日
許認可及び届出等	適格機関投資家

所管官庁等	金融庁
有効期限	2023年12月31日 (2年ごとの更新)

取得年月	2012年5月16日
許認可及び届出等	金融商品取引業者 (第二種業・投資助言・代理業)
所管官庁等	金融庁
許認可等の内容	関東財務局長(金商)第2640号
有効期限	—
法令違反の要件及び主な許認可等の取消事由	金融商品取引法 第52条及び第54条

取得年月	2008年10月15日
許認可及び届出等	貸金業者
所管官庁等	金融庁
許認可等の内容	東京都知事(5)第31154号
有効期限	2023年10月15日 (3年ごとの更新)
法令違反の要件及び主な許認可等の取消事由	貸金業法 第24条の6の5、6及び7

⑦ 風評リスクについて(発生確度:低、影響度:中)

当社グループは、風評被害等が発生しないよう、役職員に対する法令遵守を徹底するとともに、コンプライアンス体制の構築等の取り組みを行っております。また、ファンドの出資者や投資先企業、従業員及びその家族を含むステークホルダーとの信頼関係の構築に努めております。

しかしながら、ソーシャルメディアの普及に伴い、悪意のある第三者が、意図的に悪意のあるインターネット上の書き込みを行い、それらを起因とするマスコミ報道等による風評被害が発生した場合、その内容や正確性に関わらず、プライベートエクイティ業界や当社グループに対する誤解や誤認により当社グループのイメージや社会的信頼が失墜し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 為替レートの変動について(発生確度:中、影響度:中)

当社グループの投資は円建であることから、基本的には為替レートの変動による直接的な影響を受けることはありません。一方で、当社グループは、様々な業種・業態への分散投資を行っていることから、投資先企業の業種・業態によっては、為替レートの変動による影響を受けやすい企業も存在するため、当該企業の為替レートの変動による業績変動が、ファンドパフォーマンスに間接的に影響することがあります。

当社グループが運用するファンドは、通常5年の期間をかけて投資先企業の組入れを行い、投資からEXITまで数年程度の期間を要するため、一定期間に亘る分散が行われることになります。しかしながら、投資からEXITまでの間の為替レートの変動の影響を完全に払拭することは困難であることから、為替レートの変動が当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社ファンドに投資する海外のLP投資家については、自国通貨と円との間の為替変動の影響を受けるため、為替変動の見込みによりファンド資金の海外での調達に影響を与える可能性があります。

⑨ LP投資家の出資義務について(発生確度:低、影響度:中)

当社ファンドのLP投資家は、当社ファンドに対して出資約束を行っており、当社は組合契約に基づき、これらのLP投資家に出資を求める権利(キャピタル・コール)を有しています。ファンドが投資を実行するためには、出資を求めた際にLP投資家が出資義務を履行することが不可欠です。LP投資家が出資義務を履行しなかった場合、ファンドが借入れなどの代替の調達を行うことになり、本来であれば利用可能であったはずの資金の利用が制限される可能性があります。キャピタル・コールに応じなかったLP投資家は、一般的に、そのファンドへの既存の投資の一部を没収されるなど、いくつかのペナルティを受ける可能性があります。没収のペナルティは、LP投資家がファンドに過去に拠出した資金に課されるため、ファンドの設立初期などにLP投資家が資金を殆ど又は全く拠出していない場合、当該ペナルティはそれほど意味を持たない可能性があります。結果

として、LP投資家が当社のファンドに対する多額のキャピタル・コールを履行しなかった場合、当該ファンドの運営とパフォーマンスに重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

⑩ 再生局面の企業への投資について（発生確度：低、影響度：小）

当社や当社のファンドは、その投資活動の一環として、経営状況の悪化に陥り、事業再生や私的整理・倒産手続など、リスクの高い企業への投資を行うことがあります。そのような企業への投資は、潜在的なアップサイドは魅力的である一方、そのような手続が失敗に終わったり、相当な時間を要したり、リターンが想定を下回るなど、高いリスクを伴います。また、結果として投資先企業の再生に成功しなかった場合、当社又は当社のファンドに損失が生じる可能性があり、当該企業への投資全体が損失となる潜在的リスクがあります。また、再生局面において、大規模な景気後退が生じたり、当該企業の評価が著しく悪化した場合にも再生が困難となることがあり、結果として、当社のレピュテーションに悪影響を与えたりする可能性もあります。

⑪ 第三者との共同投資について（発生確度：低、影響度：小）

将来の戦略の一環として、当社は第三者との共同投資による投資の拡大を目指す可能性がありますが、例えば、計画段階や実行段階において、投資の条件や仕組み、あるいは資金調達に関する意見の相違が生じると、当社の迅速な投資実行能力が損なわれ、競合投資家に投資機会を奪われる可能性があります。投資が実行された後も、当該投資の適切な管理方法について意見の相違が生じる可能性があり、このような制限は、当社が共同投資において追求する経済的利益やその他の利益を得る能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、第三者の共同投資家は、ESG基準を含む当社の基準、統制、手続きに完全に準拠しない方法で投資を統制・管理する可能性があり、その場合、当社の業績やレピュテーションに悪影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 訴訟について（発生確度：中、影響度：大）

一般的に、当社、当社役員又は当社従業員は、(i)投資活動に関する法令又は関連契約の違反、(ii)ファンドのGPとしての善管注意義務違反、(iii)不正行為又はその他の違法行為への関与に関して、投資先企業やLP投資家から訴訟を提起されるリスクがあり、当社グループは、投資先企業、LP投資家又はその他の当事者に対して損害賠償責任を負う可能性があります。

さらに、多くの投資プロフェッショナルである役員との間で、複雑な報酬やインセンティブの取り決めを行っているため、報酬請求に関する訴訟のリスクに直面する可能性があり、その賠償額は個別又は総額で多額になる可能性があります。このような請求は、会社の業績や役員投資制度に起因して、年ごとに報酬が大きく変動する可能性がある状況や、以前は多くの報酬を得ていた従業員が何らかの理由で退職した状況において発生する可能性が相対的に高まり、このような請求の解決費用は、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社に対して提起された民事訴訟又は刑事訴訟の結果、多額の法的責任又は過失が認定された場合、金銭的損害に加えて、当社に対する重大な風評被害をもたらし、当社の事業に深刻な損害を与える可能性があります。当社は、ファンドの投資機会を追求するためのLP投資家や専門家の確保に関して、ビジネス上の関係性や専門サービスに対する当社の評判に大きく依存しています。そのため、訴訟当事者又は規制当局による当社の不適切な行為の申し立てや、当社、当社の投資活動又はプライベートエクイティ業界全般に関する否定的な報道による憶測は、最終的な結果が当社にとって有利であるか不利であるか、また妥当か否かにかかわらず、当社のレピュテーションを害する可能性があり、当社の事業により大きな損害を与える可能性があります。

⑬ 自然災害及びパンデミック等について（発生確度：中、影響度：中）

当社グループ及び投資先企業の国内外の拠点は、地震、台風、洪水、津波、豪雨、降雪又は火山活動などの自然災害や、テロ行為その他の犯罪行為による損害のリスクにさらされています。また、火災、停電、気候変動のほか、COVID-19パンデミックのような大規模な公衆衛生危機も当社グループ及び投資先企業の事業に影響を及ぼす可能性があります。当社グループ又は投資先企業の復旧努力（緊急時対応計画の実施を含む）が、事業への重大な混乱を防止する上で効果的でない場合、当社グループ又は投資先企業の事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、このような災害等は、経済情勢、企業の設備投資又は消費者心理の悪化など、日本経済や世界経済全体に悪影響を及ぼし、当社グループの投資先企業の業績、ひいては当社の投資先の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 内部要因について

① 経営陣について（発生確度：低、影響度：大）

当社グループは、代表取締役パートナーである山本礼二郎、パートナーの佐山展生を中心とする経営陣の下で経営を行っておりますが、当社グループが投資をしている主要な投資先企業や投資ファンドは、それぞれのパートナーである投資委員で構成されている投資委員会において投資判断を行ったうえで運営を行っております。当社の経営陣の評判や、交渉・投資・経営に関する専門知識、当社ファンドのLP投資家との関係、当社ファンドの投資機会の獲得や資金調達において重要である外部の様々な関係者とのリレーションは、当社の事業を運営・拡大する上で極めて重要な要素です。当社の業績は当社の経営陣の能力により大きな影響を受けると考えており、これらの人材の維持・確保は当社の成功にとって極めて重要です。

また、投資事業有限責任組合契約等においてキーパーソン事由に基づく条項が定められております。キーパーソン事由とは、ファンド毎にキーパーソンあるいはキーエグゼクティブとして当社メンバーが指名され、当該メンバーが当社の投資判断に従事することができなくなった場合の投資運営方針ならびにその治癒条件を定めたものとなります。具体的には、(i) キーパーソンのいずれかが投資委員会の委員でなくなった場合又は投資業務に実質的に従事できなくなった場合、又は(ii) キーパーソン以外のキーエグゼクティブのうち3人以上が投資業務に実質的に従事できなくなった場合のいずれかに該当することであり、当社の投資意思決定において大きな影響を与える可能性がある事象と考えられ、有限責任組員にとっても重要な事項であるため、キーパーソン事由が発生した場合には、事由発生日から事由の治癒が行われるまでの間は組合契約等で定める投資期間は停止することとなります。キーパーソン事由の治癒の方法は、一定の有限責任組員から構成される諮問委員会での承認（当該委員会に出席した諮問委員の過半数の賛成）を取得すること、又は有限責任組員の出資口数合計の3分の2以上の出資口数を有する有限責任組員が投資期間を再開することに同意することであり、治癒がなされた場合には投資期間が再開することとなります。また、投資期間が停止して180日以内に投資期間が再開されない場合には、停止開始後の181日目に当たる日において、投資期間は確定的に終了するものとなります。

現在投資期間が継続しているインテグラル4号投資事業有限責任組合等における組合契約等で定めるキーパーソンは、山本礼二郎、佐山展生の2名であり、キーエグゼクティブはキーパーソンの2名に加え、当社のパートナーである辺見芳弘、水谷謙作、長谷川聡子、後藤英恒、仲田真紀子、山崎氏の8名となります。キーパーソン事由の取扱いはいずれも各ファンドにおける組合契約等で定められることとなります。

キーパーソン事由が発生した場合でも、治癒要件が定められており、当該要件を満たすことで投資期間を再開することが出来ませんが、当該要件を充足することが出来る保証はなく、特に代表取締役パートナー山本礼二郎、パートナー佐山展生をはじめとする当社グループの経営陣に不測の事態が生じ、適切な後任者を見つけることができない場合、当社グループの主要な投資先やファンドを管理する能力に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。組合契約の定めにより、一定の制限はあるものの、当社のパートナーが競合会社に参画したり、競合会社を設立したりした場合、当社ファンドのLP投資家の一部は、当社のファンドではなく、当該競合会社や他の競合会社に投資するか、あるいは全く投資しないことを選択する可能性があり、当社グループの活動全般に支障が生じる可能性があります。

② 小規模組織であることについて（発生確度：中、影響度：中）

当社グループは、小規模な組織であり、内部管理体制も現状の規模に応じたものとなっております。今後の事業拡大及び事業成長のためには、人員の増強及び内部管理体制の充実が必要であると認識しており、当社グループの規模の拡大に応じた組織力の強化を図る予定であります。

しかしながら、人員の増強及び内部管理体制の充実が当社グループの計画通りに進まない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 役職員派遣について（発生確度：低、影響度：中）

当社グループは、投資先企業の価値向上のため、i-Engine機能として、当社グループの投資プロフェッショナルを投資先企業の役職員として派遣し、戦略、管理及び財務等の多方面での支援を行っております。

しかしながら、その役職員個人に対し役員損害賠償請求等があった場合、当社グループによるその個人に生じた経済的損失の全部又は一部の負担、当社グループの使用者責任や社会的信用の低下等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、投資先企業において可能な範囲で会社役員賠償責任保険（D&O保険）の付保や責任限定契約を締結するとともに、当社グループ加入のD&O保険では役職員派遣されている役職員も補償対象に加えておりますが、当社グループの業績及び財政状態への影響を完全には回避できない可能性があります。

④ 有能な人材の確保や育成について（発生確度：中、影響度：大）

当社グループの将来の成長と成功は、その事業の特性上有能な投資プロフェッショナル等の人材に大きく依存しています。当社は、成長戦略の推進に伴い、プロフェッショナルの増員が必要になると考えています。特に、ファンドの規模を拡大し、新たなアセットクラスに投資するという戦略を追求する中で、大規模ファンドの運用経験や、インフラ、不動産、アーリーステージのベンチャー企業に精通した人材を採用する必要があります。新たなアセットクラスには、アジア周辺地域など日本国外への投資も含まれる可能性があり、アジアの文化や商習慣に精通した人材の採用が必要となります。

当社グループでは、インターンシップからの採用や、キャリア採用活動により人材を獲得し、OJTを中心にその育成に取り組んでおります。Off JTとしては、i-Sourceという社内独自のデータベースを導入し、これまでの案件で培ってきた社内のノウハウや、資料の共有を行っております。また、当社グループの役職員が個人で出資を行い、ファンドの運用成果（キャリドインタレスト）を個人が享受できる仕組みを設けております。さらには、完全フレックス制、オフィスのフリーアドレスやリモートワークの推進など柔軟性が高いワークスタイルを導入しております。こうした制度・施策を実施することで、優秀な人材の確保・育成に努めております。

しかしながら、これらの取り組みにもかかわらず、有能な投資プロフェッショナルの市場は極めて競争が激しいため、追加的な人材の採用、又は現在の人材の維持・継続的な育成に成功しない可能性があります。例えば、当社の投資プロフェッショナルは、投資に関する豊富な経験と専門知識を有し、当社の投資案件の発掘と実行を担当し、多くの投資案件の源泉である機関投資家と重要な関係を持ち、場合によっては当社ファンドのLP投資家と重要な関係を有しています。したがって、当社の投資プロフェッショナルが競合他社に加わったり、競合会社を設立したりした場合、重要な投資機会や特定の既存ファンド投資家を失う可能性があり、当社グループの将来の成長、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。さらに、投資プロフェッショナルやその他の人材を維持又は獲得するための施策により、多額の追加費用が発生する可能性があり、当社の収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。このような追加費用は、当社の投資プロフェッショナルを投資先の役職員として派遣する「i-Engine」機能を増強するために増加する可能性があります。また、投資プロフェッショナルが当該投資先に転籍することになった場合、投資プロフェッショナルの確保や新たな投資プロフェッショナルの獲得のための施策により、さらなる追加費用が発生する可能性があります。

⑤ 役職員投資制度とそれに伴う従業員貸付制度について（発生確度：低、影響度：小）

前項にも記載のとおり、当社グループの役職員は、GP投資持分の範囲内で、役職毎に設定された投資枠が与えられており、役職員個人が投資可否を判断しております。

当該スキームの導入は、当社ファンドのLP投資家より運用会社である当社の役職員個人が自己投資として当事者意識を持って業務遂行を行うことを強く求められていることに拠ります。

当社グループとしても、採用やリテンションにおける必要性和、当社グループ役職員全体がワンチームとして企業価値向上に向けて業務推進することを促すために、役職員全員に対して投資機会を与える意義は大きいと判断しております。それに伴い、役員を除く従業員に対しては個人投資額の50%を上限とした貸付制度を導入しております。なお、役員出資については、当社の株主及び役員間での潜在的な利益相反の可能性を考慮し、今後の役職員のGP投資可能額については、ファンドレイズ時に社外役員からなる特別委員会にて検討の上で設定する方針でございます。

しかしながら、本制度が適切に機能しない場合、役員投資制度を望むLP投資家の要請に応えられず、次号ファンドの組成に影響を及ぼすリスクがあり、当社グループの業績及び財政状態へ影響する可能性があります。また、当該制度により当社グループの役職員が期待する投資リターンが得られない場合、当社グループの役職員のリテンションに寄与しない可能性があります。

当社グループ役職員のGP投資総額及び貸付総額（2022年12月末時点）

役職	GP投資総額（注）1 （千円）	貸付総額 （千円）	人数 （人）
取締役（社外役員除く）（注）2	670,100	—	4
社外役員（監査役含む）	17,700	—	4
パートナー及びCFO（取締役を除く）	309,300	—	5
ディレクター及びヴァイスプレジデント	239,400	9,400	14
その他従業員等	180,900	500	45
合計	1,417,400	9,900	72

（注）1. 2号ファンド、3号ファンド分は出資約束金額、役員向けの募集期間中である4号ファンドは出

資約束金額（上限）としております（役職員によるGP出資分は、2022年12月末時点で、2号ファンド19%、3号ファンド21%、4号ファンド40%です）。

（注）2．取締役（社外役員除く）の出資約束金額は、各取締役について概ね同水準となっております。

⑥ 専業であることについて（発生確度：中、影響度：中）

当社グループは、ファンドの管理運営に経営資源を集中し事業活動を行っております。

これまでに蓄積してきた組織力との協働を図りながら、ファンドパフォーマンスの向上を目指しております。また、当社グループの投資案件は相対取引が多く、当社は差別化された提案により適正かつ魅力的な投資機会を作り出しているプライベートエクイティ投資会社であるため、外部環境からの直接的な影響は緩和されると考えております。

しかしながら、当社グループの属する業界は、様々な業態の企業に投資を行うことから、投資先企業を通じて間接的に世界経済の情勢変化や世界各国の株式市場・プライマリー市場の影響を受ける業態であるため、このような変化等が当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 新規事業について（発生確度：中、影響度：小）

当社グループでは、積極的に新規事業の開発、既存事業の拡大に取り組んでまいります。新規事業の開発としては、大型投資案件に係る共同投資となるターゲットファンドの組成や、インフラ・不動産・スタートアップ企業及びクレジットを投資対象とするファンド組成といったアセットクラスの拡大を検討しております。

当社グループとしては、新たなアセットクラスに精通した人材の採用活動を行い、各種法規制や市場環境の変化について最新情報を取得・検討し、当社グループが計画する新規事業へ与える影響を評価するとともに、新規事業の開発・展開に当たっては必要に応じて適切に計画を修正していくことにより、新規事業に係るリスクの低減に努めておりますが、これらの採用や開発等に係る各種の進捗の遅れや当社グループのコントロールの及ばない法的規制、市場環境の変化等によって新規事業の展開が計画どおりに進まない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性が相応にあるものと認識しております。また、仮にアセットクラスの拡大に成功したとしても、例えば企業への株式投資と不動産やその他の資産とのパフォーマンスの違いにより、当社の投資に関するKPIは、全体として見た場合、低下する可能性があります。

⑧ コンプライアンスについて（発生確度：低、影響度：大）

当社グループが営む業務には、様々な法的規制や業界団体による自主規制ルールがあり、これらを企業として遵守することのみならず、役職員一人一人に高いモラルが求められるものと考えております。当社グループでは、コンプライアンス推進委員会がモニタリングを行い、事前にリスクの把握を行うとともに、管理部門が役職員に対する定期的なコンプライアンス研修等を通じてコンプライアンスの徹底を図っておりますが、役職員による不祥事等が発生した場合、当社グループに対するイメージやレピュテーションが失墜し、当社グループの事業活動及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性が相応にあるものと認識しております。なお、コンプライアンス推進委員会には常勤監査役及び内部監査責任者がオブザーバーとして出席し、適時に情報共有がなされる体制とするとともに、監査役監査及び内部監査ではコンプライアンス違反がないことを定期的に確認しています。

⑨ 情報の管理について（発生確度：低、影響度：大）

当社グループが保有する重要な情報及び個人情報の管理について、個人情報保護方針及び各種社内規程等の制定、役職員への周知徹底、情報システムのセキュリティ強化等、更なる情報管理体制の整備を進める方針ですが、当社のコンピュータ・システム、ソフトウェア及びネットワークは、不正アクセス、盗難、悪用、コンピュータ・ウイルス又はその他の悪意のあるコード、及びセキュリティに影響を及ぼす可能性のあるその他の事象に対して脆弱である可能性があります。サイバー又はその他のセキュリティ上の脅威や混乱に関連する費用は、当社のサービス・プロバイダーを含め、他者によって完全に補償されない可能性があるほか、今後、不測の事態により、これらの情報が漏洩した場合は、損害賠償請求や社会的信用の失墜につながる可能性があります。とりわけ、潜在的な取引に関する機密情報が漏洩した場合には、貴重な投資やEXITの機会を失い、当社グループの事業活動及び業績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の投資先も同様のリスクに直面しており、かかるリスクの顕在化により、投資先の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 当社の株主について（発生確度：低、影響度：大）

当社グループがLP投資家と締結する既存の組合契約では、当社の2分の1超の議決権を有する株式の実質的保有者が当社の役職員や組合契約締結時点の株主以外の者となった場合には、投資期間が停止することが規定されております。このような状況が発生した場合でも、有限責任組合員の出資口数合計の3分の2以上の出資口

数を有する有限責任組合員が投資期間の再開に同意することが可能であり、これにより停止事由の治癒がなされた場合には投資期間が再開することとなります。一方で、投資期間の停止の開始後1年以内に投資期間が再開されない場合、当該支配変更事由の発生日の1年後の応当日において、投資期間は確定的に終了するものとなっております。従って、治癒要件を満たすことで投資期間を再開することが出来ませんが、当該要件を充足することが出来る保証はなく、当社グループの活動に支障が生じる可能性があります。

⑩ 当社のプライベートエクイティ投資事業及びプリンシパル投資に内在する利益相反関係について（発生確度：低、影響度：中）

当社がファンドの管理・運営を行い、投資活動を遂行する中で、当社グループ、LP投資家、当社の役職員を中心とした利害関係者間の利益相反関係が発生する可能性があります。従って、利益相反の恐れがある取引については、法令及び組合契約上、そのような利益相反取引が実行されないように、予防措置として当社グループによる一定の投資活動や取引を制限する内容が規定されております。具体的な想定される利益相反取引、予防措置の内容及び制限の根拠等は下記の通りになります。

想定される利益相反取引	関係者	予防措置の内容	制限の根拠
当社関係者とファンドとの間の取引	当社関係者・LP間	自己取引の禁止	金商法第42条の2第1号、金商業府令第128条、組合契約
		通常取引条件の範囲外の取引の禁止	組合契約
当社関係者と利害関係がある者に対するファンドによる投資その他の取引	当社関係者・LP間	当社関係者が重大な投資を行っている事業体へのファンド投資の禁止	組合契約
ファンドと利害関係がある者に対する当社関係者による投資その他の取引	当社関係者・LP間	プリンシパル投資に係る制限、プリンシパル投資における一定の行為の禁止（ファンド投資と実質的に異なる条件や異なる時期での投資実行、ファンド投資EXIT前のEXIT等）	組合契約
		投資委員会メンバーの辞任後1年以内の一定の行為	組合契約
		LP又は第三者に対する共同投資機会の提供に関し、原則としてファンドと同一種類の有価証券による投資に限り、また条件や処分条件やタイミングも制限あり。	組合契約
ファンドの投資可能な対象に対する当社関係者又は第三者による投資	当社関係者・LP間	ファンドの投資対象となる企業への投資期間終了前の当社関係者による投資の原則禁止	組合契約
		投資期間中は投資機会を原則当該ファンドに提供	組合契約
		戦略的自己資金投資の金額等に係る制限	組合契約
当社関係者による承継ファンドその他ファンドの設立	当社関係者・LP間	承継ファンドの設立制限	組合契約
		投資委員会メンバーの辞任後1年以内のファンド設立制限	組合契約
前号ファンドの投資先の次号ファンドへの移転	各ファンドのLP間、当社関係者、LP間	運用財産相互間取引として、金商法上原則禁止	金商法第42条の2第2号、金商業府令第129条
当社役職員によるファンドへのGP出資（GPとしての収益の当社役職員への分配の根拠となる）	当社関係者・株主間、GP・役員間	組合契約上の制限はないが、5号以降は特別委員会による審議を踏まえて比率を決定予定	—

上記の予防措置のため、当社グループの利益につながる投資活動や取引であっても一定の制限がなされる可能性があります。なお、予防措置にもかかわらず、利益相反取引が行われることはLP投資家からの当社に対する

る信頼を失いかねない重大な事象となる恐れもあるため、投資実行時やファンドとの取引発生時には利益相反の恐れの有無を検証し、必要に応じて一定のLP投資家から構成される諮問委員会で承認を取得した上で実行するなど、慎重な事業運営を行っております。

また、当社によるプリンシパル投資はファンド投資と潜在的な利益相反取引となる恐れがあるため、既存の組合契約では当社グループのエクイティ株主及びLP投資家間で利益相反のリスクを低減するようにプリンシパル投資の投資実行及びEXITに関する定めが規定されております。具体的には、投資実行時においては、プリンシパル投資はファンド投資と同タイミング、同条件で行わなければならない、またEXITにおいては、プリンシパル投資はファンド投資と同時に又はそれ以降でなければ行わなければならない、同時にEXITする場合には、同条件で行うことなどを規定しております。

しかしながら、利益相反の可能性を完全に払拭することは困難であり、プリンシパル投資のEXITとファンド投資のEXITとが同時に行われない場合などにおいてLP投資家との間で利益相反ないし紛争が生じ、又はそのような利益相反ないし紛争に適切に対処できなかったことに起因して、当社グループに対するイメージやレピュテーションが低下し追加の資金調達能力に悪影響が生じる可能性や監督当局から一定の措置を受ける可能性があります。このような場合、ファンドのパフォーマンスに影響し、ひいては当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

更に、将来的にアセットクラスを拡大し、当社がPE以外の不動産・インフラ等のファンドを運営する際には、投資機会のアロケーションをはじめ、上記以外の利益相反の可能性が生じる可能性があります。

⑫ 内部統制について（発生確度：低、影響度：大）

当社は、法令に基づき、財務報告の適正性確保のために内部統制システムを構築し運用していますが、当社の財務報告に重大な欠陥が発見される可能性は否定できず、また、将来にわたって常に有効な内部統制システムを構築及び運用できる保証はありません。さらに、内部統制システムには本質的に内在する固有の限界があるため、今後、当社の財務報告に係る内部統制システムが有効に機能しなかった場合や財務報告に係る内部統制システムに重大な不備が発生した場合には、当社の財務報告の信頼性に影響が及ぶ可能性があります。

(3) その他要因について

① 競合について（発生確度：中、影響度：中）

当社グループが主たる業務を行う投資業界では、当社グループに類する他のプライベートエクイティ投資家だけでなく、金融機関、機関投資家（政府系ファンドや年金基金を含みます。）や、事業会社のストラテジックバイヤー（戦略的企業買収者）、その他の投資家の間で、有望な企業への投資案件の獲得競争が激しさを増しており、プライベートエクイティ市場が拡大するにつれて深刻化する可能性があります。

このような状況の中、当社グループは、プリンシパル投資やi-Engine機能等を通じて、超長期的なコミットメントを示すとともに投資先企業の成長をサポートすることで、売り手にとって買収価格以外の面で魅力的な提案を行い、競合他社との差別化を図っております。他方において、これらの潜在的な競合他社は、当社よりも低い資金調達コストや、当社にはない調達先やその他のリソースを有している可能性があり、またリスク評価が異なることにより、より幅広い投資案件の検討を行う可能性があります。また、一部の競合他社は、当社グループと比べて幅広いアセットクラスへの投資を行っており、当社と比べて、日本の中規模企業に影響を及ぼす市場環境の変化の影響を受けにくい可能性があります。加えて、PEファンドよりも事業会社の買収の方が、投資後に相乗的なコスト削減を達成できるなど事業上のシナジーを提示することで売り手により望ましい入札者であると認識されたりする可能性があり、それが当該競合他社の競争優位性を生み出す可能性があります。

当社はファンドの運用者として、ファンド資金の募集と投資機会の両方において他社と競争しています。ファンド資金の募集に係る競争においては、他のPEファンドがLP投資家にとって有利な条件を提示することで、LP投資家が当社ではなく他のファンドへの出資を決定する可能性があり、また、投資機会の獲得に係る競争においても、他のPEファンドが売り手・投資候補先にとってより魅力的な条件を提示することで、売り手・投資候補先が当社ではなく競合他社をスポンサーに選定する可能性などが考えられ、そのような場合には当社グループのファンド運営や投資活動に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、日本の中堅企業を主な対象とするコントロール型バイアウト投資に特化することで対応しておりますが、今後、有力な競合企業が発生することで、有望な投資候補先への投資機会を逃したり、投資先企業を獲得するために想定以上の資金が必要となる場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、競合他社との価格競争を余儀なくされた場合、現在のファンド管理報酬、キャリアードインタレスト、その他の条件を維持できなくなり、当社グループの収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

② 業績の変動について（発生確度：高、影響度：大）

当社グループの投資ポートフォリオの公正価値は市場環境の影響を大きく受けるため、当社グループおよびファンドにおける投資ポートフォリオの公正価値の変動に伴う損益が大幅に変動する可能性があります。また当社グループは投資先企業の株式上場による株式市場での売却や第三者に対する株式や事業等の売却によるキャピタルゲインを主たる収益の1つとしておりますが、投資ポートフォリオの売却により受領する対価は、その売却が生じた会計年度の株式市況や個々の投資先企業の特性、その他様々な要因の影響を受けて当社グループの想定に反して変動する可能性があります。特に当社グループの連結財務諸表において計上される投資売却による実現損益については、投資ポートフォリオの売却により受領する対価から、売却した会計期間の期首時点における当該投資ポートフォリオの公正価値及び売却に直接関連する手数料等の合計額を控除した金額で測定していることから、当該投資ポートフォリオの売却により受領する対価がその売却が生じた会計期間の期首時点における当該投資ポートフォリオの公正価値より小さい場合においては投資売却による実現損益はマイナスとなる可能性があります。

また、当社グループがファンドから受け取るキャリドインタレストは、ファンドの運用益に応じて算出され、市場環境、投資先企業のパフォーマンス等に左右されるほか、投資案件のEXITのタイミングによっては、ファンドごとに受け取る時期が異なるため、会計年度ごとに受け取るキャリドインタレストの額が大きく変動する可能性があります。なお、キャリドインタレストは、IFRS第15号に準拠し、組合契約に定められたハードルレートを上回る分配を行うことが確実にした場合に権利が確定し、その時点で履行義務が充足され、重大な減額（クローバック）が生じない可能性が高い限りにおいて収益が認識されます。キャリドインタレストの受領後にファンドの業績が悪化するなどしてクローバックが生じた場合、当社グループの業績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。クローバックとは、実現したキャリドインタレストの分配額が、当社が受領すべき金額を超える場合（例えば、あるファンドの初期投資が成功し、当初はハードルレートを超過する収益が得られた場合に、その後収益が低下すると、全体的な収益がハードルレートを下回る可能性があります。）で、当社は当該超過分の分配額を返済する義務を負うことを指します。

加えて、当社がファンドからプリンシパル投資収益及びキャリドインタレストを受領できるのは、投資案件のEXITが完了した場合のみであるため、当社のキャッシュ・フローは、会計年度ごとに大きく変動する可能性があります。なお、多数のファンドを同時に運用する海外ファンド等に比べ、当社ファンドのポートフォリオの規模は相対的に小さいため、個々の投資案件のEXITの成否が当社のキャッシュ・フローに与える影響が大きくなります。また、当社は、ファンドの出資約束金額又は投資残高に基づく管理報酬及び投資先企業から当社グループに支払われる経営支援料を継続的に受領しておりますが、これらの報酬額は、出資約束金額・投資残高及び投資先企業の数に応じて大きく変動します。さらに、当社の収益及び利益の構成要素の多くは非現金ベースで計上されるため、営業利益及び当期純利益を計上した会計期間であっても、営業活動による純キャッシュ・フローがマイナスとなる可能性があり、今後、当社の営業活動又は配当金の支払いに必要な資金を、財務活動又は投資活動に依存する可能性があります。

③ 投資先企業に対するデューデリジェンスについて（発生確度：高、影響度：中）

当社グループは、投資候補先の事業及び資産を評価するにあたり、合理的かつ適切と考えるデューデリジェンス（査定）を実施しております。デューデリジェンスに当たっては、ビジネス、財務・税務、法務・レギュレーション、環境・社会・ガバナンス（「ESG」）など、多くの項目について評価することが求められますが、当社グループでは、投資案件の特性に応じて合理的かつ適切と考える範囲で会計士・税理士、弁護士、その他の外部のコンサルタントに、デューデリジェンスに係る業務を委託しております。しかしながら、当社が実施するデューデリジェンスが完全である保証はなく、また、投資候補先又は第三者から提供される情報が不正確又は不十分である可能性があるため、投資候補先の評価に必要な全ての事象又はリスク（不正行為等を含みます。）が明らかになるとは限りません。特に、主な投資先企業である新興企業や非上場企業のガバナンスは、成熟した企業や上場企業に比して脆弱であり、そのような投資先企業の問題点を投資実行前に発見することはより困難である可能性があります。

投資実行後にデューデリジェンスでは未発見の問題が明らかになった場合、当社グループ又は当社ファンドは、その問題を改善するために多額の資金、経営資源又は人的資源を費やす必要が生じる可能性があるほか、当初想定していた条件でのEXITができなくなる可能性があり、結果としてファンドのパフォーマンスに影響し、ひいては当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 投資先への担保提供・保証債務について（発生確度：低、影響度：低）

当社グループは、投資先の資金調達を円滑に実施するために、当社グループが保有する株式及び預金を投資先の資金提供者に担保提供することがあり、また、保証債務に類似した経営指導念書等を投資先の資金提供者

に差入れることがあります。そのため、投資先が資金提供者に債務履行を実施しない場合には、当社グループが投資先に代わり債務履行を実施する必要があり、当社グループの業績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。各期末時点における担保・保証の内容と金額は、「第5 経理の状況」の連結財務諸表に関する注記の「偶発債務」及び「担保」に記載のとおりです。

⑤ 資金調達について（発生確度：中、影響度：大）

当社グループは、無限責任組合員として、ファンドの収益を直接享受する目的で自ら管理運営するファンドに自己資金及び銀行からの借入調達を行った資金にて投資を行っておりますが、資金調達が想定どおりにいかない場合には、ファンドの運用に支障をきたす恐れがあります。また、今後、当社によるプリンシパル投資の拡大、またターゲットファンド組成やアセットクラスの拡大を計画しており、当社から投資する資金の一部を借入金により調達することが想定されることから、今後有利子負債が増加し、これにより当社グループの財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

また、市場金利の上昇は、当社グループ及びその運用するファンドの資金調達コスト並びに投資先企業の借入れコスト、そして当社ファンドに出資するLP投資家の資金調達コストにも悪影響を及ぼす可能性があります。昨今、日本銀行を始めとする主要国の中央銀行の金融政策に伴う金融市場の変化により市場金利の上昇を引き起こしていますが、将来さらに上昇する可能性があり、その場合、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

さらに、円安の市場環境は海外投資家にとって当社グループの運用するファンドへの投資の魅力を高める事情になり得ますが、海外投資家がさらなる円安を見込む場合、当社グループの運用するファンドへの投資意欲が阻害される可能性があります。反対に、円高の市場環境は海外投資家がさらなる円高を見込まない限り、投資家の投資意欲を阻害する恐れがあります。

⑥ 資金使途について（発生確度：低、影響度：中）

新規上場時における公募増資等の調達資金の使途は、GP出資、プリンシパル投資、i-Bridgeによるブリッジ・ファイナンス資金として各々充当する方針であります。当社グループは、これらの計画の実現に注力いたしますが、外部環境の変化等により、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初想定どおりの時期に投資できない可能性や、投資が実現した場合でも、当初想定した収益の確保が困難となる可能性があります。これらの場合には、当社グループの業績や財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 株式価値の希薄化について（発生確度：高、影響度：中）

当社グループは、企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役員及び従業員の業績向上に対する意欲を高めることを目的として、役員及び従業員にストックオプション（新株予約権）を付与しております。本書提出日現在における発行済株式総数は29,100,000株、新株予約権による潜在株式数は2,596,000株となります。新株予約権がすべて権利行使された場合には、発行済株式総数は31,696,000株（内、1,850,000株は自己株式）となります。新株予約権が行使された場合には、当社株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の事業成長においては、継続的に外部からの資金調達が必要となる可能性があり、その手段として、増資等が実行された場合には、当社の株式価値が希薄化し、当社株価に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ LP投資家への情報提供について（発生確度：低、影響度：中）

当社はLP投資家に対して、定期的に当社の投資先に関する情報提供を行っており、LP投資家は一般投資家よりも投資先に関する詳しい情報を得ることが出来る立場にありますが、組合契約上、LP投資家はその立場で得た情報を用いて、当社及び当社の投資先企業の有価証券の売買を行うことは禁じられております。当社としても、LP投資家に対して定期的な報告書の開示を行う際には、報告書内においてその旨を改めて掲載しております。

しかしながら、LP投資家が、組合契約上の義務に違反し、その立場で得た情報を用いて当社又は当社の投資先の有価証券の売買を行ってしまった場合には、上場有価証券の売買についてはインサイダー取引規制に抵触するおそれがあるほか、当社グループの社会的信頼が失墜し、又は当社グループの投資活動に支障が生じることで、当社株価に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 配当政策について（発生確度：一、影響度：一）

当社グループは、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備、またプリンシパル投資実施のため、内部留保の充実が重要であると考えていることから、今後の配当実施の可能性及び時期については

未定であります。

しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

⑩ サステナビリティについて（発生確度：低、影響度：低）

当社グループは環境、社会、ガバナンスに対し本質的な取り組みを率先して実行することが重要であると考えております。当社グループでは、ESG行動規範として、投資先の長期的かつ持続的な成長を実現する『Trusted Investor』となるため、独自のESG投資方針を策定しております。また、国際連合が公表するE・S・Gに関する6つの原則（Principles for Responsible Investment（PRI））にコミットし、当社は2016年に署名を行っております。

投資活動においては、投資先のサステナビリティに関する機会・リスクを分析するため、各投資先において評価プロセスの運用計画を策定し総合的な投資評価を行うことを、ポリシーとして定めております。

しかしながら、当社グループのESGへの取組みがステークホルダーの期待から大きく乖離し、持続可能性を十分に考慮した投資活動ができない場合は、当社グループの評判が毀損される可能性があるほか、LP投資家は、当社のファンドへの出資を取りやめるか、将来の出資を行わないことを決定する可能性があり、その場合、投資先が想定したとおりに事業を展開できず、その資産価値、すなわち当社グループの保有する株式価値が低下し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 大株主について（発生確度：低、影響度：大）

当社の取締役である佐山展生及び代表取締役である山本礼二郎は、当社の大株主であり、それぞれ、本書提出日現在で当社の議決権（完全希薄化後）の35.6%及び32.6%を保有しております。

グローバル・オフリング後の両氏の議決権比率はいずれも3分の1未満となる見込みですが、これらの株主は、当社株式の上場後においても、当社の取締役の選解任を含む株主の承認を必要とする事項について引き続き一定の影響力を有します。さらに、これらの株主は、当社の運営その他の事項に関し、当社の一般株主と異なる利害関係を有している可能性があり、これらの株主が保有する株式に係る議決権行使は、一般株主の利害と異なる可能性があります。なお、前記「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 5. ロックアップについて」に記載の通り、佐山及び山本を含む当社の役職員は、一定の取引を除き、株式受渡期日の5年後の日までの期間、当社の普通株式の売却等を行わない旨を約束する書面をジョイント・グローバル・コーディネーター宛に差し入れる予定であります。

⑫ 当社株式の流動性について（発生確度：中、影響度：中）

当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しており、上場に際しては、公募増資及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める上場維持基準は25%であるところ、流通株式比率は新規上場時においてオーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しを除いて25.6%程度にとどまる見込みであります。また、当社ファンドの既存の組合契約では、投資期間中、当社の2分の1超の議決権を当社の役職員等以外が実質保有する場合には投資期間が停止する旨定められています。当社は流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 経営成績の状況

第17期連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当連結会計年度では、当社グループの投資先1社の優先株式償還を行ったものの、プリンシパル投資による投資先企業の株式売却は行っておらず、前年同期比で投資売却による実現利益は減少致しました。公正価値の変動においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、2022年2月下旬より発生したロシアによるウクライナ侵攻、原油価格上昇及び急速な円安進行等により影響を受けた投資先もあったなか、主に当社グループの投資先1社によるIPOや主要プリンシパル投資先の業績回復を背景に投資先全体としての公正価値は増加し、公正価値変動は前年同期比で増加致しました。また、4号ファンドの管理報酬が2021年6月から発生したことにより、受取管理報酬は前年同期比で増加致しました。

当社グループの従業員数増加に伴う人件費の増加、並びに新規案件検討及び上場準備に伴う業務委託手数料の増加等により、営業費用は対前年同期比で増加致しました。

以上の結果、当連結会計年度の収益は5,435百万円（前年同期比40.7%増）、営業利益は3,000百万円（前年同期比69.7%増）、税引前利益は2,913百万円（前年同期比73.3%増）、当期利益は2,021百万円（前年同期比72.3%増）となりました。

第18期第2四半期連結累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

当第2四半期連結累計期間では、当社グループの投資先1社の株式売却を行い、前年同期比で投資売却による実現利益は増加致しました。投資先企業の評価においては、上場投資先数社の株価が下落し、評価が低下する一方で、非上場の投資先各社の業績回復・成長に伴う評価増により、投資先全体として公正価値は増加し、公正価値変動は前年同期比で増加致しました。

当社グループの従業員数増加に伴う人件費の増加、新規案件検討に伴う支払手数料及び情報取得費の増加、国内外の出張増加による旅費交通費の増加等により、営業費用は対前年同期比で増加致しました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の収益は6,397百万円（前年同期比259.2%増）、営業利益は5,089百万円（前年同期比789.5%増）、税引前四半期利益は5,047百万円（前年同期比850.6%増）、四半期利益は3,508百万円（前年同期比874.4%増）となりました。

② 財政状態の状況

第17期連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当連結会計年度末における資産、負債及び資本の状況は次のとおりであります。

（資産）

資産合計は、前連結会計年度末比2,798百万円増の34,918百万円となりました。流動資産については、主に経営支援料の増加に伴う営業債権及びその他の債権が161百万円増加したことにより前連結会計年度末比178百万円増の2,718百万円となりました。非流動資産については、主に当社グループの投資先1社によるIPO及び投資先の業績回復を背景に投資先全体としての公正価値が増加したことに伴い、ポートフォリオへの投資が775百万円増加したこと及び公正価値で評価している子会社への投資が2,039百万円増加したことにより前連結会計年度末比2,619百万円増の32,200百万円となりました。

（負債）

負債合計は、前連結会計年度末比750百万円増の15,513百万円となりました。流動負債については、主に受取管理報酬の前受金が591百万円増加したこと及び借入金が780百万円増加したことにより前連結会計年度末比1,173百万円増の7,050百万円となりました。非流動負債については、主に社債が2,360百万円減少したこと、借入金が1,560百万円増加したこと及び繰延税金負債が517百万円増加したことにより前連結会計年度末比422百万円減の8,463百万円となりました。

(資本)

資本合計は、前連結会計年度末比2,048百万円増の19,405百万円となりました。主に当期利益2,021百万円の計上により、利益剰余金が2,021百万円増加したことによります。

第18期第2四半期連結累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

当第2四半期連結会計期間末における資産、負債及び資本の状況は次のとおりであります。

(資産)

資産合計は、前連結会計年度末比5,043百万円増の39,962百万円となりました。流動資産については、主に現金及び現金同等物が724百万円、経営支援料の増加に伴う営業債権及びその他の債権が131百万円増加したことにより前連結会計年度末比957百万円増の3,676百万円となりました。非流動資産については、主に投資先の評価増によりポートフォリオへの投資が1,562百万円増加したこと及び公正価値で評価している子会社への投資が2,616百万円増加したことにより前連結会計年度末比4,086百万円増の36,286百万円となりました。

(負債)

負債合計は、前連結会計年度末比1,534百万円増の17,048百万円となりました。流動負債については、主に公正価値で評価している子会社からの借入金が550百万円増加したこと及び引当金が148百万円増加したこと、また営業債務及びその他の債務が105百万円減少したことにより前連結会計年度末比586百万円増の7,636百万円となりました。非流動負債については、主に繰延税金負債が1,409百万円増加したこと、また銀行借入の約定返済を行ったことにより借入金が390百万円減少したこと及びリース負債が70百万円減少したことにより前連結会計年度末比948百万円増の9,412百万円となりました。

(資本)

資本合計は、前連結会計年度末比3,508百万円増の22,914百万円となりました。主に親会社の所有者に帰属する四半期利益3,508百万円の計上により、利益剰余金が3,508百万円増加したことによります。

③ キャッシュ・フローの状況

第17期連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税引前利益の計上2,913百万円、投資先の公正価値の評価増に伴うポートフォリオへの投資の増加775百万円及び公正価値で評価している子会社への投資の増加2,039百万円、受取管理報酬の前受金の増加591百万円により、383百万円のキャッシュ・インフロー（前年度は1,717百万円のキャッシュ・アウトフロー）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは0百万円のキャッシュ・アウトフロー（前年度は21百万円のキャッシュ・アウトフロー）となりました。主に無形資産の取得による支出0百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは382百万円のキャッシュ・アウトフロー（前年度は1,962百万円のキャッシュ・インフロー）となりました。主に公正価値で評価している子会社からの借入金の純減額250百万円、借入れによる収入2,340百万円、社債の償還による支出2,360百万円及びリース負債の返済による支出138百万円によるものであります。

これらの結果、現金及び現金同等物は0百万円増加し、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は2,309百万円（前連結会計年度末2,309百万円）となりました。

第18期第2四半期連結累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税引前四半期利益の計上5,047百万円、引当金の増加148百万円、営業債権及びその他の債権の増加131百万円、ポートフォリオへの投資の増加1,562百万円、公正価値で評価する子会社への投資の増加2,616百万円により、635百万円のキャッシュ・インフロー（前年同期は817百万円のキャッシュ・インフロー）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは1百万円のキャッシュ・アウトフロー（前年同期は0百万円のキャッシュ・アウトフロー）となりました。主に有形固定資産の取得による支出1百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは89百万円のキャッシュ・インフロー（前年同期は357百万円のキャッシュ・インフロー）となりました。主に公正価値で評価している子会社からの借入金の純増額550百万円及び銀行借入の約定返済を通じた借入金の減少額390百万円によるものであります。

これらの結果、現金及び現金同等物は724百万円増加し、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は3,033百万円（前連結会計年度末2,309百万円）となりました。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、製品の生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

b. 受注実績

当社グループの事業は、受注形式ではないため、記載すべき事項はありません。

c. 販売実績

第17期連結会計年度及び第18期第2四半期連結累計期間の販売実績は次のとおりであります。

収益計上区分	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	前年同期比 (%)	第18期第2四半期 連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	前年同期比 (%)
投資収益総額 (千円)	1,415,411	219.1	4,416,970	—
受取管理報酬 (千円)	3,817,013	126.7	1,879,572	99.6
キャリドインタレスト (千円)	—	—	—	—
経営支援料 (千円)	198,104	97.9	98,349	97.8
その他の営業収益 (千円)	4,841	342.0	2,582	105.1
合計 (千円)	5,435,371	140.7	6,397,475	359.2

- (注) 1. 当社グループは、投資事業の単一セグメントであるため、収益計上区分別の収益 (IFRS) を記載しております。
2. 収益は千円未満切り捨てにより表示しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. 当第2四半期連結累計期間の投資収益総額については、前年同期の金額がマイナスだったため、前年同期比は記載しておりません。
5. 最近2連結会計年度及び第18期第2四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		第18期 第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
インテグラル3号投資事業有限責任組合	1,038,454	26.9	840,454	15.5	427,240	6.7
インテグラル4号投資事業有限責任組合	791,079	20.5	1,361,999	25.1	675,402	10.6
Initiative Delta IV L.P.	345,008	8.9	594,000	10.9	294,558	4.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 経営成績の状況、② 財政状態の状況」に記載のとおりです。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

当社グループは当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況に示す資金により、今後更に経営基盤を強化し、新たな企業への投資機会に対応していきます。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成しています。この連結財務諸表の作成に当たって、連結決算日における財政状態及び報告期間における経営成績に影響を与える見積り、予測を必要としています。当社グループは、過去の実績や状況を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき、継続してこの見積り、予測の評価を実施しています。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 2. 作成の基礎 (3) 重要な会計上の見積りと判断」に記載のとおりです。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因、今後の方針等について

経営成績に重要な影響を与える要因については「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりです。また、経営方針・経営戦略等については「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりです。

4 【経営上の重要な契約等】

投資事業有限責任組合契約

契約会社名（注1）	内容	契約締結日 (効力発生日)	契約期間
インテグラル・パートナーズ株式会社/ インテグラル2号GP投資事業有限責任組合	インテグラル2号投資事業有限責任組合の運営に関する事項を定めた契約	2013年9月1日	効力発生日より10年間 (注2)
インテグラル3号GP投資事業有限責任組合	インテグラル3号投資事業有限責任組合の運営に関する事項を定めた契約	2016年10月13日	最終クロージング日の 10年後に当たる日まで (注3)
インテグラル4号GP投資事業有限責任組合	インテグラル4号投資事業有限責任組合の運営に関する事項を定めた契約	2020年7月31日	最終クロージング日の 10年後に当たる日まで (注3)

注1. 上記は国内ファンドに関わるものとなります。これらの他に、当社の連結子会社であるIntegral Partners (Cayman) II (A) Limited、Innovation Partners Alpha Limited、Innovation Partners Alpha IV Ltd.、Initiative Partners Delta IV Ltd. はそれぞれ投資家との間でLimited Partnership Agreementを締結しております。

注2. インテグラル2号投資事業有限責任組合の契約期間については、契約の定めに則り諮問委員会にて審議・承認の上、2024年8月31日まで延長されております。なお諮問委員会とは、各投資事業有限責任組合契約に従って、GPが指名するLPの役員等により組織される委員会であり、指名された各LPにつき1名ずつ委員の選出が可能となっております。

注3. インテグラル3号投資事業有限責任組合及びインテグラル4号投資事業有限責任組合に係る契約期間については、満期後1年間はGPである当社グループの判断で延長でき、各契約の定めに則り諮問委員会の承認を得ることでさらにもう1年延長することができます。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第17期連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当連結会計年度における設備投資の総額（敷金及び保証金は含まない）は0千円となりました。設備投資の主な内容は、備品等の増加によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第18期第2四半期連結累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

当第2四半期連結累計期間における設備投資の総額（敷金及び保証金は含まない）は1,426千円となりました。設備投資の主な内容は、備品等の増加によるものであります。

なお、当第2四半期連結累計期間において重要な設備の除去、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
			建物及び 附属設備	工具器具 備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都千代田区)	投資事業	本社事務所 (賃貸)	181,669	33,414	5,751	220,834	63

(注) 1. 本社事務所は賃借しており、年間賃借料は141,118千円であります。

2. 日本基準に準拠して作成された提出会社の帳簿価額となります。

(2) 国内子会社

特に記載すべき事項はありません。

(3) 在外子会社

特に記載すべき事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（2023年7月31日現在）

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	116,400,000
計	116,400,000

(注) 1. 2023年6月19日開催の取締役会決議により、2023年7月7日付で普通株式1株につき10株の株式分割及びこれに伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は44,550,000株増加して49,500,000株となりました。その後、2023年7月18日開催の臨時株主総会により定款の変更を行い、本書提出日現在の発行可能株式総数は66,900,000株増加して116,400,000株となっています。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	29,100,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります
計	29,100,000	—	—

(注) 1. 2023年6月19日開催の取締役会決議により、2023年7月7日付で普通株式1株につき、10株の株式分割を行っています。

2. 2023年7月18日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月18日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しています。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

第11回新株予約権（2013年3月19日開催の定時株主総会決議及び2013年3月19日開催のB種普通株式種類株主総会決議に基づく2013年3月19日定時取締役会決議）

決議年月日	2013年3月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1（注）9
新株予約権の数（個）※	2,500 [-]（注）1、8、9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,500 [-]（注）1、8、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	50 [-]（注）2
新株予約権の行使期間※	（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 50 [-] 資本組入額 25 [-]
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）5、6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、本第11回新株予約権については、2023年3月15日付で全て行使されています。

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「対象株式数」という。）は、1株とします。ただし、本新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割又は併合の比率

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価額の調整に関し、調整後行使価額を適用する日以降これを適用するものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、対象株式数に、以下に定める本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日（株式併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用するものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降これを適用するものとします。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用するものとします。

調整後行使価額＝ $\frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式（当社の自己株式数を除く。ただし、自己株式の処分を行う場合には、当該処分前の数とする。）の総数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

さらに、当社が合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

3. 本新株予約権を行使することができる期間

当社の普通株式が東京証券取引所その他国内の金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）と2015年3月23日のうちいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から2023年3月19日（当該日が当社の営業日でない場合、その前営業日とする。以下「権利行使最終日」という。）までの間、既に行使した本新株予約権を含めて以下の算式に基づき計算される行使可能限度数の限度（1未満の端数は切り上げる。）において行使することができるものとします。ただし、（i）2023年2月1日以降に行使する場合、又は（ii）2015年3月23日以降に当社取締役会において別段の決議がなされた場合には、それぞれ、上場日の到来の有無にかかわらず、権利行使最終日までの間に、すべての本新株予約権を行使することができるものとします。

$$\text{行使可能限度数} = \text{保有権利数} \times \frac{\text{権利行使時の付与決議後経過年数} - \text{権利行使開始日の付与決議後経過年数} + 1}{10}$$

上記算式において、「保有権利数」とは、各本新株予約権者（以下に定義される。）が割当日に保有する本新株予約権の総数を、「権利行使時の付与決議後経過年数」とは、本新株予約権を行使する時点における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てるものとします。）を、「権利行使開始日の付与決議後経過年数」とは、権利行使開始日における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）をいうものとします。

4. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社取締役会において別段の決議がなされた場合を除き、以下の各条件を満たす場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要するものとします。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ③ 次のいずれかの事由が生じた場合、本新株予約権者は、当該事由の発生以後、本新株予約権を行使することができないものとします。

ア 本新株予約権者が当社の定款又は社内規則に違反する重大な行為を行った場合

イ 本新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合

ウ 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社と競業関係にある会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合

5. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

6. 当社が本新株予約権を取得する事由及び取得の対価

(a) 当社は、以下の①から③までに定める事項に関する議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって本新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

① 当社が消滅会社となる合併契約の承認

② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認

(b) 当社は、本新株予約権者が上記（注）4の規定により、本新株予約権を行使できなくなった場合、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって当該本新株予約権者の有する本新株予約権を無償で取得するものとします。

7. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、

吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の発行する株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - ④ 新株予約権を行使することのできる期間
上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定するものとします。
 - ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記（注）2に準じて決定するものとします。
 - ⑦ その他の新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得事由
上記（注）4及び（注）6に準じて決定するものとします。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
8. 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
9. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職又は権利行使等により減少したものを減じた数であります。

第14回新株予約権（2015年3月16日開催の定時株主総会決議及び2015年3月16日開催のB種普通株式種類株主総会決議に基づく2015年3月16日定時取締役会決議）

決議年月日	2015年3月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 6（注）9
新株予約権の数（個）※	10,300 [10,300]（注）1、8、9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10,300 [103,000]（注）1、8、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	50 [5]（注）2
新株予約権の行使期間※	（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 50 [5] 資本組入額 25 [2.5]
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）5、6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2023年7月7日付で実施された1株につき10株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（注）1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「対象株式数」という。）は、1株とします。ただし、本新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割又は併合の比率

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価額の調整に関し、調整後行使価額を適用する日以降これを適用するものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、対象株式数に、以下に定める本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日（株式併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降これを適用します。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用します。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の普通株式の発行済株式（当社の自己株式数を除く。ただし、自己株式の処分を行う場合には、当該処分前の数とする。）の総数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

さらに、当社が合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

3. 本新株予約権を行使することができる期間

当社の普通株式が東京証券取引所その他国内の金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）と2017年3月20日のうちいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から2025年3月16日（当該日が当社の営業日でない場合、その前営業日とする。以下「権利行使最終日」という。）までの間、既に行使した本新株予約権を含めて以下の算式に基づき計算される行使可能限度数の限度（1未満の端数は切り上げる。）において行使することができるものとします。ただし、（i）2025年2月1日以降に行使する場合、又は（ii）2017年3月20日以降に当社取締役会において別段の決議がなされた場合には、それぞれ、上場日の到来の有無にかかわらず、権利行使最終日までの間に、すべての本新株予約権を行使することができるものとします。

$$\text{行使可能限度数} = \text{保有権利数} \times \frac{\text{権利行使時の付与決議後経過年数} - \frac{\text{権利行使開始日の付与決議後経過年数}}{10} + 1}{10}$$

上記算式において、「保有権利数」とは、各本新株予約権者（以下に定義される。）が割当日に保有する本新株予約権の総数を、「権利行使時の付与決議後経過年数」とは、本新株予約権を行使する時点における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）を、「権利行使開始日の付与決議後経過年数」とは、権利行使開始日における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）をいうものとします。

4. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社取締役会において別段の決議がなされた場合を除き、以下の各条件を満たす場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要するものとします。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ③ 次のいずれかの事由が生じた場合、本新株予約権者は、当該事由の発生以後、本新株予約権を行使することができないものとします。

ア 本新株予約権者が当社の定款又は社内規則に違反する重大な行為を行った場合

イ 本新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合

ウ 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社と競業関係にある会社の役員、使用人、囑託、顧問又はコンサルタントとなった場合

5. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

6. 当社が本新株予約権を取得する事由及び取得の対価

(a) 当社は、以下の①から③までに定める事項に関する議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって本新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

① 当社が消滅会社となる合併契約の承認

② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認

(b) 当社は、本新株予約権者が上記（注）4の規定により、本新株予約権を行使できなくなった場合、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって当該本新株予約権者の有する本新株予約権を無償で取得するものとします。

7. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、

吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の発行する株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - ④ 新株予約権を行使することのできる期間
上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定するものとします。
 - ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記（注）2に準じて決定するものとします。
 - ⑦ その他の新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得事由
上記（注）4及び（注）6に準じて決定するものとします。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
8. 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
9. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職又は権利行使等により減少したものを減じた数であります。

第17回新株予約権（2015年12月7日開催の臨時株主総会決議及び2015年12月7日開催のB種普通株式種類株主総会決議に基づく2015年12月7日定時取締役会決議）

決議年月日	2015年12月7日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1（注）9
新株予約権の数（個）※	10,000 [10,000]（注）1、8、9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10,000 [100,000]（注）1、8、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	50[5]（注）2
新株予約権の行使期間※	（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 50[5] 資本組入額 25[2.5]
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）5、6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2023年7月7日付で実施された1株につき10株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（注）1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「対象株式数」という。）は、1株とします。ただし、本新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割又は併合の比率

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価額の調整に関し、調整後行使価額を適用する日以降これを適用するものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、対象株式数に、以下に定める本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日（株式併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用するものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降これを適用するものとします。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用するものとします。

調整後行使価額＝ $\frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の普通株式の発行済株式（当社の自己株式数を除く。ただし、自己株式の処分を行う場合には、当該処分前の数とする。）の総数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

さらに、当社が合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

3. 本新株予約権を行使することができる期間

当社の普通株式が東京証券取引所その他国内の金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）と2017年12月12日のうちいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から2025年12月6日（当該日当社が営業日でない場合、その前営業日とします。以下「権利行使最終日」という。）までの間、既に行使した本新株予約権を含めて以下の算式に基づき計算される行使可能限度数の限度（1未満の端数は切り上げる。）において行使することができるものとします。ただし、（i）2025年10月1日以降に行使する場合、又は（ii）2017年12月12日以降に当社取締役会において別段の決議がなされた場合には、それぞれ、上場日の到来の有無にかかわらず、権利行使最終日までの間に、すべての本新株予約権を行使することができるものとします。

$$\text{行使可能限度数} = \text{保有権利数} \times \frac{\text{権利行使時の付与決議後経過年数} - \frac{\text{権利行使開始日の付与決議後経過年数}}{10} + 1}{10}$$

上記算式において、「保有権利数」とは、各本新株予約権者（以下に定義される。）が割当日に保有する本新株予約権の総数を、「権利行使時の付与決議後経過年数」とは、本新株予約権を行使する時点における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）を、「権利行使開始日の付与決議後経過年数」とは、権利行使開始日における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）をいうものとします。

4. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社取締役会において別段の決議がなされた場合を除き、以下の各条件を満たす場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要するものとします。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ③ 次のいずれかの事由が生じた場合、本新株予約権者は、当該事由の発生以後、本新株予約権を行使することができないものとします。

ア 本新株予約権者が当社の定款又は社内規則に違反する重大な行為を行った場合

イ 本新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合

ウ 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社と競業関係にある会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合

5. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

6. 当社が本新株予約権を取得する事由及び取得の対価

(a) 当社は、以下の①から③までに定める事項に関する議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって本新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

① 当社が消滅会社となる合併契約の承認

② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認

(b) 当社は、本新株予約権者が上記（注）4の規定により、本新株予約権を行使できなくなった場合、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって当該本新株予約権者の有する本新株予約権を無償で取得するものとします。

7. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、

吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の発行する株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - ④ 新株予約権を行使することのできる期間
上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定するものとします。
 - ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記（注）2に準じて決定するものとします。
 - ⑦ その他の新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得事由
上記（注）4及び（注）6に準じて決定するものとします。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
8. 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
9. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職又は権利行使等により減少したものを減じた数であります。

第18回新株予約権（2015年12月7日開催の臨時株主総会決議及び2015年12月7日開催のB種普通株式種類株主総会決議に基づく2015年12月7日定時取締役会決議）

決議年月日	2015年12月7日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1（注）8
新株予約権の数（個）※	35,000 [35,000]（注）1、7、8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 35,000 [350,000]（注）1、7、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	50[5]（注）2
新株予約権の行使期間※	2016年5月1日から2025年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 50[5] 資本組入額 25[2.5]
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）4、5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2023年7月7日付で実施された1株につき10株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（注）1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「対象株式数」という。）は、1株とします。ただし、本新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割又は併合の比率

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価額の調整に関し、調整後行使価額を適用する日以降これを適用するものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、対象株式数に、以下に定める本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日（株式併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降これを適用するものとします。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の普通株式の発行済株式（当社の自己株式数を除く。ただし、自己株式の処分を行う場合には、当該処分前の数とする。）の総数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

さらに、当社が合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

3. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社取締役会において別段の決議がなされた場合を除き、以下の各条件を満たす場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社のパートナーの職位にあることを要するものとします。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ③ 次のいずれかの事由が生じた場合、本新株予約権者は、当該事由の発生以後、本新株予約権を行使することができないものとします。
 - ア 本新株予約権者が当社の定款又は社内規則に違反する重大な行為を行った場合
 - イ 本新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合
 - ウ 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社と競業関係にある会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合

4. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

5. 当社が本新株予約権を取得する事由及び取得の対価

(a) 当社は、以下の①から③までに定める事項に関する議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって本新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約の承認
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認

(b) 当社は、本新株予約権者が上記（注）3の規定により、本新株予約権を行使できなくなった場合、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって当該本新株予約権者の有する本新株予約権を無償で取得するものとします。

6. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の発行する株式とします。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- ④ 新株予約権を行使することのできる期間
上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定するものとします。
- ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記（注）2に準じて決定するものとします。
- ⑦ その他の新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得事由

上記（注）3及び（注）5に準じて決定するものとします。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
7. 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
8. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職又は権利行使等により減少したものを減じた数であります。

第21回新株予約権（2017年3月13日開催の定時株主総会決議及び2017年3月13日開催のB種普通株式種類株主総会決議に基づく2017年3月13日定時取締役会決議）

決議年月日	2017年3月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 7（注）9
新株予約権の数（個）※	2,900 [2,900]（注）1、8、9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,900 [29,000]（注）1、8、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	50[5]（注）2
新株予約権の行使期間※	（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 50[5] 資本組入額 25[2.5]
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）5、6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2023年7月7日付で実施された1株につき10株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（注）1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「対象株式数」という。）は、1株とします。ただし、本新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割又は併合の比率

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価額の調整に関し、調整後行使価額を適用する日以降これを適用するものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、対象株式数に、以下に定める本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日（株式併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降これを適用するものとします。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の普通株式の発行済株式（当社の自己株式数を除く。ただし、自己株式の処分を行う場合には、当該処分前の数とする。）の総数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

さらに、当社が合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

3. 本新株予約権を行使することができる期間

当社の普通株式が東京証券取引所その他国内の金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）と2019年3月20日のうちいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から2027年3月13日（当該日が当社の営業日でない場合、その前営業日とする。以下「権利行使最終日」という。）までの間、既に行使した本新株予約権を含めて以下の算式に基づき計算される行使可能限度数の限度（1未満の端数は切り上げる。）において行使することができるものとします。ただし、（i）2027年2月1日以降に行使する場合、又は（ii）2019年3月20日以降に当社取締役会において別段の決議がなされた場合には、それぞれ、上場日の到来の有無にかかわらず、権利行使最終日までの間に、すべての本新株予約権を行使することができるものとします。

$$\text{行使可能限度数} = \text{保有権利数} \times \frac{\text{権利行使時の付与決議後経過年数} - \frac{\text{権利行使開始日の付与決議後経過年数}}{10} + 1}{10}$$

上記算式において、「保有権利数」とは、各本新株予約権者（以下に定義される。）が割当日に保有する本新株予約権の総数を、「権利行使時の付与決議後経過年数」とは、本新株予約権を行使する時点における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）を、「権利行使開始日の付与決議後経過年数」とは、権利行使開始日における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）をいうものとします。

4. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社取締役会において別段の決議がなされた場合を除き、以下の各条件を満たす場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要するものとします。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ③ 次のいずれかの事由が生じた場合、本新株予約権者は、当該事由の発生以後、本新株予約権を行使することができないものとします。

ア 本新株予約権者が当社の定款又は社内規則に違反する重大な行為を行った場合

イ 本新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合

ウ 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社と競業関係にある会社の役員、使用人、囑託、顧問又はコンサルタントとなった場合

5. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

6. 当社が本新株予約権を取得する事由及び取得の対価

(a) 当社は、以下の①から③までに定める事項に関する議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって本新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

① 当社が消滅会社となる合併契約の承認

② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認

(b) 当社は、本新株予約権者が上記（注）4の規定により、本新株予約権を行使できなくなった場合、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって当該本新株予約権者の有する本新株予約権を無償で取得するものとします。

7. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、

吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の発行する株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - ④ 新株予約権を行使することのできる期間
上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定するものとします。
 - ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記（注）2に準じて決定するものとします。
 - ⑦ その他の新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得事由
上記（注）4及び（注）6に準じて決定するものとします。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
8. 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
9. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職又は権利行使等により減少したものを減じた数であります。

第24回新株予約権（2018年3月30日開催の臨時株主総会決議及び2018年3月30日開催のB種普通株式種類株主総会決議に基づく2018年3月30日定時取締役会決議）

決議年月日	2018年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 11（注）9
新株予約権の数（個）※	12,400 [12,400]（注）1、8、9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 12,400 [124,000]（注）1、8、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	200[20]（注）2
新株予約権の行使期間※	（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 200[20] 資本組入額 100[10]
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）5、6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2023年7月7日付で実施された1株につき10株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（注）1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「対象株式数」という。）は、1株とします。ただし、本新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割又は併合の比率

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価額の調整に関し、調整後行使価額を適用する日以降これを適用するものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、対象株式数に、以下に定める本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日（株式併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降これを適用するものとします。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の普通株式の発行済株式（当社の自己株式数を除く。ただし、自己株式の処分を行う場合には、当該処分前の数とする。）の総数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

さらに、当社が合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

3. 本新株予約権を行使することができる期間

当社の普通株式が東京証券取引所その他国内の金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）と2020年4月16日のうちいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から2028年3月30日（当該日が当社の営業日でない場合、その前営業日とします。以下「権利行使最終日」という。）までの間、既に行使した本新株予約権を含めて以下の算式に基づき計算される行使可能限度数の限度（1未満の端数は切り上げる。）において行使することができるものとします。ただし、（i）2028年2月1日以降に行使する場合、又は（ii）2020年4月16日以降に当社取締役会において別段の決議がなされた場合には、それぞれ、上場日の到来の有無にかかわらず、権利行使最終日までの間に、すべての本新株予約権を行使することができるものとします。

$$\text{行使可能限度数} = \text{保有権利数} \times \frac{\text{権利行使時の付与} - \text{権利行使開始日の} \\ \text{決議後経過年数} - \text{付与決議後経過年数} + 1}{10}$$

上記算式において、「保有権利数」とは、各本新株予約権者（以下に定義される。）が割当日に保有する本新株予約権の総数を、「権利行使時の付与決議後経過年数」とは、本新株予約権を行使する時点における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）を、「権利行使開始日の付与決議後経過年数」とは、権利行使開始日における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）をいうものとします。

4. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社取締役会において別段の決議がなされた場合を除き、以下の各条件を満たす場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要するものとします。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ③ 次のいずれかの事由が生じた場合、本新株予約権者は、当該事由の発生以後、本新株予約権を行使することができないものとします。

ア 本新株予約権者が当社の定款又は社内規則に違反する重大な行為を行った場合

イ 本新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合

ウ 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社と競業関係にある会社の役員、使用人、囑託、顧問又はコンサルタントとなった場合

5. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

6. 当社が本新株予約権を取得する事由及び取得の対価

(a) 当社は、以下の①から③までに定める事項に関する議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって本新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

① 当社が消滅会社となる合併契約の承認

② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認

(b) 当社は、本新株予約権者が上記（注）4の規定により、本新株予約権を行使できなくなった場合、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって当該本新株予約権者の有する本新株予約権を無償で取得するものとします。

7. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、

吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の発行する株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - ④ 新株予約権を行使することのできる期間
上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定するものとします。
 - ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記（注）2に準じて決定するものとします。
 - ⑦ その他の新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得事由
上記（注）4及び（注）6に準じて決定するものとします。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
8. 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
9. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職又は権利行使等により減少したものを減じた数であります。

第25回新株予約権（2018年12月27日開催の臨時株主総会決議及び2018年12月27日開催のB種普通株式種類株主総会決議に基づく2018年12月27日定時取締役会決議）

決議年月日	2018年12月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 6（注）9
新株予約権の数（個）※	13,200 [13,200]（注）1、8、9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 13,200 [132,000]（注）1、8、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	200[20]（注）2
新株予約権の行使期間※	（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 200[20] 資本組入額 100[10]
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）5、6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2023年7月7日付で実施された1株につき10株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（注）1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「対象株式数」という。）は、1株とします。ただし、本新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割又は併合の比率

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価額の調整に関し、調整後行使価額を適用する日以降これを適用するものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、対象株式数に、以下に定める本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日（株式併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降これを適用するものとします。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の普通株式の発行済株式（当社の自己株式数を除く。ただし、自己株式の処分を行う場合には、当該処分前の数とする。）の総数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

さらに、当社が合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

3. 本新株予約権を行使することができる期間

当社の普通株式が東京証券取引所その他国内の金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）と2021年1月1日のうちいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から2028年12月27日（当該日が当社の営業日でない場合、その前営業日とするものとします。以下「権利行使最終日」という。）までの間、既に行使した本新株予約権を含めて以下の算式に基づき計算される行使可能限度数の限度（1未満の端数は切り上げる。）において行使することができるものとします。ただし、（i）2028年10月1日以降に行使する場合、又は（ii）2021年1月1日以降に当社取締役会において別段の決議がなされた場合には、それぞれ、上場日の到来の有無にかかわらず、権利行使最終日までの間に、すべての本新株予約権を行使することができるものとします。

$$\text{行使可能限度数} = \text{保有権利数} \times \frac{\text{権利行使時の付与決議後経過年数} - \text{権利行使開始日の付与決議後経過年数} + 1}{10}$$

上記算式において、「保有権利数」とは、各本新株予約権者（以下に定義される。）が割当日に保有する本新株予約権の総数を、「権利行使時の付与決議後経過年数」とは、本新株予約権を行使する時点における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）を、「権利行使開始日の付与決議後経過年数」とは、権利行使開始日における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）をいうものとします。

4. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社取締役会において別段の決議がなされた場合を除き、以下の各条件を満たす場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要するものとします。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ③ 次のいずれかの事由が生じた場合、本新株予約権者は、当該事由の発生以後、本新株予約権を行使することができないものとします。
 - ア 本新株予約権者が当社の定款又は社内規則に違反する重大な行為を行った場合
 - イ 本新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合
 - ウ 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社と競業関係にある会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合
 - エ 本新株予約権の付与の目的に照らして本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じた場合

5. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

6. 当社が本新株予約権を取得する事由及び取得の対価

(a) 当社は、以下の①から③までに定める事項に関する議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって本新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約の承認
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認

(b) 当社は、本新株予約権者が上記（注）4の規定により、本新株予約権を行使できなくなった場合、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって当該本新株予約権者の有する本新株予約権を無償で取得するものとします。

7. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権

を、次の条件にて交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の発行する株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - ④ 新株予約権を行使することのできる期間
上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定するものとします。
 - ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記（注）2に準じて決定するものとします。
 - ⑦ その他の新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得事由
上記（注）4及び（注）6に準じて決定するものとします。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
8. 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
9. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職又は権利行使等により減少したものを減じた数であります。

第26回新株予約権（2019年2月28日開催の臨時株主総会決議及び2019年2月28日開催のB種普通株式種類株主総会決議に基づく2019年2月28日定時取締役会決議）

決議年月日	2019年2月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3（注）8
新株予約権の数（個）※	115,000 [115,000]（注）1、7、8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 115,000 [1,150,000]（注）1、7、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	537[54]（注）2
新株予約権の行使期間※	2019年4月1日から2029年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 537[54] 資本組入額 269[27]
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）4、5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）6

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2023年7月7日付で実施された1株につき10株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（注）1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「対象株式数」という。）は、1株とします。ただし、本新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割又は併合の比率

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価額の調整に関し、調整後行使価額を適用する日以降これを適用するものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、対象株式数に、以下に定める本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日（株式併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降これを適用するものとします。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の普通株式の発行済株式（当社の自己株式数を除く。ただし、自己株式の処分を行う場合には、当該処分前の数とする。）の総数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

さらに、当社が合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

3. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社取締役会において別段の決議がなされた場合を除き、以下の各条件を満たす場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社のパートナーの職位にあることを要するものとします。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ③ 本新株予約権者は、当社の2019年12月期から当該時点における最終事業年度（ただし、当該最終事業年度が2019年12月期よりも前の事業年度の場合は2019年12月期とし、当該最終事業年度が2023年12月期よりも後の事業年度の場合は2023年12月期とする。）までの各期末における損益計算書に計上された営業利益の累積額が10億円を超過した場合にのみ、当該超過をした時点より本新株予約権を行使することができるものとします。
- ④ 本新株予約権者は、行使時点における当社の最終事業年度の末日における一株当たり純資産（当該期末時点の貸借対照表に計上された純資産を、当社の発行済株式（当社の自己株式数を除く。）の総数で除して得られる数をいう。）が、1,500円を上回っている間に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
- ⑤ 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日において当社が発行しており、本新株予約権者が本新株予約権の割当日以降に行使した新株予約権（本新株予約権を含む。以下「対象新株予約権」という。）が累計で40,000個に達した場合には、当該時点以降、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権及び本新株予約権以外の対象新株予約権を同日に行使したことにより対象新株予約権の累計個数が40,000個を超えた場合には、本新株予約権以外の対象新株予約権の行使が先に行われたものとみなし、当該場合において、本新株予約権以外の対象新株予約権の行使が先に行われたものとみなした後も、当該日に行使された本新株予約権を除いた対象新株予約権の累計個数が40,000個に不足する場合は、当該日に行使された本新株予約権のうち、不足分の本新株予約権が行使されたものとみなし、それ以外の本新株予約権は行使されなかったものとみなします。
- ⑥ 次のいずれかの事由が生じた場合、本新株予約権者は、当該事由の発生以後、本新株予約権を行使することができないものとします。
 - ア 本新株予約権者が当社の定款又は社内規則に違反する重大な行為を行った場合
 - イ 本新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合
 - ウ 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社と競業関係にある会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合
 - エ 本新株予約権の付与の目的に照らして本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じた場合

4. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

5. 当社が本新株予約権を取得する事由及び取得の対価

(a) 当社は、以下の①から③までに定める事項に関する議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって本新株予約権の全部を本新株予約権1個当たり金7.7円で取得するものとします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約の承認
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認

(b) 当社は、本新株予約権者が上記（注）3①から⑤までの規定により、本新株予約権を行使できなくなった場合、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって当該本新株予約権者の有する本新株予約権を本新株予約権1個当たり金7.7円で取得するものとします。

(c) 当社は、本新株予約権者が上記（注）3⑥の規定により、本新株予約権を行使できなくなった場合、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって当該本新株予約権者の有する本新株予約権を無償で取得するものとします。

6. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の発行する株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下「承継後株式数」という。)とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - ④ 新株予約権を行使することのできる期間
上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定するものとします。
 - ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記(注)2に準じて決定するものとします。
 - ⑦ その他の新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得事由
上記(注)3及び(注)5に準じて決定するものとします。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
7. 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
8. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職又は権利行使等により減少したものを減じた数であります。

第27回新株予約権（2019年12月27日開催の臨時株主総会決議及び2019年12月27日開催のB種普通株式種類株主総会決議に基づく2019年12月27日定時取締役会決議）

決議年月日	2019年12月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 8（注）9
新株予約権の数（個）※	2,300 [2,300]（注）1、8、9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,300 [23,000]（注）1、8、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,993[200]（注）2
新株予約権の行使期間※	（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,993[200] 資本組入額 997[100]
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）5、6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2023年7月7日付で実施された1株につき10株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（注）1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「対象株式数」という。）は、1株とします。ただし、本新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割又は併合の比率

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価額の調整に関し、調整後行使価額を適用する日以降これを適用するものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、対象株式数に、以下に定める本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日（株式併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降これを適用するものとします。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の普通株式の発行済株式（当社の自己株式数を除く。ただし、自己株式の処分を行う場合には、当該処分前の数とする。）の総数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

さらに、当社が合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

3. 本新株予約権を行使することができる期間

当社の普通株式が東京証券取引所その他国内の金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）と2022年1月1日のうちいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から2029年12月27日（当該日当社が当社の営業日でない場合、その前営業日とします。以下「権利行使最終日」という。）までの間、既に行使した本新株予約権を含めて以下の算式に基づき計算される行使可能限度数の限度（1未満の端数は切り上げる。）において行使することができるものとします。ただし、（i）2029年10月1日以降に行使する場合、又は（ii）2022年1月1日以降に当社取締役会において別段の決議がなされた場合には、それぞれ、上場日の到来の有無にかかわらず、権利行使最終日までの間に、すべての本新株予約権を行使することができるものとします。

$$\text{行使可能限度数} = \text{保有権利数} \times \frac{\text{権利行使時の付与決議後経過年数} - \text{権利行使開始日の付与決議後経過年数} + 1}{10}$$

上記算式において、「保有権利数」とは、各本新株予約権者（以下に定義される。）が割当日に保有する本新株予約権の総数を、「権利行使時の付与決議後経過年数」とは、本新株予約権を行使する時点における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）を、「権利行使開始日の付与決議後経過年数」とは、権利行使開始日における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）をいうものとします。

4. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社取締役会において別段の決議がなされた場合を除き、以下の各条件を満たす場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要するものとします。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ③ 次のいずれかの事由が生じた場合、本新株予約権者は、当該事由の発生以後、本新株予約権を行使することができないものとします。
 - ア 本新株予約権者が当社の定款又は社内規則に違反する重大な行為を行った場合
 - イ 本新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合
 - ウ 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社と競業関係にある会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合
 - エ 本新株予約権の付与の目的に照らして本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じた場合

5. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

6. 当社が本新株予約権を取得する事由及び取得の対価

(a) 当社は、以下の①から③までに定める事項に関する議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって本新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約の承認
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認

(b) 当社は、本新株予約権者が上記（注）4の規定により、本新株予約権を行使できなくなった場合、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって当該本新株予約権者の有する本新株予約権を無償で取得するものとします。

7. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権

を、次の条件にて交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の発行する株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - ④ 新株予約権を行使することのできる期間
上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定するものとします。
 - ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記（注）2に準じて決定するものとします。
 - ⑦ その他の新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得事由
上記（注）4及び（注）6に準じて決定するものとします。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
8. 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
9. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職又は権利行使等により減少したものを減じた数であります。

第28回新株予約権（2021年1月18日開催の臨時株主総会決議に基づく2021年1月18日定時取締役会決議）

決議年月日	2021年1月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 18（注）9
新株予約権の数（個）※	20,200 [18,700]（注）1、8、9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 20,200 [187,000]（注）1、8、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	4,404[441]（注）2
新株予約権の行使期間※	（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 4,404[441] 資本組入額 2,202[220.5]
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）5、6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2023年7月7日付で実施された1株につき10株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（注）1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「対象株式数」という。）は、1株とします。ただし、本新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割又は併合の比率

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価額の調整に関し、調整後行使価額を適用する日以降これを適用するものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、対象株式数に、以下に定める本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日（株式併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降これを適用するものとします。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは普通株式の発行済株式（当社の自己株式数を除く。ただし、自己株式の処分を行う場合には、当該処分前の数とする。）の総数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

さらに、当社が合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

3. 本新株予約権を行使することができる期間

当社の普通株式が東京証券取引所その他国内の金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）と2023年1月23日のうちいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から2030年12月27日（当該日が当社の営業日でない場合、その前営業日とします。以下「権利行使最終日」という。）までの間、既に行使した本新株予約権を含めて以下の算式に基づき計算される行使可能限度数の限度（1未満の端数は切り上げる。）において行使することができるものとします。ただし、（i）2030年10月1日以降に行使する場合、又は（ii）2023年1月23日以降に当社取締役会において別段の決議がなされた場合には、それぞれ、上場日の到来の有無にかかわらず、権利行使最終日までの間に、すべての本新株予約権を行使することができるものとします。

$$\text{行使可能限度数} = \text{保有権利数} \times \frac{\text{権利行使時の付与決議後経過年数} - \text{権利行使開始日の付与決議後経過年数} + 1}{10}$$

上記算式において、「保有権利数」とは、各本新株予約権者（以下に定義される。）が割当日に保有する本新株予約権の総数を、「権利行使時の付与決議後経過年数」とは、本新株予約権を行使する時点における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）を、「権利行使開始日の付与決議後経過年数」とは、権利行使開始日における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）をいうものとします。

4. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社取締役会において別段の決議がなされた場合を除き、以下の各条件を満たす場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要するものとします。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ③ 次のいずれかの事由が生じた場合、本新株予約権者は、当該事由の発生以後、本新株予約権を行使することができないものとします。
 - ア 本新株予約権者が当社の定款又は社内規則に違反する重大な行為を行った場合
 - イ 本新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合
 - ウ 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社と競業関係にある会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合
 - エ 本新株予約権の付与の目的に照らして本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じた場合

5. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

6. 当社が本新株予約権を取得する事由及び取得の対価

(a) 当社は、以下の①から③までに定める事項に関する議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって本新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約の承認
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認

(b) 当社は、本新株予約権者が上記（注）4の規定により、本新株予約権を行使できなくなった場合、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって当該本新株予約権者の有する本新株予約権を無償で取得するものとします。

7. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権

を、次の条件にて交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の発行する株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - ④ 新株予約権を行使することのできる期間
上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定するものとします。
 - ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記（注）2に準じて決定するものとします。
 - ⑦ その他の新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得事由
上記（注）4及び（注）6に準じて決定するものとします。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
8. 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
9. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職又は権利行使等により減少したものを減じた数であります。

第29回新株予約権（2021年12月28日開催の臨時株主総会決議に基づく2021年12月28日臨時取締役会決議）

決議年月日	2021年12月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 18（注） 9
新株予約権の数（個）※	17,900[17,900]（注） 1、 8、 9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 17,900[179,000]（注） 1、 8、 9
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	11,349[1,135]（注） 2
新株予約権の行使期間※	（注） 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 11,349[1,135] 資本組入額 5,675[567.5]
新株予約権の行使の条件※	（注） 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注） 5、 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注） 7

※ 最近事業年度の末日（2022年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2023年7月7日付で実施された1株につき10株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（注） 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「対象株式数」という。）は、1株とします。ただし、本新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割又は併合の比率

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価額の調整に関し、調整後行使価額を適用する日以降これを適用するものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、対象株式数に、以下に定める本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日（株式併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降これを適用するものとします。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは普通株式の発行済株式（当社の自己株式数を除く。ただし、自己株式の処分を行う場合には、当該処分前の数とする。）の総数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

さらに、当社が合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

3. 本新株予約権を行使することができる期間

当社の普通株式が東京証券取引所その他国内の金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）と2024年1月23日のうちいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から2031年12月25日（当該日が当社の営業日でない場合、その前営業日とします。以下「権利行使最終日」という。）までの間、既に行使した本新株予約権を含めて以下の算式に基づき計算される行使可能限度数の限度（1未満の端数は切り上げる。）において行使することができるものとします。ただし、（i）2031年10月1日以降に行使する場合、又は（ii）2024年1月23日以降に当社取締役会において別段の決議がなされた場合には、それぞれ、上場日の到来の有無にかかわらず、権利行使最終日までの間に、すべての本新株予約権を行使することができるものとします。

$$\text{行使可能限度数} = \text{保有権利数} \times \frac{\text{権利行使時の付与決議後経過年数} - \text{権利行使開始日の付与決議後経過年数} + 1}{10}$$

上記算式において、「保有権利数」とは、各本新株予約権者（以下に定義される。）が割当日に保有する本新株予約権の総数を、「権利行使時の付与決議後経過年数」とは、本新株予約権を行使する時点における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）を、「権利行使開始日の付与決議後経過年数」とは、権利行使開始日における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）をいうものとします。

4. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社取締役会において別段の決議がなされた場合を除き、以下の各条件を満たす場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要するものとします。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ③ 次のいずれかの事由が生じた場合、本新株予約権者は、当該事由の発生以後、本新株予約権を行使することができないものとします。
 - ア 本新株予約権者が当社の定款又は社内規則に違反する重大な行為を行った場合
 - イ 本新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合
 - ウ 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社と競業関係にある会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合
 - エ 本新株予約権の付与の目的に照らして本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じた場合

5. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

6. 当社が本新株予約権を取得する事由及び取得の対価

(a) 当社は、以下の①から③までに定める事項に関する議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって本新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約の承認
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認

(b) 当社は、本新株予約権者が上記（注）4の規定により、本新株予約権を行使できなくなった場合、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって当該本新株予約権者の有する本新株予約権を無償で取得するものとします。

7. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権

を、次の条件にて交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の発行する株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - ④ 新株予約権を行使することのできる期間
上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定するものとします。
 - ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記（注）2に準じて決定するものとします。
 - ⑦ その他の新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得事由
上記（注）4及び（注）6に準じて決定するものとします。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
8. 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
9. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職又は権利行使等により減少したものを減じた数であります。

第30回新株予約権（2022年2月28日開催の臨時株主総会決議に基づく2022年2月28日臨時取締役会決議）

決議年月日	2022年2月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1、当社従業員 1（注）9
新株予約権の数（個）※	2,400 [2,400]（注）1、8、9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,400 [24,000]（注）1、8、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	11,349[1,135]（注）2
新株予約権の行使期間※	（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 11,349[1,135] 資本組入額 5,675[567.5]
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）5、6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※ 最近事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2023年7月7日付で実施された1株につき10株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「対象株式数」という。）は、1株とします。ただし、本新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割又は併合の比率

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価額の調整に関し、調整後行使価額を適用する日以降これを適用するものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、対象株式数に、以下に定める本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日（株式併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降これを適用するものとします。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは普通株式の発行済株式（当社の自己株式数を除く。ただし、自己株式の処分を行う場合には、当該処分前の数とする。）の総数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

さらに、当社が合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

3. 本新株予約権を行使することができる期間

当社の普通株式が東京証券取引所その他国内の金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）と2024年3月23日のうちいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から2032年2月25日（当該日が当社の営業日でない場合、その前営業日とします。以下「権利行使最終日」という。）までの間、既に行使した本新株予約権を含めて以下の算式に基づき計算される行使可能限度数の限度（1未満の端数は切り上げる。）において行使することができるものとします。ただし、（i）2031年12月1日以降に行使する場合、又は（ii）2024年3月23日以降に当社取締役会において別段の決議がなされた場合には、それぞれ、上場日の到来の有無にかかわらず、権利行使最終日までの間に、すべての本新株予約権を行使することができるものとします。

$$\text{行使可能限度数} = \text{保有権利数} \times \frac{\text{権利行使時の付与決議後経過年数} - \text{権利行使開始日の付与決議後経過年数} + 1}{10}$$

上記算式において、「保有権利数」とは、各本新株予約権者（以下に定義される。）が割当日に保有する本新株予約権の総数を、「権利行使時の付与決議後経過年数」とは、本新株予約権を行使する時点における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）を、「権利行使開始日の付与決議後経過年数」とは、権利行使開始日における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）をいうものとします。

4. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社取締役会において別段の決議がなされた場合を除き、以下の各条件を満たす場合にのみ本新株予約権を行使することができるものとします。

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要するものとします。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ③ 次のいずれかの事由が生じた場合、本新株予約権者は、当該事由の発生以後、本新株予約権を行使することができないものとします。
 - ア 本新株予約権者が当社の定款又は社内規則に違反する重大な行為を行った場合
 - イ 本新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合
 - ウ 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社と競業関係にある会社の役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合
 - エ 本新株予約権の付与の目的に照らして本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じた場合

5. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

6. 当社が本新株予約権を取得する事由及び取得の対価

(a) 当社は、以下の①から③までに定める事項に関する議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって本新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約の承認
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認

(b) 当社は、本新株予約権者が上記（注）4の規定により、本新株予約権を行使できなくなった場合、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって当該本新株予約権者の有する本新株予約権を無償で取得するものとします。

7. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権

を、次の条件にて交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の発行する株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - ④ 新株予約権を行使することのできる期間
上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定するものとします。
 - ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記（注）2に準じて決定するものとします。
 - ⑦ その他の新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得事由
上記（注）4及び（注）6に準じて決定するものとします。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
8. 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
9. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職又は権利行使等により減少したものを減じた数であります。

第31回新株予約権（2023年2月10日開催の臨時株主総会決議に基づく2023年2月10日臨時取締役会決議）

決議年月日	2023年2月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 20（注）9
新株予約権の数（個）※	19,500（注）1、8、9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 195,000（注）1、8、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,272（注）2
新株予約権の行使期間※	（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,272 資本組入額 636
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）5、6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※ 提出日の前月末現在（2023年7月31日）における内容を記載しております。なお、2023年7月7日付で実施された1株につき10株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（注）1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「対象株式数」という。）は、1株とします。ただし、本新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割

又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割又は併合の比率

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価額の調整に関し、調整後行使価額を適用する日以降これを適用するものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、対象株式数に、以下に定める本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの金額（以下「行使価額」という。）を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日（株式併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用するものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、割当日以降に、当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降これを適用するものとします。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用するものとします。

調整後行使価額＝ $\frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ の払込金額

上記算式において、「既発行株式数」とは普通株式の発行済株式（当社の自己株式数を除く。ただし、自己株式の処分を行う場合には、当該処分前の数とする。）の総数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

さらに、当社が合併、株式交換又は株式の無償割当てを行う場合その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

3. 本新株予約権を行使することができる期間

当社の普通株式が東京証券取引所その他国内の金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）と2025年2月17日のうちいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から2033年2月10日（当該日が当社の営業日でない場合、その前営業日とします。以下「権利行使最終日」という。）までの間、既に行使した本新株予約権を含めて以下の算式に基づき計算される行使可能限度数の限度（1未満の端数は切り上げる。）において行使することができるものとします。ただし、(i) 2032年12月1日以降に行使する場合、又は(ii) 2025年2月17日以降に当社取締役会において別段の決議がなされた場合には、それぞれ、上場日の到来の有無にかかわらず、権利行使最終日までの間に、すべての本新株予約権を行使することができるものとします。

行使可能限度数＝保有権利数× $\frac{\text{権利行使時の付与} - \text{権利行使開始日の} + 1}{\text{決議後経過年数} - \text{付与決議後経過年数}}$

上記算式において、「保有権利数」とは、各本新株予約権者（以下に定義される。）が割当日に保有する本新株予約権の総数を、「権利行使時の付与決議後経過年数」とは、本新株予約権を行使する時点における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）を、「権利行使開始日の付与決議後経過年数」とは、権利行使開始日における本新株予約権の付与決議日からの経過年数（2以上10未満の整数とし、1年未満の端数は切り捨てる。）をいうものとします。

4. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社取締役会において別段の決議がなされた場合を除き、以下の各条件を満たす場合にのみ本新株予約権を行使することができるものと

ます。

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要するものとします。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできないものとします。
- ③ 次のいずれかの事由が生じた場合、本新株予約権者は、当該事由の発生以後、本新株予約権を行使することができないものとします。
 - ア 本新株予約権者が当社の定款又は社内規則に違反する重大な行為を行った場合
 - イ 本新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合
 - ウ 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社と競業関係にある会社の役員、使用人、囑託、顧問又はコンサルタントとなった場合
 - エ 本新株予約権の付与の目的に照らして本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会決議により定める事由が生じた場合

5. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

6. 当社が本新株予約権を取得する事由及び取得の対価

(a) 当社は、以下の①から③までに定める事項に関する議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって本新株予約権の全部を無償で取得するものとします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約の承認
- ② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認

(b) 当社は、本新株予約権者が上記（注）4の規定により、本新株予約権を行使できなくなった場合、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって当該本新株予約権者の有する本新株予約権を無償で取得するものとします。

7. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとします。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の発行する株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

④ 新株予約権を行使することのできる期間

上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（注）3に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記に準じて決定するものとします。

⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 上記（注）2に準じて決定するものとします。

⑦ その他の新株予約権の行使条件及び新株予約権の取得事由

上記（注）4及び（注）6に準じて決定するものとします。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これ

を切り捨てるものとします。

8. 本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
9. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職又は権利行使等により減少したものを減じた数であります。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年3月30日 (注) 1	第1回A種優先株式 △25,000 第2回A種優先株式 △25,000	B種普通株式 2,910,000	—	1,077,750	—	18,750
2020年12月22日 (注) 2	普通株式 2,910,000 B種普通株式 △2,910,000	普通株式 2,910,000	—	1,077,750	—	18,750
2023年7月7日 (注) 3	普通株式 26,190,000	普通株式 29,100,000	—	1,077,750	—	18,750

- (注) 1. 2018年3月30日開催の取締役会決議により、自己株式の消却（第1回A種優先株式、第2回A種優先株式）を行っております。
2. 2020年12月22日開催の臨時株主総会決議及び2020年12月22日開催の取締役会決議により、すべてのB種普通株式を普通株式に変更し、種類株式を廃止しております。
3. 2023年6月19日開催の取締役会決議により、2023年7月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

(4) 【所有者別状況】

2023年7月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							計	単元未満 株式の状 況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	—	—	15	15	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	291,000	291,000	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	—	—	—	100	100	—

(注) 自己株式1,850,000株は、「個人その他」に18,500単元を含めて記載しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年7月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,850,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 27,250,000	272,500	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	29,100,000	—	—
総株主の議決権	—	272,500	—

② 【自己株式等】

2023年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
インテグラル株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	1,850,000	—	1,850,000	6.36
計	—	1,850,000	—	1,850,000	6.36

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の行使に伴う自己株式の処分)	50,000	26,850,000	2,500	125,000
保有自己株式数	187,500	—	185,000	—

(注) 当社は2023年7月7日付で、当社普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。上記に記載の株式数については、分割前の数値を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元については、重要な経営課題の一つとして位置付けております。

当社の剰余金の配当は、年2回の中間配当、期末配当を基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。また、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。その他、基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当社は、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備、またプリンシパル投資実施のため、内部留保の充実が重要であると考えていることから、今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。

しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には、安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主や他のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼度を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めてゆく所存であります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社グループは、会社法上の機関として取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。監査役会設置会社を選択する理由としては、業務執行に対し取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を取ることが、効率的な経営の追求と同時に経営監視機能が適切に働く体制として最適と判断したためであります。

監査役会は、社外監査役3名で構成され、全監査役が専門領域における豊富な知識と経験を有する社外監査役となっており、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るために有効な陣容が配置されているものと判断しております。なお、当社では不測の事態に備えて、補欠監査役1名を選任しております。

a. 取締役会

当社グループの取締役会は、取締役6人体制（うち社外取締役2名）となっております。取締役会は、原則月1回の定例取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、法令、定款で定められた事項及び「取締役会規程」に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務進捗報告等を行っております。取締役会は、代表取締役パートナー山本礼二郎を議長とし、「(2) 役員状況 ① 役員一覧」に記載の取締役で構成しております。

また、取締役会の議案については事前に全取締役・監査役に連絡し、議事の充実に努めております。

なお、取締役会にはすべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b. 監査役会

当社グループの監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（3名全員が社外監査役）となっております。全監査役が専門領域における豊富な知識と経験を有する社外監査役となっております。監査役会は原則月1回の定例監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等の情報共有を図っております。

また、取締役会等の重要な会議への出席、実地監査を行う他、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査責任者及び監査法人等と積極的な連携、意見交換を行っております。

なお、監査役会の構成員の氏名は、「(2) 役員状況 ① 役員一覧」に記載のとおりであります。また、議長は、常勤監査役榎田正昭が務めております。

c. 内部監査室

当社グループは、代表取締役パートナーが任命する内部監査責任者1名、内部監査担当者1名が監査計画に基づき監査を実施しております。内部監査は各部門に対して原則として年1回以上の監査計画を組み、内部監査結果について代表取締役パートナー及び監査役会へ適宜報告を行っております。

d. 会計監査人

当社グループはEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

e. パートナー経営会議

当社グループは、経営に関する重要事項（取締役会の専決事項を除く）決議のための会議体としてパートナー経営会議を設置しております。パートナー経営会議は、代表取締役パートナー、常勤取締役を含む、全パートナー及びCF0で構成されており、原則として月に1回開催しております。パートナー経営会議は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等について協議するとともに、日常の業務執行の確認及び検討を迅速に行い、経営活動の効率化を図ることとしております。

f. 投資委員会

当社グループは、投資実行をはじめとする投資に関する重要事項決議のための投資委員会を設置しております。投資委員会は、「投資委員会規程」に基づき投資委員会決議により定められる当社の取締役及び従業員で構成されており、必要と認められるときに、随時開催しております。投資委員会は、投資による有価証券等の取得、取得に関連する資金調達、有価証券等の売却、処分、投資に関する重要な契約締結、承認について協議し、投資業務執行の確認及び検討を迅速に行っております。また、投資先の定期報告等も実施しております。

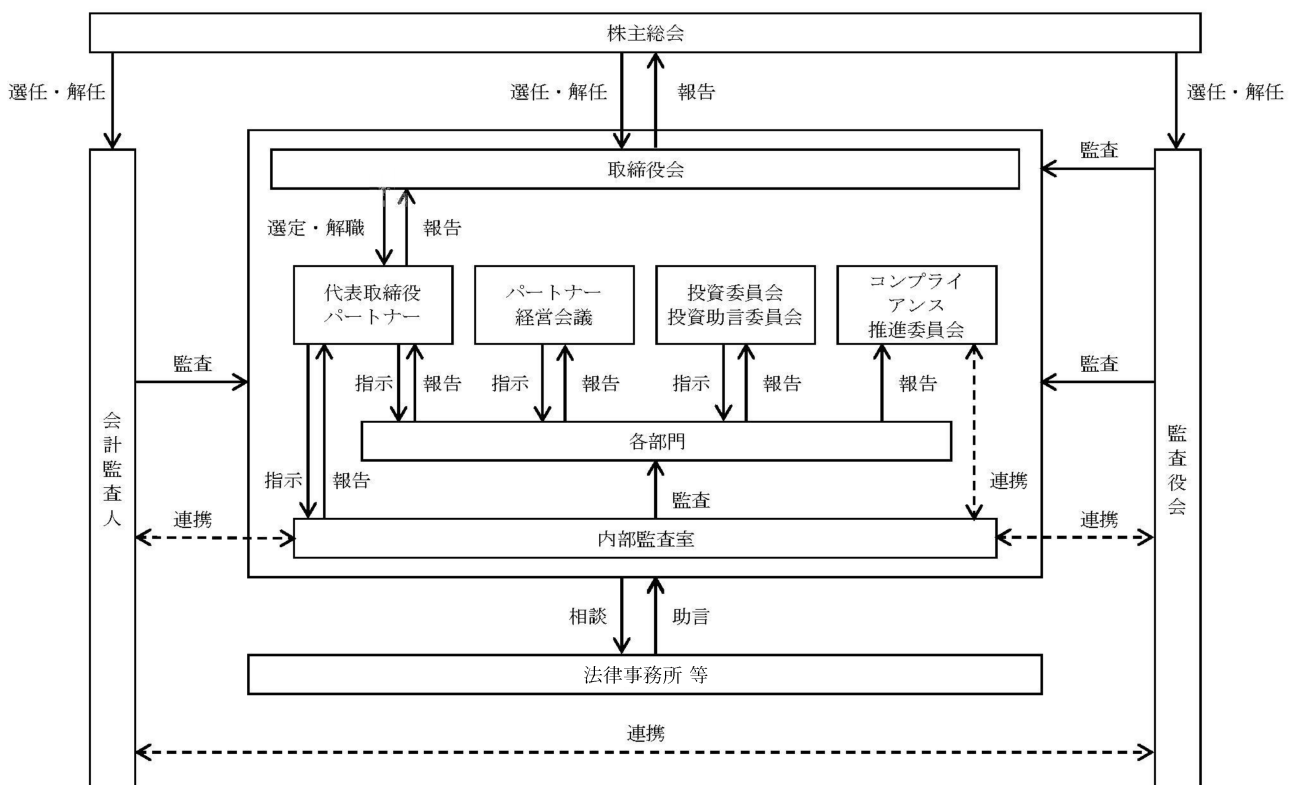
g. 投資助言委員会

当社グループは、投資実行に関する助言を審議するための投資助言委員会を設置しております。投資助言委員会は、「投資助言委員会規程」に基づき投資助言委員会決議により定められる当社の取締役及び従業員で構成されており、必要と認められるときに、随時開催しております。投資助言委員会は、投資による有価証券等の取得、取得に関連する資金調達、有価証券等の売却、処分、投資に関する重要な契約締結についての助言を協議し、投資業務執行の確認及び検討を迅速に行っております。投資助言委員会の決定に基づいて、当社の海外ファンドの運営にかかる投資助言行為を行っております。

h. コンプライアンス推進委員会

当社グループでは、コンプライアンス推進委員会を設置し、適切なリスク管理、ハラスメントの予防・対応、コンプライアンス違反の予防・対応を、経営陣の役割と責任として推進しております。コンプライアンス推進委員会は代表取締役パートナー（若しくは代表取締役パートナーにより任命された者）を委員長としており、四半期に1回開催し、コンプライアンスに係る取組みの推進、クレーム、コンプライアンス違反事項の定期報告の実施等を行っております。

本書提出日現在、当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

当社グループは、業務の適正性を確保するための体制として、2008年4月14日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、当該基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

その態様は以下のとおりであります。

a. 基本方針

当社は、世界に通用する日本型企业改革を実現すべく経営理念『Trusted Investor』の具現化を事業経営の根幹と捉え、法令等を遵守し経営の透明性・効率性を高めるとともに、公正性、独立性を確保することを通じて、企業価値の持続的な向上を図ることを目指す。当社は、内部統制システムの構築・運用が重要な経営課題であるとの認識のもと、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定める。今後、不断の見直しによってその改善を図っていくこととする。

b. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンスに関する総括責任者は「コンプライアンス管理規程」に定めるチーフ・コンプライアンス・オフィサー1名をもって充てるものとし、コンプライアンス推進委員及びコントローラー室がその補佐にあたる。
- (b) 法令及び社会倫理の遵守に対する取締役及び使用人の意識向上及びその徹底を図るため、当社の事業規模及び人員構成・組織体制を勘案して、コンプライアンスに関する基本方針及び諸規程等を定め、社内所周知し、その運用の徹底を図る。
- (c) 当該代表取締役は、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会及び監査役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (d) 社外取締役を招聘することにより、取締役会に独立的かつ客観的な意見を取り入れ、意思決定・監督機能の一層の充実を図る。また独立性の強い社外監査役により、業務執行の適法性・妥当性の監視を行うものとする。

c. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者は代表取締役1名をもって充てるものとし、コントローラー室がその補佐にあたる。
- (b) 当該情報の保存及び管理については「文書管理規程」及び情報セキュリティに関する規程等を定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録するとともに適切に整理・保存する。
- (c) 取締役及び監査役が常時、当該情報を閲覧できるよう適切な状態を維持する。
- (d) 「文書管理規程」その他の関連諸規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

d. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理に関する総括責任者は代表取締役1名をもって充てるものとし、コントローラー室がその補佐にあたる。
- (b) 当該代表取締役は、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、「経理規程」、情報セキュリティに関する規程、インサイダー取引に関する規程、投資の実行に関する規程、投資先のモニタリングに関する規程等リスク管理規程を整備し、これに基づきリスク管理体制を構築する。
- (c) コントローラー室は、関連諸規程に基づき必要に応じて、定期的なリスクの洗い直しを行うとともに、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための指導や、これに実践的に対応するためのマニュアルやガイドラインを制定し、社内教育等を通じてその周知徹底を図ること等を通じてリスク管理体制を確立する。

e. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の効率性に関しての総括責任者は代表取締役1名をもって充てるものとし、コントローラー室がその補佐にあたる。
- (b) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会のほか、パートナー全員及びCFOで構成されるパートナー経営会議、営業上の投融资に係る決裁機関としての投資委員会等を設置する。
- (c) 取締役会は、経営計画、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

- (d) パートナー経営会議は、取締役会で決議された方針に従い、具体的に経営計画を進めるための決定を行う。
 - (e) 取締役会において定期的に各取締役にその遂行状況を報告させ、全社的及び個別的な施策並びに効率的な業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を図る。
 - (f) 取締役会及びパートナー経営会議等の決定に基づく業務執行については、「組織管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等により、適切な権限委譲が行える体制を構築する。
- f. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の管理に関する規程等を定め、当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するため、子会社からの定期的な事業、コンプライアンス体制及びリスク管理体制に関する報告体制並びに子会社に対する内部監査を含む体制を構築する。
 - (b) 子会社におけるコンプライアンス体制、情報保存管理体制、リスク管理体制及び効率性確保体制の管轄及び責任者は「関係会社管理規程」に定めるものとする。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を任命するものとする。
 - (b) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮・監督及び人事考課等に関する権限は監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとして、その独立性を確保する。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象及び不祥事や法令・定款違反行為等の重大な不正行為を認知した場合のほか、取締役会及びパートナー経営会議の付議事項・決議事項・報告事項、重要な会計方針及びその変更、内部監査の結果、その他必要な重要事項を、遅滞なく監査役に報告するものとする。
 - (b) 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - (c) 監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を開催するほか、「監査役会規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、コントローラー室、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
- i. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理関連規程を整備するとともに、内部統制システムの整備を行い、このシステムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば是正していく体制を構築する。
- j. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 当社は、市民社会の秩序や企業の健全な活動及び安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本姿勢とする。また、当社は、反社会的勢力による不当要求が発生した場合、反社会的勢力との関係遮断に関する規則に基づき、組織として対応し、警察、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）その他反社会的勢力等排除のための外部専門機関との連携を行う。
- ④ リスク管理体制の整備の状況
- 当社グループは、持続的な成長を確保するため「コンプライアンス管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。また、代表取締役パートナー（若しくは代表取締役パートナーにより任命された者）を委員長とするコンプライアンス推進委員会を原則として四半期に1度開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。さらに、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

⑤ 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役の定数は11名以内とする旨、定款で定めております。

⑦ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議の要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の兼任

当社は、投資先企業の価値向上のため、i-Engine機能として当社の投資プロフェッショナルを投資先企業の役職員として派遣し、戦略、管理及び財務等の多方面での支援を行っております。そのため、当社の取締役が投資先の役員を兼任していることが一般的です。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 9名 女性 一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 パートナー	山本 礼二郎	1960年10月 3日	1984年 4月 株式会社三井銀行（現：株式会社三井住友銀行） 入行 2000年 1月 ユニゾン・キャピタル株式会社（現：UCH株式会社） 入社 2004年 4月 GCA株式会社 取締役パートナー 2005年10月 株式会社メザニン（現：MCo株式会社） 代表取締役 2006年 1月 当社 代表取締役パートナー（現任） 2007年 5月 GCA株式会社 マネージングディレクター 2009年 1月 株式会社ビー・ピー・エス 取締役 2009年12月 株式会社ヨウジヤマモト 取締役 2011年11月 インテグラル投資株式会社 代表取締役 就任（現任） 2012年 1月 インテグラル・パートナーズ株式会社 代表取締役（現任） 2013年 8月 株式会社ヨウジヤマモト 監査役（現任） 2013年10月 株式会社TBI（現：株式会社TBIホールディングス） 取締役 2014年10月 信和株式会社 取締役 2014年10月 株式会社ジェイトレーディング 取締役 2016年 2月 イトキン株式会社 取締役（現任） 2016年 2月 インテグラル投資アルファ株式会社 代表取締役 就任（現任） 2017年 1月 株式会社アデランス 社外取締役（現任） 2019年 3月 東洋エンジニアリング株式会社 取締役（現任） 2019年10月 サンデン・リテールシステム株式会社 取締役（現任） 2020年 6月 株式会社K2TOPホールディングス（現：株式会社豆蔵K2TOPホールディングス） 取締役（現任） 2020年 6月 株式会社豆蔵ホールディングス（現：JSEEホールディングス株式会社） 取締役（現任） 2020年11月 株式会社オープンストリームホールディングス 取締役 2021年 4月 株式会社豆蔵デジタルホールディングス 取締役 2021年 4月 スカイマーク株式会社 取締役会長（現任） 2022年 3月 インテグラル・プランズ株式会社 代表取締役（現任）	(注) 3	9,737,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 パートナー	佐山 展生	1953年12月3日	1976年4月 帝人株式会社 入社 1987年7月 株式会社三井銀行（現：株式会社三井住友銀行） 入行 1998年10月 ユニゾン・キャピタル株式会社（現：UCH株式会社） 共同設立 取締役パートナー 1999年1月 同社 代表取締役パートナー 2004年4月 GCA株式会社 代表取締役パートナー 2004年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科（現：経営管理研究科） 助教授 2005年4月 同大学院同研究科 教授 2005年7月 今津建設株式会社 監査役（現任） 2005年10月 株式会社メザニン（現：MCo株式会社） 代表取締役 2007年7月 当社取締役パートナー 2008年1月 学校法人ヴィアートル学園 理事（現任） 2008年3月 当社 代表取締役パートナー 2008年3月 GCAサヴィアングループ株式会社（現：GCA株式会社） 取締役 2010年4月 京都大学経営管理大学院 客員教授（現任） 2011年6月 株式会社バンダイナムコホールディングス 取締役 ラックホールディングス株式会社（現：株式会社ラック） 取締役 就任 2012年1月 インテグラル・パートナーズ株式会社 代表取締役 2014年10月 株式会社コンヴァノ 取締役 2014年12月 キュービーネット株式会社（現：キュービーネットホールディングス株式会社） 取締役 2015年4月 山梨大学 経営協議会委員（現任） 2015年9月 スカイマーク株式会社 代表取締役会長 2018年4月 一橋大学大学院経営管理研究科 客員教授（現任） 2019年4月 京都大学大学院総合生存学館 特任教授（現任） 2019年6月 株式会社デサント 取締役 2019年11月 スカイマーク株式会社 取締役会長 2021年4月 当社 取締役パートナー（現任） 2021年4月 インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役（現任）	(注) 3	10,637,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 パートナー	辺見 芳弘	1957年10月7日	1980年4月 三井物産株式会社 入社 1990年8月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社 1998年4月 同社 パートナー 1998年6月 アディダスジャパン株式会社 入社 2001年1月 同社 副社長 2004年6月 株式会社東ハト 代表取締役社長 2007年9月 当社 取締役パートナー (現任) 2009年12月 株式会社ヨウジヤマモト 取締役 (現任) 2012年1月 インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役 (現任) 2013年6月 株式会社ラック 取締役 2014年10月 信和株式会社 取締役 2014年10月 株式会社ジェイトレーディング 取締役 2014年12月 キュービーネット株式会社 (現: キュービーネットホールディングス株式会社) 取締役 2015年4月 リバーホールディングス株式会社 (現: 信和株式会社) 取締役 2016年2月 イトキン株式会社 取締役会長 (現任) 2016年8月 インテグラル・オーエス株式会社 代表取締役 (現任) 2019年1月 株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング 取締役 2020年6月 株式会社K2TOPホールディングス (現: 株式会社豆蔵K2TOPホールディングス) 取締役 (現任) 2020年6月 株式会社豆蔵ホールディングス 取締役 (現・JSEEホールディングス株式会社 (現任)) 2020年11月 株式会社豆蔵デジタルホールディングス 取締役 2022年4月 株式会社トッパンフォトマスク 取締役 (現任)	(注) 3	2,126,000
取締役 パートナー	水谷 謙作	1974年3月8日	1998年4月 三菱商事株式会社 入社 2005年2月 モルガン・スタンレー証券株式会社 (現: 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 2006年1月 GCA株式会社 入社 2007年12月 当社 取締役パートナー (現任) 2009年1月 株式会社ビー・ビー・エス 取締役 2012年1月 インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役 (現任) 2013年9月 株式会社TBI (現: 株式会社OUNH) 取締役 2014年12月 キュービーネット株式会社 (現: キュービーネットホールディングス株式会社) 取締役 2016年3月 株式会社コンヴァノ 取締役 2016年6月 信和株式会社 取締役 2017年6月 ホリイフードサービス株式会社 代表取締役会長 (現任) 2017年8月 信和株式会社 取締役 (監査等委員) 2017年10月 株式会社CRTMホールディングス (現: 株式会社ダイレクトマーケティングミックス) 社外取締役 (現任) 株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング 取締役 2018年9月 株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング 取締役 2019年10月 日東エフシー株式会社 取締役 (現任) 2020年3月 株式会社T-Garden 取締役 (現任) 2020年7月 株式会社コンヴァノ 取締役 2023年6月 ユナイテッド・プレジジョン・テクノロジーズ株式会社 取締役 (現任)	(注) 3	2,700,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	竹内 弘高	1946年10月16日	<p>1969年4月 株式会社マッキャンエリクソン博報堂（現：株式会社マッキャンエリクソン）入社</p> <p>1976年9月 ハーバード大学経営大学院 講師</p> <p>1977年12月 同大学院 助教授</p> <p>1983年4月 一橋大学商学部 助教授</p> <p>1987年4月 同大学同学部 教授</p> <p>1989年6月 ハーバード大学経営大学院 客員教授</p> <p>2008年4月 当社 社外取締役（現任）</p> <p>2010年2月 一般社団法人野中インスティテュート・オブ・ナレッジ 監事（現任）</p> <p>2010年4月 一橋大学 名誉教授 株式会社ファーストリテイリング アドバイザー（現任）</p> <p>2010年7月 ハーバード大学経営大学院 教授</p> <p>2013年6月 株式会社t-lab 取締役（現任）</p> <p>2014年6月 株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ 社外取締役 就任</p> <p>2014年12月 一般社団法人HLAB 理事（現任）</p> <p>2015年6月 ブライトパス・バイオ株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2016年6月 株式会社大和証券グループ本社 社外取締役（現任） 三井物産株式会社 社外取締役</p> <p>2016年8月 Global Academy株式会社 会長（現任）</p> <p>2019年6月 国際基督教大学 理事長（現任） 一般社団法人素材・科学技術社会実装化基金 代表理事</p> <p>2019年6月 株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ 特別顧問（現任）</p>	(注) 3	300,000
社外取締役	富田 勝	1957年12月28日	<p>1987年7月 カーネギーメロン大学 助教授</p> <p>1990年6月 慶應義塾大学環境情報学部 助教授</p> <p>1994年4月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科委員</p> <p>1997年4月 慶應義塾大学環境情報学部 教授</p> <p>1999年10月 慶應義塾大学国際センター 副所長</p> <p>2001年4月 慶應義塾大学先端生命科学研究所所長</p> <p>2003年7月 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社 創業者・技術顧問（現任）</p> <p>2005年10月 慶應義塾大学環境情報学部 学部長</p> <p>2017年4月 Spiber株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2021年7月 一般社団法人 鶴岡サイエンスパーク 代表理事（現任）</p> <p>2023年4月 慶應義塾大学 名誉教授（現任）</p> <p>2023年8月 当社 社外取締役（現任）</p>	(注) 3	-
常勤監査役	榎田 正昭	1942年10月15日	<p>1966年4月 株式会社日本興業銀行（現：株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>1995年2月 横浜ゴム株式会社 入社</p> <p>1995年3月 同社 取締役</p> <p>2000年6月 同社 常任監査役</p> <p>2007年6月 同社 顧問</p> <p>2008年3月 当社 常勤監査役（現任）</p>	(注) 4	25,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外監査役	本林 徹	1938年1月5日	1963年4月 弁護士登録、東京弁護士会所属 1971年4月 森綜合法律事務所（現：森・濱田松本法律事務所）創立 パートナー 1995年4月 東京弁護士会 会長 2002年4月 日本弁護士連合会 会長 2002年5月 社団法人商事法務研究会 理事 2006年6月 株式会社日立製作所 社外取締役 2008年4月 当社 監査役（現任） 2008年4月 井原・本林法律事務所 パートナー 2008年6月 日本電信電話株式会社 社外監査役 2008年7月 住友生命保険相互会社 社外監査役 2009年12月 預金保険機構 特別顧問（現任） 2012年4月 公益社団法人商事法務研究会 代表理事副会長 2015年6月 公益財団法人朝日新聞文化財団 監事（現任） 2015年7月 住友生命保険相互会社 社外取締役兼監査委員会委員長 2016年6月 公益財団法人国際民商事法センター 顧問（現任） 2018年3月 松田綜合法律事務所 顧問（現任）	(注) 4	15,000
社外監査役	三橋 優隆	1957年9月30日	1979年11月 プライスウォーターハウス会計事務所 入所 1997年9月 青山監査法人 代表社員 2003年10月 中央青山監査法人 評議員 2004年7月 中央青山PwCトランザクション・サービス株式会社 代表取締役 2008年4月 あらた監査法人（現：PwCあらた有限責任監査法人）パートナー 2009年7月 同所 執行役 2010年1月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社 代表取締役副社長 2012年7月 株式会社あらたサステナビリティ認証機構（現：PwCサステナビリティ合同会社）代表執行役 2015年4月 学校法人長沼スクール東京日本語学校 監事（現任） 2018年7月 PwCあらた有限責任監査法人 エグゼクティブアドバイザー PwCサステナビリティ合同会社 会長 2019年5月 三橋優隆公認会計士事務所設立 代表（現任） サステナブルバリュアアドバイザー株式会社設立 代表取締役（現任） 2019年6月 富士フィルムホールディングス株式会社 社外監査役（現任） 2020年2月 スカイマーク株式会社 社外取締役（現任） 2020年3月 日本ペイントホールディングス株式会社 社外取締役（現任） 2021年9月 当社 監査役（現任）	(注) 4	—
計					25,540,000

- (注) 1. 取締役 竹内弘高、富田勝は、社外取締役であります。
2. 監査役 櫛田正昭、本林徹、三橋優隆は、社外監査役であります。
3. 2023年7月18日開催の臨時株主総会終結の時から、2024年開催の定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2023年7月18日開催の臨時株主総会終結の時から、2027年開催の定時株主総会の終結の時までであります。
5. 本書提出日現在における、取締役でないパートナー及びCF0は次の5名であります。

役職名	氏名
パートナー	長谷川 聡子
パートナー	後藤 英恒
パートナー	仲田 真紀子

役職名	氏名
パートナー	山崎 壯
CFO&コントローラー	澄川 恭章

6. 当社は、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。

補欠役員の略歴は次のとおりであります。

役職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
補欠監査役	山崎 保継	1961年 5月30日	1984年 4月 株式会社日本債券信用銀行（現：株式会社あおぞら銀行） 入行 2005年 4月 同行 危機管理室 室長 2005年10月 株式会社主婦の友社 経営企画室 室長 2007年10月 同社 管理本部本部長兼経理部長 2008年 6月 同社 取締役 管理本部長兼経理部長 2009年 3月 株式会社ビー・ビー・エス 管理本部長 2009年10月 同社 取締役 2011年10月 同社 代表取締役 2017年 4月 産業能率大学 経営学部経営学科 兼任講師 （現任） 2019年 1月 当社 マネジメントオフィサー 株式会社ビー・ビー・エス 代表取締役会長 2020年 1月 同社 非常勤監査役 2020年 3月 当社 コントローラー室マネージャー兼内部監 査責任者 株式会社ジェイアールシー 非常勤監査役（現 任） 2021年 9月 当社 内部監査室 内部監査責任者（現任）	—

（注）山崎保継は当社の内部監査責任者を務めており、2023年7月18日の取締役会及び株主総会での承認を経て補欠監査役に就任しております。

② 社外役員の状況

当社は、本書提出日現在において社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。各社外役員と当社の間の資本関係としては、竹内弘高、櫛田正昭及び本林徹は当社の株主であり、また三橋優隆は当社の新株予約権を有しており、加えて、当社のビジネスモデルの理解のために、竹内弘高、櫛田正昭、本林徹及び三橋優隆は僅少なながら当社グループが運営するファンドへのGP出資を行っております。富田勝は当社の株式及び新株予約権は保有しておらず、またGP出資も行っておりません。これらの資本関係以外には人的関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。

当社は、社外取締役に対し、取締役会において、客観的な立場から、企業経営の豊富な経験や専門的な知見等に基づく発言を行うことにより、重要な業務執行及び法定事項についての意思決定並びに職務執行の監督という取締役会の企業統治における機能・役割を期待しております。社外取締役の竹内弘高は、企業のマネジメント・コンサルティングの豊富な経験や、ビジネススクール教授として、企業経営に関する相当程度の知見を有しており、外部からの客観的な経営監視が機能すると考えられるため社外取締役に適任と判断しております。また、社外取締役の富田勝は、当社の今後の投資領域となり得る先端生命科学における専門的な知見を有するとともに、これまで自ら会社を創業・経営する等、ビジネス及びコーポレート・ガバナンスに関しても豊富な経験を有しており、外部からの客観的な経営監視が機能すると考えられるため社外取締役に適任と判断しております。

社外監査役の櫛田正昭は、株式会社日本興業銀行出身であり、複数の事業会社において役員等の経験を持ち、財務・会計分野及び経営全般についての相当程度の知見を有しております。同じく社外監査役の本林徹は、弁護士であり、他の事業会社において役員及び監査役の経験を持ち、知見共に適任であると考えております。最後に2021年9月に社外監査役として就任した三橋優隆は、あらた監査法人（現：PwCあらた有限責任監査法人）出身の公認会計士であり、財務会計に精通している上、同社でESG領域専門としての経験を持ち、他の事業会社においても役員、監査役を経験していることから当社の社外監査役に適任と判断しております。

なお、当社は、社外監査役に対し、様々な分野における専門的な知見を活かし、客観的かつ中立的な立場から取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を発揮することを期待しており、実質的な中立性

及び独立性を有する者の中から選任することとしております。当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、その選任につきましては、経歴や当社との関係を踏まえて社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを個別に判断しております。また当社は、2021年に社外監査役を追加選任し、2023年には社外取締役を1名追加で選任しており、選任状況は適切であると考えております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査は内部監査責任者が行っており、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を行い、その結果を代表取締役パートナーに対して報告するとともに、業務改善及び適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。また、監査役とも密接な連携をとっており、監査役は、内部監査状況を適時に把握できる体制になっております。

監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、当社の業務全般について、計画的かつ網羅的な監査を実施しております。また、取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べる他、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ監査を実施しております。社外監査役3名は適正な監視を行うため定期的に監査役会を開催し、また、会計監査人を含めた積極的な情報交換により連携をとっております。

社外取締役は、原則として毎月1回以上開催される取締役会に出席し、経営全般に亘り、妥当性・適正性を確保するための意見の表明を行っております。社外監査役は、原則として毎月1回以上開催される取締役会・監査役会に出席し、当社とは利害関係のない見地から当社の経営全般に亘り、適法性・妥当性・適正性を確保するための意見の表明を行っております。

社外取締役及び社外監査役は適切な連携が図れるように社外役員懇談会を行っており、また社外監査役と内部監査責任者は、必要な情報共有を行い、効果的な監査手続を実施できるよう、監査連絡会を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（3名全員が社外監査役）、補欠監査役1名となっております。監査役の榎田は長年の日系金融機関での勤務経験及び日系大手企業における取締役並びに監査役の経験を有しており、本林は弁護士として大手法律事務所のパートナーの経験を有するとともに企業法務やコーポレート・ガバナンスに精通しており、三橋は公認会計士であり大手監査法人のパートナーや日系大手企業の実務取締役・監査役を歴任した経験を有しており、全監査役が豊富な知識と経験を有する社外監査役となっております。監査役会は原則月1回の定例監査役会を開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等の情報共有を図っております。当社の監査役監査は、年度初めに策定した監査計画に準拠し、取締役の職務執行及び意思決定についての適正性を監査する他、定期的に業務執行取締役との意見交換及び内部監査責任者との情報交換を実施することで、業務執行取締役の職務執行を効率的に監査できる体制を確保しております。

最近連結会計年度において当社は監査役会を原則月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
榎田 正昭	14	14
本林 徹	14	14
三橋 優隆	14	14

監査役会における主な検討事項として、監査役監査計画の内容、監査役監査報告書の内容、会計監査人監査計画の内容・監査結果の確認、会計監査人報酬等に係る同意の可否、内部監査計画の内容及び実施状況の確認、内部統制の整備・運用状況の確認等があります。

また、常勤の監査役の活動として、年度の監査計画に基づき重要会議出席、各部署責任者との面談、内部監査部門・会計監査人との定期的コミュニケーション、部門別の往査等を行っております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役パートナーから任命された内部監査責任者1名、内部監査担当者1名で実施しております。「内部監査規程」に基づき、被監査対象部門がもつリスクを反映させたチェックリストを基に毎年度計画的に内部監査を実施しており、監査結果、指摘事項及び勧告事項等の監査報告書を代表取締役パートナーに報告しております。被監査部門に対しては、監査結果をフィードバックし、改善事項の指摘及び指導に対して改善方針等について報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。また、監査役、会計監査人と緊密な連携を保つため、定期的に連絡会を開催する等積極的に情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

5年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 河野 明史

指定有限責任社員 森重 俊寛

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名

その他 17名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針及び理由について、当社の事業内容に対応して有効かつ効率的な監査業務を実施する事

ができる規模とグローバルネットワークを持つこと、当社からの独立性を有すること、品質管理体制に問題ないこと、必要な専門性を有すること、監査報酬の内容・水準が適切であること、監査実績等を総合的に判断して選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査法人の適格性及び信頼性を害する事由等の発生はなく、適正な監査の遂行が可能であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	56,100	—	55,000	—
連結子会社	—	—	—	—

(注) 1. 最近連結会計年度の前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬には、英文財務諸表監査に係る報酬17,600千円が含まれております。

2. 最近連結会計年度の前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬には、上記以外に追加報酬4,600千円があります。当該報酬は、契約で当初規定された業務時間を超過したことにより支払いを行ったものになります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

最近連結会計年度の前連結会計年度

該当事項はありません。

最近連結会計年度

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に関する監査報酬の決定方針といたしましては、監査計画における監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を総合的に勘案して適切に決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等の適切性を検証した上で同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、役位、各取締役の職務内容、職務量等を踏まえて決定するものとしております。

取締役の報酬は、株主総会で決議された取締役の報酬限度額の範囲内において、代表取締役山本礼二郎が昨年度の実績及び貢献、その他アニュアルレビュー（自己評価及び全社員からの360度評価を含む）に照らして、取締役及び監査役と検討した結果を踏まえて決定しております。なお、当社グループでは取締役に限らず、役員に準ずるパートナー及びCFOについてもアニュアルレビューの中での評価を踏まえて、取締役と同様に報酬額を決定しており、それぞれの役割や実績を報酬に適切に反映する仕組みを構築しております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議において、決定しております。

役員は役職員出資制度に基づく出資を行っておりますが、その内容と役職毎の金額は「第2 事業の状況 2 事業等のリスク（2）内部要因について ⑤役職員投資制度とそれに伴う従業員貸付制度について」に記載しています。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	234,000	234,000	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	58,000	58,000	—	—	—	4

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に関わる決定方針に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づいて、代表取締役山本礼二郎が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。その具体的内容は、各取締役の昨年度の実績・貢献、その他アニュアルレビューに照らして、報酬の額を決定することとしております。当社取締役会が代表取締役山本礼二郎に取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を委任した理由は、当社の業績及び各取締役の実績等を勘案した上で、各取締役の評価を行うには代表取締役山本礼二郎が最も適していると判断したためであります。委任した権限が適切に行使されるようにするために、取締役及び監査役とも検討をした上で、個人別の報酬等の内容を決定しております。将来的には、任意の指名・報酬委員会を設置することを検討しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、主たる事業として投資事業を行っており、保有する株式はすべてが純投資目的となり、純投資目的以外の目的である株式の保有は行っておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	最近事業年度		最近事業年度の前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	8	2,756,790	7	2,152,047
非上場株式以外の株式	3	2,640,604	3	3,083,162

区分	最近事業年度		
	受取配当金の 合計額 (千円)	売却損益の 合計額 (千円)	評価損益の 合計額 (千円)
非上場株式	1,584	6,875	—
非上場株式以外の株式	5,760	—	2,220,372

(注) 1. 上記の銘柄数、金額等は日本基準の提出会社の情報を記載しております。

2. 非上場株式については、市場価格がないことから「評価損益の合計額」を記載しておりません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び要約四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）及び当連結会計年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）及び当事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナー等に参加しております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

		前連結会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当連結会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
	注記	千円	千円
投資売却による実現利益 (△は損失)	5, 13	50, 000	△19
ポートフォリオへの投資の公正価値変動	5, 13, 24	831, 518	△266, 247
公正価値で評価している子会社の公正価値変動	5, 13, 24	△247, 181	1, 665, 634
配当	5, 13	4, 464	13, 267
投資ポートフォリオからの受取利息	5, 13	7, 307	2, 776
投資収益総額	5, 13	646, 109	1, 415, 411
受取管理報酬	5, 13	3, 013, 288	3, 817, 013
キャリドインタレスト	5, 13	—	—
経営支援料	5, 13	202, 450	198, 104
その他の営業収益	5, 13	1, 415	4, 841
収益	5, 13	3, 863, 263	5, 435, 371
営業費用	14, 15	△2, 095, 553	△2, 435, 186
営業利益 (△は損失)		1, 767, 709	3, 000, 184
金融収益		1, 009	2, 523
金融費用	16	△87, 352	△89, 331
税引前利益 (△は損失)		1, 681, 366	2, 913, 377
税金費用	17	△508, 052	△892, 038
当期利益 (△は損失)		1, 173, 314	2, 021, 338
当期利益の帰属			
親会社の所有者		1, 173, 314	2, 021, 338
当期利益 (△は損失)		1, 173, 314	2, 021, 338
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益 (△は損失) (円)	21	44. 04	74. 52
希薄化後1株当たり当期利益 (△は損失) (円)	21	40. 39	68. 48

【要約四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
投資売却による実現利益 (△は損失)	7	△19	4,395
ポートフォリオへの投資の公正価値変動	7,10	△362,885	1,867,093
公正価値で評価している子会社の公正価値変動	7,10	145,522	2,520,628
配当	7	7,344	21,168
投資ポートフォリオからの受取利息	7	356	3,684
投資収益総額	7	△209,682	4,416,970
受取管理報酬	7	1,887,799	1,879,572
キャリードインタレスト	7	—	—
経営支援料	7	100,549	98,349
その他の営業収益	7	2,457	2,582
収益	7	1,781,124	6,397,475
営業費用		△1,208,959	△1,308,111
営業利益 (△は損失)		572,165	5,089,364
金融収益		1,365	563
金融費用		△42,566	△42,549
税引前四半期利益 (△は損失)		530,964	5,047,377
税金費用		△170,851	△1,538,618
四半期利益 (△は損失)		360,112	3,508,758
四半期利益 (△は損失) の帰属			
親会社の所有者		360,112	3,508,758
四半期利益 (△は損失)		360,112	3,508,758
1株当たり四半期利益 (△は損失)			
基本的1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	9	13.33	128.81
希薄化後1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	9	12.12	119.54

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	注記	前第2四半期連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
投資売却による実現利益 (△は損失)	7	—	4,395
ポートフォリオへの投資の公正価値変動	7,10	△448,426	1,061,193
公正価値で評価している子会社の公正価値変動	7,10	△1,616,381	3,212,555
配当	7	1,584	1,584
投資ポートフォリオからの受取利息	7	123	1,184
投資収益総額	7	△2,063,099	4,280,913
受取管理報酬	7	948,373	941,497
キャリートインタレスト	7	—	—
経営支援料	7	52,899	48,249
その他の営業収益	7	558	235
収益	7	△1,061,267	5,270,896
営業費用		△623,576	△665,908
営業利益 (△は損失)		△1,684,844	4,604,988
金融収益		759	265
金融費用		△21,879	△21,665
税引前四半期利益 (△は損失)		△1,705,963	4,583,588
税金費用		519,923	△1,394,177
四半期利益 (△は損失)		△1,186,040	3,189,410
四半期利益 (△は損失) の帰属			
親会社の所有者		△1,186,040	3,189,410
四半期利益 (△は損失)		△1,186,040	3,189,410
1株当たり四半期利益 (△は損失)			
基本的1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	9	△43.56	117.04
希薄化後1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	9	—	108.68

【連結包括利益計算書】

	前連結会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当連結会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
	千円	千円
当期利益 (△は損失)	1,173,314	2,021,338
当期包括利益	1,173,314	2,021,338
当期包括利益の帰属 親会社の所有者	1,173,314	2,021,338
当期包括利益	1,173,314	2,021,338

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
四半期利益 (△は損失)	360,112	3,508,758
四半期包括利益	360,112	3,508,758
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	360,112	3,508,758
四半期包括利益	360,112	3,508,758

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

注記	前第2四半期連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
四半期利益 (△は損失)	△1,186,040	3,189,410
四半期包括利益	△1,186,040	3,189,410
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	△1,186,040	3,189,410
四半期包括利益	△1,186,040	3,189,410

②【連結財政状態計算書】

	注記	移行日	前連結会計年度	当連結会計年度
		(2021年1月1日)	(2021年12月31日)	(2022年12月31日)
		千円	千円	千円
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物	6	2,086,206	2,309,342	2,309,593
営業債権及びその他の債権	7, 24	309,013	163,895	325,369
未収法人所得税		220,345	0	18,945
その他の短期金融資産	24	4,153	21,163	5,841
その他の流動資産	7	56,167	45,532	59,109
流動資産合計		2,675,886	2,539,933	2,718,858
非流動資産				
投資		25,390,002	28,577,817	31,393,768
ポートフォリオへの投資	24, 29	5,263,638	7,007,652	7,783,615
公正価値で評価している子 会社への投資	24, 29	20,126,363	21,570,165	23,610,153
有形固定資産	8	292,042	274,014	238,213
使用権資産	19	699,445	551,445	403,445
無形資産	9	3,298	7,736	5,751
その他の長期金融資産	24	150,530	169,055	158,869
その他の非流動資産	7	722	167	—
非流動資産合計		26,536,041	29,580,237	32,200,048
資産合計		29,211,928	32,120,170	34,918,907

		移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
	注記	千円	千円	千円
負債及び資本				
負債				
流動負債				
営業債務及びその他の債務	10, 24	859, 803	438, 935	535, 744
未払法人所得税	24	14, 548	106, 452	61, 405
未払消費税	24	51, 901	86, 027	74, 149
前受金	13	530, 964	413, 754	1, 005, 530
社債	18, 24	1, 160, 000	—	—
借入金	18, 24	—	—	780, 000
公正価値で評価している子会社からの借入金	18, 24, 28	2, 100, 000	4, 600, 000	4, 350, 000
リース負債	18, 24	140, 566	140, 587	141, 989
その他の流動負債	10	74, 990	91, 046	101, 279
流動負債合計		4, 932, 774	5, 876, 804	7, 050, 100
非流動負債				
社債	18, 24	1, 600, 000	2, 360, 000	—
借入金	18, 24	—	—	1, 560, 000
リース負債	18, 24	454, 607	316, 320	175, 954
資産除去債務	11	114, 696	114, 696	114, 696
繰延税金負債	17	5, 926, 471	6, 095, 011	6, 612, 619
非流動負債合計		8, 095, 775	8, 886, 028	8, 463, 269
負債合計		13, 028, 549	14, 762, 832	15, 513, 370
資本				
資本金	12	1, 077, 750	1, 077, 750	1, 077, 750
資本剰余金	12	18, 835	18, 847	43, 582
利益剰余金	12	15, 097, 701	16, 271, 016	18, 292, 355
新株予約権	12	1, 591	1, 599	1, 224
自己株式	12	△12, 500	△11, 875	△9, 375
その他の資本の構成要素		—	—	—
親会社の所有者に帰属する持分合計		16, 183, 378	17, 357, 338	19, 405, 537
資本合計		16, 183, 378	17, 357, 338	19, 405, 537
負債及び資本合計		29, 211, 928	32, 120, 170	34, 918, 907

【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		2,309,593	3,033,841
営業債権及びその他の債権	10	325,369	456,736
未収法人所得税		18,945	—
貸付金	10, 12	—	10,000
その他の短期金融資産	10	5,841	17,800
その他の流動資産		59,109	158,112
流動資産合計		2,718,858	3,676,490
非流動資産			
投資		31,393,768	35,572,039
ポートフォリオへの投資	10	7,783,615	9,345,816
公正価値で評価している子会社への投資	10	23,610,153	26,226,222
有形固定資産		238,213	221,855
使用権資産		403,445	329,445
無形資産		5,751	4,758
その他の長期金融資産	10	158,869	158,008
その他の非流動資産		—	192
非流動資産合計		32,200,048	36,286,299
資産合計		34,918,907	39,962,790

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	10	535,744	430,488
未払法人所得税		61,405	23,111
未払消費税		74,149	41,579
前受金		1,005,530	1,073,634
借入金	10	780,000	780,000
公正価値で評価している子会社からの借入金	10, 12	4,350,000	4,900,000
リース負債		141,989	141,989
引当金		—	148,440
その他の流動負債		101,279	96,881
流動負債合計		7,050,100	7,636,123
非流動負債			
借入金	10	1,560,000	1,170,000
リース負債		175,954	105,550
資産除去債務		114,696	114,696
繰延税金負債		6,612,619	8,021,980
非流動負債合計		8,463,269	9,412,226
負債合計		15,513,370	17,048,350
資本			
資本金	6	1,077,750	1,077,750
資本剰余金	6	43,582	43,585
利益剰余金		18,292,355	21,801,114
新株予約権		1,224	1,240
自己株式	6	△9,375	△9,250
その他の資本の構成要素		—	—
親会社の所有者に帰属する持分合計		19,405,537	22,914,440
資本合計		19,405,537	22,914,440
負債及び資本合計		34,918,907	39,962,790

③【連結持分変動計算書】

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	新株予約権	自己株式	その他の資本 の構成要素	親会社の所有者 に帰属する持分 合計	資本合計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2021年1月1日現在		1,077,750	18,835	15,097,701	1,591	△12,500	—	16,183,378	16,183,378
当期利益		—	—	1,173,314	—	—	—	1,173,314	1,173,314
(△は損失)		—	—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益		—	—	—	—	—	—	—	—
当期包括利益合計		—	—	1,173,314	—	—	—	1,173,314	1,173,314
株式報酬取引	22	—	—	—	20	—	—	20	20
新株予約権の発行		—	—	—	—	—	—	—	—
新株予約権の行使		—	12	—	△12	—	—	—	—
配当金	20	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得		—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	12	—	—	—	—	625	—	625	625
所有者との取引合計		—	12	—	8	625	—	645	645
利益剰余金から資本 剰余金への振替		—	—	—	—	—	—	—	—
2021年12月31日現在		1,077,750	18,847	16,271,016	1,599	△11,875	—	17,357,338	17,357,338
当期利益		—	—	2,021,338	—	—	—	2,021,338	2,021,338
(△は損失)		—	—	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益		—	—	—	—	—	—	—	—
当期包括利益合計		—	—	2,021,338	—	—	—	2,021,338	2,021,338
株式報酬取引	22	—	—	—	10	—	—	10	10
新株予約権の発行		—	—	—	—	—	—	—	—
新株予約権の行使	28	—	385	—	△385	—	—	—	—
配当金	20	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得		—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	12, 28	—	24,350	—	—	2,500	—	26,850	26,850
所有者との取引合計		—	24,735	—	△374	2,500	—	26,860	26,860
利益剰余金から資本 剰余金への振替		—	—	—	—	—	—	—	—
2022年12月31日現在		1,077,750	43,582	18,292,355	1,224	△9,375	—	19,405,537	19,405,537

【要約四半期連結持分変動計算書】

[前第2四半期連結累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）]

(単位：千円)

注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	新株予約権	自己株式	その他の資本 の構成要素	親会社の所有者 に帰属する持分 合計	資本合計
2022年1月1日現在	1,077,750	18,847	16,271,016	1,599	△11,875	—	17,357,338	17,357,338
四半期利益 (△は損失)	—	—	360,112	—	—	—	360,112	360,112
その他の包括利益	—	—	—	—	—	—	—	—
四半期包括利益合計	—	—	360,112	—	—	—	360,112	360,112
株式報酬取引	—	—	—	10	—	—	10	10
新株予約権の発行	—	—	—	—	—	—	—	—
新株予約権の行使	12	—	385	—	△385	—	—	—
配当金	8	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	6, 12	—	24,350	—	—	2,500	—	26,850
所有者との取引合計	—	24,735	—	△374	2,500	—	26,860	26,860
利益剰余金から資本剰 余金への振替	—	—	—	—	—	—	—	—
2022年6月30日現在	1,077,750	43,582	16,631,129	1,224	△9,375	—	17,744,311	17,744,311

[当第2四半期連結累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）]

(単位：千円)

注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	新株予約権	自己株式	その他の資本 の構成要素	親会社の所有者 に帰属する持分 合計	資本合計
2023年1月1日現在	1,077,750	43,582	18,292,355	1,224	△9,375	—	19,405,537	19,405,537
四半期利益 (△は損失)	—	—	3,508,758	—	—	—	3,508,758	3,508,758
その他の包括利益	—	—	—	—	—	—	—	—
四半期包括利益合計	—	—	3,508,758	—	—	—	3,508,758	3,508,758
株式報酬取引	—	—	—	18	—	—	18	18
新株予約権の発行	—	—	—	—	—	—	—	—
新株予約権の行使	—	2	—	—	△2	—	—	—
配当金	8	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	6	—	—	—	—	125	—	125
所有者との取引合計	—	2	—	16	125	—	143	143
利益剰余金から資本剰 余金への振替	—	—	—	—	—	—	—	—
2023年6月30日現在	1,077,750	43,585	21,801,114	1,240	△9,250	—	22,914,440	22,914,440

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当連結会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
	注記	千円	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益 (△は損失)		1,681,366	2,913,377
減価償却費及び償却費		183,911	185,785
株式報酬費用		20	10
受取利息及び受取配当金		△12,781	△18,568
支払利息		87,352	89,197
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)		145,118	△161,474
ポートフォリオへの投資の増減額 (△は増加)		△1,744,014	△775,962
公正価値で評価する子会社への投資の増減額 (△は増加)	23	△1,443,801	△2,039,988
その他の金融資産の増減額 (△は増加)		△34,738	26,310
その他の資産の増減額 (△は増加)		11,827	△12,777
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)		△426,592	81,713
未払消費税等の増減額 (△は減少)		34,126	△11,877
前受金の増減額 (△は減少)		△117,209	591,775
その他の負債の増減額 (△は減少)		16,055	10,233
その他		0	△0
小計		△1,619,357	877,755
利息及び配当金の受取額		11,346	17,134
利息の支払額		△82,311	△73,418
法人所得税の支払額及び還付額 (△は支払)		△27,263	△438,421
営業活動によるキャッシュ・フロー		△1,717,586	383,049
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△16,606	—
無形資産の取得による支出		△5,031	△684
投資活動によるキャッシュ・フロー		△21,637	△684
財務活動によるキャッシュ・フロー			
公正価値で評価している子会社からの借入れによる収入	23, 28	6,100,000	3,022,103
公正価値で評価している子会社からの借入金の返済による支出	23, 28	△3,600,000	△3,272,103
借入れによる収入	23	—	2,340,000
社債の発行による収入	23	1,140,000	—
社債の償還による支出	23	△1,540,000	△2,360,000
リース負債の返済による支出	23	△138,265	△138,964
自己株式の売却による収入	12	625	26,850
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,962,359	△382,114
現金及び現金同等物の純増額		223,135	251
現金及び現金同等物の期首残高	6	2,086,206	2,309,342
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響		—	—
現金及び現金同等物の期末残高	6	2,309,342	2,309,593

【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期利益 (△は損失)		530,964	5,047,377
減価償却費及び償却費		92,988	92,777
株式報酬費用		10	18
受取利息及び受取配当金		△9,066	△25,395
支払利息		42,495	42,549
引当金の増減額 (△は減少)		132,121	148,440
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)		△258,457	△131,367
ポートフォリオへの投資の増減額 (△は増加)		355,581	△1,562,201
公正価値で評価する子会社への投資の増減額 (△は増加)		△386,544	△2,616,068
貸付金の増減額 (△は増加)	12	—	△10,000
その他の金融資産の増減額 (△は増加)		10,651	△10,698
その他の資産の増減額 (△は増加)		△18,749	△100,465
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)		△194,379	△81,397
未払消費税等の増減額 (△は減少)		△29,887	△32,570
前受金の増減額 (△は減少)		695,050	68,103
その他の負債の増減額 (△は減少)		△7,543	△4,398
その他		△0	—
小計		955,234	824,703
利息及び配当金の受取額		8,884	26,266
利息の支払額		△37,785	△66,408
法人所得税の支払額		△109,151	△148,607
営業活動によるキャッシュ・フロー		817,182	635,953
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		—	△1,426
無形資産の取得による支出		△684	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△684	△1,426
財務活動によるキャッシュ・フロー			
公正価値で評価している子会社からの借入れによる収入	12	1,000,000	1,850,000
公正価値で評価している子会社からの借入金の返済による支出	12	△600,000	△1,300,000
借入金の返済による支出		—	△390,000
リース負債の返済による支出		△69,353	△70,404
自己株式の売却による収入	6	26,850	125
財務活動によるキャッシュ・フロー		357,496	89,720
現金及び現金同等物の純増減額		1,173,994	724,248
現金及び現金同等物の期首残高		2,309,342	2,309,593
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響		—	—
現金及び現金同等物の四半期末残高		3,483,336	3,033,841

【注記事項】

1. 報告企業

インテグラル株式会社（以下、「当社」という。）は、日本に所在する株式会社であり、その登記されている本社の住所は当社のウェブサイト（<https://www.integralkk.com/>）で開示しております。

当社グループの主要な事業内容は、国内の上場企業及び未公開企業等を対象とした投資事業であり、投資事業有限責任組合を無限責任組合員として運営する他、自己資金での投資活動を行っております。

2. 作成の基礎

IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会によって公表されたIFRSに準拠して作成しています。当社グループは、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定を適用しております。

当社グループは、2022年12月31日に終了する連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、日本基準からIFRSへの移行日は2021年1月1日であります。なお、当社グループのIFRSへの移行に関する説明については、注記「31. 初度適用」に記載しております。

本連結財務諸表は、2023年8月9日に取締役会により承認されております。

(1) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、公正価値で測定されている金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(2) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は当社の機能通貨である日本円で表示されており、千円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な会計上の見積りと判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりです。

① 投資企業としての評価

投資企業の定義を満たす企業は、IFRS第10号「連結財務諸表」（以下、「IFRS第10号」という。）により、投資関連サービス（アドバイザリーサービス、管理サービス等）を提供する投資企業ではない子会社を除くすべての子会社に対する投資を、純損益を通じ公正価値で評価することが要求されています。

当社の事業目的は、エクイティ投資事業であり、以下の投資企業の定義を満たすことから、当社の取締役会は、当社が投資企業の定義を満たすと判断しております。

1. 投資者から、当該投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得ている。
2. 投資者に対して、自らの目的は資本増加、投資収益、又はその両方からのリターンのためだけに資金を運用することであると確約している。
3. 投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行っている。

当社はIFRS移行日時点で非上場企業のため、IFRS第10号が定める投資企業の典型的な特徴のうち、「企業の関連当事者ではない投資者の存在」を満たしておりません。ただし、当社がIFRS移行日時点から株式上場を想定していること、当社が運営するファンドにおいて、不特定多数の有限責任組合員から資金を得ていることなどから、当社はIFRS移行日時点において投資企業に該当しているものと判断しております。

注記「3. 重要な会計方針 (1) 連結の基礎 ① 子会社」に記載のとおり、(ii)の「当社、役職員及び投資家等からの出資を受け、投資を実施し、利益の分配を行う子会社」並びに(iii)の「投資先企業に対して直接投資を実施している子会社」は投資企業である子会社に該当します。

子会社であるインテグラル2号GP投資事業有限責任組合、インテグラル3号GP投資事業有限責任組合、インテグラル4号GP投資事業有限責任組合及びInnovation Alpha IV Special L.P.（以下、「同ビークル」という。）は、第二部「企業情報」 「本有価証券届出書における関係会社の範囲」に記載のとおり、当社の役職員が出資を行っているビークル（役職員出資ビークル）であり、前連結会計年度末時点及び当連結会計年度末時点で上記(ii)に含まれます。当社グループにとっての同ビークル組成の目的は、当社の役職員がファンド出資を行い、外部投資家である有限責任組合員と利害を一致させることにより、ファンド利益の最大化を図ること（セームボート出資）であります。したがって、当社グループの投資活動の一部が同ビークル

を通じて行われていること、同ビークルの目的は投資収益及び資本増価のために投資すること（投資関連サービスの提供も含む）であることなどから、同ビークルはIFRS移行日時点、前連結会計年度末時点及び当連結会計年度末時点で投資企業に該当しているものと判断しております。

子会社であるインテグラル・ブランズ株式会社（以下、「同社」という。）は、投資先企業である株式会社ヨウジヤマモトに対し、87.9%の直接投資を行っており、上記（iii）に含まれます。同社は、IFRS移行日時点で、IFRS第10号が定める投資企業の典型的な特徴のうち、「複数の投資の存在」、「複数の投資者の存在」及び「企業の関連当事者ではない複数の投資者の存在」を満たしておりません。ただし、当社の自己資金での投資活動の一部が同社を通じて行われていること、同社の目的は投資収益及び資本増価のために投資すること（投資関連サービスの提供も含む）であることなどから、同社はIFRS移行日時点において投資企業に該当しているものと判断しております。

子会社であるSDRS 1 投資事業有限責任組合他 8 組合（以下、「同組合」という。）は、投資を実行するにあたって組成した投資ビークルであり、当連結会計年度末時点で上記（iii）に含まれます。同組合は、当連結会計年度末時点で、IFRS第10号が定める投資企業の典型的な特徴のうち、「複数の投資の存在」及び「企業の関連当事者ではない複数の投資者の存在」を満たしておりません。ただし、当社グループの投資活動の一部が同組合を通じて行われていること、同組合の目的は投資収益及び資本増価のために投資すること（投資関連サービスの提供も含む）であることなどから、同組合は当連結会計年度末時点で投資企業に該当しているものと判断しております。なお、同組合のうち、IFRS移行日時点、前連結会計年度末時点で、それぞれ 4 組合、9 組合が上記（iii）に含まれており、いずれも当該時点で上記と同一の典型的な特徴を満たしておりません。ただし、上記と同様の理由により、いずれも当該時点で投資企業に該当しているものと判断しております。

② ストラクチャード・エンティティに対する支配の判断

当社グループは、クローズド・エンドの組合形態によるファンドを複数組成し、投資管理サービスを提供しております。当社グループは、これらのファンドに対する持分を有しており、ファンドの無限責任組員として、投資の意思決定等を行う権限を有しておりますが、ファンドに対する当社グループの持分は当社グループを本人当事者とする重要性はなく、ファンドの運営において無限責任組員である当社グループは外部投資家である有限責任組員に対する善良な管理者としての注意義務を負い、利益相反が生じる恐れのある意思決定においては有限責任組員から構成される諮問委員会への報告又は承認を要することといった組合契約上の権限を勘案した結果、外部投資家から資金を募集し運用しているファンドについて、当社グループは当該ファンドの投資家の代理人として機能しており、これらのファンドを支配していないものと判断しております。当社グループ及び当社グループの役職員のみが出資を行っているファンドについては、当社グループが支配しているものと判断しており、子会社に対する投資として処理しております。なお、当社グループが持分の過半数を有していないインテグラル 4 号GP投資事業有限責任組合についても同様のストラクチャーであり、無限責任組員である当社グループが実質的な意思決定権を有し、組合財産の分配は無責任組員の裁量により行われることから当社グループが支配しているものと判断しており、子会社に対する投資として処理しております。

③ 非上場株式の公正価値評価

当社は、当社グループが運営するファンドを通じて又は直接的に、非上場株式に対する投資を行っております。こうした非上場株式に対する投資の評価は、重要な判断を伴います。

非上場株式の公正価値の評価は、当社が属する業界において標準的に利用されるInternational Private Equity and Venture Capital Valuation Guidelines並びにIFRS第13号「公正価値測定」及びIFRS第9号「金融商品」に準拠して実施しております。ただし、当該手法により算定した公正価値は将来の不確実な経済条件の変動による影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローや割引率が見積りと異なった場合には、投資ポートフォリオの売却による実際の実現価額に重要な差異が発生し、それにより当社グループの業績及び純資産の状況に重要な影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という。）の影響を合理的に算定することは困難ではあるものの、当社では、一部事業においては、当社の決算日後 1 年程度はCOVID-19感染拡大の影響を受けるものと見込んでおります。COVID-19の感染状況及びその経済環境への影響の変化等により、投資の評価に関する見積りの主要な仮定が変化した場合には、当社グループの業績及び純資産の状況に重要な影響を及ぼす可能性があります。

非上場株式を含むレベル 3 に分類される金融商品の公正価値の金額、算定方法及び関連する感応度分析については、注記「24. 金融商品（4）市場リスク管理、（5）金融商品の公正価値」に記載のとおりであります（移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度の公正価値の金額は、それぞれ22,982,210千円、25,494,655千円、28,753,163千円であります。）。

見積りの重要性を踏まえ、非上場株式については、注記「24. 金融商品（5）金融商品の公正価値」に記

載のとおり、取締役会に報告された評価方針及び手続に基づき、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価の実施及び評価結果の分析を行っており、評価結果は、財務経理責任者であるCFO&コントローラーによりレビューされ、承認されております。

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社により支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していることとなります。

連結される子会社の財務諸表は、支配開始日から支配終了日までの間、当社の連結財務諸表に含まれております。連結グループ内の債権債務残高及び取引、並びに連結グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

当社は、IFRS第10号が定める投資企業に該当します。

したがって、子会社は連結の対象ではなく、損益を通じ公正価値により評価しています。

ただし、投資関連サービス（アドバイザーサービス、管理サービス等）を提供する投資企業ではない子会社については、連結の対象としています。

当社は様々なタイプの子会社を有しており、当社の子会社が有する機能に照らして、IFRS第10号における取り扱いを毎期見直しています。

当社の子会社の主なタイプと取り扱いは以下のとおりです。

- (i) 主に当社の投資管理サービスの延長となる業務を実施し、投資先企業への直接投資を実施していない子会社は、連結の対象としております。
- (ii) 当社、役職員及び投資家等からの出資を受け、投資を実施し、利益の分配を行う子会社は、投資企業に該当するため、損益を通じ公正価値で評価しております。
- (iii) 投資先企業に対して直接投資を実施している子会社は投資企業に該当するため、損益を通じ公正価値で評価しております。
- (iv) 当社が支配している投資先企業は、損益を通じ公正価値で評価しております。

② 関連会社

関連会社とは、当社グループがその企業の財務及び経営方針に対して、重要な影響力を有しているものの、支配をしていない企業をいいます。IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の定めに従い、当社グループが他の企業の議決権の20%以上、50%以下を保有する場合、当該他の企業に対して重要な影響力があると推定されます。

当社は、IFRS第10号が定める投資企業に該当します。

したがって、関連会社は損益を通じ公正価値により評価しております。

(2) 収益認識

当社グループは、顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループはエクイティ投資事業を運営しており、ファンドを組成して外部投資家から募集した資金の運用を行っております。これらのファンドから管理報酬及びキャリドインタレストを受領するほか、無限責任組合員としてこれらのファンドへの投資や投資先企業への経営支援も行っております。また自己資金による投資ポートフォリオへの投資を行い運用益の獲得を行っております。ファンドからの管理報酬、キャリドインタレスト及び投資先企業への経営支援料の各収益項目の認識については、注記「13. 収益」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品

① 当初認識と当初測定

金融資産及び金融負債は、当社グループが金融商品の契約条項の当事者になった時点で認識しております。

金融資産の通常の方法による売買はすべて、取引日基準で認識及び認識の中止を行っております。通常の方法による売買とは、市場における規則又は慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しが要求される金融資産の購入又は売却をいいます。なお、非上場株式等を相対で売買する取引については、一般的に取引の実行に様々な前提条件が課されるため、それらの条件を充足し取引が最終的に完了した時点を取引日としております。

金融資産及び金融負債は公正価値で当初測定しております。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下、「FVTPLの金融資産」という。）及び純損益を通じて公正価値で測定される金融負債（以下、「FVTPLの金融負債」という。）を除き、金融資産及び金融負債の取得又は発行に直接起因する取引費用は、当初認識時において、適切に金融資産の公正価値に加算又は金融負債の公正価値から減算しております。FVTPLの金融資産及びFVTPLの金融負債の取得又は発行に直接起因する取引費用は、直ちに純損益に認識しております。

② 分類及び事後測定

(i) 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、当該金融資産の管理に関する企業のビジネスモデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって、以下の指定された区分、「償却原価で測定される金融資産」、「FVTOCIの金融資産」又は「FVTPLの金融資産」に当初認識時に分類しております。当社グループはIFRS第10号が定める投資企業に該当し、その投資ポートフォリオについては、原則としてFVTPLの金融資産として分類しております。

償却原価で測定される金融資産

金融資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とするビジネスモデルの中で所有され、当該金融資産の契約条項により、特定の日において元本及び利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが発生するのであれば、当該金融資産は実効金利法を使用し減損損失控除後の償却原価で、事後測定しております。実効金利法による利息収益は純損益として認識しております。

FVTOCIの金融資産

金融資産が契約上のキャッシュ・フローの回収かつ金融資産を売却することを目的とするビジネスモデルの中で所有され、当該金融資産の契約条項により、特定の日において元本及び利息の支払のみであるキャッシュ・フローが発生するのであれば、当該金融資産はその他の包括利益を通じて公正価値のすべての変動を認識し、公正価値で事後測定しております。

FVTPLの金融資産

償却原価で事後測定されるもの、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定されるもの以外の金融資産は純損益において公正価値のすべての変動を認識し、公正価値で事後測定しております。なお、当社グループの非子会社運用ファンド、IFRS第10号の定めにより公正価値で評価している子会社のそれぞれを通じて受領している配当は、連結損益計算書の「ポートフォリオへの投資の公正価値変動」、「公正価値で評価している子会社の公正価値変動」にそれぞれ含めて計上しております。

(ii) 非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債には、社債及び公正価値で評価している子会社からの借入金、営業債務及びその他の債務等が含まれ、当初認識後は、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

③ 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。移転した金融資産に関して当社グループが創出した、又は当社グループが引き続き保有する権利及び義務については、別個の資産又は負債として認識しております。また金融負債については、義務を履行した場合、若しくは、債務が免責、取消し又は失効となった場合に認

識を中止しております。

④ 公正価値測定

当社グループは、金融資産又は金融負債に関する市場が活発である場合、市場価格を用いて公正価値を測定しております。

金融資産又は金融負債に関する市場が活発でない場合、当社グループは評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法には、知識のある自発的な当事者間での最近の独立第三者間取引の利用、ほぼ同じ他の金融資産又は金融負債の現在の公正価値の参照、割引将来キャッシュ・フロー法及びオプション価格算定モデルが含まれます。市場参加者が金融資産又は金融負債の価格決定のために用いている評価技法があり、信頼性のある見積市場価格を提供することが立証されている場合には、その評価技法を用いて公正価値を決定しております。評価技法の妥当性を確保するために、当社グループは、定期的に観察可能な市場データに基づいて評価技法を調整し、有効性を検証しております。

⑤ 償却原価で測定される金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しております。

当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権等については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を認識しております。

予想信用損失は、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っております。金融資産に係る損失評価引当金の繰入額は、純損益で認識しております。損失評価引当金を減額する事象が生じた場合は、損失評価引当金戻入額を純損益で認識しております。

(4) 外貨換算

外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートにて当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値が測定された日の為替レートにて機能通貨に換算しております。これらの換算又は取引の決済により生じる換算差額は、純損益に認識しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 有形固定資産

有形固定資産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産の解体、除去及び原状回復費用が含まれております。

土地等の償却を行わない資産を除き、有形固定資産は見積耐用年数にわたり、定額法により減価償却を行っております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

① 建物及び附属設備：12年

② 工具器具備品：2年～12年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は毎期末日において見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(7) 無形資産

無形資産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

耐用年数を確定できない無形資産を除き、無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり定額法で償却しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

ソフトウェア：5年

有限の耐用年数を有する無形資産の償却方法及び耐用年数は毎期末日において見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(8) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースに該当するか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定されて資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースに該当するかリースを含んでいるものと判定しております。

契約がリースに該当、又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定のコストに、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(9) 非金融資産の減損

当社グループは期末日において、繰延税金資産を除く非金融資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを判定し、減損の兆候が存在する場合には当該資産の回収可能価額に基づき減損テストを実施しております。

耐用年数の確定できない無形資産は償却を行わず、減損の兆候の有無にかかわらず年に一度又は減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としています。資金生成単位については、資産が他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小単位の資産グループとし、原則として各社としています。

資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、当該資産は回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。

過年度に認識した減損損失については、期末日において、認識した減損損失がもはや存在しない又は減少している可能性を示す兆候があるか否かを判定しております。このような兆候が存在する場合には、回収可能価額の見積りを行い、当該回収可能価額が資産の帳簿価額を上回る場合には、減損損失の戻入れを認識しております。減損損失の戻入れ額は、減損損失を認識しなかった場合の減価償却又は償却控除後の帳簿価額を上限としております。

(10) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値の影響が重要である場合、引当金は当該負債に特有のリスクを反映させた割引率を用いた現在価値により測定しております。

(11) 株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員に対するインセンティブの付与を目的としてストック・オプション制度を導入しています。株式報酬の付与日における公正価値は、付与日から権利が確定するまでの期間にわたり、人件費として認識し、同額を資本の増加として認識しています。付与されたオプションの公正価値は、

オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しています。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しています。

(12) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金費用と繰延税金費用から構成されております。これらは、その他の包括利益又は資本で直接認識される項目を除き、純損益で認識しております。

当期税金費用は、期末日時点において施行又は実質的に施行される税率を使用して、税務当局に納付（又は税務当局から還付）される予想額で算定しております。

繰延税金費用は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時的な差異について認識しております。また予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合の子会社への投資に係る将来減算一時差異については、繰延税金資産を認識しておりません。繰延税金資産及び繰延税金負債は、期末日に施行又は実質的に施行される法律に基づいて一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しております。繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

未使用の税務上の欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、利用できる将来課税所得が稼得される可能性が高いものに限り繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産は毎期末日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった部分について減額しております。

子会社への投資に係る将来加算一時差異についても繰延税金負債を認識しております。ただし、一時差異の解消時期を当社グループがコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識しておりません。

一方、そのような投資に関連する将来減算一時差異から発生する繰延税金資産は、一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得がある可能性が高く、予測可能な将来の期間に解消する可能性が高い範囲でのみ認識しております。

(13) 資本

① 資本金及び資本剰余金

当社が発行する資本性金融商品は、資本金及び資本剰余金に計上しております。また、その発行に直接起因する取引費用は資本から控除しております。

② 自己株式

自己株式は取得原価で評価し、資本からの控除項目として認識しております。

自己株式を処分した場合には、帳簿価額と処分時の対価との差額を資本剰余金として認識しております。

(14) 1株当たり当期利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済み普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、すべての希薄化効果のある潜在株式が転換されたと仮定して、親会社の所有者に帰属する当期利益及び自己株式を調整した発行済み普通株式の加重平均株式数を調整することにより算定しております。

4. 未適用の新基準

連結財務諸表の公表の承認日までに新設又は改訂が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、当社グループの連結財務諸表に重要な影響を与えるものではありません。

5. セグメント情報

(1) 一般情報

当社グループの事業セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業については、注記「13. 収益」に記載のとおりであり、事業セグメントはエクイティ投資事業単一となっております。

当社グループは、IFRSの適用に当たり、投資家、取締役会が事業の恒常的な業績や将来の見通しを把握すること、取締役会が継続的に事業ポートフォリオを評価することを目的として、当連結会計年度より開示している報告セグメントの会計処理は、IFRSに準拠しています。これに伴い、前連結会計年度の報告セグメントの会計処理についてIFRSを遡及適用しております。

(2) 報告セグメントの利益、損益及びその他の情報

当社グループは、エクイティ投資事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(3) 製品及びサービスに関する情報

提供しているサービス及び収益の額については、注記「13. 収益」に記載のとおりであります。

(4) 地域別情報

① 外部顧客への収益

外部顧客への収益の地域別内訳は、以下のとおりであります。当該金額は、原則として顧客の所在地を基礎としております。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	千円	千円
国内	2,371,764	2,739,011
海外	845,389	1,280,948
合計	3,217,154	4,019,960

② 非流動資産

非流動資産（金融資産、繰延税金資産を除く）の所在地はすべて日本国内であります。

(5) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への収益のうち、連結損益計算書の収益の10%以上を占める相手先別内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	千円	千円
インテグラル3号投資事業有限責任組合	1,038,454	840,454
インテグラル4号投資事業有限責任組合	791,079	1,361,999
Initiative Delta IV L.P.	—	594,000
合計	1,829,533	2,796,454

前連結会計年度におけるInitiative Delta IV L.P.への収益は、連結損益計算書の収益の10%に満たないため記載を省略しております。

6. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
	千円	千円	千円
現金及び預金	2,086,206	2,309,342	2,309,593
合計	2,086,206	2,309,342	2,309,593

7. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
	千円	千円	千円
売掛金	11,770	16,752	44,270
立替金	294,205	144,919	277,472
その他	3,037	2,223	3,626
合計	309,013	163,895	325,369

立替金は、当社グループが運営するファンドが投資検討を行う際のデューデリジェンスに係る業務委託費用や専門家報酬の立替が含まれており、ファンドの投資検討の状況に応じて、残高が大きく増減することがあります。

その他の流動資産及びその他の非流動資産の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
	千円	千円	千円
その他の流動資産			
前払費用	34,169	32,793	45,810
未収消費税	21,537	9,854	8,326
その他	460	2,883	4,971
合計	56,167	45,532	59,109
その他の非流動資産			
長期前払費用	722	167	—
合計	722	167	—

8. 有形固定資産

取得原価	建物及び附属設備	工具器具備品	合計
	千円	千円	千円
2021年1月1日残高	265,341	106,907	372,248
取得	—	16,606	16,606
売却又は処分	—	△1,199	△1,199
2021年12月31日残高	265,341	122,313	387,654
取得	—	0	0
売却又は処分	—	—	—
2022年12月31日残高	265,341	122,313	387,654

減価償却累計額及び減損損失累計額	建物及び附属設備	工具器具備品	合計
	千円	千円	千円
2021年1月1日残高	36,482	43,723	80,205
減価償却費	22,288	12,345	34,634
売却又は処分	—	△1,199	△1,199
2021年12月31日残高	58,771	54,869	113,640
減価償却費	22,288	13,511	35,800
売却又は処分	—	—	—
2022年12月31日残高	81,060	68,381	149,441

帳簿価額	建物及び附属設備	工具器具備品	合計
	千円	千円	千円
2021年1月1日残高	228,858	63,184	292,042
2021年12月31日残高	206,570	67,444	274,014
2022年12月31日残高	184,281	53,932	238,213

9. 無形資産

取得原価	ソフトウェア	合計
	千円	千円
2021年1月1日残高	9,462	9,462
取得	5,715	5,715
売却又は処分	△4,457	△4,457
2021年12月31日残高	10,720	10,720
取得	—	—
売却又は処分	—	—
2022年12月31日残高	10,720	10,720

償却累計額及び減損損失累計額	ソフトウェア	合計
	千円	千円
2021年1月1日残高	6,164	6,164
償却費	1,277	1,277
売却又は処分	△4,457	△4,457
2021年12月31日残高	2,984	2,984
償却費	1,985	1,985
売却又は処分	—	—
2022年12月31日残高	4,969	4,969

帳簿価額	ソフトウェア	合計
	千円	千円
2021年1月1日残高	3,298	3,298
2021年12月31日残高	7,736	7,736
2022年12月31日残高	5,751	5,751

償却費は、連結損益計算書の「営業費用」に計上しております。

10. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
	千円	千円	千円
未払金	576,394	79,159	86,913
未払費用	252,984	287,541	338,995
預り金	30,425	72,235	109,835
合計	859,803	438,935	535,744

移行日における未払金には、4号ファンド（インテグラル4号投資事業有限責任組合、Innovation Alpha IV L.P.及びInitiative Delta IV L.P.）の設立に関する費用が含まれており増加しております。未払費用の主な内容は未払賞与となります。預り金の主な内容は源泉税の預かりとなります。

その他の流動負債の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
	千円	千円	千円
その他の流動負債			
未払有給休暇	74,990	91,046	101,279
合計	74,990	91,046	101,279

11. 引当金

引当金の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
	千円	千円	千円
資産除去債務	114,696	114,696	114,696
合計	114,696	114,696	114,696
流動負債	—	—	—
非流動負債	114,696	114,696	114,696
合計	114,696	114,696	114,696

資産除去債務は、当社グループが使用するオフィスの賃貸借契約等に伴う原状回復義務に備えて、過去の実績及び第三者の見積り等に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。原状回復に係る支出は、主に1年以上経過した後になることが見込まれておりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

12. 資本及びその他の資本項目

(1) 発行可能株式総数及び発行済株式総数

当社の発行可能株式総数及び発行済株式総数は以下のとおりであります。

	発行可能株式総数	発行済株式総数
2021年1月1日残高	株 4,950,000	株 2,910,000
期中増減	—	—
2021年12月31日残高	4,950,000	2,910,000
期中増減	—	—
2022年12月31日残高	4,950,000	2,910,000

また、上記の発行済株式総数に含まれる自己株式数は以下のとおりであります。

	自己株式
2021年1月1日残高	株 250,000
期中増減	
処分	
新株予約権の行使	△12,500
2021年12月31日残高	237,500
期中増減	
処分	
新株予約権の行使	△50,000
2022年12月31日残高	187,500

(注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっております。

2. 注記「30. 後発事象」に記載のとおり、当社は、2023年7月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っていますが、上記は当該株式分割実施前のものを記載しております。

(2) 各種剰余金の内容及び目的

① 資本剰余金

当社の資本剰余金は、当社の法定準備金である資本準備金を含みます。

当社は、会社法に基づき、株式の発行に際して払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、資本金として計上しないこととした金額は資本準備金として計上しております。また、会社法では、資本準備金の額は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

② 利益剰余金

会社法では、利益剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができることとされております。

当社における会社法上の分配可能額は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成された当社の会計帳簿上の利益剰余金の金額に基づいて算定されております。また、会社法は分配可能額の算定にあたり一定の制限を設けております。

(3) 自己資本管理

当社グループは、持続的成長を続け、企業価値を最大化するために資本管理をしております。

持続的成長の実現には、今後、事業成長に向けた事業投資機会が生じた際に、機動的な投資を実施するため、十分な資金調達余力の確保が必要であると認識しており、バランスのある資本構成の維持を目指しております。

当社が資本管理において用いる主な指標には以下のものがあります。

- ・自己資本額
- ・自己資本比率

(注) 自己資本額は「親会社の所有者に帰属する持分」です。自己資本比率は「親会社の所有者に帰属する持分」を「負債及び資本合計」で除して計算しています。

自己資本額及び自己資本比率の金額は、以下のとおりです。

	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
自己資本額 (千円)	16,183,378	17,357,338	19,405,537
自己資本比率 (%)	55.4	54.0	55.6

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制（会社法等の一般的な規定を除く）はありません。

(4) 新株予約権

当社グループはストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づく新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等は、注記「22. 株式に基づく報酬」に記載しております。

13. 収益

(1) 収益の分解

当社グループは、エクイティ投資事業の単一事業分野において事業活動を行っております。投資収益総額の分解及び投資事業の顧客との契約に基づき分解した収益は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	千円	千円
投資売却による実現利益 (△は損失)	50,000	△19
ポートフォリオへの投資の公正価値変動	831,518	△266,247
投資売却による実現利益 (△は損失)	15,911	9,483
投資評価による未実現利益 (△は損失)	815,607	△275,730
公正価値で評価している子会社の公正価値変動	△247,181	1,665,634
配当	4,464	13,267
投資ポートフォリオからの受取利息	7,307	2,776
投資収益総額	646,109	1,415,411
受取管理報酬	3,013,288	3,817,013
キャリドインタレスト	—	—
経営支援料	202,450	198,104
その他の営業収益	1,415	4,841
収益	3,863,263	5,435,371

① 投資売却による実現利益（△は損失）

投資売却による実現利益（△は損失）は、当社が直接投資をした投資ポートフォリオの売却により受領する対価の公正価値から、売却した会計期間の期首時点における当該投資ポートフォリオの公正価値及び売却に直接関連する手数料等の合計額を控除した金額で測定しております。

② ポートフォリオへの投資の公正価値変動

(i) 投資売却による実現利益（△は損失）

当社グループの非子会社運用ファンドが投資をした投資ポートフォリオの売却により受領する対価の公正価値から、売却した会計期間の期首時点における当該投資ポートフォリオの公正価値及び売却に直接関連する手数料等の合計額を控除した金額で測定しております。

(ii) 投資評価による未実現利益（△は損失）

期末時点で保有する投資ポートフォリオの会計期間の期首時点と期末時点における公正価値の変動額で測定しております。

③ 公正価値で評価している子会社の公正価値変動

公正価値で評価している子会社の公正価値変動は、IFRS第10号により投資企業に分類される子会社の公正価値の変動額で測定しております。

④ 配当

配当は、当社及び連結子会社が直接投資をした投資先企業からの配当であり、株主として配当金を受領する権利が確定した時点で計上しております。

⑤ 投資ポートフォリオからの受取利息

投資ポートフォリオからの受取利息は、契約上の金利条件に基づき、期間の経過に従って認識しております。

⑥ 受取管理報酬

受取管理報酬は、当社グループが運営する顧客としてのファンドとの契約に従い、原則として、顧客たるファンドの存続期間にわたり投資管理サービスを提供し、その投資サービスの提供という単一の履行義務を履行すると同時に顧客が便益を受け取ることから、顧客への移転のパターンが同一であるものとし、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下、「IFRS第15号」という。）に準拠し、原則として期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づいて認識しております。受領する管理報酬について、組合契約の定めに従い、ファンドの投資期間においてはそのファンドの出資約束金額総額に一定率を乗じて算定され、投資期間終了後の期間においてはファンドにおける投資残高に一定率を乗じて算定される変動対価です。各報告日に、取引価格を見直し、不確実性が解消された金額のみを取引価格に含めません。具体的には、「第1 企業の概況 3 事業の内容 ⑥ ファンドの収益の概要 a. 管理報酬」に記載のとおり、ファンドの運用資本に対して一定（1.85%～2.0%/年）の管理報酬とし、取引の対価は主として3ヶ月ごとに前払いで受領し、翌四半期中にサービスを提供する対価として配分されます。重大な金融要素は含んでおりません。履行義務が期末時点で充足されていないサービスについては対価を前受金として計上し、契約負債に含めております。

⑦ キャリードインタレスト

当社グループは当社グループが運営するファンドの無限責任組員として、組合契約に従い、当社グループが運営する顧客としてのファンドに対し投資管理サービスを提供し、ファンドの運用実績に応じキャリードインタレストを受領します。具体的には、「第1 企業の概況 3. 事業の内容 ⑥ ファンドの収益の概要 b. キャリードインタレスト」に記載のとおり、ファンド投資先企業から稼得された収益から投資額及び組合費用等を除いたファンド利益がハードルレート（出資履行金額に対して年率8%）を超過した場合に限り、それまでのファンド利益累計額の20%を上限としてファンドから変動対価として受領します。

キャリードインタレストは、ファンドの運用開始時からIFRS第15号に準拠し、組合契約に定められたハードルレートを上回る分配を行うことが確実にした場合に権利が確定し、その時点で履行義務が充足され、重大な減額（クローバック）が生じない可能性が高い限りにおいて収益が認識されます。

なお、重大な減額が発生しない可能性の評価については、具体的状況（考慮事項：残存期間、残存するファンド投資先企業の公正価値及びEXIT見込）を踏まえ各ファンドについて行っております。

⑧ 経営支援料

当社グループは、投資実行後、必要に応じ経営支援契約を締結し、投資先企業に当社グループのメンバーを派遣、短期及び中期の経営上、戦略上の施策を推進するために投資先企業を支援しております。経営支援料は、顧客としての投資先企業との契約に従い、契約期間にわたり経営支援サービスを提供することから、顧客への移転のパターンが同一であるものとし、IFRS第15号に準拠し、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づいて認識しております。対価となる報酬額は個々の投資先企業との契約において決定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。顧客との契約資産は発生しておりません。

当社の連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権は、営業債権及びその他の債権に表示しており、契約負債は、前受金に表示しております。また、顧客との契約から生じた債権は、注記「7. 営業債権及びその他の債権」に売掛金としても表示しております。

	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
	千円	千円	千円
顧客との契約から生じた債権	11,770	16,752	44,270
契約負債	530,964	413,754	1,005,530

契約負債は、主に当社グループが運営するファンドへの投資関連サービスの提供から発生する、主として各四半期ごとに受領する管理報酬の前受金であります。前連結会計年度期首時点の契約負債の残高は、すべて前連結会計年度に収益として認識されており、また、当連結会計年度期首時点の契約負債の残高は、すべて当連結会計年度に収益として認識されております。

(3) 未充足の履行義務に配分した取引価格

① 受取管理報酬

当社グループが運営するファンドとの契約に従い、受領する管理報酬は、原則として、ファンドの投資期間においてはそのファンドの出資約束金額総額を基礎として算定され、投資期間終了後の期間においてはファンドにおける投資残高を基礎として算定されます。当社グループが運営するファンドの投資期間及び存続期間並びに投資残高は投資の進捗状況、市場環境、投資及び売却の機会等に左右されます。従って、将来の収益計上時期及び取引価格は不確実であり、信頼性をもって見積もることは困難であります。そのため、受取管理報酬にかかる未充足の履行義務に配分した取引価格を開示しておりません。なお、ファンドの投資期間及び存続期間の期限は、原則として、ファンドの効力発生日又は最終クロージング日の5年後に当たる日、10年後に当たる日です。

② キャリドインタレスト

当社グループは、当社グループが運営するファンドの無限責任組合員として、ファンドの運用実績に応じた変動対価により、キャリドインタレストを受領します。キャリドインタレストは、ファンドの運用益に応じて算出され、市場環境、投資先のパフォーマンス等に左右されます。従って、将来の収益計上時期及び取引価格は不確実であり、信頼性をもって見積もることは困難であります。そのため、キャリドインタレストにかかる未充足の履行義務に配分した取引価格を開示しておりません。

③ 経営支援料

当社グループは、投資先企業との契約に従い、経営支援サービスを提供することにより経営支援料を受領します。経営支援料の履行義務は概ね1年以内に充足されます。そのため、当社グループはIFRS第15号で認められている実務上の便法を適用し、経営支援料にかかる未充足の履行義務に配分した取引価格を開示しておりません。

(4) キャリードインタレスト

キャリードインタレストは、ファンドの運用開始時からIFRS第15号に準拠し、当社グループが運営するファンドが投資家に対し、組合契約に定められたハードルレートを上回る分配を行い、当社グループが組合契約に従いキャリードインタレストを受領する権利が確定した時点で計上しており、将来獲得が見込まれるキャリードインタレストについては、連結財政状態計算書及び連結損益計算書に計上しておりません。当社が運営するファンドが各報告日時点で終了、清算され、ファンドの保有する投資がすべて公正価値で処分されたと仮定した場合に、当社グループが獲得すると見込まれるキャリードインタレストの金額は以下のとおりであります。なお、以下の当社グループによる獲得見込のキャリードインタレストの計算にあたり、当社グループの役職員が出資を行う、キャリードインタレストを受領するファンドにおいて退職等により脱退した組合員の持分とのキャリードインタレストの配分の調整がないものと仮定して計算しております。

当社グループによる獲得見込のキャリードインタレスト

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	千円	千円
期首残高	11,735,496	15,260,069
期中増減額	3,524,573	△1,343,591
期中受領額	—	—
期末残高	15,260,069	13,916,477

	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
	千円	千円	千円
獲得が見込まれるキャリードインタレスト累積額	11,735,496	15,260,069	13,916,477
既に認識したキャリードインタレスト累積額	—	—	—
将来認識すると見込まれるキャリードインタレスト (クローバック控除後)	11,735,496	15,260,069	13,916,477

14. 営業費用

営業費用の内訳は下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	千円	千円
人件費	1,459,938	1,635,843
減価償却費	35,911	37,785
使用権資産償却	147,999	147,999
福利厚生費	20,244	28,709
支払手数料	213,651	344,142
旅費交通費	20,980	31,901
接待交際費	38,374	59,679
租税公課	65,696	70,306
教育訓練費	31,780	27,898
その他	60,976	50,918
合計	2,095,553	2,435,186

15. 人件費

人件費の内訳は下記のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	千円	千円
給与及び賞与	1,361,496	1,523,824
法定福利費	98,420	112,009
株式報酬費用	20	10
合計	1,459,938	1,635,843

16. 金融費用

金融費用の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	千円	千円
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	85,157	87,574
リース負債に係る金利費用	2,195	1,623
その他	-	133
合計	87,352	89,331

17. 法人所得税

(1) 繰延税金

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

	移行日 (2021年1月1日)	純損益を通じて 認識	その他の包括利益 において認識	前連結会計年度 (2021年12月31日)
	千円	千円	千円	千円
繰延税金資産				
未払有給休暇	22,962	4,916	—	27,878
管理報酬減額損	4,047	△1,496	—	2,551
有価証券評価損	129,895	△34,600	—	95,295
税務上の繰越欠損金	222,492	△79,053	—	143,439
その他	16,090	17,414	—	33,505
合計	395,488	△92,818	—	302,669
繰延税金負債				
有価証券評価益	6,309,644	73,561	—	6,383,206
その他	12,315	2,159	—	14,474
合計	6,321,959	75,720	—	6,397,680

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	純損益を通じて 認識	その他の包括利益 において認識	当連結会計年度 (2022年12月31日)
	千円	千円	千円	千円
繰延税金資産				
未払有給休暇	27,878	3,133	—	31,011
管理報酬減額損	2,551	△277	—	2,273
有価証券評価損	95,295	119,113	—	214,408
税務上の繰越欠損金	143,439	△62,950	—	80,489
その他	33,505	2,455	—	35,960
合計	302,669	61,474	—	364,144
繰延税金負債				
有価証券評価益	6,383,206	578,960	—	6,962,166
その他	14,474	122	—	14,597
合計	6,397,680	579,083	—	6,976,764

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異は以下のとおりであります。

	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
	千円	千円	千円
税務上の繰越欠損金	8,003	10,014	19,493
将来減算一時差異	69,269	11,057	35,277
合計	77,273	21,071	54,771

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりであります。

	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
	千円	千円	千円
1年目	—	—	210
2年目	—	210	—
3年目	292	—	1,041
4年目	—	1,041	1,297
5年目以降	7,710	8,762	16,945
合計	8,003	10,014	19,493

繰延税金負債を認識していない子会社等に対する投資に係る将来加算一時差異の合計額は、移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ19,652千円、43,502千円及び67,974千円です。これらは当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高いことから、繰延税金負債を認識しておりません。

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	千円	千円
当期税金費用	339,512	374,429
繰延税金費用	168,539	517,608
合計	508,052	892,038

従前は未認識であった税務上の欠損金又は過去の期間の一時差異から生じた便益のうち、当期税金費用の減額のために使用した額は前連結会計年度において、349千円であり、当期税金費用に含めております。当連結会計年度においては該当ありません。

従前は未認識であった税務上の欠損金又は過去の期間の一時差異から生じた便益のうち、繰延税金費用の減額のために使用した額は、前連結会計年度において、13,340千円であり、繰延税金費用に含めております。当連結会計年度においては該当ありません。

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	%	%
法定実効税率	30.6	30.6
子会社の税率差	0.1	0.1
課税所得計算上減算されない費用	0.5	0.4
繰延税金資産が認識されなかった一時差異等の増減	△0.9	0.2
税額控除	—	△0.3
その他	△0.1	△0.3
平均実際負担税率	30.2	30.6

当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらの基礎として計算した法定実効税率は前連結会計年度及び当連結会計年度において30.6%となっております。

18. 有利子負債

金融負債の内訳

「公正価値で評価している子会社からの借入金」、「借入金」、「社債」及び「リース負債」の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)	平均 利率 (%)	返済期限
公正価値で評価している子会社からの借入金	2,100,000	4,600,000	4,350,000	1.0	—
借入金	—	—	2,340,000	1.8	2023年～ 2025年
社債	2,760,000	2,360,000	—	—	—
リース負債	595,174	456,908	317,943	0.4	2025年
合計	5,455,174	7,416,908	7,007,943	—	—
流動負債	3,400,566	4,740,587	5,271,989	—	—
非流動負債	2,054,607	2,676,320	1,735,954	—	—
合計	5,455,174	7,416,908	7,007,943	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 「公正価値で評価している子会社からの借入金」、「借入金」、「社債」及び「リース負債」は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。
3. 「公正価値で評価している子会社からの借入金」及び「借入金」の返済期限については、注記「24. 金融商品 (3) 流動性リスク管理」の金融負債の期日別残高の表に記載しております。

当社は、当連結会計年度において、第12回社債及び第14回社債の繰上償還を目的として金融機関からの借入を実行し、同社債の償還を実行しております。なお、本社債の社債権者は当社の役員であり、本社債の償還は注記「28. 関連当事者」に記載のとおり、関連当事者取引に該当いたします。

「借入金」の内容は以下のとおりであります。

1. 資金用途：社債償還資金
2. 借入先：株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行
3. 借入金額：2,340,000千円
4. 借入金利：TIBOR+1.65%
5. 借入実行日：2022年7月15日
6. 返済期限：2025年7月15日
7. 担保の有無：無担保、無保証
8. 返済の方法：2023年1月31日を初回とする6か月ごとの元金均等弁済

「社債」の発行条件の要約は以下のとおりであります。

(単位：千円)

引受人	回次	発行 年月日	移行日 (2021年 1月1日)	前連結 会計年度 (2021年 12月31日)	当連結 会計年度 (2022年 12月31日)	利率 (%)	担保	償還期限
佐山 展生	第8回	2016年8月31日	570,000	—	—	1.5	なし	2021年8月31日
	第9回	2016年8月31日	8,000	—	—	1.5	なし	2021年8月30日
	第12回	2020年8月31日	750,000	610,000	—	1.5	なし	2023年8月31日
	第13回	2020年8月31日	47,500	—	—	1.5	なし	2023年8月30日
	第14回	2021年8月31日	—	570,000	—	1.5	なし	2026年8月31日
山本 礼二郎	第8回	2016年8月31日	570,000	—	—	1.5	なし	2021年8月31日
	第9回	2016年8月31日	8,000	—	—	1.5	なし	2021年8月30日
	第12回	2020年8月31日	750,000	610,000	—	1.5	なし	2023年8月31日
	第13回	2020年8月31日	47,500	—	—	1.5	なし	2023年8月30日
	第14回	2021年8月31日	—	570,000	—	1.5	なし	2026年8月31日
邊見 芳弘	第9回	2016年8月31日	4,000	—	—	1.5	なし	2021年8月30日
	第13回	2020年8月31日	5,000	—	—	1.5	なし	2023年8月30日
合計			2,760,000 (1,160,000)	2,360,000 (—)	—	—	—	—

(注) () 内書は、1年以内の償還予定額であります。なお、本社債に関連して、当社グループと関連当事者との間の取引及び債権債務の残高については、注記「28. 関連当事者」に記載しております。

19. リース

当社グループは、借手として、主として建物を賃借しております。契約期間は、5年～6年であります。なお、重要な購入選択権、エスカレーション条項及びリース契約によって課された制限（配当、追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

リースに係る損益の内訳及び使用权資産の増加額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
使用权資産の減価償却費		
建物及び構築物	147,999	147,999
リース負債に係る金利費用	2,195	1,623
使用权資産の増加額	—	—

使用权資産の帳簿価額の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
使用权資産			
建物及び構築物	699,445	551,445	403,445

リース負債の満期分析については、「24. 金融商品 (3) 流動性リスク」に記載しております。

20. 配当金

(1) 配当金の支払額

前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません

21. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益（△は損失）（千円）	1,173,314	2,021,338
発行済普通株式の期中加重平均株式数（株）	26,641,781	27,123,630
希薄化効果のある株式数		
ストック・オプションによる増加（株）	2,406,476	2,394,675
希薄化効果調整後の期中加重平均普通株式数（株）	29,048,256	29,518,305
基本的1株当たり当期利益（△は損失）（円）	44.04	74.52
希薄化後1株当たり当期利益（△は損失）（円）	40.39	68.48

(注) 注記「30. 後発事象」に記載のとおり、当社は、2023年6月19日開催の当社取締役会の決議に基づき、2023年7月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり利益及び希薄化後1株当たり利益を算定しております。

22. 株式に基づく報酬

(1) 株式に基づく報酬制度の内容

当社グループは、取締役、監査役及び従業員の意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保するため、ストック・オプション制度を採用しております。

ストック・オプションは、当社の株主総会で承認された内容に基づき、当社の取締役会で決議された対象者に対して付与されております。当社が発行するストック・オプションは、すべて持分決済型株式報酬であります。行使期間は割当契約に定められた期間であり、その期間に行使されない場合は、当該ストック・オプションは失効いたします。当社が発行しているストック・オプションの内容は、以下のとおりであります。

	付与数（株）	付与日	行使期限	行使価格	付与日の 公正価値	権利確定条件
第8回	普通株式 58,500株	2011年9月30日	※1	50円	1.0円	※14
第11回	普通株式 5,000株	2013年3月29日	※2	50円	1.0円	※14
第14回	普通株式 19,400株	2015年3月31日	※3	50円	1.0円	※14
第17回	普通株式 31,500株	2015年12月11日	※4	50円	1.0円	※14
第18回	普通株式 200,000株	2015年12月11日	※5	50円	0.5円	※15
第21回	普通株式 6,200株	2017年3月31日	※6	50円	1.0円	※14
第24回	普通株式 15,000株	2018年4月13日	※7	200円	1.0円	※14
第25回	普通株式 16,300株	2018年12月28日	※8	200円	1.0円	※14
第26回	普通株式 200,000株	2019年3月1日	※9	537円	7.7円	※15, ※16
第27回	普通株式 6,800株	2020年1月10日	※10	1,993円	1.0円	※14
第28回	普通株式 20,400株	2021年1月22日	※11	4,404円	1.0円	※14
第29回	普通株式 23,200株	2021年12月30日	※12	11,349円	1.0円	※14
第30回	普通株式 2,400株	2022年3月4日	※13	11,349円	1.0円	※14

(注) 注記「30. 後発事象」に記載のとおり、当社は、2023年7月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っていますが、当該株式分割の影響を反映しておりません。

- ※1 上場日と2013年10月1日のうちいずれか遅い日～2021年9月26日
- ※2 上場日と2015年3月23日のうちいずれか遅い日～2023年3月19日
- ※3 上場日と2017年3月20日のうちいずれか遅い日～2025年3月16日
- ※4 上場日と2017年12月12日のうちいずれか遅い日～2025年12月6日
- ※5 2016年5月1日～2025年11月30日
- ※6 上場日と2019年3月20日のうちいずれか遅い日～2027年3月13日
- ※7 上場日と2020年4月16日のうちいずれか遅い日～2028年3月30日
- ※8 上場日と2021年1月1日のうちいずれか遅い日～2028年12月27日
- ※9 2019年4月1日～2029年3月31日
- ※10 上場日と2022年1月1日のうちいずれか遅い日～2029年12月27日
- ※11 上場日と2023年1月23日のうちいずれか遅い日～2030年12月27日
- ※12 上場日と2024年1月23日のうちいずれか遅い日～2031年12月25日
- ※13 上場日と2024年3月23日のうちいずれか遅い日～2032年2月25日
- ※14 上場及び権利行使時において当社若しくは子会社の役員、従業員等であること
- ※15 権利行使時において当社パートナーであること
- ※16 当社の2019年12月期から権利行使時における最終事業年度（ただし、当該最終事業年度が2019年12月期よりも前の事業年度の場合は2019年12月期とし、当該最終事業年度が2023年12月期よりも後の事業年度の場合は2023年12月期とする。）までの各期末における損益計算書に計上された営業利益の累計額が10億円を超過していること及び1株当たり純資産が1,500円を上回っていること

(2) ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)
期首未行使残高	397,500	332	423,500	1,137
付与	43,600	8,100	2,400	11,349
失効	△5,100	607	△131,800	667
行使	△12,500	50	△50,000	537
期末未行使残高	423,500	1,137	244,100	1,613
期末行使可能残高	130,000	237	—	—

- (注) 1. 未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前連結会計年度において6.3年、当連結会計年度において5.7年であります。
2. 注記「30. 後発事象」に記載のとおり、当社は、2023年7月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っていますが、当該株式分割の影響を反映しておりません。

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法

ストック・オプションの公正な評価単価は、ブラック・ショールズ・モデルにより評価されております。前連結会計年度及び当連結会計年度において存在するストック・オプションについて、評価に用いられた基礎データは以下のとおりであります。ストック・オプションの対象株式は付与時点で非上場株式であったため、当社の事業計画に基づく割引将来キャッシュ・フロー法により株式を評価しております。予想ボラティリティは、複数の上場類似会社の市場株価データを基にそれぞれの上場類似会社のボラティリティを算定し、算定されたそれぞれのボラティリティの平均値をもって当社のボラティリティとしております。

	付与日の株 価	行使価格	予想ボラティ リティ	予想残存期 間	予想配当 (%)	リスクフリー レート
第8回	1円	50円	434%	5年	0%	1.13%
第11回	1円	50円	535%	5年	0%	0.79%
第14回	1円	50円	557%	5年	0%	0.33%
第17回	1円	50円	563%	5年	0%	0.33%
第18回	1円	50円	563%	5年	0%	0.33%
第21回	1円	50円	542%	5年	0%	0.04%
第24回	177円	200円	524%	5年	0%	0.05%
第25回	177円	200円	524%	5年	0%	0.05%
第26回	537円	537円	524%	5年	0%	0.05%
第27回	1,993円	1,993円	119%	5年	0%	0.01%
第28回	4,404円	4,404円	113%	5年	0%	△0.02%
第29回	11,349円	11,349円	94%	5年	0%	0.04%
第30回	11,349円	11,349円	94%	5年	0%	0.04%

(注) 注記「30. 後発事象」に記載のとおり、当社は、2023年7月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っていますが、当該株式分割の影響を反映しておりません。

(4) 株式報酬費用

連結損益計算書の「営業費用」に含まれている株式報酬費用計上額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ20千円及び10千円であります。

23. キャッシュ・フロー情報

(1) 子会社への支配の喪失による変動

前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローには、株式会社ビー・ピー・エスへの支配の喪失に伴う現金及び現金同等物の変動が含まれております。

支配の喪失に伴う現金及び現金同等物の変動の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	千円	千円
受取対価	580,000	—
受取対価のうち現金及び現金同等物	580,000	—
支配の喪失に伴う現金及び現金同等物の変動	580,000	—

(2) 財務活動に係る負債の変動

財務活動に係る負債の変動は以下のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

	2021年1月1日	キャッシュ ・フローを 伴う変動	キャッシュ ・フローを 伴わない変動	2021年12月31日
			その他	
	千円	千円	千円	千円
公正価値で評価している子会社 からの借入金	2,100,000	2,500,000	—	4,600,000
社債	2,760,000	△400,000	—	2,360,000
リース負債	595,174	△138,265	—	456,908
合計	5,455,174	1,961,734	—	7,416,908

当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

	2022年1月1日	キャッシュ ・フローを 伴う変動	キャッシュ ・フローを 伴わない変動	2022年12月31日
			その他	
	千円	千円	千円	千円
公正価値で評価している子会社 からの借入金	4,600,000	△250,000	—	4,350,000
借入金	—	2,340,000	—	2,340,000
社債	2,360,000	△2,360,000	—	—
リース負債	456,908	△138,964	—	317,943
合計	7,416,908	△408,964	—	7,007,943

24. 金融商品

(1) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・市場リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

(2) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループにおける金融資産は主に当社グループが運営するファンドへの立替金、未収入金及び投資先への立替金及び経営支援料に関する売掛金であります。当社グループが運営するファンドについては、資金管理を当社グループが行っているため、信用リスクは軽微であります。投資先に関しては継続的に資金状況をモニタリングすることで信用状況を管理する体制としております。

また、当社グループが使用するオフィスにつき賃貸借契約に基づく賃借を行っており、敷金保証金は取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めておりますが、取引先の信用リスクに晒されております。

連結財務諸表に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに係るエクスポージャーの最大値であります。

上記金融資産について、過年度より期日経過、減損及び貸し倒れが発生した事実はなく、当連結会計年度末においても当該計上を懸念すべき事実は認識されていないため、年齢分析の記載は省略しています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債の期日別残高は以下のとおりであります。

移行日（2021年1月1日）

（単位：千円）

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその他の 債務	859,803	859,803	859,803	—	—	—	—	—
未払法人所得税	14,548	14,548	14,548	—	—	—	—	—
未払消費税	51,901	51,901	51,901	—	—	—	—	—
公正価値で評価してい る子会社からの借入金	2,100,000	2,100,000	2,100,000	—	—	—	—	—
リース負債	595,174	600,525	140,460	140,587	141,989	141,989	35,497	—
社債	2,760,000	2,760,000	1,160,000	—	1,600,000	—	—	—
合計	6,381,427	6,386,778	4,326,713	140,587	1,741,989	141,989	35,497	—

前連結会計年度（2021年12月31日）

（単位：千円）

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその他の 債務	438,935	438,935	438,935	—	—	—	—	—
未払法人所得税	106,452	106,452	106,452	—	—	—	—	—
未払消費税	86,027	86,027	86,027	—	—	—	—	—
公正価値で評価してい る子会社からの借入金	4,600,000	4,600,000	4,600,000	—	—	—	—	—
リース負債	456,908	460,064	140,587	141,989	141,989	35,497	—	—
社債	2,360,000	2,360,000	—	1,220,000	—	—	1,140,000	—
合計	8,048,324	8,051,480	5,372,003	1,361,989	141,989	35,497	1,140,000	—

当連結会計年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその他の 債務	535,744	535,744	535,744	—	—	—	—	—
未払法人所得税	61,405	61,405	61,405	—	—	—	—	—
未払消費税	74,149	74,149	74,149	—	—	—	—	—
公正価値で評価してい る子会社からの借入金	4,350,000	4,350,000	4,350,000	—	—	—	—	—
借入金	2,340,000	2,340,000	780,000	780,000	780,000	—	—	—
リース負債	317,943	319,476	141,989	141,989	35,497	—	—	—
合計	7,679,243	7,680,777	5,943,289	921,989	815,497	—	—	—

(4) 市場リスク管理

① 価格変動リスク

当社グループは、当社グループが運営するファンド等を通じて又は直接的に国内の上場株式及び非上場株式等に対する投資を行っていることから価格変動リスクに晒されております。当社グループは、投資委員会において投資先について定期的に報告をし、モニタリングすることで価格変動リスクを管理していません。

感応度分析

(i) 上場株式

前連結会計年度末及び当連結会計年度末に保有する上場株式について、市場価格が10%下落した場合の連結損益計算書の税引前利益に与える影響は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
市場価格が10%下落した場合		
ポートフォリオへの投資	△366,678	△336,335
公正価値で評価している子会社への投資	△64,680	△233,952

(ii) 非上場資本性投資

前連結会計年度末及び当連結会計年度末に保有する非上場資本性投資について、観察可能でないインプットが変動した場合の連結損益計算書の税引前利益に与える影響は以下のとおりです。

(単位：千円)

観察可能でないインプット	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
EV/EBITDA倍率が10%上昇した場合		
ポートフォリオへの投資	176,507	162,246
公正価値で評価している子会社への投資	672,743	626,201
EV/EBITDA倍率が10%低下した場合		
ポートフォリオへの投資	△176,507	△162,246
公正価値で評価している子会社への投資	△672,743	△626,201
加重平均資本コストが0.5%上昇した場合		
ポートフォリオへの投資	△90,499	△158,126
公正価値で評価している子会社への投資	△583,648	△604,743
加重平均資本コストが0.5%低下した場合		
ポートフォリオへの投資	103,912	179,997
公正価値で評価している子会社への投資	669,582	691,625

② 金利リスク

当社グループの保有する金融商品については、金利変動が将来キャッシュ・フローに重要な影響を与えるものはありませんが、当社グループは自ら管理運営するファンドへの投資のため、自己資金に加えて金融機関からの借入による資金調達を行っており、金利については変動金利によるものであるため、金利変動リスクに晒されております。

感応度分析

当社グループでは、市場金利の動向を常時モニターし、損益に与える影響を試算しています。期末日において保有する変動金利の借入金の金利が1%上昇した場合の税引前利益に与える影響は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
税引前利益に与える影響	—	△10,898

なお、前連結会計年度においては当社役員による私募債（固定金利）の引き受けにより資金調達を行っていたため、金利変動リスクに晒されておりました。当連結会計年度において、金融機関からの借入を実行し、本社債を全額償還しております。

(5) 金融商品の公正価値

① 公正価値の算定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。なお、金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、割引将来キャッシュ・フロー法、又はその他の適切な評価技法により見積もっております。

営業債権及びその他の債権

満期又は決済までの期間が短期であるため、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

ポートフォリオへの投資、公正価値で評価している子会社への投資

市場性のある有価証券の公正価値は、市場価格を用いて見積もっております。非上場株式等の市場価格のない有価証券については、割引将来キャッシュ・フロー法、類似業種比較法、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル等の適切な評価技法により、公正価値を見積もっております。投資事業組合等への出資金については、組合財産の公正価値を見積もった上で当該公正価値に対する当社グループの持分相当額を公正価値としております。

その他の金融資産

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

営業債務及びその他の債務

満期又は決済までの期間が短期であるため、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

社債、借入金及び公正価値で評価している子会社からの借入金、その他の金融負債

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法や、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを、新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引く方法により公正価値を測定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

② 金融商品の分類及び公正価値

金融資産及び金融負債の分類及び公正価値は次のとおりであります。

	移行日 (2021年1月1日)		前連結会計年度 (2021年12月31日)		当連結会計年度 (2022年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
資産：						
償却原価で測定される金融資産						
営業債権及びその他の債権	309,013	309,013	163,895	163,895	325,369	325,369
その他の金融資産	154,683	154,683	190,219	190,219	164,710	164,710
FVTPLの金融資産						
投資	25,390,002	25,390,002	28,577,817	28,577,817	31,393,768	31,393,768
ポートフォリオへの投資	5,263,638	5,263,638	7,007,652	7,007,652	7,783,615	7,783,615
公正価値で評価している子会社への投資	20,126,363	20,126,363	21,570,165	21,570,165	23,610,153	23,610,153
負債：						
償却原価で測定される金融負債						
営業債務及びその他の債務	859,803	859,803	438,935	438,935	535,744	535,744
社債、借入金及び公正価値で評価している子会社からの借入金	4,860,000	4,860,759	6,960,000	6,957,523	6,690,000	6,690,000

③ 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値の測定を分類することを要求しております。

公正価値のヒエラルキーは、以下のレベルとなっております。

レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格

レベル2：直接的又は間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット

レベル3：観察不能な価格を含むインプット

公正価値の測定に使用される公正価値のヒエラルキーのレベルは、その公正価値の測定にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しております。

また、レベル間の振替につきましては、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

金融資産及び金融負債の公正価値のヒエラルキーごとの分類は次のとおりであります。

連結財政状態計算書において公正価値で測定される金融資産及び金融負債
移行日（2021年1月1日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	千円	千円	千円	千円
投資				
ポートフォリオへの投資	2,407,791	—	2,855,846	5,263,638
公正価値で評価している子会社への投資	—	—	20,126,363	20,126,363
金融資産合計	2,407,791	—	22,982,210	25,390,002

前連結会計年度（2021年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	千円	千円	千円	千円
投資				
ポートフォリオへの投資	3,083,162	—	3,924,490	7,007,652
公正価値で評価している子会社への投資	—	—	21,570,165	21,570,165
金融資産合計	3,083,162	—	25,494,655	28,577,817

当連結会計年度（2022年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	千円	千円	千円	千円
投資				
ポートフォリオへの投資	2,640,604	—	5,143,010	7,783,615
公正価値で評価している子会社への投資	—	—	23,610,153	23,610,153
金融資産合計	2,640,604	—	28,753,163	31,393,768

前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル1とレベル2間の振替はありませんでした。

連結財政状態計算書において公正価値で測定されていない金融資産及び金融負債
移行日（2021年1月1日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	千円	千円	千円	千円
営業債権及びその他の債権	—	309,013	—	309,013
その他の金融資産	—	154,683	—	154,683
金融資産合計	—	463,697	—	463,697
営業債務及びその他の債務	—	859,803	—	859,803
社債及び公正価値で評価している子会社からの借入金	—	4,860,759	—	4,860,759
金融負債合計	—	5,720,562	—	5,720,562

前連結会計年度（2021年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	千円	千円	千円	千円
営業債権及びその他の債権	—	163,895	—	163,895
その他の金融資産	—	190,219	—	190,219
金融資産合計	—	354,114	—	354,114
営業債務及びその他の債務	—	438,935	—	438,935
社債及び公正価値で評価している子会社からの借入金	—	6,957,523	—	6,957,523
金融負債合計	—	7,396,459	—	7,396,459

当連結会計年度（2022年12月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	千円	千円	千円	千円
営業債権及びその他の債権	—	325,369	—	325,369
その他の金融資産	—	164,710	—	164,710
金融資産合計	—	490,080	—	490,080
営業債務及びその他の債務	—	535,744	—	535,744
借入金及び公正価値で評価している子会社からの借入金	—	6,690,000	—	6,690,000
金融負債合計	—	7,225,744	—	7,225,744

④ レベル3に分類される金融商品

レベル3に分類される金融商品については、取締役会に報告された評価方針及び手続に基づき、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価の実施及び評価結果の分析を行っております。

評価結果は、財務経理責任者であるCFO&コントローラーによりレビューされ、承認されております。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される金融商品について、経常的な公正価値測定に用いた評価技法及び重要な観察可能でないインプットに関する情報は次のとおりであります。

移行日（2021年1月1日）

	公正価値 (単位：千円)	評価技法	観察可能でない インプット	範囲
ポートフォリオへの投資及び公正価値で評価している子会社への投資	22,982,210	マーケットアプローチ及びインカムアプローチ	EV/EBITDA倍率 加重平均資本コスト	4.9x-26.1x 3.7%-10.8%

前連結会計年度（2021年12月31日）

	公正価値 (単位：千円)	評価技法	観察可能でない インプット	範囲
ポートフォリオへの投資及び公正価値で評価している子会社への投資	25,494,655	マーケットアプローチ及びインカムアプローチ	EV/EBITDA倍率 加重平均資本コスト	6.5x-16.5x 4.8%-12.1%

当連結会計年度（2022年12月31日）

	公正価値 (単位：千円)	評価技法	観察可能でない インプット	範囲
ポートフォリオへの投資及び公正価値で評価している子会社への投資	28,753,163	マーケットアプローチ及びインカムアプローチ	EV/EBITDA倍率 加重平均資本コスト	6.4x-12.9x 5.0%-12.5%

経常的に公正価値で測定するレベル3に分類される金融商品の公正価値のうち、マーケットアプローチ及びインカムアプローチ（内容については注記「24. 金融商品 (5) 金融商品の公正価値 ① 公正価値の算定方法」における「ポートフォリオへの投資、公正価値で評価している子会社への投資」に記載しております。）で評価される「ポートフォリオへの投資」及び「公正価値で評価している子会社への投資」の公正価値は、注記「24. 金融商品 (4) 市場リスク管理」の感応度分析に記載のとおり、EV/EBITDA倍率の上昇（下落）により増加（減少）し、加重平均資本コストの上昇（下落）により減少（増加）いたします。

レベル3に分類される金融商品について、インプットがそれぞれ合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の著しい増減は想定されておられません。

レベル3に分類された金融資産及び金融負債の増減は次のとおりであります。
前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

	金融資産		
	FVTPLの金融資産		合計
	ポートフォリオへの投資	公正価値で評価している子会社への投資	
	千円	千円	千円
2021年1月1日残高	2,855,846	20,126,363	22,982,210
購入及び出資等	958,112	2,362,321	3,320,433
売却、償還及び分配等	△45,619	△671,338	△716,957
利得又は損失（注）	156,150	△247,181	△91,030
純損益	156,150	△247,181	△91,030
その他の包括利益	—	—	—
レベル3からの振替	—	—	—
2021年12月31日残高	3,924,490	21,570,165	25,494,655
報告期間末に保有している資産について純損益に計上された当期の未実現損益の変動（注）	153,077	△247,181	△94,104

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

	金融資産		
	FVTPLの金融資産		合計
	ポートフォリオへの投資	公正価値で評価している子会社への投資	
	千円	千円	千円
2022年1月1日残高	3,924,490	21,570,165	25,494,655
購入及び出資等	1,328,648	902,276	2,230,925
売却、償還及び分配等	△286,438	△527,921	△814,360
利得又は損失（注）	176,309	1,665,634	1,841,944
純損益	176,309	1,665,634	1,841,944
その他の包括利益	—	—	—
レベル3からの振替	—	—	—
2022年12月31日残高	5,143,010	23,610,153	28,753,163
報告期間末に保有している資産について純損益に計上された当期の未実現損益の変動（注）	176,309	1,665,634	1,841,944

（注）純損益に認識した利得又は損失は、連結損益計算書の「ポートフォリオへの投資の公正価値変動」、「公正価値で評価している子会社の公正価値変動」に含めています。なお、上記の他に、連結損益計算書の「ポートフォリオへの投資の公正価値変動」には、レベル1に分類される上場株式の公正価値変動が含まれております。

25. 子会社及び関連会社

当社は注記「2. 作成の基礎 (3) 重要な会計上の見積りと判断」に記載のとおり、IFRS第10号が定める投資企業に該当するため、投資関連サービス（アドバイザーサービス、管理サービス等）を提供する投資企業ではない子会社を除くすべての子会社に対する投資を、純損益を通じ公正価値で評価しております。

投資関連サービスを提供する投資企業ではない子会社のうち主要なものは下記のとおりであります。なお、当社は投資企業に該当するため、当該子会社を連結の対象としております。

子会社の名称	子会社の 主要な 事業場所	主要な 事業の 内容	投資企業が保有している所有持分の割合 (及びそれと異なる場合には議決権の割合)		
			移行日 (2021年 1月1日)	前連結 会計年度 (2021年 12月31日)	当連結 会計年度 (2022年 12月31日)
インテグラル・パートナーズ株式会社	東京都千代田区	投資関連サービス	100.0%	100.0%	100.0%
インテグラル投資株式会社	東京都千代田区	投資関連サービス	100.0%	100.0%	100.0%
インテグラル投資アルファ株式会社	東京都千代田区	投資関連サービス	100.0%	100.0%	100.0%
Integral Partners (Cayman) II (A) Limited	英領ケイマン諸島	投資関連サービス	100.0%	100.0%	100.0%
Innovation Partners Alpha Limited	英領ケイマン諸島	投資関連サービス	100.0%	100.0%	100.0%
Innovation Partners Alpha IV Ltd.	英領ケイマン諸島	投資関連サービス	100.0%	100.0%	100.0%
Initiative Partners Delta IV Ltd.	英領ケイマン諸島	投資関連サービス	100.0%	100.0%	100.0%

なお、上記以外に移行日時時点で11社、前連結会計年度末時点で20社、当連結会計年度末時点で20社が連結子会社であります。

公正価値で評価されている子会社のうち主要なものは以下のとおりであります。

子会社の名称	子会社の 主要な 事業場所	主要な 事業の 内容	当社グループが保有している所有持分の割合 (及びそれと異なる場合には議決権の割合)		
			移行日 (2021年 1月1日)	前連結 会計年度 (2021年 12月31日)	当連結 会計年度 (2022年 12月31日)
インテグラル2号GP投資事業有限責任組合(注)	東京都千代田区	投資事業	64.6%	65.0%	65.4%
インテグラル3号GP投資事業有限責任組合(注)	東京都千代田区	投資事業	75.7%	76.2%	76.8%
インテグラル4号GP投資事業有限責任組合(注)	東京都千代田区	投資事業	100.0%	49.5%	43.9%
Innovation Alpha IV Special L.P. (注)	英領ケイマン諸島	投資事業	100.0%	86.1%	83.3%
インテグラル・ブランズ株式会社	東京都千代田区	投資事業	100.0%	100.0%	100.0%
株式会社ビー・ピー・エス	東京都江東区	機械販売事業	100.0%	—	—
株式会社ヨウジヤマモト	東京都品川区	アパレル事業	87.9%	87.9%	87.9%

(注) これらのピークルは、クローズド・エンドの組合形態により、第二部「企業情報」 「本有価証券届出書における関係会社の範囲」に記載のとおり、当社の役職員が出資を行っているピークル（役職員出資ピークル）であります。

なお、上記以外に移行日時時点で7社、前連結会計年度末時点で13社、当連結会計年度末時点で13社が子会社であります。

公正価値で評価されている関連会社は下記のとおりであります。

関連会社の名称	関連会社の 主要な 事業場所	主要な 事業の 内容	当社グループが保有している所有持分の割合 (及びそれと異なる場合には議決権の割合)		
			移行日 (2021年 1月1日)	前連結 会計年度 (2021年 12月31日)	当連結 会計年度 (2022年 12月31日)
イトキン株式会社	東京都渋谷区	アパレル 事業	20.0%	20.0%	20.0%

26. 非連結のストラクチャード・エンティティ

ストラクチャード・エンティティに対する支配の判断については、注記「2. 作成の基礎 (3) 重要な会計上の見積りと判断」に記載しております。

当社は、非連結のストラクチャード・エンティティに該当するエンティティに対して投資を行っております。

これらのファンドは、クローズド・エンドの組合形態により、投資による資本増価及び投資収益の獲得を目的として、投資先企業への投資を行っております。

当社グループは、当該ファンドの管理・運用を実施するとともに、無限責任組員としての出資を行っております。また、これらのファンドは、出資者へのキャピタル・コールにより新たな出資を受ける権利を有しております。

非連結のストラクチャード・エンティティの運用総資産残高は、移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ243,513,076千円、333,789,104千円及び412,237,221千円です。

非連結のストラクチャード・エンティティに関連して連結財政状態計算書上に認識した資産及び負債の表示科目、帳簿価額及び最大損失額は以下のとおりであります。なお最大損失額は、ポートフォリオへの投資については、当社グループが出資する投資金額及び未履行のキャピタル・コールの金額で構成され、営業債権及びその他の債権（立替金を含む）については、帳簿価額に限定されております。また、当社グループが間接的に出資を行っている非連結のストラクチャード・エンティティに関する残高を含めております。当社グループは、契約上の義務なしに、非連結のストラクチャード・エンティティに対して財務的支援又はその他の重要な支援を提供したことはなく、提供する意図もありません。

移行日 (2021年1月1日)

連結財政状態計算書科目	帳簿価額			未履行の キャピタル ・コール	最大損失額
	資産	負債	純額		
	千円	千円	千円	千円	千円
ポートフォリオへの投資	868,773	—	868,773	620,135	1,488,909
営業債権及びその他の債権	153,347	—	153,347	—	153,347
前受金	—	525,539	525,539	—	—

前連結会計年度 (2021年12月31日)

連結財政状態計算書科目	帳簿価額			未履行の キャピタル ・コール	最大損失額
	資産	負債	純額		
	千円	千円	千円	千円	千円
ポートフォリオへの投資	1,209,781	—	1,209,781	482,204	1,691,985
営業債権及びその他の債権	7,879	—	7,879	—	7,879
前受金	—	401,490	401,490	—	—

当連結会計年度（2022年12月31日）

連結財政状態計算書科目	帳簿価額			未履行の キャピタル ・コール	最大損失額
	資産	負債	純額		
	千円	千円	千円	千円	千円
ポートフォリオへの投資	1,273,008	—	1,273,008	302,441	1,575,449
営業債権及びその他の債権	29,595	—	29,595	—	29,595
前受金	—	1,000,106	1,000,106	—	—

当社グループが前連結会計年度及び当連結会計年度にこれらのストラクチャード・エンティティから得た管理報酬の金額は、それぞれ2,988,402千円、3,795,906千円であります。また、すべての顧客から得た管理報酬の金額については、注記「13. 収益」に記載のとおりであります。

27. 偶発債務

経営指導念書等

当社グループは、当社グループ又は当社グループが運営するファンドの一部の投資先の資金調達に関連して、信用補完のため、投資先の財政状態の支援が可能な体制があること、取引先との適切な業務遂行の管理・監督を行うこと等を約した経営指導念書等を投資先、その取引先等に対して差入れております。

(単位：千円)

経営指導念書等の差入先	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
	経営指導念書の対象とする債務		
投資先（注1）の取引先	1,711,647	1,804,352	1,970,501
投資先（注2）	—	19,546,000	—

(注) 1. インテグラル2号投資事業有限責任組合、Integral Fund II(A) L.P.及び当社の投資先

2. インテグラル2号投資事業有限責任組合、Integral Fund II(A) L.P.の投資先

28. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

当社は投資企業に該当するため、投資企業である子会社を連結しておらず、当社はこれらの子会社を通じて投資を行っております。これらの子会社は当社の関連当事者に該当します。当社グループが組成し、投資管理サービスを提供するエンティティについては、当社グループの所有比率が20%を下回る場合においても当社の関連当事者に該当すると判断しております。また当社グループが投資する投資先企業のうち一部の企業は、関連当事者に該当すると判断しております。当社はこれらの企業に対して投資を行うとともに、経営支援を行うなどの取引を有しております。

当社グループと関連当事者との間の取引及び債権債務の残高は、以下のとおりであります。

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 [被所有] 割合 (%)	取引の 内容	前連結会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)		当連結会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	
				取引金額 (千円)	未決済残高 (千円)	取引金額 (千円)	未決済残高 (千円)
非連結の子会社	インテグラル・ブ ランズ株式会社	直接 100.0%	借入の実行 (注1)	6,100,000	4,600,000	3,022,103	4,350,000
			借入の返済	3,600,000	—	3,272,103	—
			支払利息	36,084	22,926	48,663	30,965
非連結の子会社	非連結の子会社の 合計	—	出資	2,163,518	—	699,232	—
			分配	1,742,233	—	3,495,386	—

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 [被所有] 割合 (%)	取引の 内容	前連結会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)		当連結会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	
				取引金額 (千円)	未決済残高 (千円)	取引金額 (千円)	未決済残高 (千円)
当社が投資管理サービスを提供する子会社ではないエンティティ	インテグラル2号 投資事業有限責任 組合	間接1.7%	管理報酬 (注2)	313,478	171,728	312,703	142,563
当社が投資管理サービスを提供する子会社ではないエンティティ	インテグラル3号 投資事業有限責任 組合	間接1.6%	管理報酬 (注2)	1,038,454	225,803	840,454	237,041
当社が投資管理サービスを提供する子会社ではないエンティティ	インテグラル4号 投資事業有限責任 組合	間接0.9%	管理報酬 (注2)	791,079	369,419	1,361,999	369,419
当社が投資管理サービスを提供する子会社ではないエンティティ	Integral Fund II (A) L.P.	間接2.3%	管理報酬 (注3)	34,172	—	34,267	28,969
当社が投資管理サービスを提供する子会社ではないエンティティ	Innovation Alpha L.P.	間接2.3%	管理報酬 (注2)	164,072	32,392	132,480	34,139
当社が投資管理サービスを提供する子会社ではないエンティティ	Innovation Alpha IV L.P.	間接1.9%	管理報酬 (注2)	302,027	128,219	520,000	128,219
当社が投資管理サービスを提供する子会社ではないエンティティ	Initiative Delta IV L.P.	間接1.8%	管理報酬 (注2)	345,008	146,465	594,000	146,465
当社が投資管理サービスを提供する子会社ではないエンティティ	当社が投資管理サービスを提供する子会社ではないエンティティの合計	—	出資	691,080	—	981,612	—
			分配	65,512	—	262,395	—
子会社	株式会社 ヨウジヤマモト	間接87.9%	経営支援料	30,000	2,750	30,000	2,750

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 [被所有] 割合 (%)	取引の 内容	前連結会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)		当連結会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	
				取引金額 (千円)	未決済残高 (千円)	取引金額 (千円)	未決済残高 (千円)
役員及び 主要株主	佐山 展生	[被所有] 直接39.1%	社債の引受 (注4)	570,000	1,180,000	—	—
			社債の償還	765,500	—	1,180,000	—
			社債利息	20,231	5,916	9,504	—
			インテグラ ル4号GP投 資事業有限 責任組合 (注5)へ の出資	42,159	—	10,810	—
役員及び 主要株主	山本 礼二郎	[被所有] 直接35.8%	社債の引受 (注4)	570,000	1,180,000	—	—
			社債の償還	765,500	—	1,180,000	—
			社債利息	20,231	5,916	9,504	—
			経費立替	10,655	1,771	11,531	619
			立替精算	9,921	—	12,683	—
			インテグラ ル4号GP投 資事業有限 責任組合 (注5)へ の出資	42,159	—	10,810	—
役員	水谷 謙作	[被所有] 直接9.9%	経費立替	17,615	1,959	22,749	2,618
			立替精算	16,787	—	22,089	—
			インテグラ ル4号GP投 資事業有限 責任組合 (注5)へ の出資	22,659	—	30,310	—
役員	邊見 芳弘	[被所有] 直接7.8%	インテグラ ル4号GP投 資事業有限 責任組合 (注5)へ の出資	42,159	—	10,810	—
役員に準ずる者	長谷川 聡子	[被所有] 直接1.5%	インテグラ ル4号GP投 資事業有限 責任組合 (注5)へ の出資	17,277	—	4,430	—

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 [被所有] 割合 (%)	取引の 内容	前連結会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)		当連結会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	
				取引金額 (千円)	未決済残高 (千円)	取引金額 (千円)	未決済残高 (千円)
役員に準ずる者	後藤 英恒	[被所有] 直接1.5%	インテグ ラル4号 GP投資事 業有限責 任組 合 (注5) への出資	17,277	—	4,430	—
役員に準ずる者	仲田 真紀子	[被所有] 直接1.5%	新株予約 権の権利 行使 (注6)	—	—	13,425	—
			インテグ ラル4号 GP投資事 業有限責 任組 合 (注5) への出資	15,249	—	3,910	—
役員に準ずる者	山崎 壯	[被所有] 直接1.5%	新株予約 権の権利 行使 (注6)	—	—	13,425	—
			インテグ ラル4号 GP投資事 業有限責 任組 合 (注5) への出資	15,249	—	3,910	—

- (注) 1. 当社は、非連結の公正価値で評価している子会社であるインテグラル・ブランド株式会社からグループ内借入を行っており、未決済残高は公正価値で評価している子会社からの借入金として計上されております。
2. 未決済残高は管理報酬の前受であり、前受金として計上されております。
3. 未決済残高は管理報酬の未収であり、営業債権及びその他の債権として計上されております。
4. 本社債に関連して、社債の発行条件の要約については、注記「18. 有利子負債」に記載しております。
5. インテグラル4号GP投資事業有限責任組合（以下、「本ビークル」という。）は、第二部「企業情報」「本有価証券届出書における関係会社の範囲」に記載のとおり、当社の役職員が出資を行っているビークル（役職員出資ビークル）の一つであります。なお、上記において、当社の役員及び役員に準ずる者の出資額を記載しております。当社は、当社の全役職員を対象に役職員出資ビークルへの出資機会を募っており、その内、出資を希望し、本ビークルへの出資を割り当てられた役職員が本ビークルへの出資主体となります。役職員における、本ビークル出資の目的は、本ビークルが収受するキャリドインタレストを含むファンド利益の一部の享受です。当該キャリドインタレストのうち、当グループに帰属する部分（概要は注記「13. 収益（1）収益の分解 ⑦ キャリドインタレスト」に記載しております）のみを収益に計上しております。また、当社にとっての本ビークル組成の目的は、当社の役職員がファンド出資を行い、外部投資家である有限責任組合員と利害を一致させることにより、ファンド利益の最大化を図ること（セームポート出資）であります。
6. 2019年2月28日の臨時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の権利行使を記載しています。なお、取引金額は、新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しています。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

当社グループの主要な経営幹部に対する報酬は以下のとおりであります。金額は、費用計上した金額を表示しております。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
報酬等	千円 555,266	千円 573,600
株式報酬 (注)	1	0
合計	555,268	573,600

(注) 株式報酬の権利行使価格等については、注記「22. 株式に基づく報酬」に記載のとおりです。

29. 担保

担保に供している資産は次のとおりであります。なお、対応する債務は投資ポートフォリオ又は公正価値で評価されている子会社の債務であるため、当社の連結財務諸表に計上されておられません。

	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
担保提供資産	千円	千円	千円
投資			
ポートフォリオへの投資	773,309	1,354,148	1,892,014
公正価値で評価している子会社への投資	530,000	—	—
合計	1,303,309	1,354,148	1,892,014

30. 後発事象

(株式分割)

当社は、2023年6月19日開催の取締役会の決議に基づき、2023年7月7日付（効力発生日）で株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的とするものです。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2023年7月6日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,910,000株
株式分割により増加する株式数	26,190,000株
株式分割後の発行済株式総数	29,100,000株

③ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、注記「21. 1株当たり利益」に記載しております。

④ 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(発行可能株式総数の増加)

株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年7月7日（効力発生日）をもって、当社定款の一部を変更し、発行可能株式総数を4,950,000株から49,500,000株へ増加させております。

また、2023年7月18日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で当社定款の一部を変更し、発行可能株式総数を1億1,640万株に変更するとともに、単元株式数を100株とし、普通株式の譲渡制限規定を廃止しております。

31. 初度適用

当社グループは、当連結会計年度からIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しております。IFRSへの移行日は2021年1月1日であります。

なお、当社グループは日本基準に準拠した連結財務諸表を作成していないため、以下、「初度適用(3)調整表」については日本基準に準拠して作成された個別財務諸表上の金額からの調整を表示しております。また、当社は日本基準に準拠した個別キャッシュ・フロー計算書を作成しておりません。

(1) IFRS第1号の免除規定

IFRSでは、IFRSを初めて適用する会社に対して、原則として、IFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めています。ただし、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」(以下「IFRS第1号」という。)では、IFRSで要求される基準の一部について強制的に免除規定を適用しなければならないものと任意に免除規定を適用するものを定めております。これらの規定の適用に基づく影響は、IFRS移行日において利益剰余金で調整しております。当社グループが日本基準からIFRSへ移行するにあたり、採用した免除規定は以下のとおりであります。

・以前に認識した金融商品の指定

IFRS第1号では、IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)における分類について、当初認識時点で存在する事実及び状況ではなく、移行日時点の事実及び状況に基づき判断することが認められております。

当社グループは、IFRS第9号における分類について、移行日時点で存在する事実及び状況に基づき判断を行っております。

(2) IFRS第1号の強制的な例外規定

IFRS第1号では、「見積り」及び「金融商品の分類及び測定」等について、IFRSの遡及適用を禁止しております。当社グループは、これらの項目について移行日より将来に向かって適用しております。

(3) 調整表

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は以下のとおりであります。

なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「連結の範囲」には連結財務諸表作成に伴う子会社残高の取込等による項目を、「認識及び測定の差異」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

2021年1月1日（IFRS移行日）現在の資本に対する調整

日本基準表示科目	日本基準 個別財務 諸表	表示組替	連結の範囲	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
	千円	千円	千円	千円	千円		
資産の部							資産
流動資産							流動資産
現金及び預金	808,947	—	1,277,258	—	2,086,206		現金及び現金同等物
売掛金	316,451	583,587	△591,025	—	309,013	(1)	営業債権及びその他の 債権
営業投資有価証券	3,993,188	△3,993,188	—	—	—	(2)	
前払費用	36,235	△36,235	—	—	—	(3)	
立替金	580,549	△580,549	—	—	—	(1)	
未収消費税等	21,537	△21,537	—	—	—	(3)	
未収法人税等	214,319	—	6,026	—	220,345		未収法人所得税
	—	—	4,153	—	4,153		その他の短期金融資産
その他	5,526	54,735	△1,705	△2,388	56,167	(3), (10)	その他の流動資産
流動資産合計	5,976,756	△3,993,188	694,707	△2,388	2,675,886		流動資産合計
固定資産							非流動資産
	—	7,487,956	44,241	17,857,803	25,390,002		投資
	—	5,692,908	△925,868	496,598	5,263,638	(2), (7)	ポートフォリオへの 投資
	—	1,795,047	970,110	17,361,205	20,126,363	(2), (8)	公正価値で評価して いる子会社への投資
有形固定資産	275,237	—	—	16,805	292,042	(9)	有形固定資産
	—	—	—	699,445	699,445	(10)	使用権資産
無形固定資産	3,298	—	—	—	3,298		無形資産
関係会社株式	670,277	△670,277	—	—	—	(2)	
その他の関係会社 有価証券	2,824,490	△2,824,490	—	—	—	(2)	
敷金保証金	125,247	△125,247	—	—	—	(4)	
	—	125,247	17,220	8,061	150,530	(4), (11)	その他の長期金融資産
長期前払費用	722	△722	—	—	—	(5)	
	—	722	—	—	722	(5)	その他の非流動資産
固定資産合計	3,899,274	3,993,188	61,462	18,582,116	26,536,041		非流動資産合計
資産合計	9,876,030	—	756,170	18,579,727	29,211,928		資産合計

日本基準表示科目	日本基準 個別財務 諸表	表示組替	連結の範囲	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
	千円	千円	千円	千円	千円		
負債の部							負債及び資本
流動負債							負債
未払金	33,386	276,830	535,498	14,087	859,803	(6), (13)	流動負債
未払費用	251,605	△251,605	—	—	—	(6)	営業債務及びその他の債務
未払法人税等	22,901	—	5,734	△14,087	14,548	(13)	未払法人所得税
預り金	25,224	△25,224	—	—	—	(6)	
	—	—	51,901	—	51,901		未払消費税
	—	—	530,964	—	530,964		前受金
1年内償還予定の社債	1,160,000	△1,160,000	—	—	—		
短期借入金	2,100,000	△2,100,000	—	—	—		
	—	2,100,000	—	—	2,100,000		公正価値で評価している子会社からの借入金
	—	1,160,000	—	—	1,160,000		社債
	—	—	—	140,566	140,566	(10)	リース負債
	—	—	—	74,990	74,990	(14)	その他の流動負債
流動負債合計	3,593,119	—	1,124,098	215,556	4,932,774		流動負債合計
固定負債							非流動負債
社債	1,600,000	—	—	—	1,600,000		社債
	—	—	—	454,607	454,607	(10)	リース負債
	—	—	—	114,696	114,696	(11)	資産除去債務
繰延税金負債	605,064	—	14,073	5,307,334	5,926,471	(12)	繰延税金負債
固定負債合計	2,205,064	—	14,073	5,876,637	8,095,775		非流動負債合計
負債合計	5,798,183	—	1,138,171	6,092,194	13,028,549		負債合計
純資産の部							資本
資本金	1,077,750	—	—	—	1,077,750		資本金
資本剰余金	18,750	—	—	85	18,835	(15)	資本剰余金
利益剰余金	1,373,558	—	△373,544	14,097,687	15,097,701	(16)	利益剰余金
	—	1,540	—	51	1,591	(15)	新株予約権
自己株式	△12,500	—	—	—	△12,500		自己株式
その他有価証券 評価差額金	1,618,748	—	△8,396	△1,610,351	—	(7)	その他の資本の構成要素
新株予約権	1,540	△1,540	—	—	—		
					16,183,378		親会社の所有者に帰属する持分合計
純資産合計	4,077,846	—	△381,940	12,487,472	16,183,378		資本合計
負債純資産合計	9,876,030	—	756,230	18,579,667	29,211,928		負債及び資本合計

2021年12月31日（直近の日本基準の財務諸表作成日）現在の資本に対する調整

日本基準表示科目	日本基準 個別財務 諸表	表示組替	連結の範囲	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
	千円	千円	千円	千円	千円		
資産の部							資産
流動資産							流動資産
現金及び預金	1,621,551	—	687,791	—	2,309,342		現金及び現金同等物
売掛金	94,642	610,788	△541,536	—	163,895	(1)	営業債権及びその他の の債権
営業投資有価証券	5,363,125	△5,363,125	—	—	—	(2)	
前払費用	28,595	△28,595	—	—	—	(3)	
立替金	609,040	△609,040	—	—	—	(1)	
未収消費税等	9,854	△9,854	—	—	—	(3)	
	—	—	0	—	0		未収法人所得税
	—	—	21,163	—	21,163		その他の短期金融資産
その他	4,881	36,702	7,210	△3,261	45,532	(3), (10)	その他の流動資産
流動資産合計	7,731,691	△5,363,125	174,629	△3,261	2,539,933		流動資産合計
固定資産							非流動資産
	—	11,079,438	173,141	17,325,237	28,577,817		投資
	—	7,493,640	△1,081,099	595,111	7,007,652	(2), (7)	ポートフォリオへの 投資
	—	3,585,798	1,254,240	16,730,126	21,570,165	(2), (8)	公正価値で評価して いる子会社への投資
有形固定資産	252,650	—	—	21,363	274,014	(9)	有形固定資産
	—	—	—	551,445	551,445	(10)	使用権資産
無形固定資産	7,736	—	—	—	7,736		無形資産
関係会社株式	760,872	△760,872	—	—	—	(2)	
その他の関係会社 有価証券	4,955,441	△4,955,441	—	—	—	(2)	
敷金保証金	116,072	△116,072	—	—	—	(4)	
	—	116,072	34,948	18,034	169,055	(4), (11)	その他の長期金融資産
長期前払費用	167	△167	—	—	—	(5)	
	—	167	—	—	167	(5)	その他の非流動資産
固定資産合計	6,092,940	5,363,125	208,089	17,916,081	29,580,237		非流動資産合計
資産合計	13,824,631	—	382,719	17,912,820	32,120,170		資産合計

日本基準表示科目	日本基準 個別財務 諸表	表示組替	連結の範囲	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
	千円	千円	千円	千円	千円		
負債の部							負債及び資本
流動負債							負債
未払金	58,870	332,832	21,997	25,234	438,935	(6), (13)	流動負債 営業債務及びその他の債務
未払費用	286,881	△286,881	—	—	—	(6)	
未払法人税等	121,736	—	9,950	△25,234	106,452	(13)	未払法人所得税
預り金	45,951	△45,951	—	—	—	(6)	
	—	—	86,027	—	86,027		未払消費税
前受金	6,839	—	406,915	—	413,754		前受金
短期借入金	4,600,000	△4,600,000	—	—	—		
	—	4,600,000	—	—	4,600,000		公正価値で評価している子会社からの借入金
	—	—	—	140,587	140,587	(10)	リース負債
	—	—	—	91,046	91,046	(14)	その他の流動負債
流動負債合計	5,120,279	—	524,891	231,634	5,876,804		流動負債合計
固定負債							非流動負債
社債	2,360,000	—	—	—	2,360,000		社債
	—	—	—	316,320	316,320	(10)	リース負債
	—	—	—	114,696	114,696	(11)	資産除去債務
繰延税金負債	891,762	—	16,379	5,186,869	6,095,011	(12)	繰延税金負債
固定負債合計	3,251,762	—	16,379	5,617,886	8,886,028		非流動負債合計
負債合計	8,372,041	—	541,270	5,849,520	14,762,832		負債合計
純資産の部							資本
資本金	1,077,750	—	—	—	1,077,750		資本金
資本剰余金	18,750	—	—	97	18,847	(15)	資本剰余金
利益剰余金	2,219,552	—	△143,357	14,194,820	16,271,016	(16)	利益剰余金
	—	1,540	—	59	1,599	(15)	新株予約権
自己株式	△11,875	—	—	—	△11,875		自己株式
其他有価証券 評価差額金	2,146,872	—	△15,193	△2,131,678	—	(7)	その他の資本の構成要素
新株予約権	1,540	△1,540	—	—	—		
					17,357,338		親会社の所有者に帰属する持分合計
純資産合計	5,452,589	—	△158,550	12,063,299	17,357,338		資本合計
負債純資産合計	13,824,631	—	382,719	17,912,820	32,120,170		負債及び資本合計

資本に対する調整に関する注記

(表示組替に関する注記)

(1) 営業債権及びその他の債権の振替

日本基準では区分掲記していた「売掛金」「立替金」及び、流動資産の「その他」に含めていた「未収入金」を、IFRSでは「営業債権及びその他の債権」として表示しております。

(2) ポートフォリオへの投資及び公正価値で評価している子会社への投資の振替

日本基準では区分掲記していた「営業投資有価証券」「関係会社株式」「その他の関係会社有価証券」を、IFRSでは「ポートフォリオへの投資」「公正価値で評価している子会社への投資」として表示しております。

(3) その他の流動資産の振替

日本基準では区分掲記していた「前払費用」「未収消費税等」を、IFRSでは「その他の流動資産」に振り替えて表示しております。

(4) その他の長期金融資産の振替

日本基準では区分掲記していた「敷金保証金」を、IFRSでは「その他の長期金融資産」に振り替えて表示しております。

(5) その他の非流動資産の振替

日本基準では区分掲記していた「長期前払費用」を、IFRSでは「その他の非流動資産」に振り替えて表示しております。

(6) 営業債務及びその他の債務の振替

日本基準では区分掲記していた「未払金」「未払費用」「預り金」を、IFRSでは「営業債務及びその他の債務」として表示しております。

(連結の範囲に関する注記)

IFRSに基づく連結財務諸表の作成にあたり、子会社の連結手続を行っております。

なお、当社はIFRS第10号が定める投資企業に該当するため、投資関連サービス（アドバイザーサービス、管理サービス等）を提供する、投資企業ではない子会社を連結の対象としています。投資企業に該当する子会社及び持分法の適用を免除している関連会社については、純損益を通じ公正価値で評価しております。

(認識及び測定の違いに関する注記)

(7) ポートフォリオへの投資の調整

日本基準では子会社株式以外の非上場株式等について、市場性のない資本性金融商品は取得原価を基礎として計上し、会社の財政状態の悪化に応じて減損処理を行っていましたが、IFRSでは公正価値で測定し、その変動額を純損益として認識しております。また、上場株式について、日本基準では時価との差額を「その他有価証券評価差額金」として計上していましたが、IFRSでは純損益として認識しております。

(8) 公正価値で評価している子会社への投資の調整

日本基準では子会社株式について、取得原価を基礎として計上し、会社の財政状態の悪化に応じて減損処理を行っていましたが、IFRSでは当社はIFRS第10号が定める投資企業に該当するため、投資企業に該当する子会社は純損益を通じ公正価値で評価しております。

(9) 有形固定資産の計上額の調整

日本基準では器具備品の減価償却方法について、主として定率法を採用していましたが、IFRSでは定額法を採用しております。また、耐用年数についても、日本基準では経済的耐用年数を採用していましたが、IFRSでは見込利用期間に修正しております。

(10) リースの調整

日本基準では賃貸借処理をしていた事務所の賃貸借契約について、IFRSでは「使用権資産」及び「リース負債」を計上しております。これに伴い、流動資産の「前払費用」に含めていた事務所の賃借料については、「リース負債」に含めて計上しております。

(11) その他の長期金融資産の調整

日本基準では事務所の賃貸借契約にかかる原状回復義務につき、敷金の減額による処理を行っていましたが、IFRSでは「資産除去債務」として計上しております。

なお、「敷金保証金」は割引計算を考慮した公正価値で測定しており、調整差額は賃貸料の前払いとして「その他の流動資産」に計上し、時間の経過とともに賃借料及び受取利息を認識しております。

(12) 繰延税金資産及び繰延税金負債の調整

IFRSの適用に伴い、すべての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。また、金融商品の公正

価値評価や未払有給休暇の計上といった日本基準からIFRSへの調整に伴い発生した一時差異に対して、「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」を計上しております。

(13) 未払法人所得税の調整

日本基準では未払法人税等として扱われていた住民税均等割及び事業税の外形標準課税について、IFRSでは課税所得を課税標準として課される税金ではないとして、「未払法人税等」から「営業債務及びその他の債務」に振り替える調整をしております。

(14) 未消化の有給休暇の調整

日本基準では認識していなかった未消化の有給休暇に係る債務について、IFRSでは「その他の流動負債」として計上しております。

(15) 新株予約権の調整

日本基準では測定日の本源的価値により算定していたストック・オプションの評価額について、IFRSでは公正な評価単価に基づいて計上しております。

(16) 利益剰余金に対する調整

	注記	移行日 (2021年1月1日)	前連結会計年度 (2021年12月31日)
		千円	千円
連結手続による調整 (注)		△ 373,544	△ 143,357
金融商品の調整	(7) (8)	14,008,097	14,167,601
有形固定資産の調整	(9)	11,659	14,822
リースの調整	(10)	△ 3,682	△ 4,070
繰延税金資産・負債の調整	(12)	133,410	79,458
未払有給休暇の調整	(14)	△ 52,028	△ 63,167
その他		230	176
合計		13,724,143	14,051,463

(注) 上記記載のとおり、初度適用 (3) 調整表については日本基準に準拠して作成された個別財務諸表上の金額からIFRSに準拠した連結財務諸表への調整を表示しているため、当該項目は投資関連サービスを提供する投資企業ではない子会社の連結に関する調整です。

前連結会計年度（自2021年1月1日 至2021年12月31日）（直近の日本基準の財務諸表作成年度）に係る損益及び包括利益に対する調整

日本基準表示科目	日本基準 個別財務 諸表	表示組替	連結の範囲	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
	千円		千円	千円	千円		
売上高	2,637,880	△2,637,880	—	—	—	(1)	
売上原価	△219,667	219,667	—	—	—	(1)	
	—	460,980	—	△410,980	50,000		投資売却による実現利益（△は損失）
	—	△7,330	75,185	763,663	831,518	(1) (5)	ポートフォリオへの投資の公正価値変動
	—	△78,500	△41,122	△127,558	△247,181	(1) (6)	公正価値で評価している子会社の公正価値変動
	—	4,464	—	—	4,464	(1)	配当
	—	7,307	—	—	7,307	(1)	投資ポートフォリオからの受取利息
	—	—	—	—	646,109		投資収益総額
	—	—	3,013,288	—	3,013,288		受取管理報酬
	—	—	—	—	—		キャリドインタレスト
	—	30,000	172,450	—	202,450	(1)	経営支援料
	—	2,014,947	△2,013,531	—	1,415	(1) (3)	その他の営業収益
売上総利益	2,418,213	13,655	1,206,269	225,125	3,863,263		収益
販売費及び一般管理費	△1,113,065	△13,758	△954,526	△14,203	△2,095,553	(2) (7) (8)	営業費用
営業利益	1,305,147	△103	251,743	210,921	1,767,709		営業利益（△は損失）
営業外収益	364	△364	—	—	—	(3)	
営業外費用	△76,684	76,684	—	—	—	(2) (3)	
特別損失	△406	406	—	—	—	(2)	
	—	13	198	797	1,009	(3)	金融収益
	—	△76,636	△8,520	△2,195	△87,352	(3)	金融費用
税引前当期純利益	1,228,421	—	243,421	209,524	1,681,366		税引前利益（△は損失）
法人税、住民税及び事業税	△328,810	△53,616	△13,173	△112,451	△508,052	(4)	税金費用
法人税等調整額	△53,616	53,616	—	—	—		
当期純利益	845,993	—	230,247	97,072	1,173,314		当期利益（△は損失）
その他の包括利益							その他の包括利益
その他有価証券 評価差額金	528,124	—	—	△528,124	—		
その他の包括利益 合計	528,124	—	—	△528,124	—		税引後その他の包括利益
包括利益	1,374,118	—	230,247	△431,051	1,173,314		当期包括利益

損益及び包括利益に対する調整に関する注記

(表示組替に関する注記)

- (1) ポートフォリオへの投資の公正価値変動及び公正価値で評価している子会社の公正価値変動の振替
日本基準において「売上高」に含めていた「ファンド出資金収益」及び「売上原価」に含めていた「ファンド出資金費用」について、IFRSでは「ポートフォリオへの投資の公正価値変動」「公正価値で評価している子会社の公正価値変動」として表示しております。また、「売上高」に含めていた「受取配当金」「受取利息」「経営支援料」について、IFRSでは「配当」「投資ポートフォリオからの受取利息」「経営支援料」として表示しております。なお、「売上高」に含めていた「投資助言報酬」「匿名組合出資収益」を「その他の営業収益」に振り替えておりますが、連結グループ内の取引により発生したものであるため、連結財務諸表の作成に際して消去しております。
- (2) 営業費用に係る振替
日本基準において「営業外費用」に含めていた「雑損失」及び「特別損失」に含めていた「関係会社株式評価損」について、IFRSでは「営業費用」に振り替えておりますが、「関係会社株式評価損」については連結財務諸表の作成に際して消去しております。
- (3) 表示科目に対する調整
日本基準において「営業外収益」「営業外費用」に表示していた項目を、IFRSでは財務に係る損益項目を「金融収益」及び「金融費用」として表示し、それ以外の項目については「その他の営業収益」として表示しております。
- (4) 税金費用に係る調整
日本基準において区分掲記していた「法人税、住民税及び事業税」「法人税等調整額」を、IFRSにおいては「税金費用」として表示しております。また、IFRSの適用に伴い、すべての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。

(連結の範囲に関する注記)

IFRSに基づく連結財務諸表の作成にあたり、子会社の連結手続を行っております。

なお、当社はIFRS第10号が定める投資企業に該当するため、投資関連サービス（アドバイザーサービス、管理サービス等）を提供する、投資企業ではない子会社を連結の対象としています。投資企業に該当する子会社及び持分法の適用を免除している関連会社については、純損益を通じ公正価値で評価しております。

(認識及び測定の違いに関する注記)

- (5) ポートフォリオへの投資の公正価値変動の調整
日本基準では子会社株式以外の非上場株式等について、市場性のない資本性金融商品は取得原価を基礎として計上し、会社の財政状態の悪化に応じて減損処理を行ってりましたが、IFRSでは公正価値で測定し、その変動額を「ポートフォリオへの投資の公正価値変動」として計上しております。また、上場株式について、日本基準では時価との差額を「その他有価証券評価差額金」として計上してりましたが、IFRSでは「ポートフォリオへの投資の公正価値変動」として計上しております。
- (6) 公正価値で評価している子会社の公正価値変動の調整
日本基準では子会社株式について、取得原価を基礎として計上し、会社の財政状態の悪化に応じて減損処理を行ってりましたが、IFRSでは当社はIFRS第10号が定める投資企業に該当するため、投資企業に該当する子会社は公正価値で評価し、その変動額を「公正価値で評価している子会社の公正価値変動」として計上しております。
- (7) 減価償却方法の変更
日本基準では器具備品の減価償却方法について主として定率法を採用してりましたが、IFRSでは定額法を採用しております。また、耐用年数についても、日本基準では経済的耐用年数を採用していましたが、IFRSでは見込利用期間に修正しております。当該変更により、減価償却費が含まれる「営業費用」を調整しております。
- (8) 未払有給休暇に係る調整
日本基準では認識していなかった未消化の有給休暇に係る債務について、IFRSでは負債認識しており、発生した費用を「営業費用」に計上しております。

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

インテグラル株式会社（以下、「当社」という。）は、日本に所在する株式会社であり、その登記されている本社は東京都に所在しております。本要約四半期連結財務諸表は、2023年6月30日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）により構成されております。

当社グループの主要な事業内容は、国内の上場企業及び未公開企業等を対象とした投資事業であり、投資事業有限責任組合を無限責任組合員として運営する他、自己資金での投資活動を行っております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成しています。当社グループは、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たしているため、同第93条の規定を適用しています。なお要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されているすべての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約四半期連結財務諸表は、2023年8月9日に取締役会により承認されております。

(2) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は当社の機能通貨である日本円で表示されており、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 重要性のある会計方針

要約四半期連結財務諸表において適用する重要性のある会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。なお、当第2四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積年次実効税率を基に算定しております。

4. 重要な会計上の見積りと判断

IFRSに準拠した要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

① 非上場株式の公正価値評価

当社は、当社グループが運営するファンドを通じて又は直接的に、非上場株式に対する投資を行っております。こうした非上場株式に対する投資の評価は、重要な判断を伴います。

非上場株式の公正価値の評価は、当社が属する業界において標準的に利用されるInternational Private Equity and Venture Capital Valuation Guidelines並びにIFRS第13号「公正価値測定」及びIFRS第9号「金融商品」に準拠して実施しております。ただし、当該手法により算定した公正価値は将来の不確実な経済条件の変動による影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローや割引率が見積りと異なった場合には、投資ポートフォリオの売却による実際の実現価額に重要な差異が発生し、それにより当社グループの業績及び純資産の状況に重要な影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という。）の影響を合理的に算定することは困難ではあるものの、当社では、一部事業においては、当社の決算日後1年程度はCOVID-19感染拡大の影響を受けるものと見込んでおります。COVID-19の感染状況及びその経済環境への影響の変化等により、投資の評価に関する見積りの主要な仮定が変化した場合には、当社グループの業績及び純資産の状況に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② 連結の基礎

当社は、IFRS第10号「連結財務諸表」（以下、「IFRS第10号」という。）が定める投資企業に該当します。

投資企業の定義を満たす企業は、IFRS第10号により、投資関連サービス（アドバイザーサービス、管理サービス等）を提供する投資企業ではない子会社を除くすべての子会社に対する投資を、純損益を通じ公正価値で評価することが要求されています。

当社は様々なタイプの子会社を有しており、当社の子会社が有する機能に照らして、IFRS第10号における取り扱いを毎期見直しています。

当社の子会社の主なタイプと取り扱いは以下のとおりです。

- (i) 主に当社の投資管理サービスの延長となる業務を実施し、投資先企業への直接投資を実施していない子会社は、連結の対象としております。
- (ii) 当社、役職員及び投資家等からの出資を受け、投資を実施し、利益の分配を行う子会社は、投資企業に該当するため、損益を通じ公正価値で評価しております。
- (iii) 投資先企業に対して直接投資を実施している子会社は投資企業に該当するため、損益を通じ公正価値で評価しております。
- (iv) 当社が支配している投資先企業は、損益を通じ公正価値で評価しております。

5. セグメント情報

(1) 一般情報

当社グループの事業セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業については、注記「7. 収益」に記載のとおりであり、事業セグメントはエクイティ投資事業単一となっております。

当社グループは、投資家、取締役会が事業の恒常的な業績や将来の見通しを把握すること、取締役会が継続的に事業ポートフォリオを評価することを目的として、開示している報告セグメントの会計処理は、IFRSに準拠しています。

(2) 報告セグメントの利益、損益及びその他の情報

当社グループは、エクイティ投資事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

6. 資本及びその他の資本項目

発行可能株式総数及び発行済株式総数

当社の発行可能株式総数及び発行済株式総数の増減は以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
	株	株
発行可能株式総数		
普通株式	4,950,000	4,950,000
発行済株式総数(注1)		
普通株式	2,910,000	2,910,000

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
	株	株
普通株式		
1月1日現在	2,910,000	2,910,000
期中増加	—	—
期中減少	—	—
6月30日現在	2,910,000	2,910,000

また、上記の発行済株式総数に含まれる自己株式数は以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
	株	株
普通株式		
1月1日現在	237,500	187,500
期中増加	—	—
期中減少 処分		
新株予約権の行使	△50,000	△2,500
6月30日現在	187,500	185,000

(注1) 当第2四半期連結会計期間末において当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっております。

(注2) 注記「13. 後発事象」に記載のとおり、当社は、2023年7月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っていますが、上記は当該株式分割実施前のものを記載しております。

7. 収益

収益の分解

当社グループは、エクイティ投資事業の単一事業分野において事業活動を行っております。投資収益総額の分解及び投資事業の顧客との契約に基づき分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
投資売却による実現利益 (△は損失)	△19	4,395
ポートフォリオへの投資の公正価値変動	△362,885	1,867,093
投資売却による実現利益 (△は損失)	△1	△7,263
投資評価による未実現利益 (△は損失)	△362,883	1,874,356
公正価値で評価している子会社の公正価値変動	145,522	2,520,628
配当	7,344	21,168
投資ポートフォリオからの受取利息	356	3,684
投資収益総額	△209,682	4,416,970
受取管理報酬	1,887,799	1,879,572
キャリドインタレスト	—	—
経営支援料	100,549	98,349
その他の営業収益	2,457	2,582
収益	1,781,124	6,397,475

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
投資売却による実現利益 (△は損失)	—	4,395
ポートフォリオへの投資の公正価値変動	△448,426	1,061,193
投資売却による実現利益 (△は損失)	—	323
投資評価による未実現利益 (△は損失)	△448,426	1,060,869
公正価値で評価している子会社の公正価値変動	△1,616,381	3,212,555
配当	1,584	1,584
投資ポートフォリオからの受取利息	123	1,184
投資収益総額	△2,063,099	4,280,913
受取管理報酬	948,373	941,497
キャリドインタレスト	—	—
経営支援料	52,899	48,249
その他の営業収益	558	235
収益	△1,061,267	5,270,896

① 投資売却による実現利益 (△は損失)

投資売却による実現利益 (△は損失) は、当社が直接投資をした投資ポートフォリオの売却により受領する対価の公正価値から、売却した会計期間の期首時点における当該投資ポートフォリオの公正価値及び売却に直接関連する手数料等の合計額を控除した金額で測定しております。

② ポートフォリオへの投資の公正価値変動

(i) 投資売却による実現利益 (△は損失)

当社グループの非子会社運用ファンドが投資をした投資ポートフォリオの売却により受領する対価の公正価値から、売却した会計期間の期首時点における当該投資ポートフォリオの公正価値及び売却に直接関連する手数料等の合計額を控除した金額で測定しております。

(ii) 投資評価による未実現利益 (△は損失)

期末時点で保有する投資ポートフォリオの会計期間の期首時点と期末時点における公正価値の変動額で測定しております。

- ③ 公正価値で評価している子会社の公正価値変動
公正価値で評価している子会社の公正価値変動は、IFRS第10号により投資企業に分類される子会社の公正価値の変動額で測定しております。
- ④ 配当
配当は、当社及び連結子会社が直接投資をした投資先企業からの配当であり、株主として配当金を受領する権利が確定した時点で計上しております。
- ⑤ 投資ポートフォリオからの受取利息
投資ポートフォリオからの受取利息は、契約上の金利条件に基づき、期間の経過に従って認識しております。
- ⑥ 受取管理報酬
受取管理報酬は、当社グループが運営する顧客としてのファンドとの契約に従い、原則として、顧客たるファンドの存続期間にわたり投資管理サービスを提供し、その投資サービスの提供という単一の履行義務を履行すると同時に顧客が便益を受け取ることから、顧客への移転のパターンが同一であるものとし、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下、「IFRS第15号」という。）に準拠し、原則として期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づいて認識しております。受領する管理報酬について、組合契約の定めに従い、ファンドの投資期間においてはそのファンドの出資約束金額総額に一定率を乗じて算定され、投資期間終了後の期間においてはファンドにおける投資残高に一定率を乗じて算定される変動対価です。各報告日に、取引価格を見直し、不確実性が解消された金額のみを取引価格に含めません。具体的には、ファンドの運用資本に対して一定（1.85%~2.0%/年）の管理報酬とし、取引の対価は主として3ヶ月ごとに前払いで受領し、翌四半期中にサービスを提供する対価として配分されます。重大な金融要素は含んでおりません。履行義務が期末時点で充足されていないサービスについては対価を前受金として計上し、契約負債に含めております。
- ⑦ キャリドインタレスト
当社グループは当社グループが運営するファンドの無限責任組合員として、組合契約に従い、当社グループが運営する顧客としてのファンドに対し投資管理サービスを提供し、ファンドの運用実績に応じキャリドインタレストを受領します。具体的には、ファンド投資先企業から稼得された収益から投資額及び組合費用等を除いたファンド利益がハードルレート（出資履行金額に対して年率8%）を超過した場合に限り、それまでのファンド利益累計額の20%を上限としてファンドから運用実績に応じた変動対価として受領します。
キャリドインタレストは、ファンドの運用開始時からIFRS第15号に準拠し、組合契約に定められたハードルレートを上回る分配を行うことが確実になった場合に権利が確定し、その時点で履行義務が充足され、重大な減額（クローバック）が生じない可能性が高い限りにおいて収益が認識されます。
なお、重大な減額が発生しない可能性の評価については、具体的状況（考慮事項：残存期間、残存するファンド投資先企業の公正価値及びEXIT見込）を踏まえ各ファンドについて行っております。
- ⑧ 経営支援料
当社グループは、投資実行後、必要に応じ経営支援契約を締結し、投資先企業に当社グループのメンバーを派遣、短期及び中期の経営上、戦略上の施策を推進するために投資先企業を支援しております。経営支援料は、顧客としての投資先企業との契約に従い、契約期間にわたり経営支援サービスを提供することから、顧客への移転のパターンが同一であるものとし、IFRS第15号に準拠し、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づいて認識しております。対価となる報酬額は個々の投資先企業との契約において決定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

8. 配当金

(1) 配当金の支払額

前第2四半期連結累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）
該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）
該当事項はありません。

(2) 基準日が第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が第2四半期連結累計期間の末日後となるもの

前第2四半期連結累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）
該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）
該当事項はありません。

9. 1株当たり利益

基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益（△は損失） （千円）	360,112	3,508,758
発行済普通株式の期中加重平均株式数（株）	27,020,580	27,239,917
希薄化効果のある株式数 ストック・オプションによる増加（株）	2,684,098	2,111,729
希薄化効果調整後の期中加重平均普通株式数（株）	29,704,678	29,351,646
基本的1株当たり四半期利益（△は損失）（円）	13.33	128.81
希薄化後1株当たり四半期利益（△は損失）（円）	12.12	119.54

	前第2四半期連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益（△は損失） （千円）	△1,186,040	3,189,410
発行済普通株式の期中加重平均株式数（株）	27,225,000	27,250,000
希薄化効果のある株式数 ストック・オプションによる増加（株）	—	2,097,360
希薄化効果調整後の期中加重平均普通株式数（株）	—	29,347,360
基本的1株当たり四半期利益（△は損失）（円）	△43.56	117.04
希薄化後1株当たり四半期利益（△は損失）（円）	—	108.68

(注) 1. 前第2四半期連結会計期間の希薄化後1株当たり四半期利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載を省略しております。

2. 注記「13. 後発事象」に記載のとおり、当社は、2023年6月19日開催の当社取締役会の決議に基づき、2023年7月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり四半期利益（△は損失）及び希薄化後1株当たり四半期利益（△は損失）を算定しております。

10. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値の算定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。なお、金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、割引将来キャッシュ・フロー法、又はその他の適切な評価技法により見積もっております。

営業債権及びその他の債権

満期又は決済までの期間が短期であるため、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

貸付金

返済日までの期間が短期であるため、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

ポートフォリオへの投資、公正価値で評価している子会社への投資

市場性のある有価証券の公正価値は、市場価格を用いて見積もっております。非上場株式等の市場価格のない有価証券については、割引将来キャッシュ・フロー法、類似業種比較法、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル等の適切な評価技法により、公正価値を見積もっております。投資事業組合等への出資金については、組合財産の公正価値を見積もった上で当該公正価値に対する当社グループの持分相当額を公正価値としております。

その他の金融資産

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積もっております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

営業債務及びその他の債務

満期又は決済までの期間が短期であるため、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

借入金及び公正価値で評価している子会社からの借入金、その他の金融負債

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法や、一定の期間ごとに区分した将来キャッシュ・フローを、新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引く方法により公正価値を測定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。なお、短期間で決済されるものは、公正価値が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

(2) 金融商品の分類及び公正価値

金融資産及び金融負債の分類及び公正価値は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)		当第2四半期連結会計期間 (2023年6月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
資産：				
償却原価で測定される金融資産				
営業債権及びその他の債権	325,369	325,369	456,736	456,736
貸付金	—	—	10,000	10,000
その他の金融資産	164,710	164,710	175,808	175,808
FVTPLの金融資産				
投資	31,393,768	31,393,768	35,572,039	35,572,039
ポートフォリオへの投資	7,783,615	7,783,615	9,345,816	9,345,816
公正価値で評価している子会社への投資	23,610,153	23,610,153	26,226,222	26,226,222
負債：				
償却原価で測定される金融負債				
営業債務及びその他の債務	535,744	535,744	430,488	430,488
借入金及び公正価値で評価している子会社からの借入金	6,690,000	6,690,000	6,850,000	6,850,000

(3) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値の測定を分類することを要求しております。

公正価値のヒエラルキーは、以下のレベルとなっております。

- ・レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格
- ・レベル2：直接的又は間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット
- ・レベル3：観察不能な価格を含むインプット

公正価値の測定に使用される公正価値のヒエラルキーのレベルは、その公正価値の測定にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しております。

また、レベル間の振替につきましては、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。金融資産及び金融負債の公正価値のヒエラルキーごとの分類は次のとおりであります。

連結財政状態計算書又は要約四半期連結財政状態計算書において公正価値で測定される金融資産及び金融負債

前連結会計年度（2022年12月31日）

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資				
ポートフォリオへの投資	2,640,604	—	5,143,010	7,783,615
公正価値で評価している子会社への投資	—	—	23,610,153	23,610,153
金融資産合計	2,640,604	—	28,753,163	31,393,768

当第2四半期連結会計期間（2023年6月30日）

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資				
ポートフォリオへの投資	1,861,498	—	7,484,317	9,345,816
公正価値で評価している子会社への投資	—	—	26,226,222	26,226,222
金融資産合計	1,861,498	—	33,710,540	35,572,039

前連結会計年度及び当第2四半期連結会計期間において、レベル1とレベル2間の振替はありませんでした。

た。

(4) レベル3に分類される金融商品

レベル3に分類される金融商品については、取締役会に報告された評価方針及び手続に基づき、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価の実施及び評価結果の分析を行っております。

評価結果は、財務経理責任者であるCFO&コントローラーによりレビューされ、承認されております。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される金融商品について、経常的な公正価値測定に用いた評価技法及び重要な観察可能でないインプットに関する情報は次のとおりであります。

前連結会計年度（2022年12月31日）

	公正価値	評価技法	観察可能でないインプット	範囲
ポートフォリオへの投資及び公正価値で評価している子会社への投資	28,753,163千円	マーケットアプローチ及びインカムアプローチ	EV/EBITDA倍率 加重平均資本コスト	6.4x-12.9x 5.0%-12.5%

当第2四半期連結会計期間（2023年6月30日）

	公正価値	評価技法	観察可能でないインプット	範囲
ポートフォリオへの投資及び公正価値で評価している子会社への投資	33,710,540千円	マーケットアプローチ及びインカムアプローチ	EV/EBITDA倍率 加重平均資本コスト	5.1x-17.6x 5.4%-11.9%

経常的に公正価値で測定するレベル3に分類される金融商品の公正価値のうち、マーケットアプローチ及びインカムアプローチ（内容については注記「10. 金融商品（1）公正価値の算定方法」における「ポートフォリオへの投資、公正価値で評価している子会社への投資」に記載しております。）で評価される「ポートフォリオへの投資」及び「公正価値で評価している子会社への投資」の公正価値について、観察可能でないインプットが変動した場合の連結損益計算書の税引前利益又は要約四半期連結損益計算書の税引前四半期利益に与える影響は以下のとおりです。

（単位：千円）

観察可能でないインプット	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第2四半期 連結会計期間 (2023年6月30日)
EV/EBITDA倍率が10%上昇した場合		
ポートフォリオへの投資	162,246	200,484
公正価値で評価している子会社への投資	626,201	788,910
EV/EBITDA倍率が10%低下した場合		
ポートフォリオへの投資	△162,246	△200,484
公正価値で評価している子会社への投資	△626,201	△788,910
加重平均資本コストが0.5%上昇した場合		
ポートフォリオへの投資	△158,126	△153,873
公正価値で評価している子会社への投資	△604,743	△584,478
加重平均資本コストが0.5%低下した場合		
ポートフォリオへの投資	179,997	175,237
公正価値で評価している子会社への投資	691,625	658,666

レベル3に分類された金融資産及び金融負債の増減は次のとおりであります。

前第2四半期連結累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

（単位：千円）

	金融資産		
	FVTPLの金融資産		合計
	ポートフォリオへの投資	公正価値で評価している子会社への投資	
2022年1月1日残高	3,924,490	21,570,165	25,494,655
購入及び出資等	166,604	639,364	805,968
売却、償還及び分配等	△159,312	△398,342	△557,654
利得又は損失（注）	△131,852	145,522	13,670
純損益	△131,852	145,522	13,670
その他の包括利益	—	—	—
レベル3からの振替	—	—	—
2022年6月30日残高	3,799,930	21,956,709	25,756,639
報告期間末に保有している資産について純損益に計上された当四半期の未実現損益の変動（注）	△131,852	145,522	13,670

当第2四半期連結累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	金融資産		
	FVTPLの金融資産		合計
	ポートフォリオへの投資	公正価値で評価している子会社への投資	
2023年1月1日残高	5,143,010	23,610,153	28,753,163
購入及び出資等	329,662	295,055	624,718
売却、償還及び分配等	△577,904	△199,615	△777,519
利得又は損失（注）	2,589,549	2,520,628	5,110,178
純損益	2,589,549	2,520,628	5,110,178
その他の包括利益	—	—	—
レベル3からの振替	—	—	—
2023年6月30日残高	7,484,317	26,226,222	33,710,540
報告期間末に保有している資産について純損益に計上された当四半期の未実現損益の変動（注）	2,589,549	2,520,628	5,110,178

（注）純損益に認識した利得又は損失は、要約四半期連結損益計算書の「ポートフォリオへの投資の公正価値変動」、
「公正価値で評価している子会社の公正価値変動」に含めています。なお、上記の他に、要約四半期連結損益計算書の「ポートフォリオへの投資の公正価値変動」には、レベル1に分類される上場株式の公正価値変動が含まれております。

11. 偶発債務

経営指導念書等

当社グループは、当社グループ又は当社グループが運営するファンドの一部の投資先の資金調達に関連して、信用補完のため、投資先の財政状態の支援が可能な体制があること、取引先との適切な業務遂行の管理・監督を行うこと等を約した経営指導念書等を投資先の取引先等に対して差入っております。

（単位：千円）

経営指導念書等の差入先	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
		経営指導念書の対象とする債務
投資先（注）の取引先	1,970,501	1,510,809

（注）インテグラル2号投資事業有限責任組合、Integral Fund II(A) L.P. 及び当社の投資先

12. 関連当事者

関連当事者との取引

当社は投資企業に該当するため、投資企業である子会社を連結しておらず、当社はこれらの子会社を通じて投資を行っております。これらの子会社は当社の関連当事者に該当します。当社グループが組成し、投資管理サービスを提供するエンティティについては、当社グループの所有比率が20%を下回る場合においても当社の関連当事者に該当すると判断しております。また当社グループが投資する投資先企業のうち一部の企業は、関連当事者に該当すると判断しております。当社はこれらの企業に対して投資を行うとともに、経営支援を行うなどの取引を有しております。

当社グループと関連当事者との間の取引及び債権債務の残高は、以下のとおりであります。

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 [被所有] 割合 (%)	取引の内容	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
				取引金額 (千円)	未決済残高 (千円)	取引金額 (千円)	未決済残高 (千円)
非連結の子会社	インテグラ ル・ブランド 株式会社	直接 100.0%	借入の実行 (注1)	1,000,000	5,000,000	1,850,000	4,900,000
			借入の返済	600,000	—	1,300,000	—
			支払利息	23,872	13,659	23,979	12,350
非連結の子会社	非連結の子会 社の合計	—	出資	450,717	—	191,374	—
			分配	2,148,726	—	617,905	—
			貸付の実行 (注2)	—	—	251,851	10,000
			貸付の返済 (注2)	—	—	241,851	—
当社が投資管理 サービスを提供 する子会社では ないエンティテ ィ	インテグラ ル2号投資事業 有限責任組合 ィ	間接 1.7%	管理報酬 (注3)	156,116	172,245	129,602	132,948
当社が投資管理 サービスを提供 する子会社では ないエンティテ ィ	インテグラ ル3号投資事業 有限責任組合 ィ	間接 1.6%	管理報酬 (注3)	411,610	229,461	427,240	241,885
当社が投資管理 サービスを提供 する子会社では ないエンティテ ィ	インテグラ ル4号投資事業 有限責任組合 ィ	間接 0.9%	管理報酬 (注3)	675,402	377,628	675,402	377,628
当社が投資管理 サービスを提供 する子会社では ないエンティテ ィ	Integral Fund II (A) L.P.	間接 2.3%	管理報酬 (注4)	17,117	11,312	13,880	39,586
当社が投資管理 サービスを提供 する子会社では ないエンティテ ィ	Innovation Alpha L.P.	間接 2.3%	管理報酬 (注3)	64,878	32,880	67,687	34,837
当社が投資管理 サービスを提供 する子会社では ないエンティテ ィ	Innovation Alpha IV L.P.	間接 1.6%	管理報酬 (注3)	257,863	131,068	257,863	131,068

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 [被所有] 割合 (%)	取引の内容	前第2四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
				取引金額 (千円)	未決済残高 (千円)	取引金額 (千円)	未決済残高 (千円)
当社が投資管理 サービスを提供 する子会社では ないエンティティ	Initiative Delta IV L.P.	間接 1.8%	管理報酬 (注3)	294,558	149,720	294,558	149,720
当社が投資管理 サービスを提供 する子会社では ないエンティティ	当社が投資管理 サービスを提供 する子会社 ではないエンティティの 合計	—	出資	307,595	—	213,189	—
			分配	112,452	—	259,924	—
			貸付の実行 (注2)	—	—	1,429,075	—
			貸付の返済 (注2)	—	—	1,429,075	—
子会社	株式会社ヨウ ジヤマモト	間接 87.9%	経営支援料	15,000	2,750	15,000	2,750
役員及び 主要株主	佐山 展生	[被所有] 直接 39.0%	社債の引受	—	1,180,000	—	—
			社債利息	8,777	14,693	—	—
役員及び 主要株主	山本 礼二郎	[被所有] 直接 35.7%	社債の引受	—	1,180,000	—	—
			社債利息	8,777	14,693	—	—
役員	水谷 謙作	[被所有] 直接 9.9%	経費立替	10,618	—	11,137	—
			立替精算	10,738	1,839	12,195	1,560
			インテグラル 4号GP投資事 業有限責任組 合への出資 (注5)	19,500	—	—	—
役員に準ずる者	仲田 真紀子	[被所有] 直接 1.5%	新株予約権の 権利行使 (注6)	13,425	—	—	—
役員に準ずる者	山崎 壯	[被所有] 直接 1.5%	新株予約権の 権利行使 (注6)	13,425	—	—	—

(注1) 当社は、非連結の公正価値で評価している子会社であるインテグラル・ブランド株式会社からグループ内借入を行っており、未決済残高は公正価値で評価している子会社からの借入金として計上されております。

(注2) 当社は2023年3月30日において、投資先の増資の引受に伴うブリッジファイナンスを目的として、非連結の子会社に対して241,851千円及び当社が投資管理サービスを提供する子会社ではないエンティティに対して1,429,075千円の貸付（以下、「本貸付」という。）を実行しました。本貸付は返済期日である2023年4月5日にその全額が返済されております。

(注3) 未決済残高は管理報酬の前受けであり、前受金として計上されております。

(注4) 未決済残高は管理報酬の未収であり、営業債権及びその他の債権として計上されております。

(注5) インテグラル4号GP投資事業有限責任組合（以下、「本ビークル」という。）は、当社の役職員が出資を行っているビークル（役職員出資ビークル）の一つであります。なお、上記において、当社の役員及び役員に準ずる者の出資額を記載しております。当社は、当社の全役職員を対象に役職員出資ビークルへの出資機会を募っており、その内、出資を希望し、本ビークルへの出資を割り当てられた役職員が本ビークルへの出資主体となります。役職員における、本ビークル出資の目的は、本ビークルが収受するキャリドインタレストを含むファンド利益の一部の享受です。当該キャリドインタレストのうち、当グループに帰属する部分（概要は注記「7. 収益 収益の分解 ⑦ キャリドインタレスト」に記載しております）のみを収益に計上しております。また、当社にとっての本ビークル組成の目的は、当社の役職員がファンド出資を行い、外部投資家である有限責任組合員と利害を一致させることにより、ファンド利益の最大化を図ること（セームポート出資）であります。

(注6) 2019年2月28日の臨時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の権利行使を記載しています。なお、取引金額は、新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しています。

13. 後発事象

(株式分割)

当社は、2023年6月19日開催の取締役会の決議に基づき、2023年7月7日付（効力発生日）で株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的とするものです。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2023年7月6日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,910,000株
株式分割により増加する株式数	26,190,000株
株式分割後の発行済株式総数	29,100,000株

③ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、注記「9.1株当たり利益」に記載しております。

④ 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(発行可能株式総数の増加)

株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年7月7日（効力発生日）をもって、当社定款の一部を変更し、発行可能株式総数を4,950,000株から49,500,000株へ増加させております。

また、2023年7月18日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で当社定款の一部を変更し、発行可能株式総数を1億1,640万株に変更するとともに、単元株式数を100株とし、普通株式の譲渡制限規定を廃止しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,621,551	604,760
売掛金	※2 94,642	※2 491,483
営業投資有価証券	※1 5,363,125	※1 5,885,938
前払費用	28,595	42,879
立替金	※2 609,040	※2 252,001
未収消費税等	9,854	8,326
その他	※2 4,881	※2 8,702
流動資産合計	7,731,691	7,294,093
固定資産		
有形固定資産		
建物	265,341	265,341
工具、器具及び備品	122,313	122,313
減価償却累計額	△135,004	△172,571
有形固定資産合計	252,650	215,083
無形固定資産		
ソフトウェア	7,736	5,751
無形固定資産合計	7,736	5,751
投資その他の資産		
関係会社株式	760,872	766,077
その他の関係会社有価証券	4,955,441	6,324,239
敷金及び保証金	116,072	106,896
長期前払費用	167	—
投資その他の資産合計	5,832,553	7,197,213
固定資産合計	6,092,940	7,418,048
資産合計	13,824,631	14,712,142

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	※2 58,870	※2 60,070
未払費用	※2,※3 286,881	※2,※3 338,464
未払法人税等	121,736	55,513
預り金	※2 45,951	※2 30,508
前受金	6,839	—
1年内返済予定の長期借入金	—	780,000
短期借入金	※2 4,600,000	※2 4,350,000
流動負債合計	5,120,279	5,614,557
固定負債		
社債	※3 2,360,000	—
長期借入金	—	1,560,000
繰延税金負債	891,762	1,005,738
固定負債合計	3,251,762	2,565,738
負債合計	8,372,041	8,180,296
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,077,750	1,077,750
資本剰余金		
資本準備金	18,750	18,750
その他資本剰余金	—	24,735
資本剰余金合計	18,750	43,485
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,219,552	3,004,272
利益剰余金合計	2,219,552	3,004,272
自己株式	△11,875	△9,375
株主資本合計	3,304,177	4,116,132
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,146,872	2,414,558
評価・換算差額等合計	2,146,872	2,414,558
新株予約権	1,540	1,155
純資産合計	5,452,589	6,531,845
負債純資産合計	13,824,631	14,712,142

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	※1 2,637,880	※1 2,776,720
売上原価	219,667	161,424
売上総利益	2,418,213	2,615,295
販売費及び一般管理費	※2 1,113,065	※2 1,382,761
営業利益	1,305,147	1,232,534
営業外収益		
受取利息	13	6
その他	350	373
営業外収益合計	364	379
営業外費用		
支払利息	※1 36,084	※1 19,009
社債利息	40,551	60,903
その他	48	38
営業外費用合計	76,684	79,951
経常利益	1,228,827	1,152,962
特別損失		
関係会社株式評価損	406	6,294
特別損失合計	406	6,294
税引前当期純利益	1,228,421	1,146,668
法人税、住民税及び事業税	328,810	366,111
法人税等調整額	53,616	△4,163
法人税等合計	382,427	361,947
当期純利益	845,993	784,720

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,077,750	18,750	18,750	1,373,558	1,373,558	△12,500	2,457,558
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	845,993	845,993	—	845,993
自己株式の処分	—	—	—	—	—	625	625
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	845,993	845,993	625	846,618
当期末残高	1,077,750	18,750	18,750	2,219,552	2,219,552	△11,875	3,304,177

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,618,748	1,618,748	1,540	4,077,846
当期変動額				
当期純利益	—	—	—	845,993
自己株式の処分	—	—	—	625
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	528,124	528,124	—	528,124
当期変動額合計	528,124	528,124	—	1,374,743
当期末残高	2,146,872	2,146,872	1,540	5,452,589

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,077,750	18,750	—	18,750	2,219,552	2,219,552	△11,875	3,304,177
当期変動額								
当期純利益	—	—	—	—	784,720	784,720	—	784,720
自己株式の処分	—	—	24,735	24,735	—	—	2,500	27,235
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	24,735	24,735	784,720	784,720	2,500	811,955
当期末残高	1,077,750	18,750	24,735	43,485	3,004,272	3,004,272	△9,375	4,116,132

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,146,872	2,146,872	1,540	5,452,589
当期変動額				
当期純利益	—	—	—	784,720
自己株式の処分	—	—	—	27,235
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	267,685	267,685	△385	267,300
当期変動額合計	267,685	267,685	△385	1,079,255
当期末残高	2,414,558	2,414,558	1,155	6,531,845

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) その他有価証券 (投資事業有限責任組合が保有する有価証券を含む)

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

- (2) 子会社株式及び関連会社株式 (投資事業有限責任組合が保有する有価証券を含む)

移動平均法による原価法

- (3) 投資事業有限責任組合への出資

組合の貸借対照表については持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を

計上する方法

- (4) 匿名組合への出資

組合の貸借対照表及び損益計算書について持分相当額を純額で計上する方法

(損益は売上高に含めて表示)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物並びに、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物、建物附属設備 8～12年

器具及び備品 2～12年

- (2) 無形固定資産 (ソフトウェア)

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理

税抜方式

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) その他有価証券 (投資事業有限責任組合が保有する有価証券を含む)

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- (2) 子会社株式及び関連会社株式 (投資事業有限責任組合が保有する有価証券を含む)

移動平均法による原価法

- (3) 投資事業有限責任組合への出資

組合の貸借対照表については持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を

計上する方法

- (4) 匿名組合への出資

組合の貸借対照表及び損益計算書について持分相当額を純額で計上する方法

(損益は売上高に含めて表示)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物並びに、2016年4月1日

以後に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物、建物附属設備	8～12年
器具及び備品	2～12年

(2) 無形固定資産（ソフトウェア）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

(1) 投資助言報酬

投資助言報酬は、当社グループ会社がファンドを運営するにあたり、顧客としての当社グループ会社との契約に従い、原則として、顧客たる当社グループ会社が運営するファンドの存続期間にわたり投資助言サービスを提供し、その投資助言サービスの提供という単一の履行義務を履行すると同時に顧客が便益を受け取ることから、顧客への移転のパターンが同一であるものとし、原則として期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づいて認識しております。受領する主な投資助言報酬について、投資助言契約の定めに従い、当社グループ会社が運営するファンドから受領する管理報酬に一定率を乗じて算定される変動対価です。各決算期末日に、取引価格を見直し、不確実性が解消された金額のみを取引価格に含めます。取引の対価は、履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領、又は、履行義務充足後の支払いを要求しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 経営支援料

当社グループは、投資実行後、必要に応じ経営支援契約を締結し、投資先企業に当社グループのメンバーを派遣、短期及び中期の経営上、戦略上の施策を推進するために投資先企業を支援しております。経営支援料は、顧客としての投資先企業との契約に従い、契約期間にわたり経営支援サービスを提供することから、顧客への移転のパターンが同一であるものとし、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づいて認識しております。対価となる報酬額は個々の投資先企業との契約において決定しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

時価のない有価証券の評価に係る見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

営業投資有価証券 2,152,047千円

関係会社株式 760,872千円

その他の関係会社有価証券 4,955,441千円

売上原価（有価証券評価損） 一千円

関係会社株式評価損 406千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

① 算出方法

当社及び当社が出資する投資事業有限責任組合又は匿名組合が保有する時価のない有価証券については、期末における実質価額が取得原価に対して著しく（50%程度以上）低下した場合に、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き実質価額まで切り下げ、認識した評価損については売上原価又は関係会社株式評価損に計上しております。また、当社が出資する投資事業有限責任組合又は匿名組合が保有する時価のない有価証券の評価損については、（重要な会計方針）1. 有価証券の評価基準及び評価方法（3）及び（4）に従い、事業年度末日における組合の決算書を基礎とし、当社の持分相当額を売

上原価に計上又は売上高から控除しております。

当社は、時価のない有価証券の実質価額について、銘柄の特性を考慮して決定した項目（直近における純資産価額に持分比率を乗じた金額、事業実績及び計画、その他の経営環境等）を総合的に検討し、算定しております。

② 主要な仮定

時価のない有価証券の評価における主要な仮定は、投資先企業が参入している市場の成長率、事業計画に含まれる経営改善施策を反映した営業収益や利益水準及び株式上場やトレードセール等の実現可能性であります。また、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という。）の影響を合理的に算定することは困難ではあるものの、当社では、一部事業においては、当社の決算日後1年程度はCOVID-19感染拡大の影響を受けるものと見込んでおります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当社が保有する時価のない有価証券の評価については、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、最善の見積りと判断により決定しております。しかしながら、見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先企業の事業計画に対する見通しと実績の乖離や、COVID-19の感染状況及びその経済環境への影響の変化等により、投資の評価に関する見積りの主要な仮定が変化した場合には、翌事業年度の財務諸表において重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

市場価格のない株式等の評価に係る見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

営業投資有価証券 2,756,790千円

関係会社株式 766,077千円

その他の関係会社有価証券 6,324,239千円

売上原価（有価証券評価損） ー千円

関係会社株式評価損 6,294千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

① 算出方法

当社及び当社が出資する投資事業有限責任組合又は匿名組合が保有する市場価格のない株式等については、期末における実質価額が取得原価に対して著しく（50%程度以上）低下した場合に、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き実質価額まで切り下げ、認識した評価損については売上原価又は関係会社株式評価損に計上しております。また、当社が出資する投資事業有限責任組合又は匿名組合が保有する市場価格のない株式等の評価損については、（重要な会計方針）1. 有価証券の評価基準及び評価方法（3）及び（4）に従い、事業年度末日における組合の決算書を基礎とし、当社の持分相当額を売上原価に計上又は売上高から控除しております。

当社は、市場価格のない株式等の実質価額について、銘柄の特性を考慮して決定した項目（直近における純資産価額に持分比率を乗じた金額、事業実績及び計画、その他の経営環境等）を総合的に検討し、算定しております。

② 主要な仮定

市場価格のない株式等の評価における主要な仮定は、投資先企業が参入している市場の成長率、事業計画に含まれる経営改善施策を反映した営業収益や利益水準及び株式上場やトレードセール等の実現可能性であります。また、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という。）の影響を合理的に算定することは困難ではあるものの、当社では、一部事業においては、当社の決算日後1年程度はCOVID-19感染拡大の影響を受けるものと見込んでおります。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当社が保有する市場価格のない株式等の評価については、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、最善の見積りと判断により決定しております。しかしながら、見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先企業の事業計画に対する見通しと実績の乖離や、COVID-19の感染状況及びその経済環境への影響の変化等により、投資の評価に関する見積りの主要な仮定が変化した場合には、翌事業年度の財務諸表において重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(1) 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、これによる財務諸表に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度の財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
	千円	千円
営業投資有価証券 (注)	1,026,045	1,579,969

(注) 投資先の短期借入金及び長期借入金を担保するため、担保に提供しているものです。当該投資先の借入金に対しては、上記に加え、当社及び当社の子会社が無限責任組合員を務めるファンドからも担保を提供しております。

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分掲記されたものを除く)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
	千円	千円
金銭債権	696,849	729,057
金銭債務	4,644,851	4,381,261

※3 偶発債務

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
	千円	千円
経営指導念書の対象とする債務 (注)	19,546,000	—

(注) 当社は、一部の投資先の資金調達に関連して、投資先の財政状態の支援が可能な体制があることを約した経営指導念書等を投資先に対して差入れております。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	千円	千円
営業取引によるもの		
売上高	2,046,108	2,738,723
営業外取引によるもの		
営業外費用	36,084	41,332

※2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	千円	千円
役員報酬	157,666	167,000
給与手当	337,644	406,477
減価償却費	16,835	18,708
支払手数料	144,698	241,198

なお、すべて一般管理費に属するものであります。

(有価証券関係)

関係会社株式等

前事業年度(2021年12月31日)

関係会社株式及びその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額は関係会社株式760,872千円、その他の関係会社有価証券4,955,441千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2022年12月31日)

関係会社株式及びその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額は関係会社株式766,077千円、その他の関係会社有価証券6,324,239千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
	千円	千円
繰延税金資産		
減価償却費	1,770	1,581
資産除去債務	7,960	10,770
未払費用	1,830	6,577
未払事業税等	18,015	12,853
有価証券評価損	26,169	30,136
その他	530	448
繰延税金資産小計	56,277	62,368
評価性引当額	△544	△2,471
繰延税金資産合計	55,733	59,896
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△947,495	△1,065,635
繰延税金負債合計	△947,495	△1,065,635
繰延税金資産の純額	△891,762	△1,005,738

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため内訳の注記を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針）3. 収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 30. 後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

④【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
		営業投資 有価証券	その他 有価証券	株式会社コンヴェノ
		キュービーネットホールディングス株式会社	592,300	796,051
		イトキン株式会社	427	899,972
		株式会社ダイレクトマーケティングミックス	1,152,000	1,787,904
		株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサル ルティング	310,193	155,096
		株式会社JRC	10,000	70,933
		株式会社豆蔵K2TOPホールディングス	23,946	239,460
		株式会社T-Garden	201,829	100,914
		株式会社オリバー	7,654,130	765,413
		SKライフサポート株式会社	4,200,000	420,000
		株式会社ボイジャー	1,050,001	105,000
		計	15,316,916	5,397,394

【債券】

		銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
		営業投資 有価証券	その他 有価証券	株式会社ボイジャー 第1回新株予約権付社債
		サンデン・リテールシステム株式会社 第8回A号無担保社債	241,851	241,851
		計	488,544	488,544

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	265,341	—	—	265,341	83,672	23,001	181,669
工具、器具及び備品	122,313	0	—	122,313	88,899	14,565	33,414
有形固定資産計	387,654	0	—	387,654	172,571	37,566	215,083
無形固定資産							
ソフトウェア	10,720	—	—	10,720	4,969	1,985	5,751
無形固定資産計	10,720	—	—	10,720	4,969	1,985	5,751
長期前払費用	167	—	167	—	—	—	—

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、 日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL： https://www.integralkk.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年 9月1日	インテグラル株式会社 代表取締役 山本礼二郎	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	提出会社	片倉康就	東京都品川区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)6	50,000	250,000 (5) (注)4	新株予約権の権利行使による自己株式の処分
2021年 9月1日	インテグラル株式会社 代表取締役 山本礼二郎	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	提出会社	櫛田正昭	東京都中野区	特別利害関係者等(当社監査役)	25,000	125,000 (5) (注)4	新株予約権の権利行使による自己株式の処分
2021年 9月1日	インテグラル株式会社 代表取締役 山本礼二郎	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	提出会社	本林徹	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社監査役)	15,000	75,000 (5) (注)4	新株予約権の権利行使による自己株式の処分
2022年 3月16日	インテグラル株式会社 代表取締役 山本礼二郎	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	提出会社	仲田真紀子	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	250,000	13,425,000 (53.7) (注)5	新株予約権の権利行使による自己株式の処分
2022年 3月16日	インテグラル株式会社 代表取締役 山本礼二郎	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	提出会社	山崎壯	東京都品川区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	250,000	13,425,000 (53.7) (注)5	新株予約権の権利行使による自己株式の処分
2023年 3月15日	インテグラル株式会社 代表取締役 山本礼二郎	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	提出会社	岸孝達	東京都練馬区	特別利害関係者等(当社子会社の取締役)	25,000	125,000 (5) (注)4	新株予約権の権利行使による自己株式の処分

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロースへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日(2021年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表できるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であり、純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
5. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であり、割引将来キャッシュ・フロー法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
6. 当該株式移動により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。
7. 当社は2023年6月19日開催の取締役会決議により、2023年7月7日付で普通株式1株を10株に株式分割してお

ります。上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割後の数値に換算して記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2021年1月22日	2021年12月30日	2022年3月4日	2023年2月15日
種類	第28回新株予約権 (ストック・オプション)	第29回新株予約権 (ストック・オプション)	第30回新株予約権 (ストック・オプション)	第31回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 204,000株	普通株式 232,000株	普通株式 24,000株	普通株式 195,000株
発行価格	441円 (注) 3、4	1,135円 (注) 3、4	1,135円 (注) 3、4	1,272円 (注) 3、4
資本組入額	220.5円 (注) 3	567.5円 (注) 3	567.5円 (注) 3	636円 (注) 3
発行価額の総額	89,964,000円 (注) 3	263,320,000円 (注) 3	27,240,000円 (注) 3	248,040,000円 (注) 3
資本組入額の総額	44,982,000円 (注) 3	131,660,000円 (注) 3	13,620,000円 (注) 3	124,020,000円 (注) 3
発行方法	2021年1月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2021年12月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2022年2月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2023年2月10日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2022年12月31日であります。
2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 当社は2023年6月19日開催の取締役会決議により、2023年7月7日付で普通株式1株を10株に株式分割しております。これにより、発行数、発行価格、資本組入額、発行価額の総額、資本組入額の総額はそれぞれ調整されており、上記は調整後のものを記載しております。
4. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、割引将来キャッシュ・フロー法により算出した価格を勘案して、決定しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき441円	1株につき1,135円	1株につき1,135円	1株につき1,272円
行使期間	上場日と2023年1月23日のうちいずれか遅い日から2030年12月27日まで	上場日と2024年1月23日のうちいずれか遅い日から2031年12月25日まで	上場日と2024年3月23日のうちいずれか遅い日から2032年2月25日まで	上場日と2025年2月17日のうちいずれか遅い日から2033年2月10日までの間
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項				

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
岸 孝達	東京都練馬区	会社員	25,000	11,025,000 (441)	特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)、当社の従業員
池田 篤穂	兵庫県芦屋市	会社員	25,000	11,025,000 (441)	当社の従業員
石川 章太郎	東京都目黒区	会社員	20,000	8,820,000 (441)	当社の従業員
近藤 隆平	東京都港区	会社員	15,000	6,615,000 (441)	当社の従業員
山崎 保継	神奈川県逗子市	会社員	15,000	6,615,000 (441)	当社の従業員
河野 紘	東京都新宿区	会社員	15,000	6,615,000 (441)	当社の従業員
田邊 慶資	東京都中央区	会社員	15,000	6,615,000 (441)	当社の従業員
木元 章雅	東京都港区	会社員	12,000	5,292,000 (441)	当社の従業員
島本 卓也	東京都江東区	会社員	12,000	5,292,000 (441)	当社の従業員
井上 絢貴	東京都千代田区	会社員	12,000	5,292,000 (441)	当社の従業員
大和田 寛子	東京都港区	会社員	8,000	3,528,000 (441)	当社の従業員
安住 恵里子	東京都江東区	会社員	6,000	2,646,000 (441)	当社の従業員
秋山 望央	東京都台東区	会社員	2,000	882,000 (441)	当社の従業員
鹿野谷 友香	千葉県千葉市	会社員	2,000	882,000 (441)	当社の従業員
小澤 琢磨	神奈川県川崎市中原区	会社員	1,000	441,000 (441)	当社の従業員
都築 啓	東京都千代田区	会社員	1,000	441,000 (441)	当社の従業員
古賀 俊之	東京都港区	会社員	1,000	441,000 (441)	当社の従業員

(注) 当社は2023年6月19日開催の取締役会決議により、2023年7月7日付で普通株式1株を10株に株式分割しております。上記の「割当株数」及び「価格(単価)」は当該分割後の数値に換算して記載しております。また、退職等の理由により権利を喪失したものにつきましては記載しておりません。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
都築 啓	東京都千代田区	会社員	24,000	27,240,000 (1,135)	当社の従業員
石川 章太郎	東京都目黒区	会社員	23,000	26,105,000 (1,135)	当社の従業員
伊志嶺 真	東京都杉並区	会社員	19,000	21,565,000 (1,135)	当社の従業員
小瀧 泰巳	米国イリノイ州	会社員	14,000	15,890,000 (1,135)	当社の従業員
壁谷 潤	東京都中央区	会社員	14,000	15,890,000 (1,135)	当社の従業員
青柳 俊久	東京都新宿区	会社員	14,000	15,890,000 (1,135)	当社の従業員
逢坂 臨太郎	東京都目黒区	会社員	14,000	15,890,000 (1,135)	当社の従業員
大田 智也	東京都千代田区	会社員	14,000	15,890,000 (1,135)	当社の従業員
仲山 德音	東京都新宿区	会社員	11,000	12,485,000 (1,135)	当社の従業員
坂 健太郎	東京都北区	会社員	8,000	9,080,000 (1,135)	当社の従業員
稲田 篤則	東京都渋谷区	会社員	4,000	4,540,000 (1,135)	当社の従業員
常川 陽介	大阪府吹田市	会社員	4,000	4,540,000 (1,135)	当社の従業員
柴田 智久	東京都新宿区	会社員	4,000	4,540,000 (1,135)	当社の従業員
屋城 勇仁	東京都中央区	会社員	4,000	4,540,000 (1,135)	当社の従業員
木元 章雅	東京都港区	会社員	2,000	2,270,000 (1,135)	当社の従業員
島本 卓也	東京都江東区	会社員	2,000	2,270,000 (1,135)	当社の従業員
井上 絢貴	東京都千代田区	会社員	2,000	2,270,000 (1,135)	当社の従業員
山口 成美	東京都江東区	会社員	2,000	2,270,000 (1,135)	当社の従業員

(注) 当社は2023年6月19日開催の取締役会決議により、2023年7月7日付で普通株式1株を10株に株式分割しております。上記の「割当株数」及び「価格(単価)」は当該分割後の数値に換算して記載しております。また、退職等の理由により権利を喪失したものにつきましては記載しておりません。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
白川 あゆみ	東京都新宿区	会社員	14,000	15,890,000 (1,135)	当社の従業員
三橋 優隆	東京都港区	監査役	10,000	11,350,000 (1,135)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 当社は2023年6月19日開催の取締役会決議により、2023年7月7日付で普通株式1株を10株に株式分割しております。上記の「割当株数」及び「価格(単価)」は当該分割後の数値に換算して記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
飯泉 桂子	東京都墨田区	会社員	19,000	24,168,000 (1,272)	当社の従業員
加山 綾一	東京都渋谷区	会社員	19,000	24,168,000 (1,272)	当社の従業員
野村 宗広	東京都文京区	会社員	19,000	24,168,000 (1,272)	当社の従業員
白澤 一希	東京都文京区	会社員	14,000	17,808,000 (1,272)	当社の従業員
脇本 遼平	東京都中野区	会社員	14,000	17,808,000 (1,272)	当社の従業員
吉田 良介	東京都新宿区	会社員	14,000	17,808,000 (1,272)	当社の従業員
高須 久美子	千葉県習志野市	会社員	14,000	17,808,000 (1,272)	当社の従業員
堀口 紘司	東京都港区	会社員	14,000	17,808,000 (1,272)	当社の従業員
山下 昌紀	東京都新宿区	会社員	14,000	17,808,000 (1,272)	当社の従業員
仁平 詩織	東京都渋谷区	会社員	11,000	13,992,000 (1,272)	当社の従業員
佐武 亮	東京都世田谷区	会社員	11,000	13,992,000 (1,272)	当社の従業員
坂 健太郎	東京都北区	会社員	6,000	7,632,000 (1,272)	当社の従業員
壁谷 潤	東京都中央区	会社員	5,000	6,360,000 (1,272)	当社の従業員
堀内 陽介	東京都品川区	会社員	4,000	5,088,000 (1,272)	当社の従業員
伊藤 大亮	東京都千代田区	会社員	4,000	5,088,000 (1,272)	当社の従業員
近藤 隆平	東京都港区	会社員	4,000	5,088,000 (1,272)	当社の従業員
仲山 德音	東京都新宿区	会社員	3,000	3,816,000 (1,272)	当社の従業員
小林 寛生	神奈川県藤沢市	会社員	2,000	2,544,000 (1,272)	当社の従業員
高橋 沙也加	東京都江戸川区	会社員	2,000	2,544,000 (1,272)	当社の従業員
杉尾 健瑠	東京都中野区	会社員	2,000	2,544,000 (1,272)	当社の従業員

(注) 当社は2023年6月19日開催の取締役会決議により、2023年7月7日付で普通株式1株を10株に株式分割しております。上記の「割当株数」及び「価格(単価)」は当該分割後の数値に換算して記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
佐山 展生(注) 1、2、3	東京都渋谷区	10,637,000	35.64
山本 礼二郎(注) 1、4、5	東京都目黒区	9,737,000	32.62
水谷 謙作(注) 1、2、3	東京都世田谷区	2,700,000	9.05
辺見 芳弘(注) 1、2、3、5	東京都千代田区	2,126,000	7.12
片倉 康就(注) 1、6	東京都品川区	850,000 (800,000)	2.85 (2.68)
澄川 恭章(注) 5、6	東京都港区	482,000 (482,000)	1.61 (1.61)
西岡 成浩(注) 7	東京都渋谷区	480,000 (480,000)	1.61 (1.61)
長谷川 聡子(注) 1、5、6	茨城県つくば市	400,000	1.34
後藤 英恒(注) 1、6	東京都小平市	400,000	1.34
仲田 真紀子(注) 1、6	東京都大田区	400,000	1.34
山崎 壯(注) 1、6	東京都品川区	400,000	1.34
竹内 弘高(注) 1、2	東京都港区	300,000	1.01
岸 孝達(注) 3、6	東京都練馬区	50,000 (25,000)	0.17 (0.08)
池田 篤穂(注) 6	兵庫県芦屋市	44,000 (44,000)	0.15 (0.15)
都築 啓(注) 6	東京都千代田区	44,000 (44,000)	0.15 (0.15)
石川 章太郎(注) 6	東京都目黒区	43,000 (43,000)	0.14 (0.14)
豊田 伸恵(注) 6	東京都文京区	30,000	0.10
櫛田 正昭(注) 8	東京都中野区	25,000	0.08
小澤 琢磨(注) 6	神奈川県川崎市中原区	20,000 (20,000)	0.07 (0.07)
古賀 俊之(注) 6	東京都港区	20,000 (20,000)	0.07 (0.07)
稲田 篤則(注) 6	東京都渋谷区	19,000 (19,000)	0.06 (0.06)
常川 陽介(注) 6	大阪府吹田市	19,000 (19,000)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
柴田 智久 (注) 6	東京都新宿区	19,000 (19,000)	0.06 (0.06)
屋城 勇仁 (注) 6	東京都中央区	19,000 (19,000)	0.06 (0.06)
伊志嶺 真 (注) 6	東京都杉並区	19,000 (19,000)	0.06 (0.06)
近藤 隆平 (注) 6	東京都港区	19,000 (19,000)	0.06 (0.06)
堀内 陽介 (注) 6	東京都品川区	19,000 (19,000)	0.06 (0.06)
伊藤 大亮 (注) 6	東京都千代田区	19,000 (19,000)	0.06 (0.06)
壁谷 潤 (注) 6	東京都中央区	19,000 (19,000)	0.06 (0.06)
飯泉 桂子 (注) 6	東京都墨田区	19,000 (19,000)	0.06 (0.06)
加山 綾一 (注) 6	東京都渋谷区	19,000 (19,000)	0.06 (0.06)
野村 宗広 (注) 6	東京都文京区	19,000 (19,000)	0.06 (0.06)
本林 徹 (注) 8	東京都杉並区	15,000	0.05
山崎 保継 (注) 6	神奈川県逗子市	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
河野 紘 (注) 6	東京都新宿区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
田邊 慶資 (注) 6	東京都中央区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
留目 藍 (注) 6	東京都大田区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
高橋 風太 (注) 6	東京都江戸川区	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
巴 竜治 (注) 6	シンガポール	15,000 (15,000)	0.05 (0.05)
木元 章雅 (注) 6	東京都港区	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)
島本 卓也 (注) 6	東京都江東区	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)
井上 絢貴 (注) 6	東京都千代田区	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)
小瀧 泰巳 (注) 6	米国イリノイ州	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)
青柳 俊久 (注) 6	東京都新宿区	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
逢坂 臨太郎(注) 6	東京都目黒区	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)
大田 智也(注) 6	東京都千代田区	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)
白川 あゆみ(注) 6	東京都新宿区	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)
小林 寛生(注) 6	神奈川県藤沢市	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)
仲山 德音(注) 6	東京都新宿区	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)
坂 健太郎(注) 6	東京都北区	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)
白澤 一希(注) 6	東京都文京区	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)
脇本 遼平(注) 6	東京都中野区	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)
吉田 良介(注) 6	東京都新宿区	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)
高須 久美子(注) 6	千葉県習志野市	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)
堀口 紘司(注) 6	東京都港区	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)
山下 昌紀(注) 6	東京都新宿区	14,000 (14,000)	0.05 (0.05)
その他の株主17名	—	87,000 (82,000)	0.29 (0.27)
計	—	29,846,000 (2,596,000)	100.00 (8.70)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(当社の取締役)
3. 特別利害関係者等(当社子会社取締役)
4. 特別利害関係者等(当社代表取締役)
5. 特別利害関係者等(当社子会社代表取締役)
6. 当社又は子会社の従業員
7. 当社又は子会社の元従業員
8. 特別利害関係者等(当社の監査役)
9. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
10. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月9日

インテグラル株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河野 明史

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインテグラル株式会社の連結財務諸表、すなわち、2022年12月31日現在、2021年12月31日現在及び2021年1月1日現在の連結財政状態計算書、2022年12月31日及び2021年12月31日に終了する2連結会計年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について、監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、インテグラル株式会社及び連結子会社の2022年12月31日現在、2021年12月31日現在及び2021年1月1日現在の財政状態並びに、2022年12月31日及び2021年12月31日をもって終了するそれぞれの連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、2022年12月31日及び2021年12月31日に終了する2連結会計年度の連結財務諸表のそれぞれの監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

観察可能でないインプットに基づき純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（非上場資本性投資等）の公正価値測定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】 24. 金融商品 (5) 金融商品の公正価値に記載の通り、2022年12月31日に終了する連結会計年度末現在、連結財政状態計算書において非流動資産の「投資」に計上されている公正価値で測定される金融資産は31,393,768千円である。そのうち、公正価値ヒエラルキーのレベル3に属する観察可能でないインプット（EV/EBITDA倍率及び加重平均資本コスト。以下同じ）に基づき純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（非上場資本性投資等）は28,753,163千円（ポートフォリオへの投資5,143,010千円及び公正価値で評価している子会社への投資23,610,153千円）であり、資産合計34,918,907千円の82%を占めている。</p> <p>観察可能でないインプットに基づき純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（非上場資本性投資等）の測定方法には、【注記事項】 3. 重要な会計方針 (3) 金融商品 ④ 公正価値測定に記載の通り、知識のある自発的な当事者間での最近の独立第三者間取引の利用、ほぼ同様の金融資産の現在の公正価値の参照、割引将来キャッシュ・フロー法及びオプション価格算定モデルが含まれ、信頼性のある見積市場価格を提供することが立証されている場合には、その評価技法を用いている。具体的には、【注記事項】 24. 金融商品 (5) 金融商品の公正価値 ① 公正価値の算定方法に記載の通り、主として割引将来キャッシュ・フロー法及び類似業種比較法である。</p> <p>これらの評価技法に基づく公正価値測定は、評価モデルの選定、投資先企業の事業計画や予算策定の重要な仮定、観察可能でないインプットである各種指標の選定、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響の程度など不確実性の高い見積り要素を多く含んでおり、また、見積り要素の決定に際して経営者の主観的な判断を伴うものである。</p> <p>以上より、観察可能でないインプットに基づき純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（非上場資本性投資等）の公正価値測定を、当監査法人は監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、評価技法の決定、観察可能でないインプットの決定、評価結果の分析、承認手続、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による影響への考慮等を含む非上場資本性投資等の公正価値測定に係る内部統制を理解した。</p> <p>また、当監査法人は、非上場資本性投資等の公正価値測定の妥当性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の評価技法の選択に係る判断の合理性を検討するため、評価技法の選択方針に係る資料の閲覧及び質問を実施した。 ・公正価値の測定において会社が選択した評価モデル及び重要な仮定の適切性を確かめるため、サンプリングにより抽出した銘柄について、当監査法人のネットワーク・ファームに所属する評価の専門家を関与させ、選択した評価モデルが評価実務に合致したものであるか及び公正価値測定にあたり採用した重要な仮定が評価基準日における各々の事象及び条件に照らし、許容される範囲内のものであるかを検討した。 ・公正価値測定に不動産価値を反映している銘柄については、サンプリングにより抽出した不動産評価額の適切性を確かめるため、当監査法人のネットワーク・ファームに所属する評価の専門家を関与させ、会社が利用した専門家の適用した手法及びその主要な査定項目に矛盾がないか検討した。 ・投資先企業の事業計画や予算の策定に係る重要な仮定の合理性を検討するため、使用される当該事業計画や予算について、関連資料の閲覧及び必要に応じて投資担当パートナー等に質問を実施した。また、仮定の重要性を評価するにあたり、感応度分析が必要と判断した場合には、監査人の許容範囲を設定し、経営者の見積額が当該範囲に含まれるかを検討した。 ・投資先企業に係る直近事業年度の財政状態及び経営成績を理解するため、投資先企業の財務諸表を閲覧した。 ・使用される投資先企業の事業計画や予算の合理性及び実現可能性を検討するため、当該事業計画や予算策定の基礎となった重要な仮定の変更の有無、事業計画や予算に対する売上高、EBITDA、その他重要業績評価指標（KPI）の達成状況、資金繰り、財務制限条項への抵触の可能性、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動の停滞の影響等について、会社の評価に係る会議資料と議事録の閲覧、質問及び過去の実績値との比較分析を実施した。 ・会社が選択した評価技法に含まれる各種指標の正確性を検討するため、入手可能な外部データを監査人が直接取得し、会社の採用した指標との照合を実施した。 ・公正価値測定の正確性を検討するため、会社が作成した算定資料における事業計画や予算の金額、投資先企業の財務数値等について根拠資料と照合し、公正価値の再計算を実施した。 ・新規上場の投資先企業について、直近の公正価値評価額と上場時初値の比較及び分析を実施した。

観察可能でないインプットに基づき純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（非上場資本性投資等）の公正価値測定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】 24. 金融商品 (5) 金融商品の公正価値に記載の通り、2021年12月31日に終了する連結会計年度末現在、連結財政状態計算書において非流動資産の「投資」に計上されている公正価値で測定される金融資産は28,577,817千円である。そのうち、公正価値ヒエラルキーのレベル3に属する観察可能でないインプット（EV/EBITDA倍率及び加重平均資本コスト。以下同じ）に基づき純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（非上場資本性投資等）は25,494,655千円（ポートフォリオへの投資3,924,490千円及び公正価値で評価している子会社への投資21,570,165千円）であり、資産合計32,120,170千円の79%を占めている。</p> <p>観察可能でないインプットに基づき純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（非上場資本性投資等）の測定方法には、【注記事項】 3. 重要な会計方針 (3) 金融商品 ④ 公正価値測定に記載の通り、知識のある自発的な当事者間での最近の独立第三者間取引の利用、ほぼ同様の金融資産の現在の公正価値の参照、割引将来キャッシュ・フロー法及びオプション価格算定モデルが含まれ、信頼性のある見積市場価格を提供することが立証されている場合には、その評価技法を用いている。具体的には、【注記事項】 24. 金融商品 (5) 金融商品の公正価値 ① 公正価値の算定方法に記載の通り、主として割引将来キャッシュ・フロー法及び類似業種比較法である。</p> <p>これらの評価技法に基づく公正価値測定は、評価モデルの選定、投資先企業の事業計画や予算策定の重要な仮定、観察可能でないインプットである各種指標の選定、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響の程度など不確実性の高い見積り要素を多く含んでおり、また、見積り要素の決定に際して経営者の主観的な判断を伴うものである。</p> <p>以上より、観察可能でないインプットに基づき純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（非上場資本性投資等）の公正価値測定を、当監査法人は監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、評価技法の決定、観察可能でないインプットの決定、評価結果の分析、承認手続、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大による影響への考慮等を含む非上場資本性投資等の公正価値測定に係る内部統制を理解した。</p> <p>また、当監査法人は、非上場資本性投資等の公正価値測定の妥当性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の評価技法の選択に係る判断の合理性を検討するため、評価技法の選択方針に係る資料の閲覧及び質問を実施した。 ・公正価値の測定において会社が選択した評価モデル及び重要な仮定の適切性を確かめるため、サンプリングにより抽出した銘柄について、当監査法人のネットワーク・ファームに所属する評価の専門家を関与させ、選択した評価モデルが評価実務に合致したものであるか及び公正価値測定にあたり採用した重要な仮定が評価基準日における各々の事象及び条件に照らし、許容される範囲内のものであるかを検討した。 ・公正価値測定に不動産価値を反映している銘柄については、サンプリングにより抽出した不動産評価額の適切性を確かめるため、当監査法人のネットワーク・ファームに所属する評価の専門家を関与させ、会社が利用した専門家の適用した手法及びその主要な査定項目に矛盾がないか検討した。 ・投資先企業の事業計画や予算の策定に係る重要な仮定の合理性を検討するため、使用される当該事業計画や予算について、関連資料の閲覧及び必要に応じて投資担当パートナー等に質問を実施した。また、仮定の重要性を評価するにあたり、感応度分析が必要と判断した場合には、監査人の許容範囲を設定し、経営者の見積額が当該範囲に含まれるかを検討した。 ・投資先企業に係る直近事業年度の財政状態及び経営成績を理解するため、投資先企業の財務諸表を閲覧した。 ・使用される投資先企業の事業計画や予算の合理性及び実現可能性を検討するため、当該事業計画や予算策定の基礎となった重要な仮定の変更の有無、事業計画や予算に対する売上高、EBITDA、その他重要業績評価指標（KPI）の達成状況、資金繰り、財務制限条項への抵触の可能性、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動の停滞の影響等について、会社の評価に係る会議資料と議事録の閲覧、質問及び過去の実績値との比較分析を実施した。 ・会社が選択した評価技法に含まれる各種指標の正確性を検討するため、入手可能な外部データを監査人が直接取得し、会社の採用した指標との照合を実施した。 ・公正価値測定の正確性を検討するため、会社が作成した算定資料における事業計画や予算の金額、投資先企業の財務数値等について根拠資料と照合し、公正価値の再計算を実施した。 ・第三者へ売却した投資先企業について、直近の公正価値評価額と売却額の比較及び分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、2022年12月31日及び2021年12月31日に終了する2連結会計年度の連結財務諸表のそれぞれの監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月9日

インテグラル株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているインテグラル株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、インテグラル株式会社及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年8月9日

インテグラル株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインテグラル株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インテグラル株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

時価のない有価証券（非上場株式等）の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度末現在、貸借対照表上において営業投資有価証券5,363,125千円及びその他の関係会社有価証券4,955,441千円を計上している。そのうち、時価のない有価証券は、営業投資有価証券2,152,047千円及びその他の関係会社有価証券4,955,441千円であり、資産合計13,824,631千円の51%を占めている。</p> <p>財務諸表の【注記事項】（重要な会計方針） 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) その他有価証券（投資事業有限責任組合が保有する有価証券を含む）に記載の通り、時価のない有価証券は移動平均法による原価法で貸借対照表に計上されるが、実質価額が著しく低下し、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、減損処理が行われる。</p> <p>会社の時価のない有価証券の評価において用いる実質価額には、基本的には超過収益力が反映されている。したがって、時価のない有価証券を評価する際には、超過収益力の評価が重要な要素となり、当該超過収益力が反映された実質価額が著しく低下した場合には、減損処理を行う必要がある。</p> <p>よって、実質価額の評価においては、投資先企業の事業計画や予算に対する売上高、利益、その他重要業績評価指標（KPI）の達成状況、株式上場やトレードセール等の実現可能性、売却見込額、資金繰り、財務制限条項への抵触の可能性、ガバナンスの状況及び新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動の停滞の影響等を勘案の上、評価時点における超過収益力の毀損の有無を検討する必要がある。当該超過収益力の評価の基礎となる事業計画や予算は、重要な仮定など不確実性の高い見積り要素を多く含んでおり、また、見積り要素の決定に際して経営者の主観的な判断を伴うものである。</p> <p>以上より、時価のない有価証券の評価を、当監査法人は監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、時価のない有価証券の評価の決定方法、投資委員会におけるモニタリングや承認手続、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大影響の程度の考慮等を含む時価のない有価証券の評価に係る内部統制を理解した。</p> <p>また、当監査法人は、時価のない有価証券の評価の妥当性を検討するため、評価の重要性及び不確実性が相対的に高い銘柄等を抽出し、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の評価に関する判断の合理性を検討するため、評価に係る会議の資料を閲覧した。 ・投資先企業に係る直近事業年度の財政状態及び経営成績を理解するため、投資先企業の財務諸表を閲覧した。 ・投資先企業の事業計画や予算の策定に係る重要な仮定の合理性を検討するため、使用される当該事業計画や予算について、関連資料の閲覧及び必要に応じて投資担当パートナー等に質問を実施した。また、仮定の重要性を評価するにあたり、感応度分析が必要と判断した場合には、監査人の許容範囲を設定し、経営者の見積額が当該範囲に含まれるかを検討した。 ・使用される投資先企業の事業計画や予算の合理性及び実現可能性を検討するため、当該事業計画や予算策定の基礎となった重要な仮定の変更の有無、事業計画や予算に対する売上高、利益、その他重要業績評価指標（KPI）の達成状況、資金繰り、財務制限条項への抵触の可能性、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動の停滞の影響等について、会社の評価に係る会議資料と議事録の閲覧、質問及び過去の実績値との比較分析を実施した。 ・会社が作成した減損額算定の検討資料の正確性を確認するため、投資先企業の財務数値、事業計画値等について根拠資料と照合し、当該検討資料の再計算を実施した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年8月9日

インテグラル株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインテグラル株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インテグラル株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

市場価格のない株式等の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度末現在、貸借対照表上において営業投資有価証券5,885,938千円及びその他の関係会社有価証券6,324,239千円を計上している。そのうち、市場価格のない株式等は、営業投資有価証券2,756,790千円及びその他の関係会社有価証券6,324,239千円であり、資産合計14,712,142千円の62%を占めている。</p> <p>財務諸表の【注記事項】（重要な会計方針） 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) その他有価証券（投資事業有限責任組合が保有する有価証券を含む）に記載の通り、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法で貸借対照表に計上されるが、実質価額が著しく低下し、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、減損処理が行われる。</p> <p>会社の市場価格のない株式等の評価において用いる実質価額には、基本的には超過収益力が反映されている。したがって、市場価格のない株式等を評価する際には、超過収益力の評価が重要な要素となり、当該超過収益力が反映された実質価額が著しく低下した場合には、減損処理を行う必要がある。</p> <p>よって、実質価額の評価においては、投資先企業の事業計画や予算に対する売上高、利益、その他重要業績評価指標（KPI）の達成状況、株式上場やトレードセール等の実現可能性、売却見込額、資金繰り、財務制限条項への抵触の可能性、ガバナンスの状況及び新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動の停滞の影響等を勘案の上、評価時点における超過収益力の毀損の有無を検討する必要がある。当該超過収益力の評価の基礎となる事業計画や予算は、重要な仮定など不確実性の高い見積り要素を多く含んでおり、また、見積り要素の決定に際して経営者の主観的な判断を伴うものである。</p> <p>以上より、市場価格のない株式等の評価を、当監査法人は監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、市場価格のない株式等の評価の決定方法、投資委員会におけるモニタリングや承認手続、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大影響の程度の考慮等を含む市場価格のない株式等の評価に係る内部統制を理解した。</p> <p>また、当監査法人は、市場価格のない株式等の評価の妥当性を検討するため、評価の重要性及び不確実性が相対的に高い銘柄等を抽出し、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 会社の評価に関する判断の合理性を検討するため、評価に係る会議の資料を閲覧した。 • 投資先企業に係る直近事業年度の財政状態及び経営成績を理解するため、投資先企業の財務諸表を閲覧した。 • 投資先企業の事業計画や予算の策定に係る重要な仮定の合理性を検討するため、使用される当該事業計画や予算について、関連資料の閲覧及び必要に応じて投資担当パートナー等に質問を実施した。また、仮定の重要性を評価するにあたり、感応度分析が必要と判断した場合には、監査人の許容範囲を設定し、経営者の見積額が当該範囲に含まれるかを検討した。 • 使用される投資先企業の事業計画や予算の合理性及び実現可能性を検討するため、当該事業計画や予算策定の基礎となった重要な仮定の変更の有無、事業計画や予算に対する売上高、利益、その他重要業績評価指標（KPI）の達成状況、資金繰り、財務制限条項への抵触の可能性、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う経済活動の停滞の影響等について、会社の評価に係る会議資料と議事録の閲覧、質問及び過去の実績値との比較分析を実施した。 • 会社が作成した減損額算定の検討資料の正確性を確認するため、投資先企業の財務数値、事業計画値等について根拠資料と照合し、当該検討資料の再計算を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

